

次期本庄市総合振興計画（素案）

序論

基本構想

＜平成30年度～平成39年度＞

前期基本計画

＜平成30年度～平成34年度＞

平成 年 月

本庄市

目次

第1部 序論

第1章 計画策定の趣旨

- 1 計画策定の趣旨..... 1
- 2 総合振興計画の策定の視点 1

第2章 計画の構成と役割

- 1 基本構想の役割と期間..... 2
- 2 基本計画の役割と期間..... 2
- 3 実施計画の役割と期間..... 2
- 4 総合振興計画と個別計画の関係 3

第3章 本庄市を取り巻く社会経済情勢

- 1 少子高齢化・人口減少社会の到来 4
- 2 安全・安心意識の高まり 5
- 3 高度情報化とグローバル化の進展 5
- 4 経済状況の変化..... 6
- 5 環境・エネルギー分野への意識の高まり 6
- 6 雇用環境の変化..... 6
- 7 まち・ひと・しごと創生の推進 7
- 8 地方分権・広域行政の推進 7
- 9 持続可能な都市の実現..... 8
- 10 市民協働の推進..... 8

第4章 本庄市の概況と課題

- 1 本庄市の概況 9
- 2 市民の意識..... 18
- 3 まちづくりの主要課題..... 21

第2部 基本構想

第1章 基本構想

- 1 まちづくりの基本理念..... 24
- 2 本庄市の将来像..... 26

第2章 将来フレーム

- 1 将来人口..... 27
- 2 土地利用構想..... 28

第3章 政策大綱..... 31

第3部 基本計画

序章

- 1 基本計画の目的..... 33
- 2 基本計画の期間..... 33
- 3 基本計画の進行管理..... 33
- 4 分野別施策の見方..... 34
- 5 施策体系図..... 35

第1章 健康福祉分野 みんなで支え合い、健やかにいきいきと暮らせるまち

- 1 子ども・子育て支援..... 36
- 2 健康づくりの推進..... 39
- 3 医療体制の充実..... 43
- 4 地域福祉の推進..... 46
- 5 高齢者福祉の充実..... 49
- 6 障害者福祉の推進..... 52
- 7 生活困窮者等の支援..... 55

第2章 教育文化分野 未来を拓く人を育み、歴史と文化の薫るまち

1 確かな学力と自立する力の育成	58
2 豊かな心と健やかな体の育成	61
3 教育環境の整備	64
4 生涯学習の活発化	66
5 文化財の保護と活用の推進	69
6 生涯スポーツ・レクリエーションの促進	72

第3章 経済環境分野 持続可能で活力に満ちた、にぎわいと魅力のあるまち

1 農林業の振興	75
2 商業の振興	79
3 工業の振興	82
4 観光の振興	85
5 勤労者対策の推進と消費者の安全と利益の確保	88
6 環境対策の充実	90
7 廃棄物の処理とリサイクル	93

第4章 都市基盤分野 人にやさしい、快適で美しく住みやすいまち

1 計画的なまちづくり	96
2 居住環境の整備	99
3 道路・河川の整備と維持管理	102
4 交通サービスの充実	105
5 水道水の安定供給	108
6 下水道施設等の充実	110
7 都市公園の整備と緑の保全	113

第5章 市民生活分野 市民だれもが活躍し、安全に生活できるまち

1 市民との協働によるまちづくりの推進	116
2 人権を尊重する社会の実現	118
3 危機管理体制の強化	121
4 防犯対策の推進.....	124
5 交通安全対策の推進	126
6 市民サービスの向上	128

第6章 行財政経営分野 市民の信頼に応える行財政経営を進めるまち

1 市政情報の提供の充実と市政に対する市民参加の推進.....	130
2 効率的・効果的な行政経営の推進	133
3 早稲田大学との基本協定に基づく施策の推進	137
4 電子自治体の推進.....	139
5 自主性・自立性の高い財政運営の確立	141

第7章 政策連携プラン

政策連携プランの考え方	144
1 本庄版ネウボラ プラン	145
2 まちなか再生 プラン.....	147
3 本庄ブランド確立 プラン	149
4 健康・安全・安心 プラン	151
5 埴保己一 プラン	153

資 料 編

資料Ⅰ 基本計画 主な事業一覧.....	156
----------------------	-----



第 1 部

序論

第 1 章 計画策定の趣旨

1 計画策定の趣旨

本市は、平成 20 年度に本庄市総合振興計画を策定し、将来像「あなたが活かす、みんなで育む、安全と安心のまち 本庄 ～世のため、後のため～」の実現に向け、計画に基づく行政経営に取り組んできました。この間、少子高齢化・人口減少の一層の進展や自然災害の増大に対する安全安心意識の高まり、ICT※の高度化・多様化など社会経済情勢は急速に変化してきました。

こうした中、様々な課題に対応し、時代に即した施策展開を図るため、新たな10年後（平成39年度（2027年度））の本庄市を見据えた総合振興計画を策定しました。

基本構想に掲げる将来像「あなたと活かす みんなで育む 歴史と教育のまち 本庄 ～世のため、後のため～」の実現を目指します。

2 総合振興計画の策定の視点

（１）市民が参加する計画

市民満足度の高いまちを創出するため、市民の期待や要望の把握に努め、計画内容に積極的に反映させることとしました。市民アンケート調査、市民ワークショップの実施、公募市民参加による審議会の開催、パブリックコメントの実施などを通じて、本計画を策定しました。

（２）進行管理と実効性の確保

まちづくりの将来像を確実に実現するため、施策や事業によって生み出される成果やコストを意識し、「計画（PLAN）」「実行（DO）」「評価（CHECK）」「改善（ACTION）」（PDCA サイクル）の進行管理を行います。

また、本計画の施策に対して、成果指標を設定し市民が求める尺度や具体的に達成すべきことを分かりやすく示して実効性を高めた計画としています。

※ ICT：Information and Communication Technology の略語で、情報処理や通信に関連する技術、産業、設備、サービスなどの総称

第 2 章 計画の構成と役割

本庄市総合振興計画は、基本構想、基本計画、実施計画の 3 層により構成します。それぞれの役割と期間を次のように定めました。

1 基本構想の役割と期間

基本構想は、本市が目指すまちづくりの姿「将来像」と、まちづくりの基本的な考え方「基本理念」を示すとともに、将来像の実現に向けた政策の柱である「政策大綱」を定め、基本計画の指針としての役割を果たします。

基本構想の計画期間は、平成 30 年度（2018 年度）を初年度とし、平成 39 年度（2027 年度）を最終年度とする 10 年間とします。

2 基本計画の役割と期間

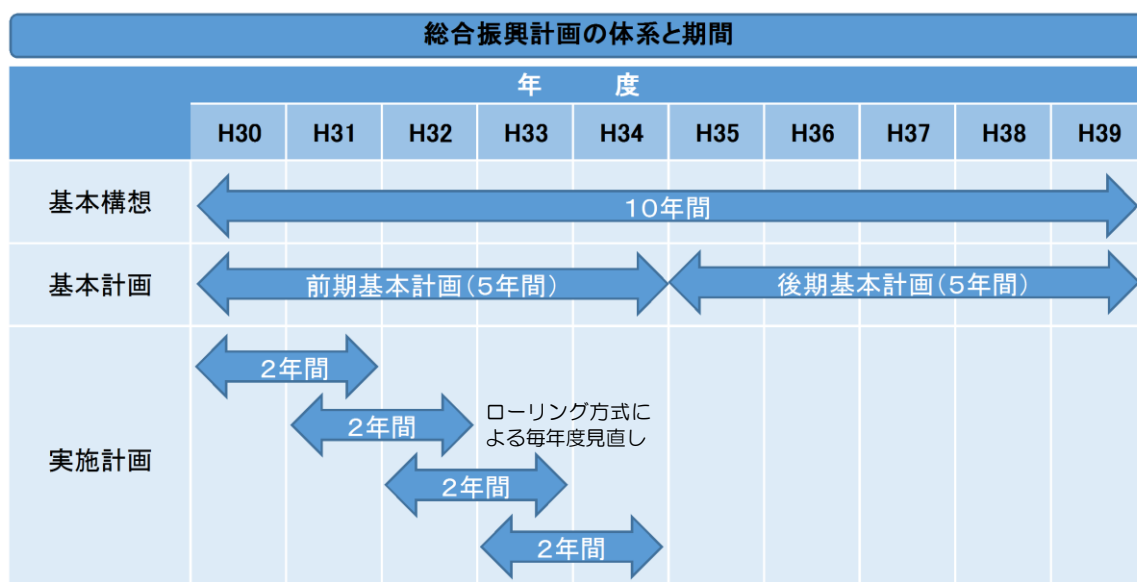
基本計画は、基本構想に掲げられた将来像の実現に向けたまちづくりの取組方針としての役割を果たします。基本構想の政策大綱に基づき、分野ごとの主要な施策を体系的に表すとともに、成果指標を具体的に明示し、市民の視点に立った成果重視の基本計画とします。

基本計画の計画期間は、将来の社会経済情勢の変化に対応した計画とするため、5 年間とします。平成 30 年度（2018 年度）から平成 34 年度（2022 年度）までを前期基本計画、平成 35 年度（2023 年度）から平成 39 年度（2027 年度）までを後期基本計画とします。

3 実施計画の役割と期間

実施計画は、基本計画の施策を具体的な事業として実施するための事業計画です。この計画は、行政評価を用いた事業の優先順位に基づくものとし、毎年度の予算編成及び事業実施の指針となる役割を果たします。

法改正や財政状況、社会経済情勢の変化、緊急性を判断しながら、2 年間の計画をローリング方式により毎年度見直すことによって、実効性の高い計画とします。

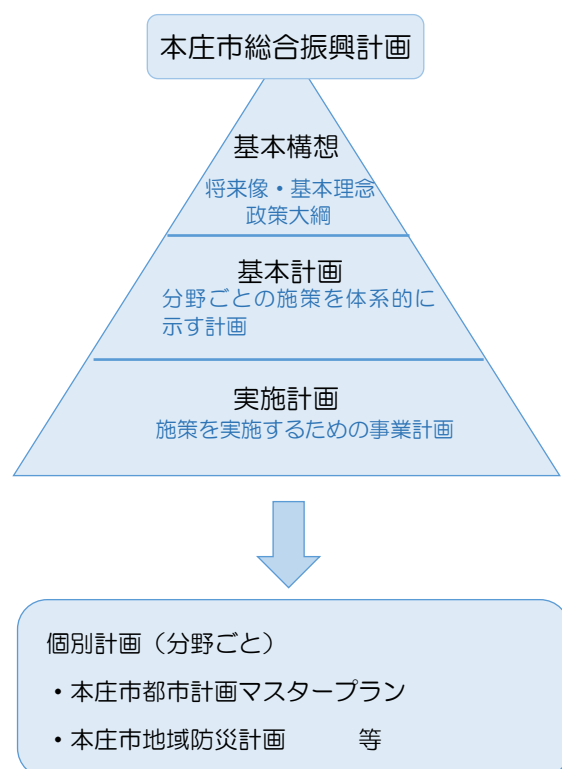


4 総合振興計画と個別計画の関係

総合振興計画は本市の将来を長期的な視点に立って見通し、行政経営を総合的かつ計画的に行うために策定するものです。

また、本市の各分野におけるまちづくりの計画の中で最上位に位置づけられる計画であり、まちづくりの総合的な指針を示すものです。

個別計画は、法令等に基づきそれぞれの個別の分野において策定される大綱・構想・計画・方針などであり、最上位計画である総合振興計画に則し、分野ごとの施策の展開等を明らかにするものです。



第3章 本庄市を取り巻く社会経済情勢

1 少子高齢化・人口減少社会の到来

我が国の人口は、平成20年の1億2,808万人をピークとして、人口減少が始まっており、平成29年の国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口によれば、平成41年（2029年）には、1億2000万人を下回り平成65年（2053年）には1億人を下回ると推計されています。

年少（15歳未満）人口の割合は、平成27年の12.5%から減少を続け、平成41年（2029年）には11.1%、平成65年（2053年）には10.5%、平成77年（2065年）には、10.2%まで減少すると推計されています。

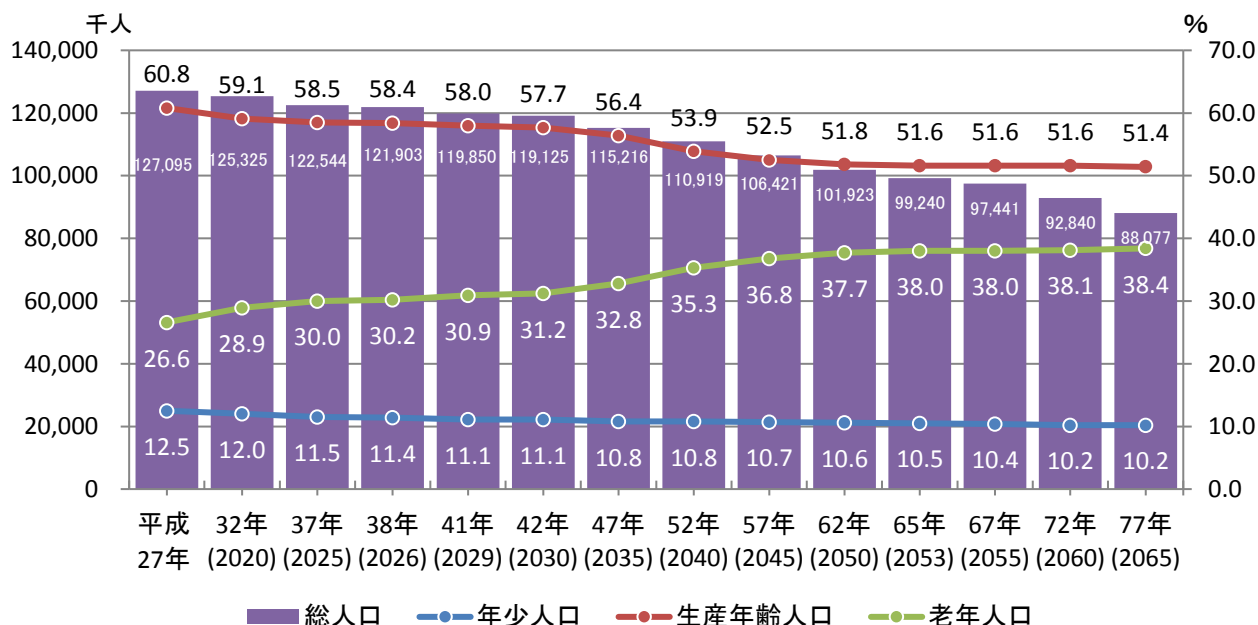
また、生産年齢（15～65歳未満）人口の割合も、平成27年の60.8%から減少を続け、平成41年（2029年）には58.0%、平成65年（2053年）には51.6%、平成77年（2065年）には51.4%になると推計されています。

一方、老年（65歳以上）人口の割合は、平成27年の26.6%から上昇を続け、平成41年（2029年）には30.9%、平成65年（2053年）には38.0%、平成77年（2065年）には38.4%へと拡大していくと推計されています。

少子高齢化・人口減少による国内消費の減少や社会保障経費の増加、公共サービス・地域コミュニティ機能の低下など、経済活動や社会活動の縮小が懸念されています。

こうした状況を打開するため、若い世代が安心して子どもを生み育てることができる就労・結婚・子育て・教育環境づくりに取り組むとともに、東京圏から地方へ移住による新しい人の流れを創出する必要があります。

また、高齢者が、住み慣れた地域において、健康でいきいきと暮らせる社会の構築が求められています。



出典：日本の地域別将来推計人口
国立社会保障・人口問題研究所

2 安全・安心意識の高まり

近年、東日本大震災や熊本地震といった大規模地震、台風などによる豪雨、洪水などの自然災害が多発し、国民生活や日本経済において甚大な影響をもたらす事態が発生していることから、国民の防災意識が高まっています。災害に対する備えとして自分の安全を自らが守る自助や自分たちのまちを自分たちで守る共助への取組が重要となっています。

また、国際的には、日本周辺の緊張状態や、国際テロ、凶悪犯罪、国内では、振り込め詐欺などの生活を脅かす要因が増加し、安全・安心に対する意識も高まっています。

地域においても個人主義の浸透による人間関係の希薄化や核家族や単身世帯の増加などにより、虐待やひきこもり、孤独死、自殺などの問題が発生していることから、行政と関連団体との連携を強化し、見守り活動の充実など社会全体で安全・安心の確保に取り組むことの大切さが再認識されています。また、周産期の女性や小児、高齢者などが安心して医療サービスを受けることができる適切な医療体制の構築が必要とされています。

3 高度情報化とグローバル化の進展

スマートフォンやタブレット端末などを利用したモバイル通信[※]の拡大やクラウドサービス[※]の発達など ICT は飛躍的に進展しています。SNS[※]等の様々なサービスを利用したコミュニケーションが日常的に行われるようになるなど、市民の身近な生活の中にも ICT が深くかつ急速に浸透してきています。さらに今後は、あらゆるモノをインターネットにつなげる IoT[※]が普及するとともに、医療、介護、サービス、エネルギーなど様々な分野でビッグデータ[※]や人工知能、ロボットの活用が期待されています。

また、国境を越えた物・情報・人の移動は、さらに活発化し、経済、技術、文化を含めたあらゆる分野で相互作用を及ぼすグローバル化が進展しています。

高度情報化とグローバル化の進展に対し、幅広い知識や国際的視野を持ち、個人や社会の多様性を尊重しつつ、協働して課題解決を行う人材を育成することや、情報セキュリティの確保等の課題に対応していくことが必要となっています。

※ モバイル通信：可搬性に優れた端末による、外出先でも利用可能な通信の総称

※ クラウドサービス：インターネットを経由して、ソフトウェア、ハードウェア、データベース、サーバーなどの各種リソースを利用するサービスの総称

※ SNS：Social Networking Service の略語で、人と人とのつながりを促進・支援する、コミュニティ型の Web サイトおよびネットサービスの総称

※ IoT：Internet of Things の略語で、あらゆる物がインターネットを通じてつながることによって実現する新たなサービス、ビジネスモデル、またはそれを可能とする要素技術の総称

※ ビッグデータ：事業に役立つ知見を導出するためのデータ

4 経済状況の変化

我が国の経済は、グローバル化の進展により、世界経済の動向の影響を受けやすくなっており、新興国・資源国経済の脆弱性といったリスクや英国の EU 離脱など世界経済の先行きに関する不透明感が高まる中、経済の好循環を確立していくことが課題となっています。

近年、政府が円高・デフレ対策をはじめとする経済政策を打ち出したことにより、ゆるやかな景気回復基調が続いていますが、個人消費や設備投資が力強さを欠くなど経済の所得面から支出面への波及には遅れがみられていることや、地方経済の停滞、消費税がさらに増税された場合の消費抑制などの懸念により、楽観視できない状況が続いています。

5 環境・エネルギー分野への意識の高まり

地球温暖化や生物多様性の損失などは、持続可能な社会の実現のため解決すべき人類共通の課題であり、それらに対する多くの取組が国際的に進められています。

我が国でも、温室効果ガスの削減の取組や生物多様性の保全等を進めるとともに、東日本大震災における原子力発電所事故により発生した放射性物質による環境汚染などを背景として、大規模集中型の電力を中心としたエネルギー供給体制から原子力や化石燃料のみに依存しない自然エネルギーを活用した自立・分散型のエネルギー供給体制への転換による低炭素エネルギー社会への移行を促す気運が高まっています。

また、自然環境や生態系を保全するとともにごみの排出量の削減、家庭や事業所などにおける省エネルギーの一層の推進など良好な環境を構築することが必要とされています。

6 雇用環境の変化

我が国の社会経済における特徴的な動向として、非正規雇用者の増加があります。平成 2 年に 881 万人だった非正規雇用者数は、平成 28 年に 2,016 万人と 2 倍以上の増加となりました。男女別にみると、男性が 648 万人、女性が 1,367 万人と女性の割合が非常に高い状況にあります。非正規雇用者は 20 歳から 59 歳の女性と 60 歳以上を中心に増加していることから、女性や高齢者などの非正規雇用者の勤労意欲に見合った雇用環境を整備していくことが求められています。

また、人口減少社会の中でも経済の持続的な成長を実現するために、女性・若者が活躍しやすい環境整備を進める「働き方改革」や年齢に関わりなく活躍し続けられる「生涯現役社会」の実現に向けた社会環境を整えることが必要とされています。

7 まち・ひと・しごと創生の推進

我が国における人口減少、高齢化は顕著なものとなっており、労働力の不足や消費市場の縮小により、地方における経済の縮小や社会の減退が懸念されています。そこで国は、これまでの東京圏への人口の集積を是正し、将来にわたって活力のある日本社会を維持していくために、「まち・ひと・しごと創生法」を平成26年11月に制定し、同年12月には、人口の現状と将来の姿、今後の目指すべき将来の方向性を示した「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」、平成27年度から平成31年度（2019年度）までの施策の基本的方向、具体的な施策や目標をまとめた「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を示しました。

国と地方自治体で「①地方における安定した雇用を創出する」「②地方への新しいひとの流れをつくる」「③若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」「④時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する」ことを着実に進めていく必要があります。

8 地方分権・広域行政の推進

少子高齢化社会の到来により社会保障経費が増加し、国・地方自治体ともに財政的に厳しい状況が続く中、持続的で安定的な行政経営を行っていく必要があります。地方自治体が独自の発想で地域の特性を活かしたまちづくりを進め、住民サービスの向上や行政経営の効率を高めるために、国から地方への権限移譲や地方に対する義務付け・枠付けを見直す地方分権改革が推進されています。

平成23年には「地方自治法の一部を改正する法律」が施行され、基本構想策定に関する法的義務付けが廃止されたほか、平成25年以降は、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」により、事務・権限の移譲等がさらに進み、「地方が選ぶことができる地方分権改革」の流れが定着してきています。

地方自治体の役割が大きくなる中で、市民の多様なニーズに応えるには行政機能を高めるとともに、市域を超えた広域連携が必要です。

9 持続可能な都市の実現

我が国の人口は、戦後一貫して増加してきましたが、平成20年をピークに減少に転じています。

これまでのまちづくりは、人口増加を前提条件に取り組んできましたが、今後は、「成熟社会における少子高齢化や人口減少」という時代背景の中で、効率的な都市経営を行っていく必要があります。

今後、さらに人口減少が続いていくと、市街地の拡大による人口密度の低下、都市活動が非効率になることによる行政コストの増加、まちの活力低下による税収の低下など、財政面及び経済面においても様々な問題が懸念されます。

そのためには、集約型都市構造[※]を構築し、持続可能な都市を実現していくことが必要となります。

10 市民協働の推進

少子高齢化、核家族化の進行や、人間関係の希薄化などにより、地域のコミュニティ機能の低下が懸念されています。防犯や福祉分野では、自治会、コミュニティ団体等を中心に見守り活動などが継続して行われていますが、少子高齢社会の中で地域の活力向上や多様化・複雑化する社会的課題に対応するために、新しいボランティア団体の育成や NPO 法人との連携を進めるとともに市民一人ひとりが力を発揮し、行政とのパートナーシップをより深め、地域の担い手となって課題が解決できるような仕組みづくりが必要とされています。

[※] 集約型都市構造：市街地の無秩序な拡大を抑制し、居住機能や公共公益、医療、福祉、子育て、商業等の都市機能を集積させる拠点とその他の地域を公共交通ネットワークで連携させる都市構造

第4章 本庄市の概況と課題

1 本庄市の概況

(1) 自然環境

①位置・地勢

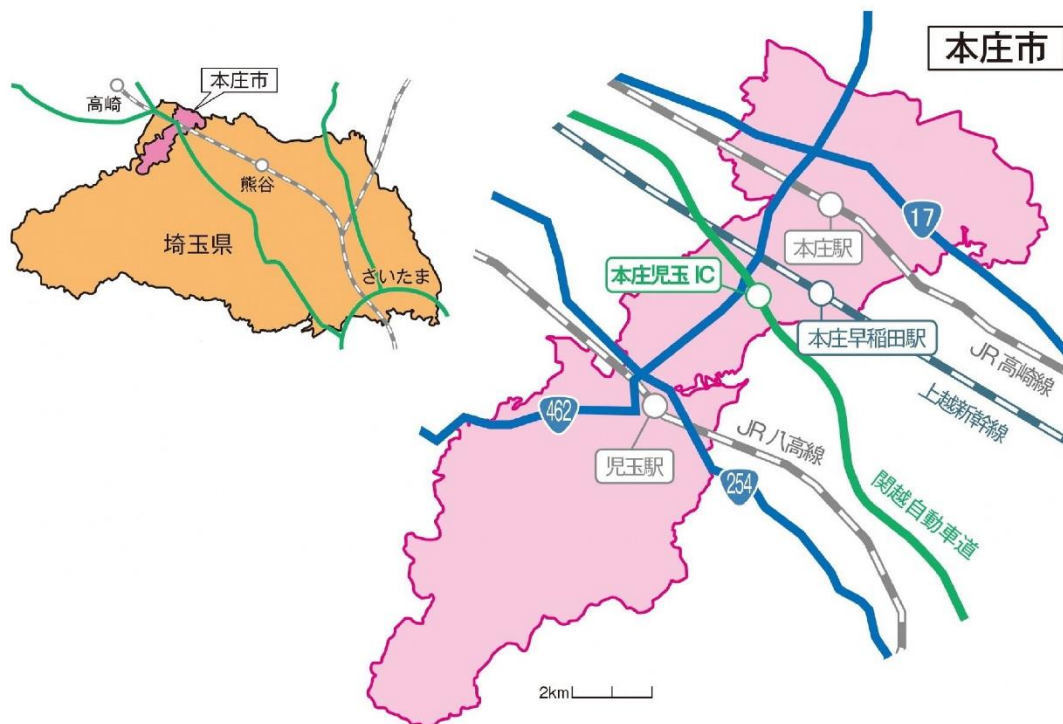
本市は、東京から80km圏、埼玉県内の西北に位置し、面積は89.69km²、人口は約7万8千人です。東は深谷市、西は上里町・神川町、南は美里町・長瀬町・皆野町、北は利根川をはさんで群馬県伊勢崎市に接しています。

自然災害は少なく、気候は夏に雨量が多く、冬に少ない東日本型気候であり、水と緑豊かな自然環境に恵まれた地域です。

本市は、JR高崎線、JR八高線、上越新幹線、関越自動車道本庄児玉インターチェンジや国道17号・254号・462号などの主要道が縦横に走り、東京と上信越・北陸方面を結ぶ交通の要衝となっています。平成16年3月の上越新幹線本庄早稲田駅の開業に伴い、本市と東京駅は約50分で結ばれています。

②自然地形

本市の地形は、北部から中央部の平地部分と南西部の山地部分に大別されます。北部から中央部の地形は概ね平坦で安定した地盤を有しており、北部の利根川沿いには肥沃な沖積平野が広がっています。また、長瀬町などとの境界に近い南西部は、陣見山などの500m級の山々が連なる山林地です。



(2) 歴史環境

埼玉県北部に位置する本市は、赤城山や榛名山をはじめ五州の山並みが遠望できる風光明媚な土地です。この土地に最初に訪れた人々は、今から約2万年前の旧石器時代の狩人たちでした。その後の縄文、弥生、古墳の各時代においても定住する人々が増加し、彼らが残した遺跡である埋蔵文化財包蔵地は県下有数で、500 か所余りを数えます。小島の「前の山古墳」から出土した、全国的にも珍しい笑う表情を持つ「盾持人物埴輪」は、本市マスコット「はにぼん」のモデルとなっています。

奈良時代には、現在の本庄市域の大半が武蔵国児玉郡に編入され、平安時代の終わりごろには武蔵七党のひとつである児玉党が勃興しました。

鎌倉時代になると史料に「本庄」の地名があらわれるようになります。市内の各地に残る「鎌倉街道」は、この地域が交通の要衝であったことを物語っています。

室町時代の末期には、児玉町八幡山にやまのうち うえすぎ関東管領・山内上杉氏によってきじがおかしょう雉岡城が築城され、東五十子には五十子陣も設営されました。

戦国時代には、児玉党の末裔とされる本庄実忠が現在の市役所付近に本庄城を築きます。また、ごほうじょう雉岡城も後北条氏の城となりました。これらの城は、戦国時代末期から江戸時代のはじめにかけて落城や転封のため、城主の交替などがあり、廃城となりました。

江戸時代のはじめ、本庄城の南に新たに中山道が整備され、また雉岡城の東には鎌倉街道をもとにわきおうかんなわごえみち中山道脇往還川越道が整備されました。中山道本庄宿はにぎわいをみせ、天保年間には、中山道最大の宿場町に発展しました。児玉町保木野出身の盲目の国学者・塙保己一は江戸に出て大いに活躍し、古代から江戸時代初期にいたるまでの古書を集成した叢書『群書類従』の刊行や国学の研究の場として「和学講談所」を創設するなどの偉大な事業を成し遂げました。

明治の近代化とともに、江戸時代から盛んだった養蚕業を基礎に、本庄町に生繭の市場が開設されました。この養蚕業の発展に尽力したきむら くそう木村九蔵は、養蚕伝習所（競進社模範蚕室）を児玉町に設立しました。また、近代産業の振興に貢献した実業家のもろい つねへい諸井恒平や、社会思想家であるいしかわ石川三四郎も輩出しています。

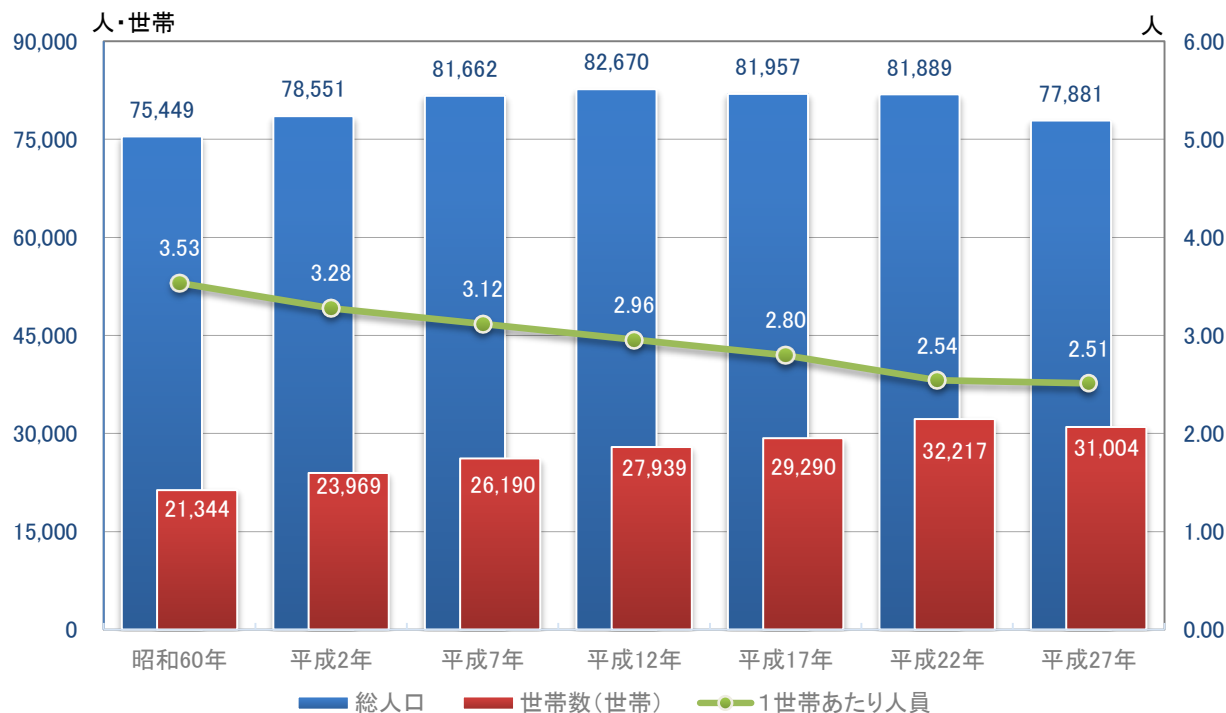
明治22年、町村制施行により児玉郡本庄町と児玉郡児玉町が誕生し、周辺でも村制が施行されました。

戦後になると、本庄町とその周辺の村々は合併して本庄市となり、また、児玉町と周辺の村々も合併により児玉郡児玉町となりました。平成18年1月10日に両市町は合併し、新本庄市が誕生しました。

(3) 社会環境

①総人口・世帯数の推移

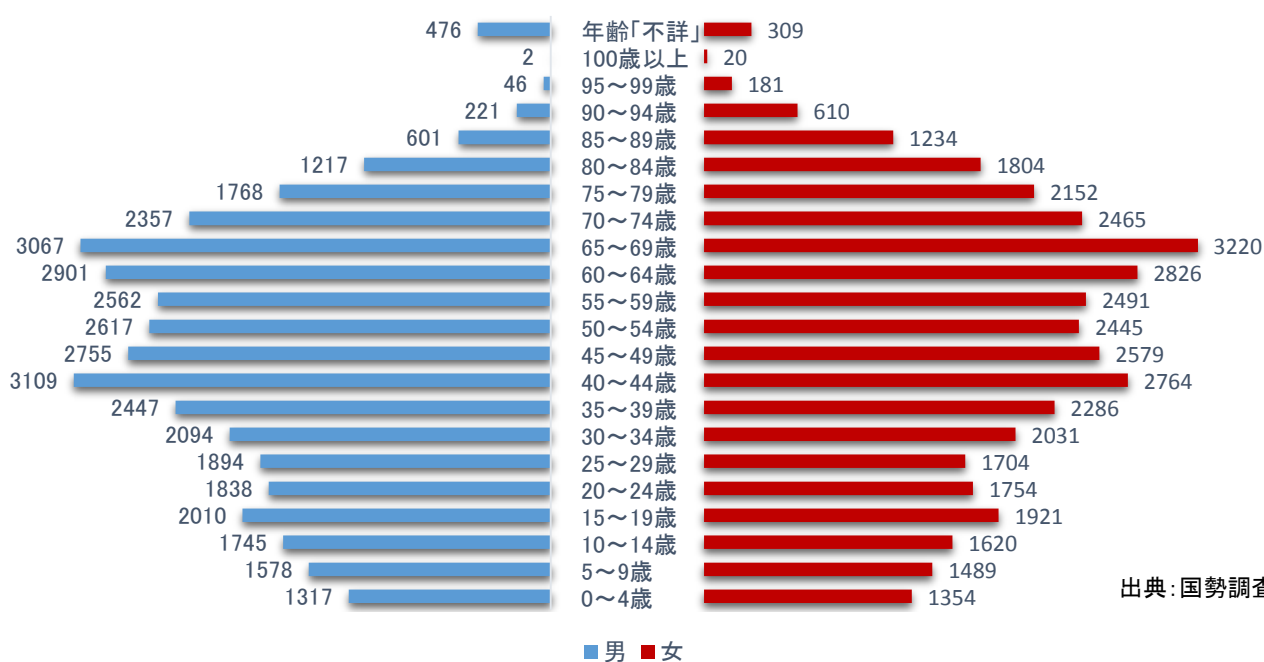
総人口は、平成12年の82,670人をピークに減少へ転じ、平成27年には77,881人と15年間で約6%減少しています。1世帯あたりの人員は、昭和60年の3.53人から平成27年には2.51人と落ち込んでいます。



平成17年以前の数値は、合併前の旧本庄市・旧児玉町の合算

出典: 国勢調査

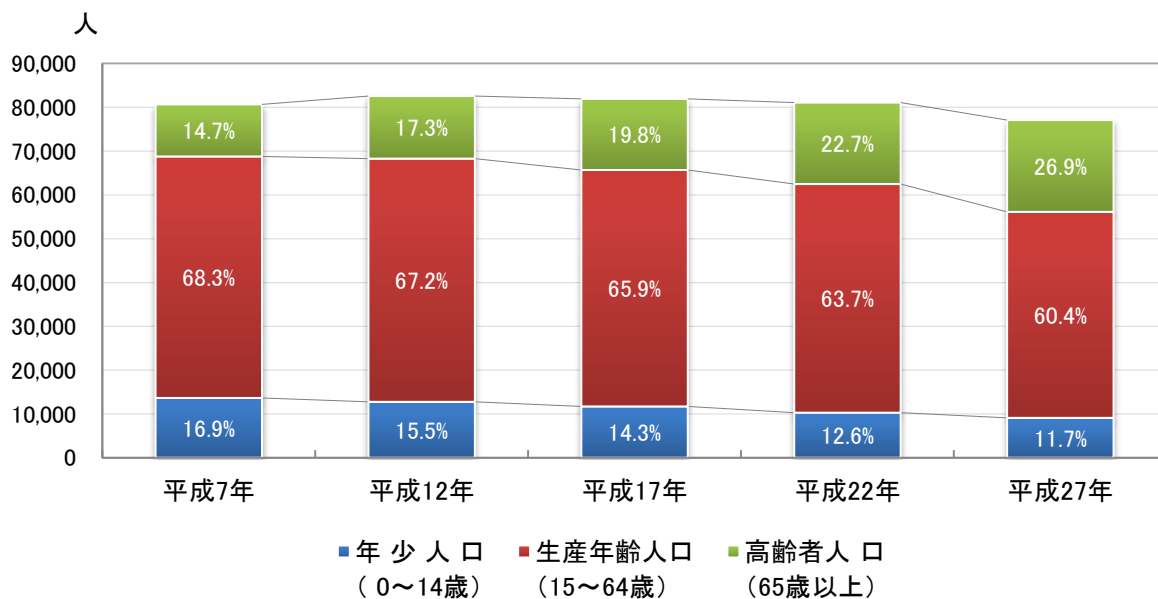
平成27年 年齢5歳階級・男女別人口(人)



出典: 国勢調査

②年齢別人口の推移

年齢3区分別人口を見ると、年少人口・生産年齢人口は、平成7年以降一貫して減少傾向にあります。高齢者人口は平成7年以降一貫して増加傾向にあり、平成27年時点では、全人口の26.9%を占め、超高齢化社会（高齢化率21%超）に突入しています。



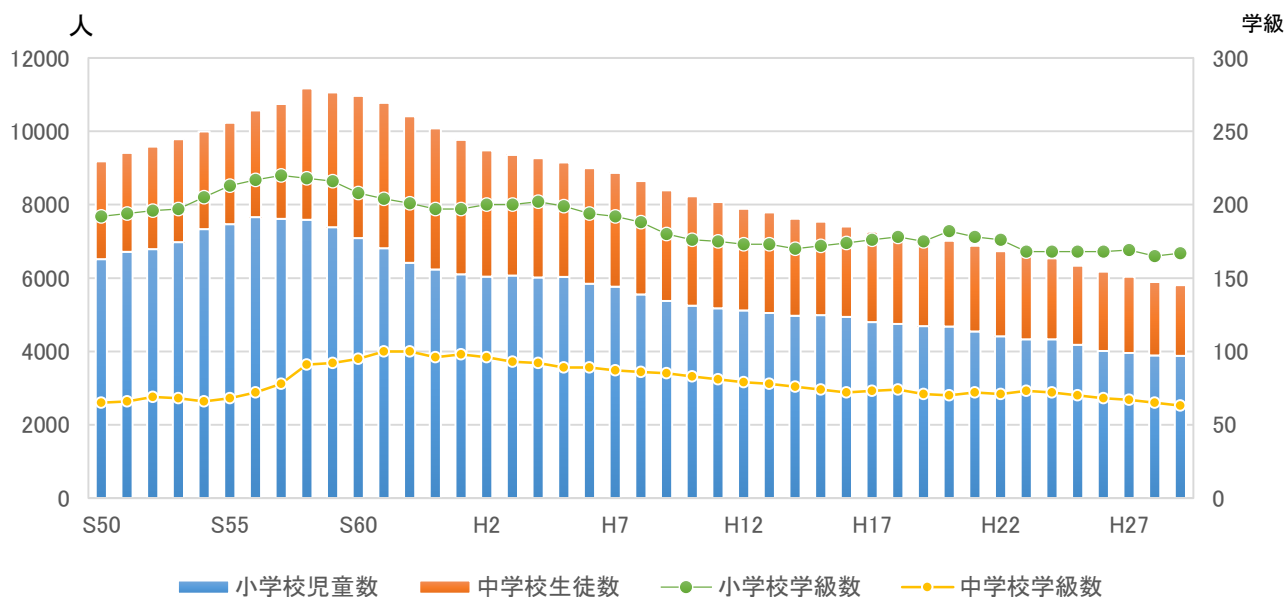
平成17年以前の数値は、合併前の旧本庄市・旧児玉町の合算

出典: 国勢調査

③児童・生徒数の推移

小学校児童数・中学校生徒数の総数は、昭和58年をピークに減少に転じています。

平成29年5月時点で小学校は、児童数3,878人、学級数167学級、中学校は、生徒数1,928人、学級数63学級となっています。



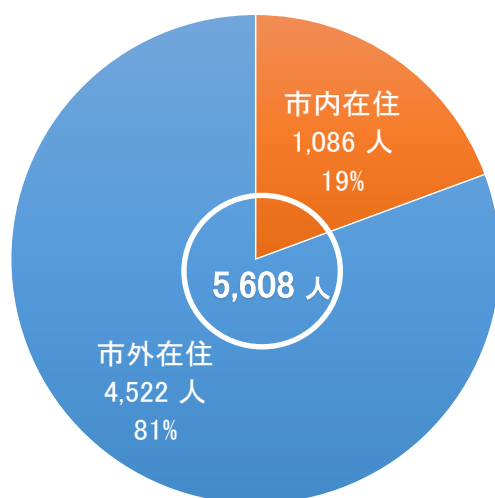
平成17年以前の数値は、合併前の旧本庄市・旧児玉町の合算

出典: 本庄市

④ 6つの高等学校と生徒の居住地

市内には、児玉白楊高等学校、本庄高等学校、児玉高等学校、本庄第一高等学校、本庄東高等学校、早稲田大学本庄高等学院の6つの高等学校があります。

市調査によると、市内在住の生徒の割合は19%となっています。



出典：本庄市調査による
平成 29 年 5 月 1 日時点
※学生寮の生徒は市外在住に含む

⑤ 平均寿命・健康寿命

本市の平均寿命※は、男性が 78.80 年、女性が 85.57 年と女性のほうが約 7 年長くなっています。埼玉県と比較すると、男性は約 1.5 年、女性は約 0.8 年短くなっています。

また、65 歳健康寿命※は、男性が 16.59 年、女性が 19.92 年となっており、女性の健康寿命は男性よりも約 3 年長くなっています。

単位：年、要介護等認定率は%

平成27年	総数		男		女	
	埼玉県	本庄市	埼玉県	本庄市	埼玉県	本庄市
平均寿命(0 歳平均余命)	—	—	80.28	78.80	86.35	85.57
65 歳平均余命	—	—	18.94	18.21	23.70	23.21
65 歳健康寿命	—	—	17.19	16.59	20.05	19.92
要介護等認定率(65 歳以上)※	14.2%	15.7%	10.5%	11.3%	17.4%	19.2%

出典：地域の現状と健康指標 平成 28 年度版 埼玉県・本庄市

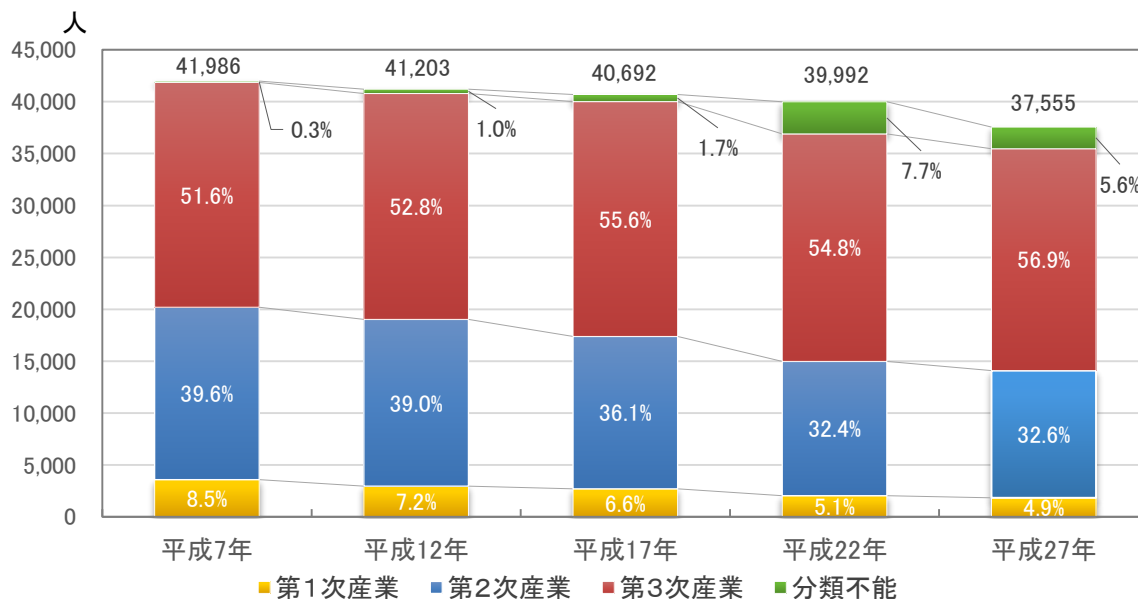
※ 平均寿命：ある年齢の人がその後生存する平均年数

※ 健康寿命：65 歳以上の人が健康で自立した生活を送る期間、具体的には介護保険制度の要介護 2 以上に認定された時点を障害発生時点と考えると、それまでの期間を指す

※ 要介護認定率（65 歳以上）：65 歳以上の人における「要支援 1」から「要介護 5」の認定率

⑥産業別就業者人口の推移

就業者総数は、平成7年以降一貫して減少傾向にあります。就業者総数に占める産業別人口の割合を見ると、第3次産業の占める割合が最も大きく、50%を超えています。

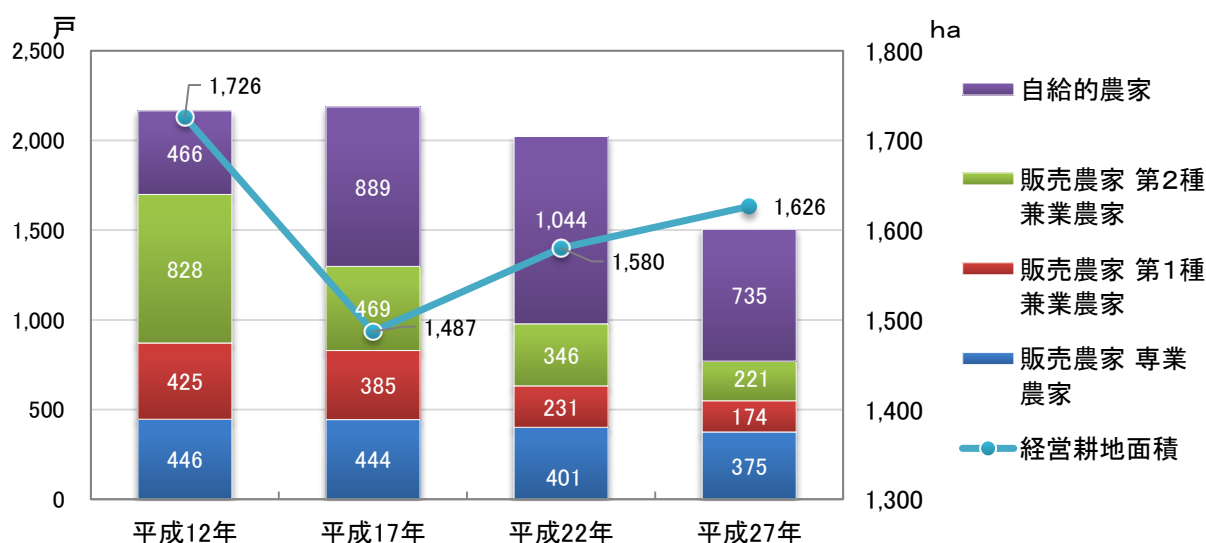


平成17年以前の数値は、合併前の旧本庄市・旧児玉町の合算

出典: 国勢調査

⑦農家数・経営耕地面積の推移

総農家数は、平成12年から平成17年にかけて増加したものの、平成22年には減少に転じ、平成27年には大きく減少しています。一方、経営耕地面積は、平成17年までは減少していましたが、平成22年から増加傾向が続いています。また農家の分類別では、自給的農家は、平成12年より平成22年まで増加傾向にありましたが、平成27年には減少に転じています。販売農家は専業農家、第1種兼業農家※、第2種兼業農家※のすべてにおいて減少傾向にあります。



平成17年以前の数値は、合併前の旧本庄市・旧児玉町の合算

出典: 農林業センサス

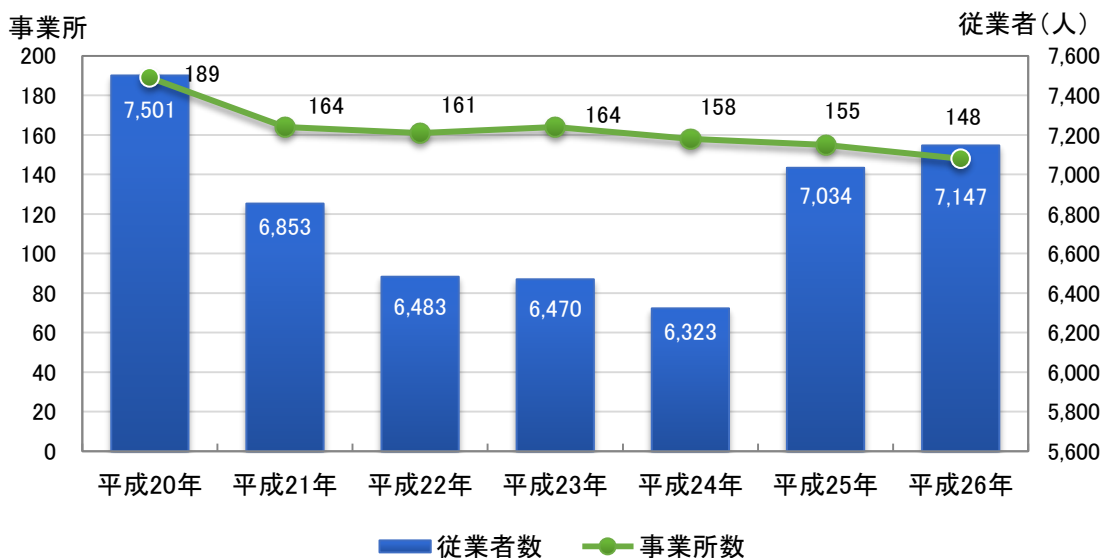
※ 第1種兼業農家: 農業所得の方が兼業所得より多い兼業農家

※ 第2種兼業農家: 兼業所得の方が農業所得より多い兼業農家

⑧工業事業所数・従業者数の推移

事業所数は平成 20 年から平成 22 年まで減少傾向にあり、平成 23 年にいったん増加に転じたものの、平成 24 年には再び減少に転じ、以降平成 26 年まで減少傾向が続いています。

従業者数は平成 24 年まで減少していたものの、平成 25 年に大きく増加に転じ、その傾向が平成 26 年まで続いています。

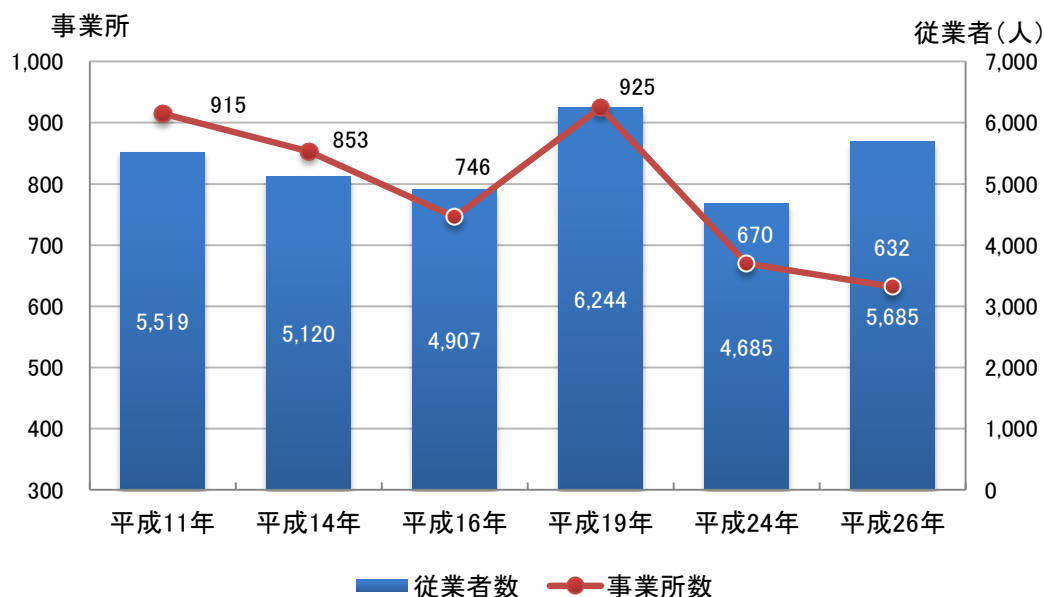


出典：工業統計調査 平成 23 年のみ経済センサス活動調査

⑨商業事業所数・従業者数の推移

事業所数は平成 11 年から平成 16 年まで減少傾向にあり、平成 19 年にいったん増加に転じたものの、平成 24 年には再び減少に転じ、以降平成 26 年まで減少傾向が続いています。

従業者数は平成 11 年から平成 16 年かけて減少傾向にあり、平成 19 年には増加に転じたものの、平成 24 年には、再び減少しました。平成 26 年には、再び増加しています。

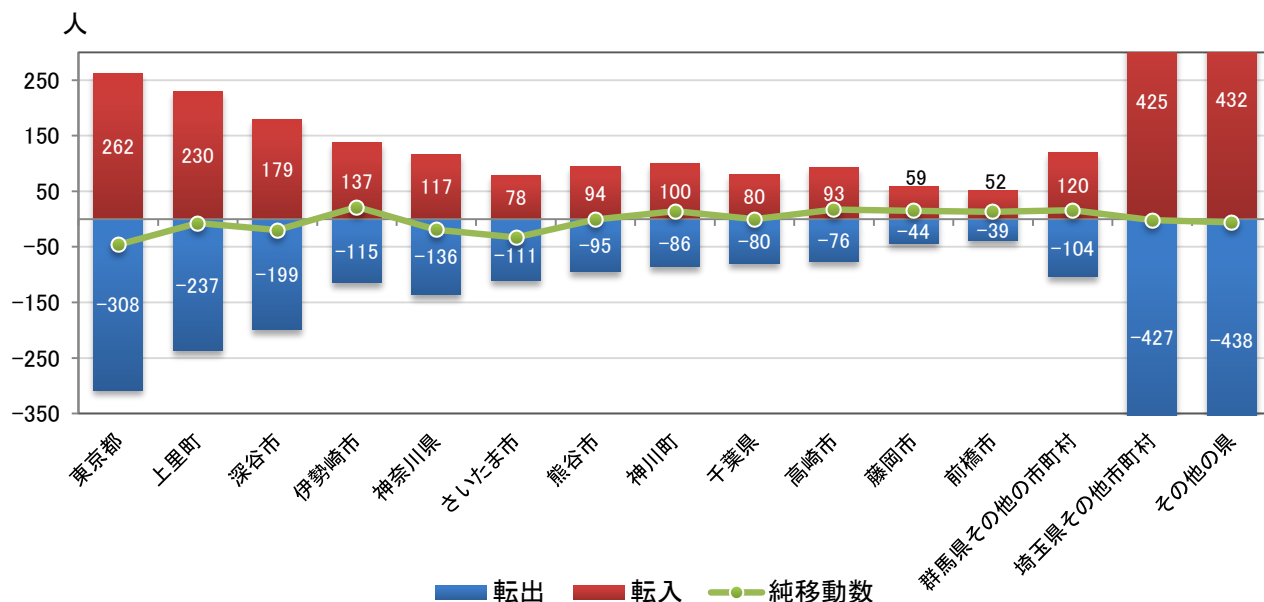


平成17年以前の数値は、合併前の旧本庄市・旧児玉町の合算

出典：商業統計調査 平成 24 年のみ経済センサス活動調査

⑩平成24年～平成28年（5年間）の転入・転出の動向

転入元として東京都、上里町、深谷市、伊勢崎市、神奈川県などが多く、転出先は、東京都、上里町、深谷市、神奈川県、伊勢崎市などが多くなっています。純移動数は、伊勢崎市、高崎市などが転入超過となっており、東京都、さいたま市、深谷市、神奈川県などが転出超過となっています。全体では転出超過となっています。

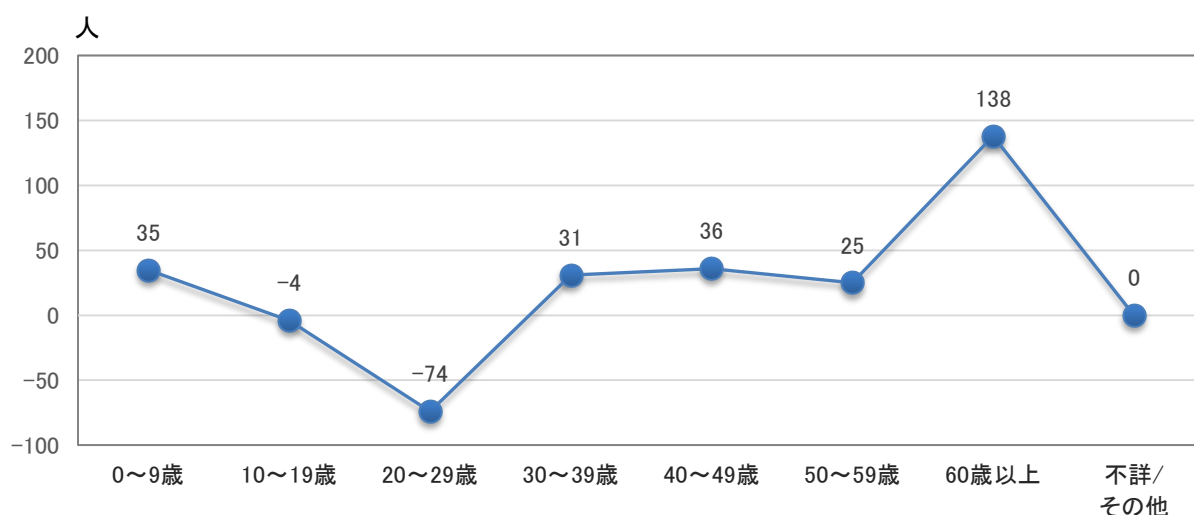


平成24年～平成28年の5年平均 純移動数:「転入数-転出数」

出典:住民基本台帳人口移動報告

⑪平成28年の年齢階級別純移動数

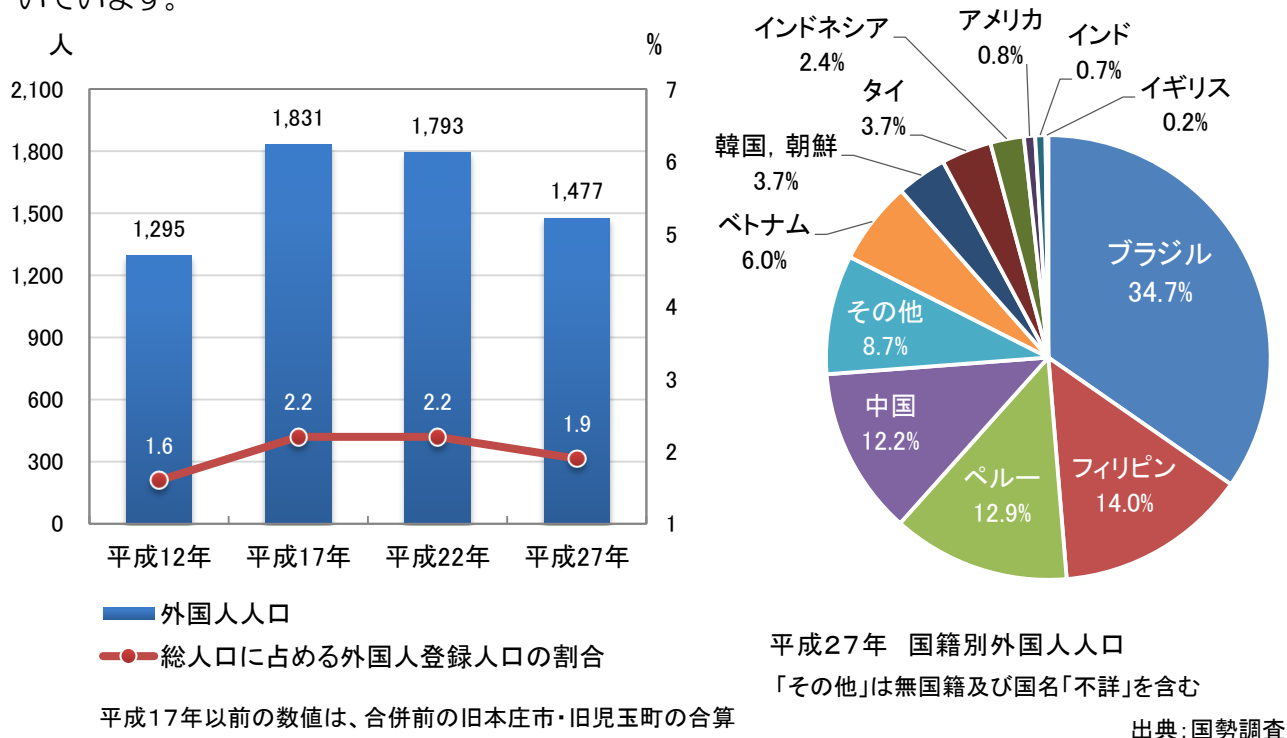
10歳代、20歳代については、転出超過となっており、30歳代以上については、転入超過となっています。全体では、187人の転入超過となっています。



純移動数:「転入数-転出数」 出典:住民基本台帳人口移動報告

⑫外国人人口の推移

外国人人口は、平成 17 年の 1,831 人をピークに概ね減少傾向に転じています。国籍別に見ると、ブラジル（34.7%）が最も多く、次いでフィリピン（14.0%）、ペルー（12.9%）と続いています。



2 市民の意識

(1) まちづくり市民アンケート

平成 28 年 9 月から 10 月にかけて、無作為抽出した 18 歳以上の市民 2,500 人を対象に市民アンケートを実施し（有効回収数 1,179 人有効回収率 47.2%）、本庄市総合振興計画に基づいて進めてきた施策（36 施策）についてこれまでの満足度とこれからのまちづくりの重要度の評価などから市民のニーズを分析しました。

■ 満足度・重要度の変遷

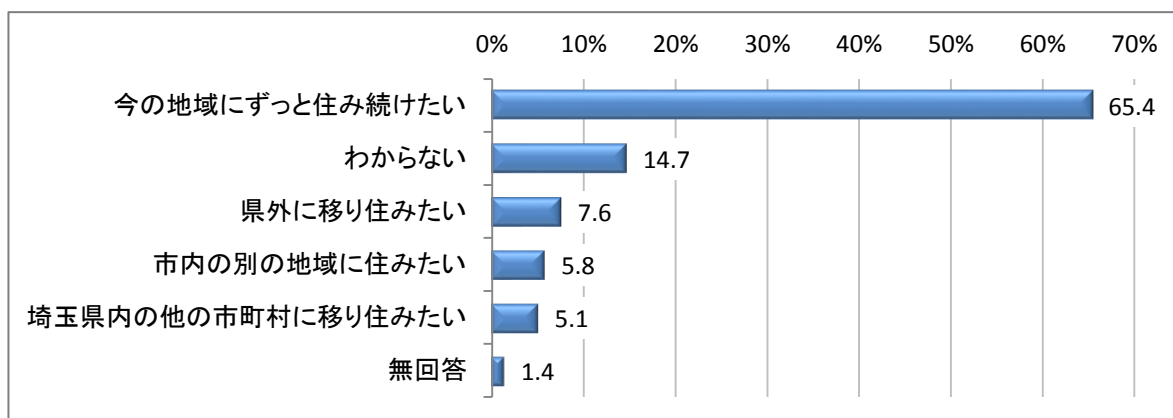
平成 23 年市民アンケートにおける 満足度の高い上位 5 施策			満足度 指数※	平成 28 年市民アンケートにおける 満足度の高い上位 5 施策			満足度 指数
1 位	上水道の整備		0.49	1 位	上水道の整備		0.55
2 位	健康づくりの推進		0.38	1 位	廃棄物の処理とリサイクル		0.55
3 位	市民参加の推進		0.32	3 位	文化財の保護と活用の推進		0.48
4 位	人権を尊重する社会の実現		0.16	4 位	健康づくりの推進		0.22
5 位	下水道等の整備		0.14	5 位	子ども・子育て支援		0.18

平成 23 年市民アンケートにおける 重要度の高い上位 5 施策			重要度 指数※	平成 28 年市民アンケートにおける 重要度の高い上位 5 施策			重要度 指数
1 位	医療体制の充実		1.67	1 位	医療体制の充実		1.67
2 位	危機管理体制の充実		1.46	2 位	危機管理体制の充実		1.61
3 位	防犯体制の充実		1.42	3 位	防犯体制の充実		1.55
4 位	上水道の整備		1.40	4 位	勤労者対策の推進と消費者 の安全と利益の確保		1.51
5 位	健康づくりの推進		1.39	5 位	健康づくりの推進		1.47

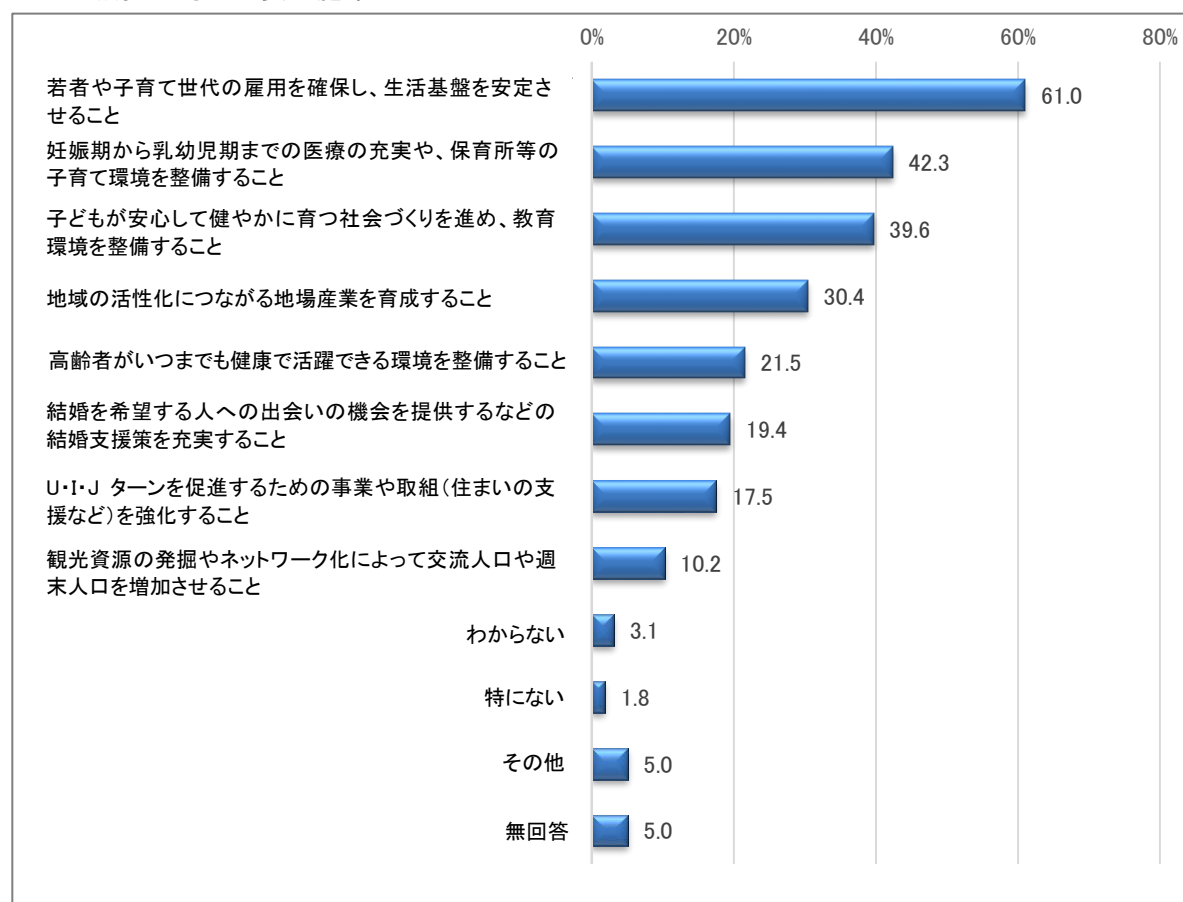
※ 満足度指数：各施策の「これまでの満足度」の評価を、「満足している」2 点、「多少満足している」1 点、「多少不満である」-1 点、「不満である」-2 点、「わからない」0 点として、その施策に対する回答者数の合計で除した値

※ 重要度指数：各施策の「これからの重要度」の評価を、「重要である」2 点、「やや重要である」1 点、「あまり重要でない」-1 点、「重要でない」-2 点、「わからない」0 点として、その施策に対する回答者数の合計で除した値

■定住意向



■人口減少に対し必要な施策



(2) 市民ワークショップ

平成28年10月から11月にかけて「本庄市の未来を創るワークショップ」を実施し、将来のまち・理想のまちについてご提言をいただきました。参加者からいただいた主な提言は次のとおりです。

<健康福祉、医療、スポーツ>

- ・高齢者の雇用、活躍の場の確保
- ・高齢者の移動手段の確保
- ・社会福祉の充実
- ・生涯にわたる健康の確保
- ・スポーツの促進
- ・病院施設、小児、夜間医療等の強化
- ・安心して子育てができる環境
- ・子どもたちの遊び場、施設、遊具等の魅力向上

<教育>

- ・高等教育の強化、文教都市の発信
- ・学力の向上
- ・地域に根ざした学校

<産業>

- ・市街地に商業の賑わいを取り戻す
- ・企業の誘致・商業事業者への支援
- ・農地の大規模化・法人化
- ・若手農業者育成・地産地消の促進
- ・特産の農畜産品のPR

<環境>

- ・地球環境・エネルギーへの取組
- ・廃棄物の減量化

<行財政経営>

- ・ICTの活用
- ・わかりやすい情報公開
- ・広域行政の推進
- ・横断的な人材育成

<都市基盤、定住>

- ・若者が多いまちの実現
- ・来訪者、U・I・Jターンなどの増加
- ・駅前がにぎやかで魅力的なまちの実現
- ・まちなかの狭隘道路の改善
- ・空き家の活用
- ・公共交通機関の利用促進

<市民協働>

- ・人のつながりの強化
- ・多世代にわたる交流
- ・市民によるインフラ等の管理

<市民生活>

- ・災害に強いまちづくり
- ・歩きやすい道路整備
- ・まちのバリアフリー※化
- ・事故の少ないまちづくり

<対外発信>

- ・まちの特色あるPR
(イベント、アニメ等)
- ・塙保己一先生の遺徳の活用
- ・若い人向けのPR

<観光、文化>

- ・観光資源等の分かりやすい広報
- ・宿場町、繭産業等の歴史遺産の活用
- ・農業体験や自然体験のPR
- ・民泊等人を呼び込む基盤づくり
- ・中山間地等における環境資源の活用
- ・まつりの活性化と若者の参画
- ・道の駅など観光拠点の整備

※ バリアフリー：障害者や高齢者等の社会的弱者が障壁なく設備やシステムを利用できる状態

3 まちづくりの主要課題

本市を取り巻く社会経済情勢やまちづくり市民アンケート、市民ワークショップなど市民の声を踏まえ、本市のまちづくりの課題をまとめました。

(1) 少子高齢化への対応

急速な少子化と人口減少は、本市の将来を脅かすものであり、最重要課題と位置づけられるべきものです。将来においても本市が持続し、発展するためにも、これら人口問題の解消に向けた、出会いの場の創出から、安定した雇用と経済的基盤の確保、そして、妊娠や出産、子育て支援に至るまで、総合的な対策に取り組むことが必要です。

また、子育て支援を進める上では、子育て世代が精神的にも経済的にも安心して子どもを生み育てられ、子どもたちも笑顔で暮らせる、魅力ある環境の整備が重要です。また、核家族化や、地域社会の希薄化といった社会的な状況の中、子育てを家庭や社会で支え合う体制作りが必要とされています。子育てを家庭や社会で支えることは、子育て中の親の社会参加や生活と調和した多様な働き方にも寄与します。

さらに高齢社会における、健康寿命の延伸、社会参画の確保を図るため、現役世代から健康の増進に取り組み、高齢者になっても生きがいを持って、生涯にわたり活躍できる仕組みづくりを進めることが重要です。

(2) 次代を担う人材の育成

これからの変化の激しい社会においては、自らの力で人生を切り拓き、たくましく生き抜いていく自立した子どもを育成することが重要です。そのためには、基礎的・基本的な知識や技能を確実に習得し、それらを活用して自ら考え、判断し、表現することにより問題を解決する「確かな学力」、自らを律しつつ、他者とも協調し、他者を思いやる心や感動する心などの「豊かな心」、たくましく生きていくための「健康・体力」といった「知・徳・体」をバランスよく育む教育を進める必要があります。

また、学校は次代を担う人材を育てる中核的な場所です。各学校が特色ある教育方針を掲げるとともに、学校・家庭・地域が連携・協力して協働により「地域とともにある学校づくり」を進める必要があります。

(3) 人々の健康と安心な生活の確保

いつでも医療にかかれる体制は、健康な生活を支え、市民の安心の根幹となるものです。市民のニーズの高い高度な医療や救急医療の充実を図り、近隣自治体との広域的な連携も含めて医療体制を整備する必要があります。健康寿命の延伸のため、医療・福祉・介護などにおける社会環境を整備するとともに、子どもから高齢者まで、すべてのライフステージにおける心や体の健康づくりを進めることが必要です。適度な身体活動や運動は、生活習慣の予防やストレスの解消に効果があることから、スポーツ・レクリエーションへの参加のほか、自分にあった方法で体を動かし、運動する習慣が身につく様々な取組が必要となります。また、様々な立場の人の生活の在り方に配慮し、あらゆる市民が健康的で安心した暮らしを確立するためには、社会全体で障害がある人の活躍を支えることや、引きこもりや自殺等を未然に防ぐといった対応が不可欠です。

(4) 活力ある地域づくり

本市全体の豊かさと発展に向けて、各産業が成長し、活力ある地域をつくり出すことが求められます。本市の主要産業のひとつである農業においては、後継者や意欲ある農業者を確保し、支援していくことが重要です。工業においても、日本のものづくりと社会を支える産業の育成を進め、地域の経済の発展と雇用を確保する取組を進める必要があります。さらに人々のニーズや購買方法が多様化する現在、地域の特性を活かした魅力ある商業の振興を支援することもまちの活力にとって不可欠な要素です。まちの基盤となる道路・水路等と水道・下水道施設等が支障なく利用できるように、老朽化をはじめとした課題に万全の対応を取っておく必要があります。

また、まちなかは地域の歴史を支えてきた「顔」であり、快適な環境や良好な景観を形成し、居住者を呼び込む必要があります。そのためには、まちなかの拠点となる場所を、人々にとって魅力ある空間とすることが重要です。

(5) 魅力発信の強化

本市には、中山道最大の宿場町「本庄宿」としての繁栄や明治以降の蚕糸業の興隆など輝かしい歴史があります。また、本市北部には渡り鳥の飛来する利根川、中央を小山川が流れ、南部には陣見山などの 500m 級の山々に抱かれた、水と緑の豊かな自然環境に恵まれた地域でもあります。

本市の総人口は平成 12 年の約 82,670 人をピークに減少傾向が続いており、これらの優れた歴史と自然を活かし、交流人口の拡大による地域の活性化を図ることが重要です。また、若い世代の転出超過が本市の人口減少の主要な要因となっていることから、人々の交流に留まらず、特に定住を促進することは、人口減少対策の第一歩といえます。そのためには、市内外の人々に、本市の魅力を効果的に発信することが重要です。

(6) 環境に配慮した取組

自然環境やエネルギー分野への意識の高まり等を踏まえて、本市が持続可能な社会の実現を目指すには、環境保全の取組が重要です。本市は、南部の山間地域など総面積の約 3 分の 1 が豊かな森林で占められています。森林には土砂災害の防止や水源の涵養などの国土保全機能、地球温暖化防止などの地球環境保全機能、さらに生物多様性保全機能など様々な機能があり、これらの機能を維持し豊かな自然資源と良好な景観を守り続けることが求められます。

環境に与える負荷の軽減と経済の持続的な成長を両立させるためには、太陽光をはじめとする再生可能エネルギーの効果的な利活用や、廃棄物の減量化と再資源化を一層進めることによる効率的な資源利用への取組が重要です。

(7) 人権を尊重し、自ら取り組むまちづくり

女性、子ども、高齢者、同和問題、外国人等の人権問題が発生している現状を踏まえて、市民一人ひとりの尊厳が守られた社会を実現していくことが重要です。

また、少子高齢化や核家族化、単身世帯化が進む中、地域をはじめとする人と人とのつながりを育むことが重要です。そして、市と協働して自らまちづくりに取り組む、市民、自治会、ボランティア団体、NPO 法人や企業等が、その特性を活かした役割を担い活躍できるように支援をしていくことが求められています。

(8) より安全に暮らせるまちづくり

東日本大震災や熊本地震をはじめとする大規模地震や台風などによる豪雨、洪水などの自然災害が連続して発生しており、平成 26 年 2 月には本市においても大雪の被害が発生しました。

また、本市では県内の人口当たりの交通事故発生割合が高く、自転車盗や高齢者を狙った特殊詐欺も増えており、安全で安心なまちの実現には多くの課題があります。安全・安心は市民の願いであり、災害対策や犯罪・交通事故の撲滅に努めなくてはなりません。

市民がより安全・安心に暮らせる環境をつくるため、災害などの危機管理体制を強化するとともに、市民の防災に対する意識を高めるなど、自助、共助、公助を着実に前進させることが求められています。また、交通安全の啓発や安全に配慮した交通環境の整備、多様化する様々な犯罪を未然に防ぐ取組を進めていく必要があります。

(9) 時代の要請に即した行政経営

本市は市税収入の減少が見込まれ、地方交付税や交付金、臨時財政対策債等に頼らざるを得ない状況です。人口が減少する中、社会保障経費の増加や老朽化の進む公共施設等の維持や更新への対応など、将来にわたり持続可能なまちづくりを進めることが重要な課題となっています。

厳しい財政状況においても多様化・高度化する市民ニーズに的確に対応するため、積極的な ICT の活用等による市民サービスの向上、効率的な行政経営が必要となります。インターネットでの各種申請の受付、図書の予約など、行政手続のオンライン化の推進をはじめとして、より一層の効率的で効果的な行政サービスの質の維持・向上に努めていかなくてはなりません。その際には、情報セキュリティ等に十分配慮し情報管理の徹底を行う一方、市民への説明責任を果たすことができるように行政の透明性のさらなる確保も重要です。



第 2 部

基本構想

第1章 基本構想

1 まちづくりの基本理念

本市のまちづくりに関する基本的な考え方を、まちづくりの基本理念として定めました。まちづくりの基本理念は、「本庄市の将来像」を実現するための柱となる「政策大綱※」を相互に調整し、まちづくり共通の考え方となるものです。

まちづくりの主要課題を踏まえ、本市のまちづくりの基本理念を次のとおり定めます。

みんなで育む安心・共生のまちづくり

出会いの場の創出から雇用の確保、出産・子育て支援まで、総合的な少子化対策の取組を進め、家庭と社会でともに支え合い、安心して子どもを生み、市民ニーズに応えた楽しく子育てができる魅力的な環境を提供します。

次代を担う子どもたちが自立し、社会の様々な課題に対応できるように、確かな学力、豊かな心、健やかな体を育む教育を進めます。地域の歴史と自然を活かし、地域とともにある学校づくりを進め、教育の質を向上させるとともに、学校・家庭・地域の連携を強化し、協働して子どもたちの豊かな成長を支えます。

次代を担う子どもたちのみならず、現役世代から高齢者まで、誰もが健康で、安心して過ごすことができるまちづくりを進めます。高齢社会を踏まえ、誰もが生きがいをもって、社会で活躍できる環境を実現します。そして、障害の有無にかかわらず、すべての人が社会参加でき、悩んでいる人を理解し温かく支えられる、安心に満たされた社会福祉の実現を目指します。

訪れたくなる住み続けたくなるまちづくり

多くの人々が訪れたくなり、また、多くの若者が集い、住もうまちづくりを進めます。そのために、地域経済と雇用を支える産業の誘致・強化と、農業の生産性の向上及び意欲ある農業者の確保を進めていきます。また、人々のニーズに応えた、魅力とにぎわいあふれる商業の発展を支援するとともに、対外的な発信力を強化して地域の歴史と自然を活かした観光を振興します。

本市に住む市民が住み続けたくなるまちを維持するために、日々の生活を支える快適・安全で美しい都市の整備と、地域社会の核となるまちなか再生を推進します。そして、良好な環境を次の世代に引き継いでいくために、資源やエネルギーの利活用を促進し、環境にやさしいまちづくりを進めます。

※ 政策大綱：将来像の実現に向けた政策の柱であり、基本計画の指針としての役割を果たすもの 第3章政策大綱を参照

市民と行政がともに創る安全のまちづくり

若者から高齢者まで多世代、様々な文化の人々が盛んに交流し、互いに尊重するまちづくりを進めます。市民一人ひとりがつながり、地域コミュニティが推進され、お互いを支え、そして市民が自ら活躍できるように支援を行っていきます。

行政が市民と協働の体制を構築しながら、災害に強く、犯罪や交通事故のない、誰にも優しい安全安心なまちをつくります。

また、多様化する市民のニーズを的確に捉え、対応するために、情報セキュリティを確保したICT等を活用し、効率的で効果的な行政経営を進めます。行政経営に関して市民への十分な説明を果たすことができるようにわかりやすさと透明性を確保します。

2 本庄市の将来像

本市のまちづくりの将来像を、次のとおり定めました。この将来像は、本庄市の 10 年後を見据えて、本市の特長を活かし、市民みんなで目指すまちづくりの目標です。

あなたと活かす みんなで育む 歴史と教育のまち 本庄
～世のため、後のため～

本市は、古くから培われた歴史と、優れた教育環境を特長とするまちです。これらを将来にわたって伝えていくのみならず、新たな歴史を築き、次代を担う人を育む、「歴史と教育のまち」を目指していきます。

また、市民のまちづくりへの参画を進める「あなたと活かす」まちづくり、市民がつながり支えあう「みんなで育む」まちづくりを進めます。

さらに、本市の偉人「塙保己一」が遺したことばである、「世のため、後のため」のまちづくりを進めます。

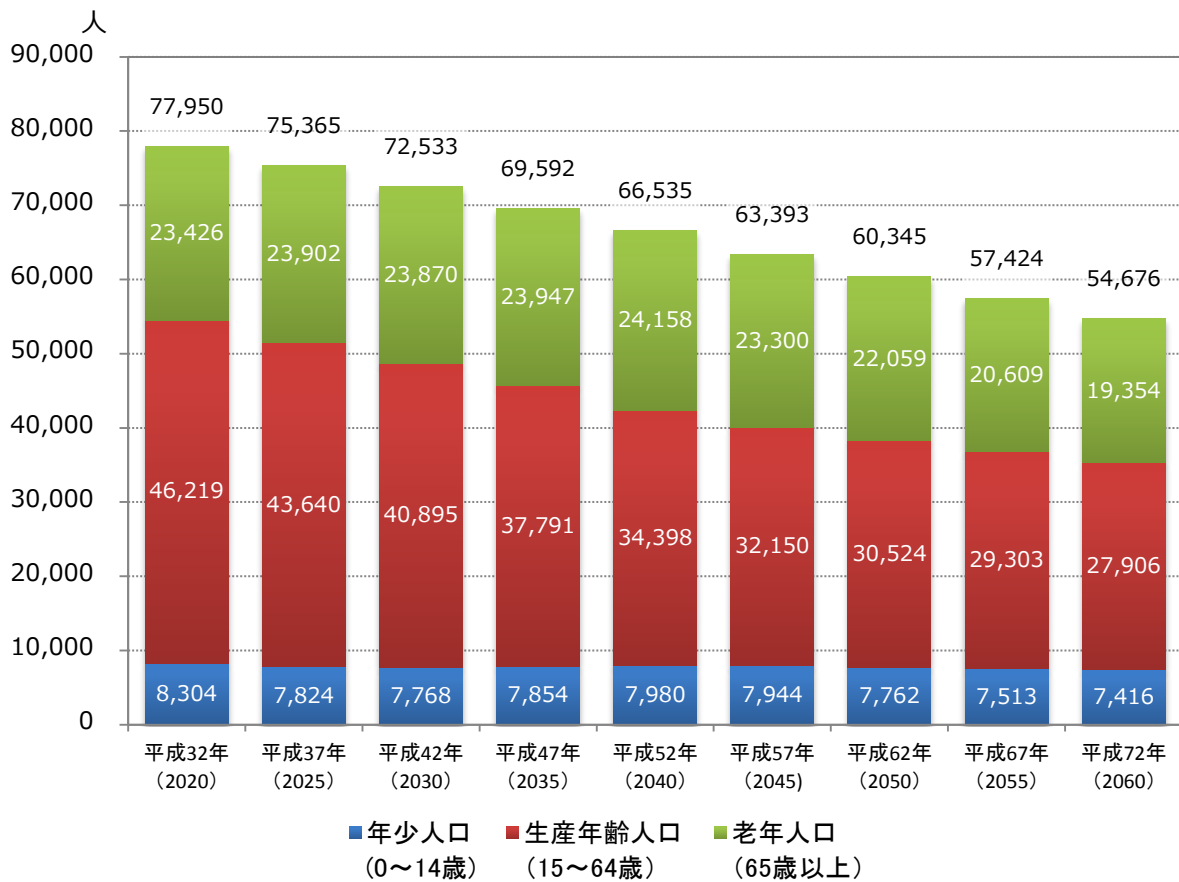
このような思いを込めて、本市の将来像を「あなたと活かす みんなで育む 歴史と教育のまち 本庄 ～世のため、後のため～」と表現しました。

第2章 将来フレーム

1 将来人口

「本庄市人口ビジョン」で掲げたとおり、市民の結婚・出産・子育ての希望を叶え、若い世代の転出抑制・転入促進を図ることで、人口減少に歯止めをかける取組を加味し、本計画の目標年次である平成39年度（2027年度）の将来人口を概ね **74,000人**と想定します。

本庄市の将来人口



※平成32(2020)年以降の見通しについては、本庄市人口ビジョンで実施した、出生率向上+移動均衡（転出者数と転入者数が一致）を加味した独自推計結果となります。

	合計特殊出生率					移動率	
	2015年*	2020年	2030年	2040年	2060年	2030年	2060年
出生率向上 +移動均衡	1.23	1.35	1.58	1.81	2.08	2030年にかけて、全世代の純移動率0に収束(移動均衡達成)	2060年まで全世代の純移動率0で一定

*最新の動向を反映させるため、2015年にかけての出生率のみ、本庄市の2010～2014の5年間の平均で設定

出典：本庄市人口ビジョン

2 土地利用構想

(1) 土地利用方針

●地域価値を高める土地利用

本市では、本庄駅周辺や児玉駅周辺を中心に市街地が形成されており、市民の中心的な生活の舞台になっています。市民だれもが快適さを感じることができる市街地となるよう、防災機能や生活環境の向上につながる土地利用の誘導に努めます。さらに地域の歴史文化や景観を大切にしてい、地域価値を高める土地利用の誘導に努めます。

●将来の発展に向けた土地利用

本庄早稲田駅周辺地域において、若い世代を中心に着実に人口が増加し、良好な市街地が形成されています。今後、さらに交通条件の良さや早稲田リサーチパークとの連携を踏まえ、業務機能や商業機能の集積等、魅力ある都市空間の形成を図ります。

工業団地等においては、生産施設等の集積を促し、将来の発展に結びつく土地利用の誘導に努めます。

●田園環境と調和した土地利用

本市では北部や中部をはじめとして、豊かな農地が広がっています。農業はこれまで本市の地域産業としての役割を果たすとともに、郷土を特徴づける景観や文化を生み出してきました。緑豊かな生活環境と郷土の個性が継承されるよう、農地の保全を図るとともに、農地と生活環境とが調和した土地利用の誘導に努めます。

●恵まれた自然環境と共生した土地利用

本市南西部には標高約500mの陣見山があり、森林や里山を抱えるとともに、北部には利根川が流れ、多様性に富んだ自然環境を備えています。本市の生態系を支えているこうした自然環境に対しては、保全と適正な管理に努めるとともに、自然環境を活用する場合には生態系を損なうことがないように、自然環境と共生した土地利用の誘導に努めます。

(2) 土地利用構想のゾーン区分

●快適市街地形成ゾーン

市民が安心して快適に暮らせる市街地の実現を目指すゾーンです。都市基盤整備、防災施設や生活関連施設の充実を図るとともに、歴史的・文化的な環境への配慮に努めます。また、本庄駅、児玉駅周辺を拠点とした魅力と活力ある商業・業務地や良好な住宅地の形成を創出します。

●発展創出ゾーン

本市の発展に向けて、地域活力の創造を図るゾーンです。本庄早稻田駅周辺では、業務・商業・居住機能などの集積を促進し、環境と共生した地域の拠点となるまちの形成を進めます。また、既設工業団地では企業の立地を促すとともに、本庄児玉インターチェンジ周辺などの工場や倉庫の立地に際してポテンシャルの高い土地においては、農業施策との調整等を図りながら、将来の発展に結びつく施設の誘導を目指します。

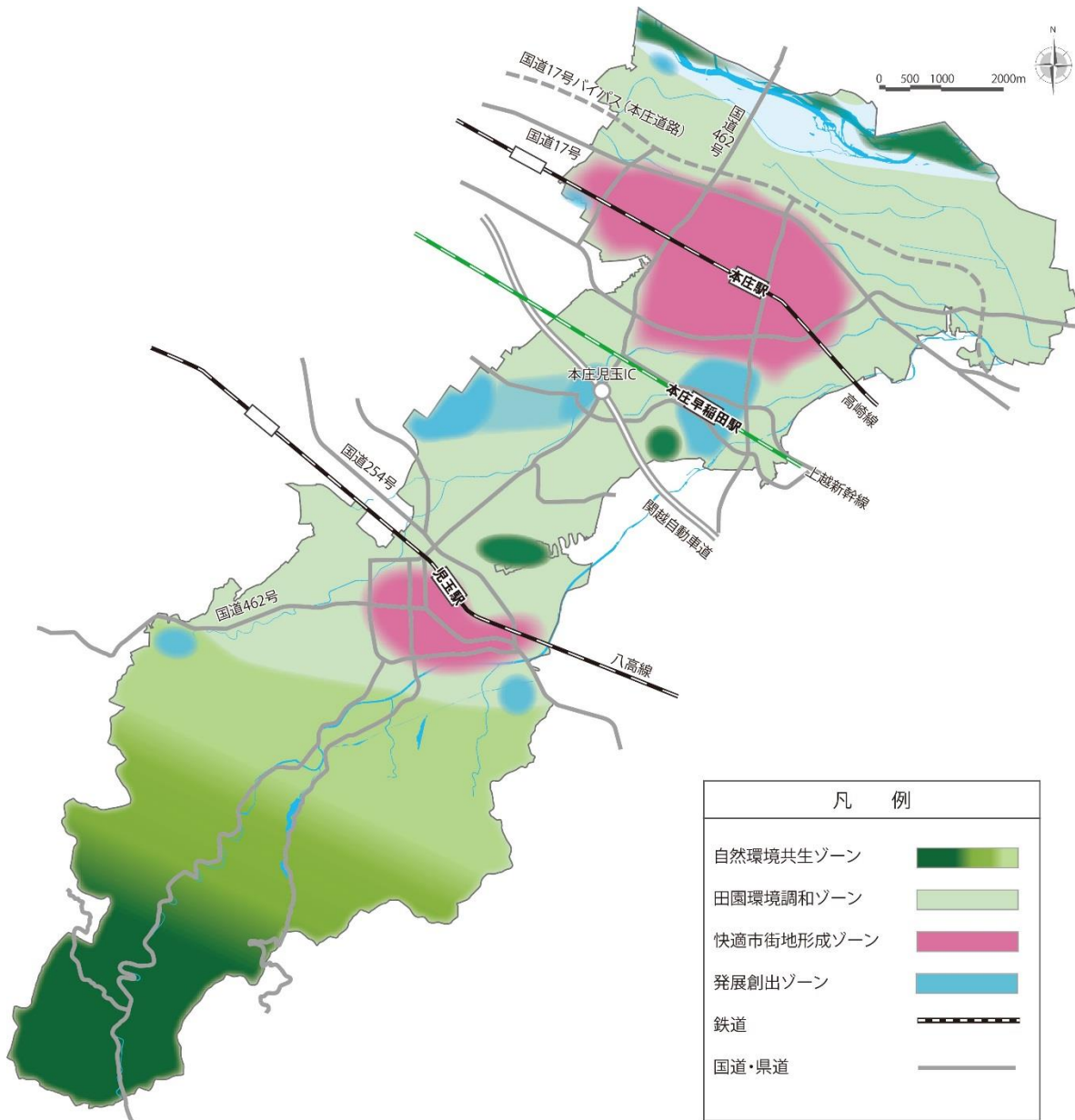
●田園環境調和ゾーン

優良農地を保全するとともに、快適な生活環境と農地の調和を図るゾーンです。新たな土地利用ニーズに対しては、農地との調和を原則としながら地域特性に応じた適切な土地利用の誘導を図り、良好な田園環境の維持に努めます。

●自然環境共生ゾーン

自然環境の保全と共生を目指すゾーンです。森林・里山・河川などの自然環境の保全に努めることを原則とします。多面的機能を備える自然環境について、教育や余暇等の目的で活用する場合には、生態系に対する十分な配慮に努めます。

土地利用構想図



第3章 政策大綱

将来像実現に向けた政策の柱である「政策大綱」を次のように定め、本市の特長を活かし市民みんなでまちづくりを推進します。

将来像

あなたと活かす みんなで育む 歴史と教育のまち 本庄
く世のため、後のためく

基本理念

みんなで育む
安心・共生のまちづくり

訪れたいくなる
住み続けたいくなるまちづくり

市民と行政が
ともに創る安全のまちづくり

政策大綱

1 健康福祉分野

みんなで支え合い、健やかにいきいきと暮らせるまち

2 教育文化分野

未来を拓く人を育み、歴史と文化の薫るまち

3 経済環境分野

持続可能で活力に満ちた、にぎわいと魅力のあるまち

4 都市基盤分野

人にやさしい、快適で美しく住みやすいまち

5 市民生活分野

市民だれもが活躍し、安全に生活できるまち

6 行財政経営分野

市民の信頼に応える行財政経営を進めるまち

- 家庭と地域で支え合い、誰もが安心して子どもを生み育てることができるよう切れ目のない支援を行います。
- 誰もが健やかで安心して暮らせるように、健康づくりの支援体制や医療・福祉・介護の充実を図るとともに、年齢や障害の有無にかかわらず地域で支えながらいきいきと暮らせるまちを目指します。

- 子どもたちが自らの人生を切り拓き自立ができるよう、確かな学力、豊かな心、健やかな体を育む教育を進めるとともに、学校教育環境の整備や学校・家庭・地域の連携・協働で子どもの成長を支えます。
- 市民の健康増進や生きがいづくりのため、スポーツ・レクリエーション活動を促進するとともに、各種教育機関との連携や地域の歴史などの教育資源を積極的に活用し、幅広い世代に対応した学習機会の充実を図ります。

- 地域経済と雇用を支える産業の育成・強化を図り、誰もがいきいき働き続けられる環境づくりを推進するとともに、地域資源を活用し、人が訪れたいにぎわいと魅力のあるまちを目指します。
- 環境の保全活動や資源・エネルギーの利活用を促進し、負荷をかけない持続可能な社会の実現を目指します。

- 利便性の高いまちなかや豊かな自然環境に囲まれた田園など、それぞれの地域の持つ特性や多様なライフスタイルに応じた計画的なまちづくりを推進します。
- 環境と調和した美しい景観形成を推進し、日々の生活を支える道路や下水道などの生活基盤の整備と、人にやさしい地域公共交通などの生活環境の充実を図り、快適で住みやすいまちを目指します。

- 豊かな地域コミュニティを築き、自らまちづくりに取り組む市民の活動を支えるとともに、だれもが尊重され活躍できる協働のまちづくりを推進します。
- 地域の防災体制、防犯体制、交通安全対策の充実を図り、安全で安心して生活できるまちを目指します。

- わかりやすい情報発信を行い、公正の確保と透明性の向上を図り、市民参加による開かれた市政を推進します。
- 持続可能なまちづくりのため、自主財源を確保し効率的で効果的な行財政経営を進め、市民の「信頼に応えるまち」を目指します。



第3部

基本計画

序章

1 基本計画の目的

基本計画は、将来像「あなたと活かす みんなで育む 歴史と教育のまち 本庄 ～世のため、後のため～」を計画的に実現していくため、基本構想の政策大綱に基づき施策を体系的に定め、これを推進していくことを目的にしています。

2 基本計画の期間

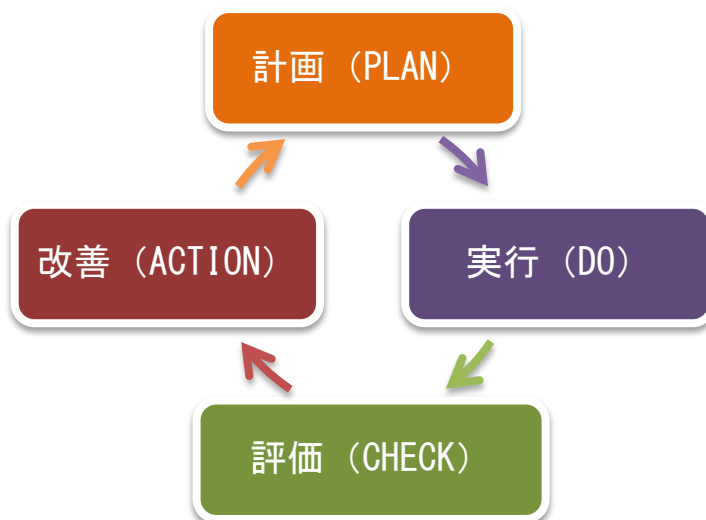
基本計画の計画期間は、将来の社会経済情勢の変化に対応した計画とするため、5 年間とします。平成 30 年度（2018 年度）から平成 34 年度（2022 年度）までを前期基本計画、平成 35 年度（2023 年度）から平成 39 年度（2027 年度）までを後期基本計画とします。



3 基本計画の進行管理

まちづくりの将来像を確実に実現するため、施策や事業によって生み出される成果やコストを意識し、「計画（PLAN）」「実行（DO）」「評価（CHECK）」「改善（ACTION）」（PDCAサイクル）の進行管理を行います。

また、本計画の施策に対して、成果指標を設定し市民が求める尺度や具体的に達成すべきことを分かりやすく示して実効性を高めた計画としています。



4 分野別施策の見方

①めざす姿

施策大項目が実現すべきことを、市民生活の視点に立って簡潔に表現しています。市民や地域にとって望ましい状態を示し、この状態を達成するために、施策や事業を実施していくことになります。

②成果指標と目標値

「めざす姿」の着実な実現に向け、達成状況を定量的に計測する成果指標と5年後の目標値を設定しています。

③現状グラフ

施策大項目の「現況と課題」の説明を補足するため、現在の状態や課題に関する統計データの推移を掲載しています。

④現況と課題

本市が実施してきた主な取組と現在の状態、最近の市民ニーズや社会環境の変化などを説明し、今後取り組むべき課題を記述しています。「施策に係る市民満足度」は、平成28年のまちづくり市民アンケートで「満足している」または「多少満足している」と回答した市民の割合を掲載しています。

⑤めざす姿の実現に向けた施策体系

「めざす姿」の実現に向けた施策大項目と、施策大項目を構成する取組内容（施策中項目）の体系を示しています。

⑥施策の取組内容

「めざす姿」の着実な実現に向けた具体的な取組の内容を示しています。取組に沿った事業の概要については資料編「基本計画 主な事業一覧」をご覧ください。

⑦協働による取組

「めざす姿」を実現するために、市民や関係団体等と行政が連携しながら取り組む活動の中で今後発展させていきたい活動を記述しています。

⑧関連計画

施策大項目に関連する個別計画の名称、計画期間、概要を記載しています。

第5章 市民生活分野
市民生活が豊かになり、安全に生活できるまち

5 交通安全対策の推進

めざす姿

- 交通安全施設が適切に設置され、市民が安心して生活できる交通環境が整備されています。
- 交通安全に対する意識が高まり、高齢者や障害のある人、子どもなどの交通弱者への配慮が図られています。

成果指標と目標値

成果指標	現状値	目標値
交通事故発生件数 (市内における交通事故発生件数(年間))	516件	391件
高齢者が関係した交通事故発生件数 (交通事故発生件数のうち65歳以上の方が、当事者となった件数(年間))	96件	57件

交通事故の現状

交通事故発生件数(年間) (単位: 件)

高齢者が関係した交通事故発生件数(年間) (単位: 件)

現況と課題

【現状に係る市民満足度:「交通安全対策」27.5%】

- 本市の交通人身事事故発生件数は、年々減少傾向にありますが、平成28年の交通人身事事故発生件数は516件、人口千人当たりの人身事事故発生件数は、5.3件で、県下全体の3.80件と比較しても1.72倍で県下ワースト1位と、交通事故発生割合が多い状況です。特に、事故発生数に占める高齢者の割合が高く、今後の高齢化の進捗により、さらに高齢者が関係する事故が増えることが予測されます。そのため、引き続き、運転に不安を感じる高齢者の方々に運転免許証の自主返納を促す普及活動等を実施していくとともに、安全で円滑な通行を確保するため、道路交差点周辺の整備を行う必要があり。また、自転車運転者のみならず、

第5章 市民生活分野
市民生活が豊かになり、安全に生活できるまち

歩行者や自転車利用者などを問わず、道路利用者全体の交通安全に対するルール意識の向上のため、学校、家庭、企業及び地域での交通安全教育や交通事故防止に対する意識の高揚、生活を通じた交通安全意識の普及などに取り組む必要があります。

めざす姿の実現に向けた施策体系

5 交通安全対策の推進

- 1 交通安全意識の向上
- 2 交通安全意識の高揚
- 3 交通安全意識の向上
- 4 交通安全意識の高揚
- 5 交通安全意識の向上
- 6 交通安全意識の高揚
- 7 交通安全意識の向上
- 8 交通安全意識の高揚

施策の取組内容

1 交通安全施設などの道路交通環境の整備

- 安全で円滑な道路交通の確保のため、カーブミラー、区画線、ガードレール、道路照明灯などの交通安全施設の整備を図るとともに、適正な管理を行います。また、交通安全のための道路の整備整備を図り、交通事故の防止を図ります。

2 交通安全意識の高揚

- 高齢者や子どもなど交通弱者の交通安全意識の向上を図るとともに、自治会、老人会、学校など、成長過程に合わせた段階的かつ体系的な交通安全教育を推進し、交通安全意識の高揚を図ります。

協働による取組

- 市内各地で行われている、自転車ボランティア団体、PTA等による交通安全の啓発活動などを通じて、地域住民の交通安全意識の向上を図ります。また、交通安全教育や交通事故に対する意識の高揚、交通安全意識の普及などに取り組む必要があります。

関連計画

計画名	計画期間	概要
第10次本市交通安全計画	平成30年度～平成32年度	路上交通の安全に係る5ヵ年計画

5 施策体系図

将来像	基本理念	政策大綱	分野別施策（大項目）
あなたと活かす みんなで育む 歴史と教育のまち 本庄 ～世のため、後のため～	みんなで育む 安心・共生のまちづくり	1 健康福祉分野 みんなで支え合い、 健やかにいきいきと 暮らせるまち	- 子ども・子育て支援 - 健康づくりの推進 - 医療体制の充実 - 地域福祉の推進 - 高齢者福祉の充実 - 障害者福祉の推進 - 生活困窮者等の支援
		2 教育文化分野 未来を拓く人を育み、 歴史と文化の薫るまち	- 確かな学力と自立する力の育成 - 豊かな心と健やかな体の育成 - 教育環境の整備 - 生涯学習の活発化 - 文化財の保護と活用の推進 - 生涯スポーツ・レクリエーションの促進
	訪れたいくなる 住み続けたいくなるまちづくり	3 経済環境分野 持続可能で活力に 満ちた、にぎわいと 魅力のあるまち	- 農林業の振興 - 商業の振興 - 工業の振興 - 観光の振興 - 勤労者対策の推進と消費者の安全と利益の確保 - 環境対策の充実 - 廃棄物の処理とリサイクル
		4 都市基盤分野 人にやさしい、快適で 美しく住みやすいまち	- 計画的なまちづくり - 居住環境の整備 - 道路・河川の整備と維持管理 - 交通サービスの充実 - 水道水の安定供給 - 下水道施設等の充実 - 都市公園の整備と緑の保全
	市民と行政が ともに創る安全のまちづくり	5 市民生活分野 市民だれもが活躍し、 安全に生活できるまち	- 市民との協働によるまちづくりの推進 - 人権を尊重する社会の実現 - 危機管理体制の強化 - 防犯対策の推進 - 交通安全対策の推進 - 市民サービスの向上
		6 行財政経営分野 市民の信頼に応える 行財政経営を進めるまち	- 市政情報の提供の充実と市政に対する市民参加の推進 - 効率的・効果的な行政経営の推進 - 早稲田大学との基本協定に基づく施策の推進 - 電子自治体の推進 - 自主性・自立性の高い財政運営の確立

第 1 章 健康福祉分野

みんなで支え合い、
健やかにいきいきと暮らせるまち

- | | |
|---|-----------|
| 1 | 子ども・子育て支援 |
| 2 | 健康づくりの推進 |
| 3 | 医療体制の充実 |
| 4 | 地域福祉の推進 |
| 5 | 高齢者福祉の充実 |
| 6 | 障害者福祉の推進 |
| 7 | 生活困窮者等の支援 |

施策大項目)

1 子ども・子育て支援

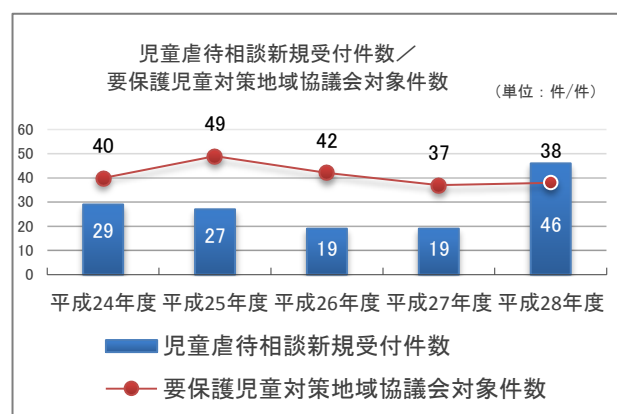
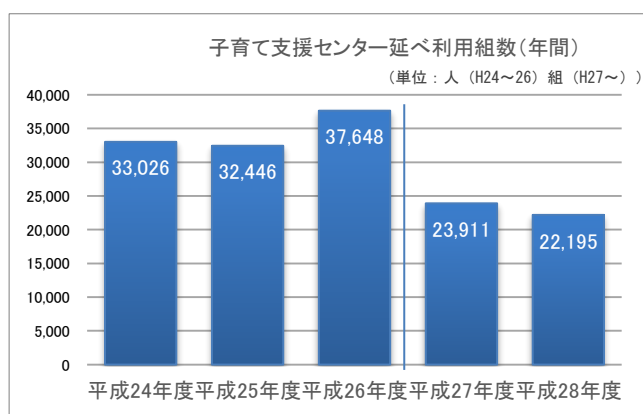
めざす姿

- 子育てと仕事を両立できる支援体制が整っています。
- 妊娠から出産、子育て期にわたる切れ目のない支援体制が整っています。
- 地域全体で児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応に取り組んでいます。

成果指標と目標値

成果指標	現状値	目標値
子育て支援センター延べ利用組数（年間）	22,195 組	25,300 組

子育ての現状



現況と課題

【施策に係る市民満足度：「子ども・子育て支援」29.8％】

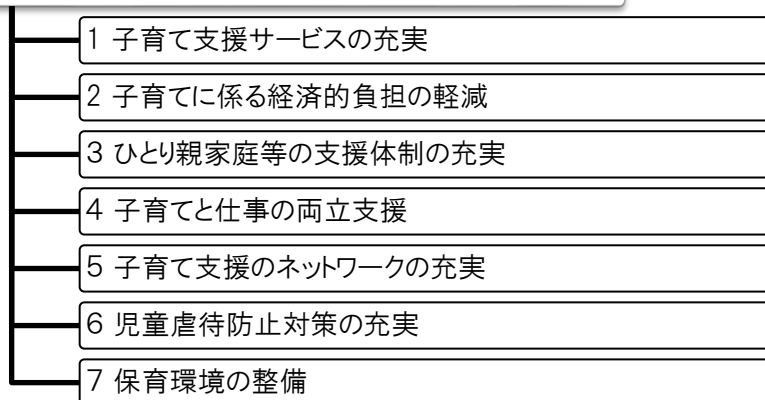
- ・未婚化や晩婚化などにより急速に進展する少子化や、女性の社会進出による共働き家庭の増加や核家族化、地域コミュニティの希薄化による家庭や地域の子育て力の低下など、子どもを取り巻く環境は大きく変化しています。子どもたちを取り巻く環境は厳しく、また、子育てに不安や孤立感を感じる家庭も少なくなく、多様化する子育てニーズに対応する子育て環境の整備が求められています。
- ・国や地域を挙げ、子どもや子育て家庭を支援する新しい支え合いの仕組みを構築し子育てしやすい社会づくりを推進するため、「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月からスタートしました。この新制度は、①質の高い幼児期の教育・保育の総合的提供、②保育の量的拡大・確保、③地域の子ども・子育て支援の充実を目指すものです。
- ・本市でもこの実現のため、子ども・子育て支援サービスのニーズに対する確保方策等をきめ細

かく計画するとともに施策、事業の方向性を明確にしたうえで、子ども・子育てへの支援サービスと環境整備に取り組んでいます。

- こうしたことを背景として、子どもを取り巻く環境の変化に柔軟に対応しながら、家庭と地域が支え合う、誰もが安心して子どもを生み、育てることができる環境づくりを進めるため、地域における子育て支援サービスの充実、子育て世代包括支援センターの設置、妊娠から出産、子育て期にわたる切れ目のない子育て支援サービスの提供、仕事と子育ての両立支援、児童虐待防止対策の充実、ひとり親家庭等の支援の充実など、総合的に子育て支援施策の充実・推進を図っていくことが重要です。

めざす姿の実現に向けた施策体系

1-1 子ども・子育て支援



施策中項目) 施策の取組内容

1 子育て支援サービスの充実

- 放課後児童健全育成事業、延長保育事業、病児保育事業、一時預かり事業、子育て支援拠点事業等を実施します。
- 子育て世代包括支援センターを立ち上げ、切れ目のない支援体制を整えます。
- 出産や子育てに関するアドバイスをメールで配信するほか、予防接種スケジュール作成機能を利用いただくことにより、出産・子育てをするうえでの負担の軽減を図ります。

2 子育てに係る経済的負担の軽減

- 各種手当の支給や、医療費や保育料等に対する支援を通じて、子育て家庭の経済的負担の軽減を図るなど、子育てや教育に対する経済的な支援を進めます。

3 ひとり親家庭等の支援体制の充実

- 児童扶養手当の支給、ひとり親家庭等医療費の支給及び母子家庭等自立支援給付金等の支給を実施し、ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進を支援します。また、ひとり親家庭等の自立に必要な情報の提供、相談指導等の支援を行い、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を充実します。

4 子育てと仕事の両立支援

- ・保育の実施を推進し、児童の健全育成と保護者の就労支援を図ります。
- ・低年齢児を保育する小規模な保育施設を利用する保護者に給付を行い、児童の健全育成と保護者の就労支援を図ります。
- ・認定こども園等を利用する保護者に給付を行い、児童の健全育成と保護者の就労支援を図ります。

5 子育て支援のネットワークの充実

- ・子育て支援団体等と情報交換しながら、支援体制を継続しています。また、支援団体の主催事業等に積極的に協働することにより、活動内容を把握し、より良い支援を行っています。

6 児童虐待防止対策の充実

- ・要支援児童の適切な保護を図るため、関係機関と情報の交換・共有を行い、児童虐待の早期発見・対応を行っています。
- ・メールでの情報発信をはじめ、保護者の接点の機会を設けることを通じて児童虐待の一因となる出産・子育て期の孤立感や負担感を緩和し、虐待防止を図ります。

7 保育環境の整備

- ・教育・保育施設の適正整備と安全で安心な保育環境の保育所等の施設整備をします。
- ・放課後児童クラブの運営体制整備や施設改修、備品整備、障害児受け入れのための整備等に対して助成を行います。

協働による取組

- ・核家族化や地域コミュニティの希薄化により、育児不安や育児の負担感を抱え育児に支障をきたす親が増えています。こうした親を支援していくため、子育て支援グループ、NPO 法人、ボランティア団体等と協働し、子育て親子の交流の場の提供や子育て相談、子育て教室、講演会等を引き続き実施し、地域に密着した子育て支援体制を整えていきます。

関連計画

計画名	計画期間	概要
本庄市子ども・子育て支援事業計画	平成 27 年度～平成 31 年度	子ども・子育て支援法に基づき策定した5年を一期とする子育て支援サービスの確保方策等の計画

施策大項目)

2 健康づくりの推進

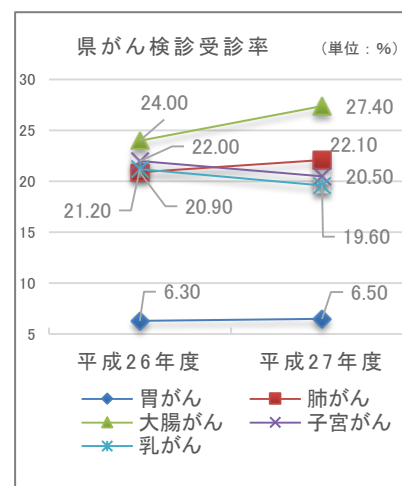
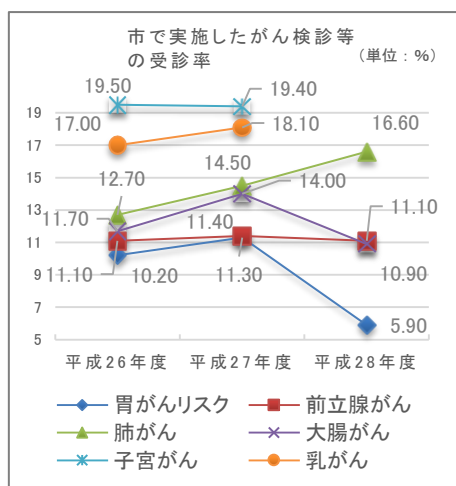
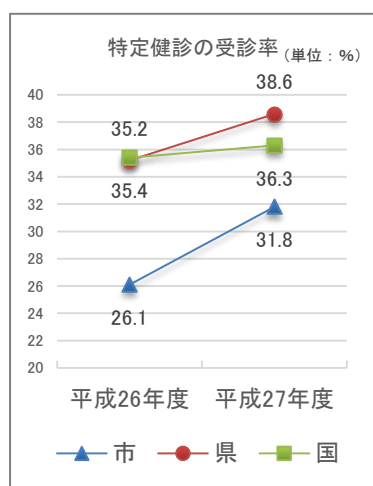
めざす姿

- 市民の健康管理に関する関心が高く、自ら健康づくりのための行動を実践している市民が増えています。
- 各ライフサイクルにおける心身の健康づくりの支援体制が充実し、健康的な生活ができる環境が整っています。
- 発達障害※等の子どもたちへの支援体制が充実し、地域社会の中で自立した生活を営める環境が整っています。

成果指標と目標値

成果指標	現状値	目標値
特定健診※の受診率	31.8% (平成27年度)	60% (国の定めた目標値)
市で実施したがん検診等の受診率 (職域での検診や人間ドックでの受診は含まない)	胃がんリスク検診 5.9% 前立腺がん 11.1% 肺がん 16.6% 大腸がん 10.9% 子宮がん (H27) 19.4% 乳がん (H27) 18.1%	50% (国の定めた目標値)

健康づくりの現状



※ 発達障害: 乳幼児期から幼児期にかけて現れることの多い、認知・言語・社会性・運動などの障害を包括する概念

※ 特定健診: 内臓脂肪型肥満や生活習慣病の予防を目的に、医療保険者に平成20年度から実施することが義務付けられたもの
40歳から74歳の国民を対象に、健康保険組合や国民健康保険などすべての保険者に健診を義務づけ、健診から漏れがなかった専業主婦や自営業者等も対象とする

現況と課題

【施策に係る市民満足度：「健康づくりの推進」44.4%】

- 各種健診などによる疾病の早期発見と生活習慣病などの予防や悪化防止に向けた健康教室・健康相談事業を実施し、市民の健康管理の一助となるように努めていますが、受診率・受講率は低い状況です。市民生活の質の維持・向上と健康寿命の延伸のために受診率・受講率を高める工夫が必要です。また、市民自らが健康管理に対する意識を高めていくために、住民参画と協働を基にした取組も必要です。
- 核家族化の進行をはじめとする社会環境の変化に伴い、子育てに対しての市民ニーズも変化してきています。子どもたちが健やかに育っていくためには、妊娠・出産期～思春期、各ステージにおける取組の充実が必要です。また、育児ストレスの軽減や児童虐待の防止も視野にいれ、切れ目のない支援を行っていきます。
- 食生活は、多くの生活習慣病との関連が深く、生活の質にも大きく影響を及ぼすなど、健康づくりにおいて中核をなすものです。栄養バランスに配慮した食事や規則正しい食生活を送り、健康で豊かな生活を実現するため、一人ひとりが正しい知識に基づき、望ましい食生活を実践することが重要です。
- 発達に不安のある子どもが、健やかに地域社会の中で自立した生活を送ることができるよう、発達教育支援センター「すきっぷ」を核として、子どもや保護者及び周囲で関わる人々への支援を、家庭だけでなく保育所や学校へ出向いて実施しています。今後も子どもを支える各関係機関との連携体制の充実を図っていきます。
- 自殺者は全国的には4年連続で年間3万人を下回ったものの、依然として深刻な状況にあります。本市では平成26年度21人、平成27年度19人、平成28年度24人と20人前後で推移しています。平成28年4月に施行された改正自殺対策基本法に基づき、県の自殺総合対策推進センターから示される本市の自殺実態分析結果や地域の実情に合わせた政策案をもとに、市の自殺対策計画を策定し、心の健康づくりを進めます。

めざす姿の実現に向けた施策体系

1-2 健康づくりの推進

- 1 健診・検診体制の充実
- 2 体の健康づくりの推進
- 3 予防接種の推進
- 4 母子保健の推進
- 5 発達障害児等への支援の充実
- 6 心の健康づくりの推進

施策中項目) **施策の取組内容**

1 健診・検診体制の充実

- ・「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づく国保被保険者を対象とした特定健康診査・保健指導と後期高齢者医療保険被保険者を対象とした健康診査、「健康増進法」に基づく健康診査やがん検診・健康教育・健康相談などを実施します。
- ・健診の無料化や複数健診の同時実施などで、受診率の向上を図り、生活習慣病の予防と疾病の早期発見を目指し、健康的な質の高い生活を実現します。
- ・市民自ら健康管理ができるよう、検診・健診についての知識の普及啓発を行います。特に若者へのがん予防や生活習慣病予防のための普及啓発を行い、自発的な健康づくりを促します。

2 体の健康づくりの推進

- ・効果が認められている健康長寿埼玉モデル[※]事業の導入や、動機づけ事業を活用し、市民の健康づくりを推進します。また、生活習慣病の重症化を予防するための支援を行います。
- ・すべてのライフステージにおいて、いきいきと健康な毎日を過ごすため、望ましい食生活を実践できるよう、食育の推進に取り組みます。

3 予防接種の推進

- ・予防接種法に基づく定期の予防接種を実施しています。予防接種未接種者への勧奨方法の見直しを行い、接種率の向上を図り感染症対策に取り組みます。

4 母子保健の推進

- ・乳幼児健康診査・健康相談・教室の充実により、疾病の早期発見や心身の健やかな発育・発達を支援します。また、妊娠期からの切れ目のない支援により、安心して子育てができる環境の整備を目指します。

5 発達障害児等への支援の充実

- ・発達に不安のある子どもとその保護者に保健師、言語聴覚士、作業療法士、心理士等の専門職が個別相談や指導を行い、保護者や周囲で関わる大人が子どもの特性に気づき、その子に合った関わり方ができるよう継続した支援を行い、子どもの健やかな成長を支えます。

6 心の健康づくりの推進

- ・改正自殺対策基本法に基づき、県の自殺総合対策推進センターから示される本市の自殺実態分析結果や地域の実情に合わせた政策案をもとに、市の自殺対策計画を策定し、若年者からの心の健康づくりを進めます。

[※] 健康長寿埼玉モデル：健康寿命の延伸や医療費の抑制を目指し、毎日1万歩運動や筋力アップトレーニングなどを推奨プログラムとして、県内の市町村の健康づくりを促す取組

協働による取組

- 各地域における、健康づくりの取組と相互に連携し、地域の特性を生かした健康づくりや、住民主体の健康づくりを行っていきます。

関連計画

計画名	計画期間	概要
本庄市健康づくり推進総合計画	平成28年度～平成32年度	健康づくりの推進に係る「健康増進計画」「食育推進計画」「歯科口腔保健推進計画」という3つの計画を包含し、取組の相乗効果と推進力を高める総合計画
本庄市国民健康保険データヘルス計画	平成28年度～平成31年度	特定健診やレセプトのデータ分析結果に基づく国保加入者の健康保持増進を図るための事業計画

施策大項目)

3 医療体制の充実

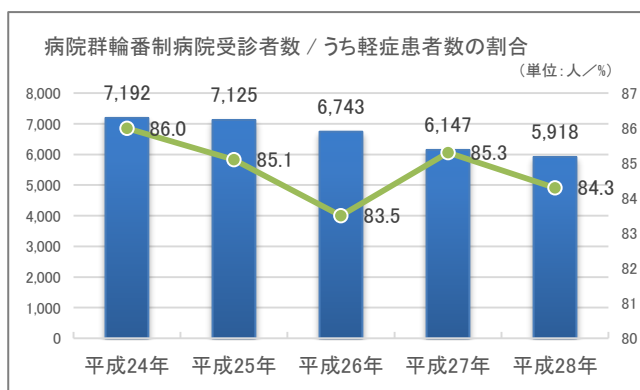
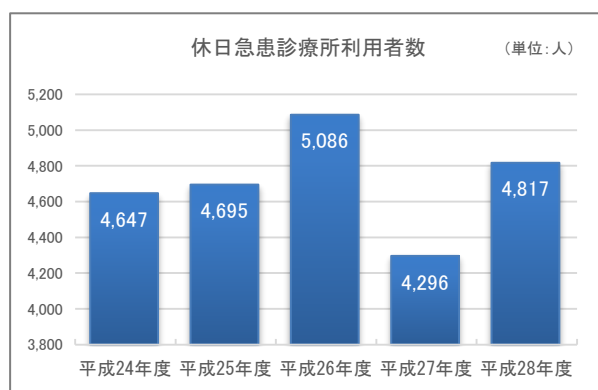
めざす姿

- 休日や夜間の初期救急体制や相談機能が充実しています。
- 高度な医療をはじめ地域医療体制が充実しています。
- 市民がかかりつけ医・かかりつけ歯科医をもち、自ら健康管理を行っています。

成果指標と目標値

成果指標	現状値	目標値
病院群輪番病院受診者に占める軽症患者率 (夜間や休日の輪番当番病院を受診する人のうち軽症患者の割合)	84.3%	75%

地域医療、救急医療の現状



現況と課題

【施策に係る市民満足度:「医療体制の充実」27.9%】

- 本市は、埼玉県地域保健医療計画で定めた本庄市、児玉郡を一体とする児玉医療圏に属し、救急医療体制を組んでいます。
- 初期救急医療※は、休日急患診療所において、休日・年末年始の昼間、夜間及び週に1日平日の夜間に内科系の診療に対応し、外科系は休日の午前中のみ在宅当番医制で対応しています。入院を必要とする重症患者等を対象とする二次救急医療※は、児玉郡市内の5病院が年間を通じて休日の昼間と全日の夜間、輪番制で対応しています。輪番病院には、夜間に体調を崩したときなどに受診する患者も多く、本来の二次救急病院としての機能が果たされにくい状況があります。本来の二次救急の機能を果たせるように初期救急医療体制の整備が必要です。

※ 初期救急医療：外来治療を必要とする軽症の救急患者に対する医療体制

※ 二次救急医療：入院治療を必要とする重症の救急患者に対する医療体制

- 高度な医療を必要とする三次救急医療※や小児の二次救急医療については、熊谷・深谷地域を含む北部保健医療圏に属し対応しています。当医療圏は、地域医療を担っている医療機関の協力のもと救急体制を組んでいますが、対応出来る医療機関が少ないため医療圏内だけでの対応は難しく、他の医療圏域への搬送や、搬送時間が短い群馬県の病院へ搬送されています。市民の安心安全のために高度な医療をはじめ地域医療の充実が重要です。北部医療圏の充実を県に要望するとともに、県境を越えた体制整備についても県への働きかけを行うとともに、他の方策も研究していきます。
- かかりつけ医を持っている市民の割合は35.3%でまだまだ低い状況です。市民一人ひとりがかかりつけ医を持つことは、自分の体に責任を持つことであり、適切な医療を受け健康を守るために有効です。また市民のかかりつけ歯科医を持っている割合は76.2%ですが、60歳以上で20本以上歯がある人の割合は57.7%であり、生涯にわたり健全な口腔機能を維持することができるよう普及啓発が必要です。これらのことから、できるだけ多くの市民に、かかりつけ医・かかりつけ歯科医を持っていただけるように周知啓発していく必要があります。

めざす姿の実現に向けた施策体系

1-3 医療体制の充実

1 初期救急医療の充実

2 地域医療の充実

3 市民への啓発

施策中項目) 施策の取組内容

1 初期救急医療の充実

- 在宅当番医制により休日の午前中に外科系の診療を行っています。また、本庄市休日急患診療所において、休日・年末年始の昼間、夜間及び週に1日平日の夜間に内科系の診療を行っています。平日夜間診療日の拡充に向け協議を継続します。

2 地域医療の充実

- 郡市内の5病院において、内科系・外科系の夜間救急搬送受入を輪番制にて対応しています。いつでも受け入れが出来るよう、体制の整備・充実に努めます。
- 小児二次救急医療は熊谷・深谷・児玉地区の北部保健医療圏において県と連携し整備を進めています。また、休日急患診療所の後方支援病院の確保も含め、群馬県の搬送可能範囲にある小児二次救急病院との連携を進めます。
- 医療資源の確保を図るとともに、病院等の誘致の調査研究も含め、高度な医療や三次救急体制の充実に向けて取り組みます。

※ 三次救急医療：重篤な救急患者に対する医療体制

3 市民への啓発

- ・かかりつけ医・かかりつけ歯科医の必要性についての周知啓発を図るとともに、電話相談事業により病気についての不安解消に努めることで不要な救急病院への受診を減らすよう努めます。

関連計画

計画名	計画期間	概要
本庄市健康づくり推進総合計画	平成 28 年度～平成 32 年度	健康づくりの推進に係る「健康増進計画」「食育推進計画」「歯科口腔保健推進計画」という3つの計画を包含し、取組の相乗効果と推進力を高める総合計画

施策大項目)

4 地域福祉の推進

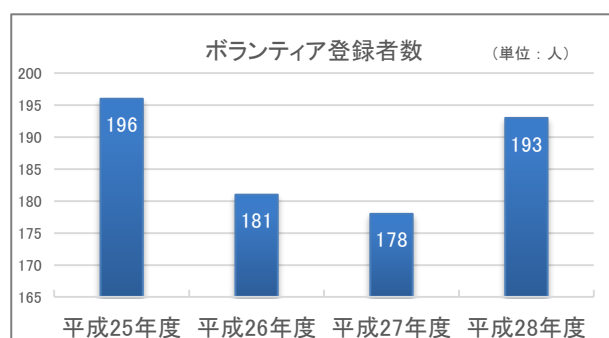
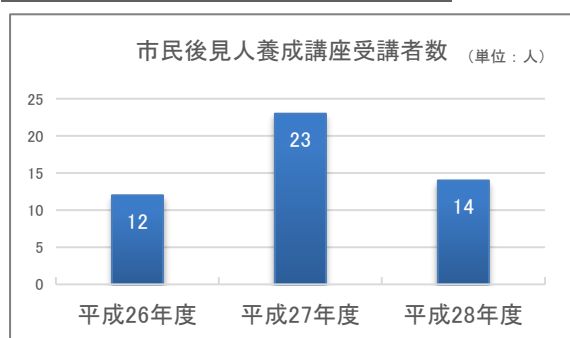
めざす姿

- 誰もが住み慣れた地域社会の中で、助け合い、支え合いながら自分らしくいきいきと暮らしています。
- 行政と関係機関・団体、地域住民が共に協働しながら地域の諸課題を解決する体制が整っています。

成果指標と目標値

成果指標	現状値	目標値
市民後見人候補者の登録者数	7人	30人

地域福祉の現状



現況と課題

【施策に係る市民満足度：「障害者福祉・地域福祉の推進」13.6%】

- 急速に進む少子高齢化や社会経済情勢の変化を背景に、人のつながりの希薄化などが進み、既存の福祉制度だけでは対応できない複合的かつ多様な福祉ニーズが出現し、社会的孤立、ひきこもり、自殺、貧困、虐待などの様々な課題が生じています。
- これらの課題を解決するためには、ニーズに応じた様々な形の支援を、支援対象者の生活に寄り添い継続的かつ日常的に行う必要があります。行政や関係機関・団体、専門事業者だけでなく、地域住民やボランティアも連携した幅広いネットワークが求められます。
- 年齢や障害の有無にかかわらず誰もが住み慣れた地域で支え合いながら自分らしく活躍できるよう、地域住民、関係機関・団体、事業者、社会福祉協議会による主体的な支え合いの活動を支援するとともに、地域や個人の課題の発見から解決までを包括的に支援するための体制を構築する必要があります。

めざす姿の実現に向けた施策体系

1-4 地域福祉の推進

- 1 地域福祉の推進体制づくり
- 2 地域福祉意識の醸成と活動の促進
- 3 権利擁護の推進

施策中項目) 施策の取組内容

1 地域福祉の推進体制づくり

- ・本庄市社会福祉協議会の活動の支援を通じて、子育て、障害者、高齢者福祉やボランティア、結婚相談、婚活など様々な地域福祉事業の実施を図ります。また、地域福祉の担い手となる事業者、関係機関・団体を支援するとともに、主体的に地域活動を行う人材育成と、団体間の連携強化に努めます。
- ・保健、医療、福祉等のサービスを有機的に組み合わせ、課題の発見から解決までの一連の相談支援体制を構築します。
- ・地域住民や関係機関・団体、行政等が一体となった地域福祉ネットワークづくりを推進します。

2 地域福祉意識の醸成と活動の促進

- ・学校教育や社会教育を通じた福祉教育を推進する中で、地域課題に関する学習会の開催等、地域福祉活動に参加するきっかけづくりを進めるとともに、地域福祉活動への関心を高め、地域住民の主体的な参加を促すための取組を行います。
- ・地域における課題を地域住民が自らの課題として主体的に捉え、解決を試みることができるよう、地域住民や自治会に加え、まちづくりに関係する事業者に対しても、意識醸成や福祉のまちづくりに必要な働きかけを行います。

3 権利擁護の推進

- ・知的障害者や精神障害者、また今後増加することが予想される認知症高齢者の人々を社会全体で支え合う共生社会を実現するために、市では成年後見制度を担う人材の育成や制度の周知を図るとともに、社会福祉協議会や成年後見制度を推進している NPO 法人等と協力しながら権利擁護を進める組織体制の整備を行います。

協働による取組

- ・地域共生社会の実現に向け、行政と地域住民等の「協働」による地域福祉を推進します。

関連計画		
計画名	計画期間	概要
本庄市地域福祉計画	平成 31 年度～平成 35 年度	本市の地域福祉の取組の方向性を示し、その推進を図るための計画
本庄市地域福祉活動計画	平成 31 年度～平成 35 年度	本庄市地域福祉計画の理念に基づき地域福祉の具体的な取組を行う本市社会福祉協議会による計画
本庄市障害者計画	平成 30 年度～平成 35 年度	障害のある人のための施策に関する基本的な事項を定める計画
本庄市障害福祉計画、本庄市障害児福祉計画	平成 30 年度～平成 32 年度	障害者計画中の生活支援に関わる事項のうちで、障害福祉サービスに関する具体的な取組を行う計画
本庄市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	平成 30 年度～平成 32 年度	本市の介護保険の安定運営と保健福祉の充実を図るための計画
本庄市子ども・子育て支援事業計画	平成 27 年度～平成 31 年度	子ども・子育て支援法に基づき策定した5年を一期とする子育て支援サービスの確保方策等の計画

施策大項目)

5 高齢者福祉の充実

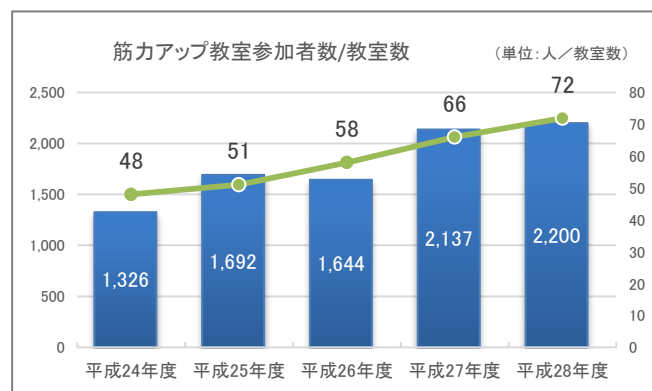
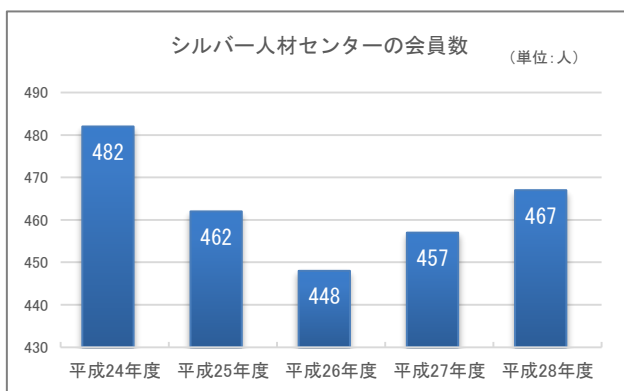
めざす姿

- 多くの高齢者が住み慣れた地域で元気に安心して暮らしています。
- 介護予防の取組が充実し、高齢者の心身の健康が増進されています。
- 高齢者が積極的に社会参加をし、自らの能力や経験を発揮しています。
- 高齢者が地域ぐるみで支えられ、その権利が擁護されています。

成果指標と目標値

成果指標	現状値	目標値
シルバー人材センターの会員数	467 人	516 人
筋力アップ教室（介護予防事業）参加者数 （65 歳以上の高齢者を対象に開催する筋力アップ教室への参加者数）	2,200 人	3,000 人

高齢者福祉の現状



現況と課題

【施策に係る市民満足度：「高齢者福祉の充実」19.2%】

- 本市の高齢化率は、平成27年の国勢調査によると26.9%でしたが、団塊の世代が後期高齢者となる平成37年（2025年）には30%を超えて、その後も高齢化はさらに高まるものと予想されています。高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるようにするため、医療・介護・予防・住まい・生活支援の5つのサービスを一体的に提供する「地域包括ケアシステム」を整備充実する必要があります。
- 高齢化の進行に伴い、要介護者が増大し、介護保険給付や高齢者福祉サービスの需要が大きくなる一方、少子化の進行で介護・福祉サービスを支える現役世代の減少が予想されます。高齢者が可能な限り要介護状態にならないため、介護予防や生きがいづくりを推進して、高齢者の

心身の健康の増進を図る必要があります。

- ・高齢者の中にはボランティア活動等を通じて社会に参加したいと考える人も増えてきています。高齢者の自己実現の要求に応えるため、ボランティアへの参加支援、就労機会の拡大などを推進し、元気な高齢者が、生涯現役として活躍していくことが必要です。
- ・高齢化の進行と同時に、単身高齢者や高齢者のみの世帯、認知症高齢者が増加しています。地域において自立した日常生活を営むことができるように、地域社会と高齢者のつながりを強めて高齢者の孤立化を防ぐなど、地域で高齢者を支え合う環境を整えることが必要になっています。また、高齢者の権利擁護を推進するため、高齢者虐待への速やかな対応や成年後見制度の利用拡大を図る必要があります。

めざす姿の実現に向けた施策体系

1ー5 高齢者福祉の充実

- 1 介護予防の推進
- 2 介護・福祉のサービスの連携と充実
- 3 社会参加・生きがいづくりの促進
- 4 とともに生きる豊かな地域社会づくり

施策中項目) 施策の取組内容

1 介護予防の推進

- ・市民と行政が協働して、高齢者の健康づくりと介護予防を一体的に推進し、高齢者の心身の健康の増進を図り、医療や介護が必要な状態になることを可能な限り防止します。

2 介護・福祉のサービスの連携と充実

- ・介護保険サービスと高齢者福祉サービスを充実し、地域包括ケアシステムのサービス基盤を整備します。

3 社会参加・生きがいづくりの促進

- ・老人クラブや生涯学習の充実で高齢者の生きがいを増進するとともに、地域活動やボランティア活動、高齢者が高齢者を支える互助・共助の生活支援サービスの整備、就労機会の拡大など、高齢者が活躍できる場の創出と充実に努めて、高齢者の社会参加を促進します。

4 とともに生きる豊かな地域社会づくり

- ・市民の理解と協力のもと、地域の活動者やボランティアなどの人的資源を積極的に活用して連携し、高齢者が安心して生活できるバリアフリーのまちづくりに努めます。また、高齢者虐待への対応や成年後見制度の利用拡大を図り、高齢者の権利擁護を推進します。

協働による取組

- ・ 市民と協働しての地域ぐるみの健康づくりと介護予防に取り組めます。
- ・ 自助・互助・共助による高齢者福祉の仕組みづくりに取り組めます。
- ・ 認知症の人の見守り、高齢者虐待、高齢者の孤立、トラブルの防止など、高齢者を総合的に見守るネットワークを市民や地域の様々な組織や団体と協働して構築します。
- ・ 児童の登下校の見守り活動を実施します。

関連計画

計画名	計画期間	概要
本庄市地域福祉計画	平成 31 年度～平成 35 年度	本市の地域福祉の取組の方向性を示し、その推進を図るための計画
本庄市地域福祉活動計画	平成 31 年度～平成 35 年度	本庄市地域福祉計画の理念に基づき地域福祉の具体的な取組を行う本市社会福祉協議会による計画
本庄市障害者計画	平成 30 年度～平成 35 年度	障害のある人のための施策に関する基本的な事項を定める計画
本庄市障害福祉計画・本庄市障害児福祉計画	平成 30 年度～平成 32 年度	障害者計画中の生活支援に関わる事項のうちで、障害福祉サービスに関する具体的な取組を行う計画
本庄市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	平成 30 年度～平成 32 年度	本市の介護保険の安定運営と保健福祉の充実を図るための計画
本庄市健康づくり推進総合計画	平成 28 年度～平成 32 年度	健康づくりの推進に係る「健康増進計画」「食育推進計画」「歯科口腔保健推進計画」という3つの計画を包含し、取組の相乗効果と推進力を高める総合計画

施策大項目)

6 障害者福祉の推進

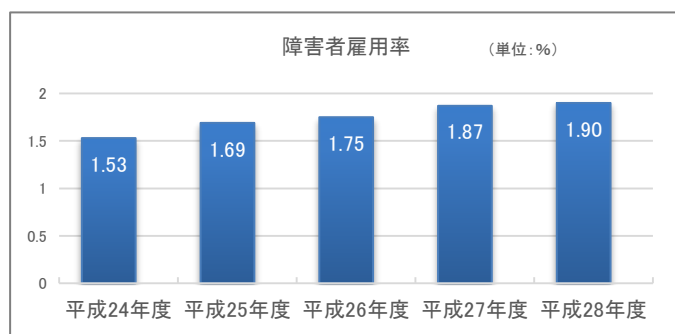
めざす姿

●障害のある人が、地域において等しく権利を享有して、日常生活や社会生活の中で個人として尊重された暮らしをしています。

成果指標と目標値

成果指標	現状値	目標値
障害者雇用率※ (本庄ハローワーク管内の雇用者のうち障害のある人を雇用している率)	1.90%	2%

障害者福祉の現状



現況と課題

【施策に係る市民満足度：「障害者福祉・地域福祉の推進」13.6%】

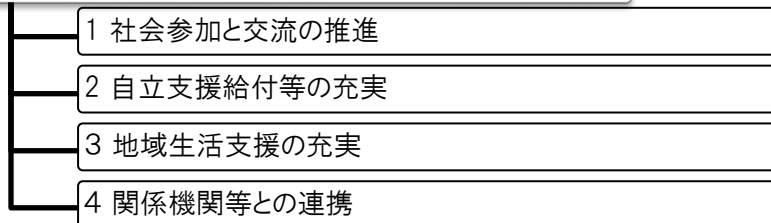
- 障害者施策の新たな展開のために、障害者自立支援法に代わり、平成25年4月に障害者総合支援法が施行されました。これにより障害福祉サービスの対象の拡大と拡充が図られました。そのために障害福祉サービス等に対する需要は年々増えています。特に精神障害や知的障害に関わるケースが際立っています。また、複合的な課題を抱えたケースも増加傾向にあります。これに対応するために、本市においても、様々なサービスを提供しています。
- 障害者施策において、「障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として相互に尊重される共生社会の実現」という理念のもとで、障害のある人が障害を克服して、安心していきいきと暮らせ、活躍の場が確保され、地域社会の一員として尊重される「ノーマライゼーション」を叶えるためには、障害福祉サービス等の充実と体制づくりが重要です。

※ 障害者雇用率：企業や地方公共団体等の常用する労働者に対する身体障害者又は知的障害者の雇用割合のこと

- また、本市は、特に目にハンディキャップを抱えながらも、「群書類従」の編纂という偉業を成し遂げた塙保己一の生誕の地であります。その偉業に関わり、惜しみない力添えをした人々にも深く思いを寄せつつ「ノーマライゼーション」を推し進め、共生社会の実現を図っていきます。
- そのためには、障害のある人のニーズを的確に捉え、介護給付などの障害福祉サービスを充実させ、就労支援体制の確保や権利擁護の推進を図るとともに、あわせて、障害者に対する理解を深めるための交流・啓発事業を実施します。また、これらの施策は、医療や生活支援などの他の部門との関わりも深く、その整合性を図るために、関係機関や地域住民との有機的な連携・協力を進めていきます。

めざす姿の実現に向けた施策体系

1-6 障害者福祉の推進



施策中項目）施策の取組内容

1 社会参加と交流の推進

- 就労支援センターの活動により、障害のある人の就労機会の拡大を図るとともに、障害者就労施設からの物品購入等を進め、その自立の手助けをします。あわせて、生涯学習やスポーツ・レクリエーション活動への参加を促し、「ふれ愛祭」や「老人・障害者スポーツ大会」の開催や地域活動支援センターの設置により地域での交流を積極的に取り組みます。

2 自立支援給付等の充実

- 引き続き介護給付や訓練等給付、自立支援医療、補装具支給の充実を図るとともに、需要に見合った事業所の確保に努め、障害のある人のニーズに障害程度に応じたサービス提供を行い、障害のある人の日常生活や社会生活の充実に取り組みます。

3 地域生活支援の充実

- 相談支援や意思疎通支援、日常生活用具の給付等、成年後見制度利用支援などの事業を行うことによって、地域の状況に応じたサービスを提供し、障害のある人が地域においていきいきと生活ができるような施策を推進します。あわせて、相談支援の中核となる基幹相談支援センターの設立を目指し、円滑な相談支援を推進します。

4 関係機関等との連携

- ・自立支援協議会の活性化により、障害者団体、事業者、行政機関などの関係機関間で情報共有を図り、協働により障害のある人の手助けとなる施策を推進します。

協働による取組

- ・自立支援協議会の設立により、関係機関間での情報共有がスムーズとなり、障害のある人の処遇につき協働・連携して事に当たれる環境が整いました。今後は、これを基に社会福祉法人やNPO法人等の民間団体との間に構築された協力関係のもとに、虐待・差別も含めた個別ケースの問題解決に取り組むとともに、これらの団体と連携して、障害のある人の社会参加の促進に努めます。

関連計画

計画名	計画期間	概要
本庄市地域福祉計画	平成31年度～平成35年度	本市の地域福祉の取組の方向性を示し、その推進を図るための計画
本庄市地域福祉活動計画	平成31年度～平成35年度	本庄市地域福祉計画の理念に基づき地域福祉の具体的な取組を行う本市社会福祉協議会による計画
本庄市障害者計画	平成30年度～平成35年度	障害のある人のための施策に関する基本的な事項を定める計画
本庄市障害福祉計画、本庄市障害児福祉計画	平成30年度～平成32年度	障害者計画中の生活支援に関わる事項のうちで、障害福祉サービスに関する具体的な取組を行う計画
本庄市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	平成30年度～平成32年度	本市の介護保険の安定運営と保健福祉の充実を図るための計画

施策大項目)

7 生活困窮者等の支援

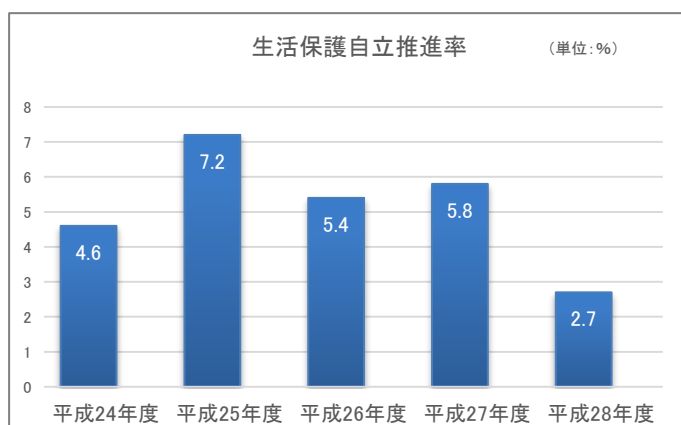
めざす姿

●生活困窮者等の自立に向け、行政と関係機関、地域住民等が協働して支え合っています。

成果指標と目標値

成果指標	現状値	目標値
生活保護自立推進率 (就労年齢層(概ね15歳～65歳)のいる保護世帯のうち、就労等により自立(保護廃止)した世帯数の率)	2.7%	5.2%

生活困窮者支援の現状



現況と課題

【施策に係る市民満足度:「障害者福祉・地域福祉の推進」13.6%】

- ・ 少子高齢化に代表される急激な社会構造や経済の変化、生活環境における人間関係の希薄化などを背景に、生きづらさを抱え、経済的にも困窮している人、いわゆる生活困窮者等が全国的に増加しており、本市においてもその傾向にあります。また、新たに、「ひきこもり」や「貧困の連鎖」といった課題も顕在化してきています。
- ・ 本市では、これまで、生活困窮者等への施策として、生活困窮者自立支援法や生活保護法に基づき、経済的困窮だけでなく、生活上の様々な困りごとや不安を抱えた人の相談をワンストップで受け付け、制度の適正運用を進め、事態が深刻化する前に適切な支援をつなげるとともに、安定した生活の実現と自立の促進に取り組んできました。
- ・ 生活困窮等に至る要因は、複合的で、その課題が多分野にわたっています。このことから、その課題の解決には、行政機関だけではなく、専門的ケアを含め、様々な主体のかかわりが一層

求められています。また、誰もが住み慣れた地域で、安心して自立した生活を送ることができる地域づくりの観点から、生活困窮者の受け皿となり、共に支えあえる「地域」の存在が重要となっています。

- これらを踏まえ、「ひきこもり」や「貧困の連鎖」といった新たな課題を含め、生活困窮者等の自立と安定した生活の実現に向けた施策の的確な実施を図るとともに、生活困窮者等を含めた誰もが、生活の様々な場面でつながりを持ちつつ、安心して生活を送ることができる地域づくりを進める必要があります。
- このため、潜在的な支援対象者の早期発見に努めつつ、支援を必要とする人の生活に寄り添った継続的・日常的な支援を行うとともに、多様なケースに対応するため、より実効性の高い関係機関との連携体制の構築に取り組みます。また、市民の理解と協力を得つつ協働して、生活困窮者等とともに暮らしやすい地域づくりを進めます。

めざす姿の実現に向けた施策体系

1-7 生活困窮者等の支援

1 生活困窮者等への支援

2 支援への理解を深める取組と支援ネットワークづくり

施策中項目) 施策の取組内容

1 生活困窮者等への支援

- 生活に困窮する人や困窮するおそれのある人の相談をワンストップで受け付けるとともに、潜在的な支援対象者の早期発見に努め、関係する機関等と連携してきめ細かな支援を行います。特に、貧困の連鎖を予防するため、支援対象世帯の子どもには将来の自立に向けた基礎能力の習得を支援します。
- 生活保護世帯に対しては、生活状況を把握しつつ就労支援や社会参加等の支援を行い、自立を促進します。
- こうした取組をひとつの受け皿として、地域社会と連携し、若者のみならず、中高年も含めた「ひきこもり」などの課題への対応を進めます。

2 支援への理解を深める取組と支援ネットワークづくり

- 生活困窮者への支援のためには、行政機関のみならず、保健、医療、教育、福祉等の関係機関とともに、地域の民生委員・児童委員をはじめとする市民やボランティア団体などとの協働が必要不可欠です。特に、自ら声をあげられないような潜在的に支援を必要とする人への早期支援は、より重要となります。このため、支援制度への理解を深める取組として、あらゆる機会を捉え、制度や現状を丁寧に説明し、協働を働きかける取組を進め、それぞれが生活困窮者を支える当事者意識を持った、横断的な支援のネットワークの形成に取り組みます。

協働による取組

- ・行政と地域住民等の「協働」による生活困窮者支援の体制づくりを進め、生活困窮者にやさしい地域共生社会の実現を目指します。

関連計画

計画名	計画期間	概要
本庄市地域福祉計画	平成 31 年度～平成 35 年度	本市の地域福祉の取組の方向性を示し、その推進を図るための計画
本庄市地域福祉活動計画	平成 31 年度～平成 35 年度	本庄市地域福祉計画の理念に基づき地域福祉の具体的な取組を行う本市社会福祉協議会による計画
本庄市障害者計画	平成 30 年度～平成 35 年度	障害のある人のための施策に関する基本的な事項を定める計画
本庄市障害福祉計画、本庄市障害児福祉計画	平成 30 年度～平成 32 年度	障害者計画中の生活支援に関わる事項のうちで、障害福祉サービスに関する具体的な取組を行う計画
本庄市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	平成 30 年度～平成 32 年度	本市の介護保険の安定運営と保健福祉の充実を図るための計画
本庄市子ども・子育て支援事業計画	平成 27 年度～平成 31 年度	子ども・子育て支援法に基づき策定した5年を一期とする子育て支援サービスの確保方策等の計画

第2章 教育文化分野

未来を拓く人を育み、 歴史と文化の薫るまち

- | | |
|---|--------------------|
| 1 | 確かな学力と自立する力の育成 |
| 2 | 豊かな心と健やかな体の育成 |
| 3 | 教育環境の整備 |
| 4 | 生涯学習の活発化 |
| 5 | 文化財の保護と活用の推進 |
| 6 | 生涯スポーツ・レクリエーションの促進 |

施策大項目)

1 確かな学力と自立する力の育成

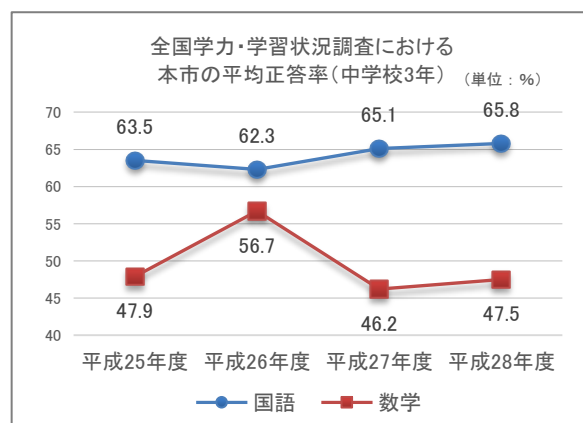
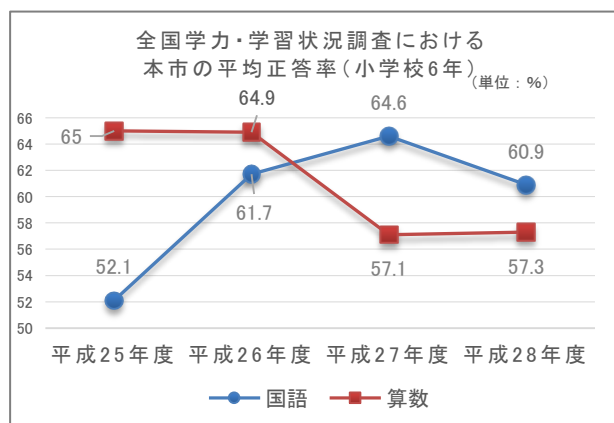
めざす姿

- 「確かな学力」が子どもたちの身についています。
- 学校・家庭・地域が一体となって子どもの育成に取り組んでいます。

成果指標と目標値

成果指標	現状値	目標値
全国学力・学習状況調査における、「国語」「算数」の本市の平均正答率（小学校6年）	国語 60.9% 算数 57.3%	国語 65% 算数 61%
全国学力・学習状況調査における、「国語」「数学」の本市の平均正答率（中学校3年）	国語 65.8% 数学 47.5%	国語 70% 数学 52%

学力の現状



現況と課題

【施策に係る市民満足度：「創造性と確かな学力を育む教育の推進」18.4%】

- ・グローバル化が進展する中、人口が減少し、経済規模の縮小も懸念されるなど、社会の変化は激しくなっています。子どもたちの10年後を考えると、今以上に社会の変化は激しくなり、また、経験したことのない未知なる課題への対応が求められる場面が多くなることも予想されます。さらに、人工知能の発達により、今ある仕事の多くがロボットに置き換えられるとの予想もあります。
- ・この時代に対応し、夢や志を持ち、主体的に自らの人生を意欲的に切り拓き、自立していくためには、「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力」、「学び続けられる力（学習意欲）」を統合したいわゆる「確かな学力」の育成や自立につながる進路意識の高揚がますます重要となります。

- ・また、本市の状況を全国学力・学習状況調査の結果で見ると、進路意識などは高い傾向にありますが、学力面では国語、算数・数学ともに全国平均を数ポイント下回っており、学力の向上が大きな課題です。
- ・これらの課題を解決し、確かな学力と自立する力を育成するためには、これまでの「教師がすべてを説明して、それを子どもが覚える」授業スタイルを「子どもたちが、自ら考え判断・行動し（主体的）、仲間と話し合い協力し（対話的）、課題を解決する」授業スタイル（いわゆる「アクティブ・ラーニング」）へ改善することが必要です。また、家庭や地域との連携・協働により「地域とともにある学校づくり」も重要となります。

めざす姿の実現に向けた施策体系

2-1 確かな学力と自立する力の育成

- 1 指導方法の工夫改善と確かな学力の育成
- 2 家庭や地域と連携し、地域とともにある学校づくりの推進
- 3 進路指導・キャリア教育の推進
- 4 教職員の資質能力の向上
- 5 特別支援教育の推進

施策中項目） 施策の取組内容

1 指導方法の工夫改善と確かな学力の育成

- ・指導方法の工夫改善を進め、学ぶ意欲を高め、基礎基本の徹底を図るとともに、思考力・判断力・表現力の育成に取り組み、学力の向上を図ります。
- ・小中学校の連携を推進し、9年間を見通した教育を推進します。
- ・児童生徒を支援する補助教員の配置や学習の機会の充実を図り、個に応じた指導を推進します。
- ・小学校での英語教育など今日的な教育課題への対応を図っていきます。

2 家庭や地域と連携し、地域とともにある学校づくりの推進

- ・学校の経営方針を明示するなど、家庭や地域の人々へ積極的に情報の発信を行います。また、家庭や地域との連携や協働をさらに進め、地域とともにある学校づくりを進めます。

3 進路指導・キャリア教育の推進

- ・児童生徒一人ひとりが進路に対する目的意識を高めるとともに、児童生徒一人ひとりに夢や志を育てる教育活動を進めます。
- ・様々な職場の見学や体験等をとおして、職業には貴賤がないことや社会の一員としての役割を果たすことなどの望ましい勤労観や職業観を育てます。

4 教職員の資質能力の向上

- 学校の課題研究等の研修会に積極的に指導者等を派遣するなどの支援をしていきます。
- 学力向上をはじめとする様々な教育課題解決に結びつく研修を実施し、教職員の資質の向上を図ります。

5 特別支援教育の推進

- 児童生徒一人ひとりが、社会で自立できる自信と力を育むことができるよう、合理的配慮に基づく特別支援教育的手法を取り入れた教育活動を推進します。
- 児童生徒の障害に合わせた特別支援教育を推進するとともに、きめ細やかな就学支援を推進します。

協働による取組

- 地域に開かれた学校づくりを推進し、学校の教育力を向上させるため、地域ボランティアや地域の各種団体、関係機関等を加え組織された「学校応援団」の活動を継続するとともに、さらに充実を図ります。また、開かれた学校づくりを一步進め、家庭・地域との連携・協働をさらに強め、「地域とともにある学校づくり」を目指したコミュニティ・スクールを導入していきます。

関連計画

計画名	計画期間	概要
本庄市教育大綱	平成30年度～	市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定める大綱

施策大項目)

2 豊かな心と健やかな体の育成

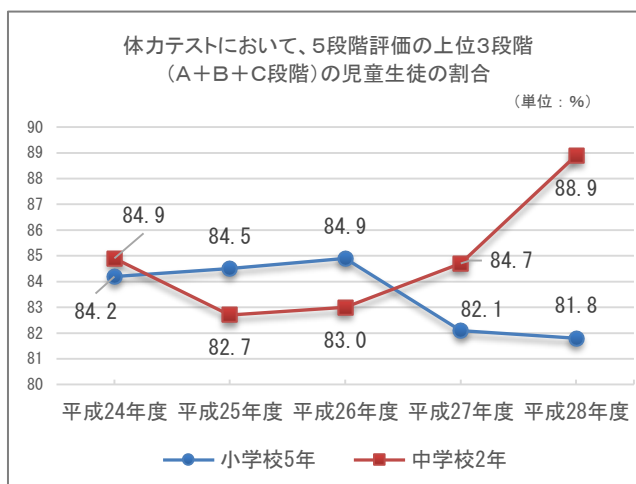
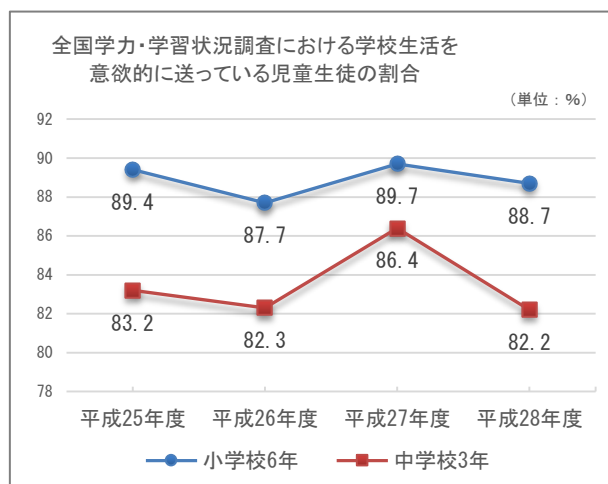
めざす姿

- 児童生徒一人ひとりが人権意識を十分に理解し、明るくいいきと学校生活を送っています。
- 体力の向上が図られ、健やかな体が育まれています。

成果指標と目標値

成果指標	現状値	目標値
全国学力・学習状況調査における学校生活を意欲的に送っている児童生徒の割合 (学校へ行くのが楽しいと答えた児童生徒の割合)	小学校6年 88.7% 中学校3年 82.2%	小学校6年 90% 中学校3年 85%
体力テストにおいて、5段階評価の上位3段階(A+B+C段階)の児童生徒の割合	小学校5年男女 平均81.8% 中学校2年男女 平均88.9%	小学校5年男女 平均85% 中学校2年男女 平均90%

豊かな心と健やかな体づくりの現状



現況と課題

【施策に係る市民満足度:「人権を尊重する教育と心豊かな人づくりの推進」21%】

- ・近年、家庭の教育力の低下や地域コミュニティの弱体化とともに、規範意識の低下や人間関係の希薄化が指摘されています。さらに、非行・問題行動の低年齢化やインターネット等での誹謗中傷なども大きな社会問題となっており、いじめや不登校の問題はより深刻化・重大化する傾向が見られます。
- ・本市においては、非行・問題行動は減少傾向にあり、全国学力・学習状況調査の質問紙の結果

でも、学校生活に対する満足度は全国平均より高く、落ち着いた学校生活を送っている状況が伺えます。しかし一方で、いじめや不登校の問題は、本市においても解決しなければならない重要な課題でもあります。

- この課題を解決するためには、道徳性の涵養を図る道徳教育や、人権の意義・内容や重要性について理解を図る人権教育の充実を図り、生命の尊さを自覚し、他者の痛みがわかる子どもたちを育成し、「いじめをしない・させない・見逃さない」意識を醸成するとともに、子どもたちに寄り添い、支援ができるよう教育相談や生徒指導体制の充実を図ることが必要です。
- 子どもたちの体力面では、日常的な身体運動が減少しており、運動する子どもと運動しない子どもといった「運動の二極化」の問題が指摘されています。
- 本市においては、全国体力・運動能力等調査結果を見ると、子どもたちの体力合計点は、全国平均より数ポイント高く、体力は高い結果となっています。しかし、体力合計点を5段階に分けた結果では、上位3段階の割合は高いものの、まだ体力がしっかり身についていない子どもたちも見受けられます。今後さらなる体力の向上を図り、運動に親しむ子どもたちを育成するため、体育授業や体育的活動の充実、健康教育の充実が必要となります。

めざす姿の実現に向けた施策体系

2-2 豊かな心と健やかな体の育成

- 1 生命の尊さを自覚し、他者の痛みがわかる児童生徒の育成
- 2 学校教育相談体制の充実
- 3 人権教育の推進
- 4 道徳教育の充実
- 5 生徒指導体制の充実
- 6 体力向上と健康づくりの推進

施策中項目) 施策の取組内容

1 生命の尊さを自覚し、他者の痛みがわかる児童生徒の育成

- 学校間の連携・交流、ボランティア活動などの社会体験、自然体験、高齢者や障害のある人等との交流活動など、豊かな体験活動を通じて、自他の生命を尊重し、他者の痛みを共有できる心を醸成し、豊かな人間性を育みます。

2 学校教育相談体制の充実

- 各中学校に配置された「さわやか相談員」を活用し、小中学校が連携した教育相談体制の充実を図ります。また、「子どもの心の相談員」を継続配置し、相談に行けない児童生徒・保護者の電話相談を実施します。
- 「学校生活アンケート（学級集団アセスメント）」等を実施し、よりよい学校生活やあたた

かい人間関係づくりを進め、いじめ・不登校の未然防止や解消を目指します。

3 人権教育の推進

- ・学校の全教育活動をととして、人権についての正しい理解を深め、様々な人権問題を解決しようとする児童生徒を育てます。
- ・児童生徒が、自他の生命や人権を尊重し、他者の痛みがわかる人権感覚を育む教育を進めていきます。

4 道徳教育の充実

- ・特別な教科「道徳」の時間を核として、全教育活動をととして、道徳教育の推進を図り、豊かな心を育みます。
- ・無言膝つき清掃やボランティア活動など、自己有用感※を高める教育活動を進めます。
- ・埴保己一の生き方に学ぶ学習を推進します。

5 生徒指導体制の充実

- ・校内生徒指導体制を確立するとともに、あらゆる教育活動をととして、積極的な生徒指導を推進するとともに、学校・家庭・地域や関係機関が一体となって、非行・問題行動の防止に取り組みます。

6 体力向上と健康づくりの推進

- ・運動の楽しさや喜びを味わうことのできる授業を実践し、運動に親しむ児童生徒を育てるとともに、体育的活動の充実を図り、体力の向上を図ります。
- ・健康・安全に関する学習や家庭と連携した基本的生活習慣の定着により、生涯にわたる健康づくりを進めます。

関連計画

計画名	計画期間	概要
本庄市教育大綱	平成30年度～	市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定める大綱

※ 自己有用感:「自分がしたことを感謝されてうれしかった 自分は頼りにされている 自分もだれかの役に立っている みんなから認められている」という感情「承認、貢献、存在感」が3要素

施策大項目) 3 教育環境の整備

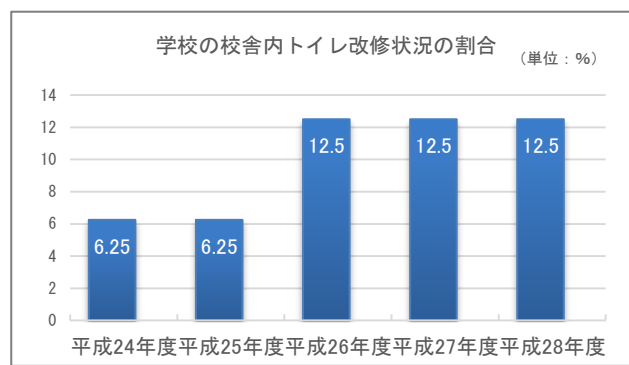
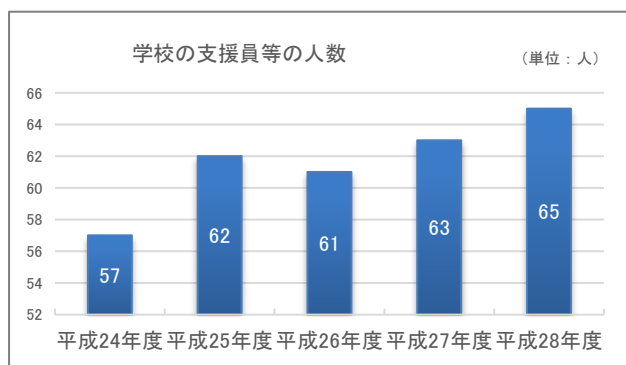
めざす姿

- 児童生徒が安心して学校生活が送れるよう、適切な支援員等の配置や登下校の安全対策が行われています。
- 衛生的で明るい教育環境が整備されています
- グループ学習や双方向型の授業を実施するための ICT※環境の整備が進んでいます。

成果指標と目標値

成果指標	現状値	目標値
学校の支援員等（特別支援補助教員、日本語指導教室支援員、学校補助教員、さわやか相談員、学校生活支援員、ふれあい教室相談員・支援員等）の人数	65 人	70 人
学校の校舎内トイレ改修状況の割合	12.5% (2/16 校)	100% (16/16 校)

教育環境の現状



現況と課題

【施策に係る市民満足度：「教育環境の整備」29.6%】

- ・多様化した教育内容や教育方法、教育課題等に対応し、児童生徒が安心して学校生活が送れるよう、支援員や相談員など学校を支援する体制を整備し、学習環境の充実を図ることが求められています。また、児童生徒の登下校時の安全を守るために、自治会・PTA 等と連携した安全対策を推進する必要があります。
- ・学校施設の整備については、児童生徒の安全の確保を優先して老朽化した校舎の建替えや耐震

※ ICT：Information and Communication Technology の略語で、情報処理や通信に関連する技術、産業、設備、サービスなどの総称

補強工事を進め、平成26年度に耐震化率100%を達成しました。また、平成27年度には普通教室と特別教室へエアコン設置が完了するなど、施設環境の改善を進めています。児童生徒が落ち着いた学校生活を送り、学習に集中できるよう、今後も引き続き、衛生的で明るい学校施設への整備を計画的に進めていく必要があります。

- 急速に社会のICT化が進む中で、児童生徒の情報活用能力の育成と分かりやすく理解が深まる授業を実現するため、児童生徒によるグループ学習や教師と児童生徒間の双方向型学習などに対応できるよう、学校におけるICT環境の整備が求められています。

めざす姿の実現に向けた施策体系

2-3 教育環境の整備

- 1 各種支援員の充実
- 2 児童生徒の安全確保
- 3 学校施設の整備充実
- 4 教育機器の整備充実

施策中項目) 施策の取組内容

1 各種支援員の充実

- 多様化した教育内容や教育方法、教育課題等に対応するため、支援員等を各学校の実態に応じて配置し、学習環境の充実を図ります。(特別支援補助教員、日本語指導教室支援員、学習補助教員、さわやか相談員、学校生活支援員、ふれあい教室相談員・指導員等)

2 児童生徒の安全確保

- 児童生徒の登下校における安全を確保するため、学校・自治会・PTAとの連携・協力を推進し、地域全体で児童生徒の安全を確保する取組を行います。また、通学路の安全点検や見守りボランティアによる登下校の見守りを推進します。
- 遠距離通学の児童生徒にはスクールバスやデマンド交通※、あるいはタクシーの利用などにより登下校の安全確保を図ります。

3 学校施設の整備充実

- 衛生的で明るい教育環境を目指し、学校施設の充実のため、トイレ環境の改善のための改修工事を計画的に推進します。また、内装の木質化改修の実施方法について検討していきます。

4 教育機器の整備充実

- 教育内容の充実や教育効果を高めるため、教材・教具などの整備に努めます。また、グループ学習や双方向型学習を推進するため、パソコン教室等の教育機器を整備し、学校のICT環境の充実を図ります。

※ デマンド交通：電話予約など利用者のニーズに応じて柔軟な運行を行う公共交通の一形態

施策大項目)

4 生涯学習の活発化

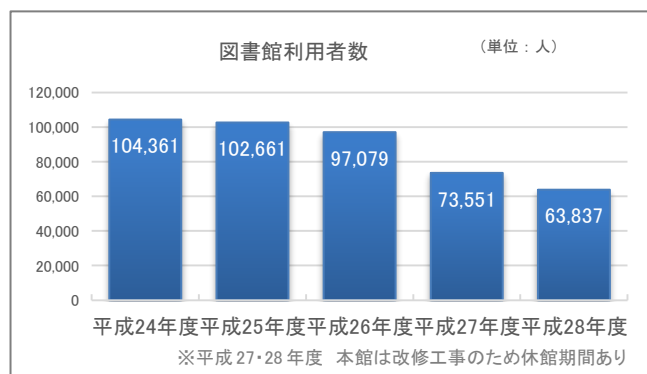
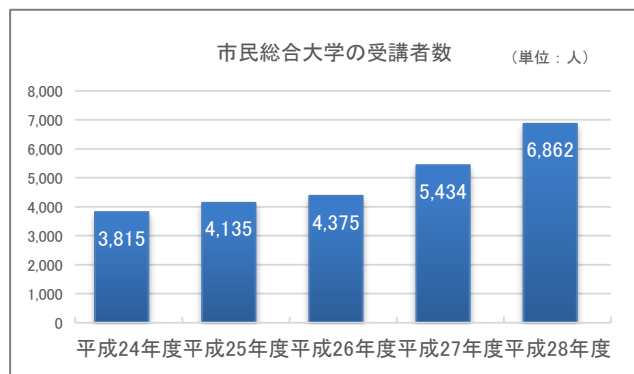
めざす姿

- 魅力的な学習プログラムや、参加しやすい週末や夜間の講座が増えるとともに世代間交流が活発化し、生涯学習に参加する市民が増えています。
- 市民の生涯学習を支える情報拠点として、図書館が活発に利用されるとともに若い世代が学習・交流の場として活用しています。

成果指標と目標値

成果指標	現状値	目標値
市民総合大学の受講者数	6,862 人	8,200 人
図書館利用者数 (本館と児玉分館の図書資料の利用者数、催し物参加者数、施設の利用者数の合計(年間)※平成27・28年度 本館は改修工事のため休館期間あり)	63,837 人	110,000 人

生涯学習の現状



現況と課題

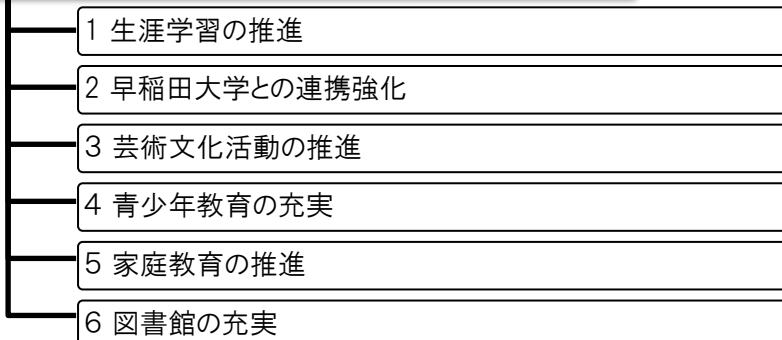
【施策に係る市民満足度:「生涯学習の活発化」20.3%】

- ・公民館・文化会館等を生涯学習の拠点として講座の開催や学びの場として提供し、文化芸術の振興、青少年の健全育成、家庭教育を推進してきました。生涯学習活動を通して学び合い、市民が自己の個性を活かし、社会で活躍できるよう、持続的に発展できる仕組みづくりが重要です。
- ・生涯学習活動に取り組んでいる市民の世代や性別に偏りが見られます。生涯学習の活発化には、幅広い世代の様々な市民が集い、学べるよう、参加しやすい工夫を行うことが求められています。

- 時代の変化が激しく、個人の価値観が多様化している現在、多様なニーズを的確に捉えるとともに、知的好奇心を刺激する講座が提供できるよう、民間団体や NPO 法人の協力や、基本協定を締結している早稲田大学と連携し、大学が持つ知的財産等を活用し、魅力的な講座を提供することも重要です。
- 少子高齢化が進む社会において、地域のコミュニティが希薄化し、家庭と地域の弱体化がもたらす保護力の低下、高度情報化社会による有害情報の氾濫やトラブルなどに対応した家庭教育支援や青少年健全育成の取組を充実することが必要となっています。
- 芸術文化の発表や鑑賞の機会を提供する文化会館は、地域の芸術文化を振興し、新たな学びへの機会づくりに重要な役割を果たしています。引き続き市民に有効活用してもらうため、計画的な施設の改修や機能の充実が必要となっています。
- 近年、図書館の利用が低迷しています。市民の知的要求に応えるため、生涯学習を支える情報の拠点として、蔵書やサービスを充実させ、幅広い年代の市民の利用を促進する必要があります。また、電子媒体の情報の整備や故郷の歴史を紐解く郷土資料の充実も重要です。

めざす姿の実現に向けた施策体系

2-4 生涯学習の活発化



施策中項目) 施策の取組内容

1 生涯学習の推進

- 幅広い世代の市民が満足できるよう、工夫をこらした魅力ある講座を開催します。
- 生涯学習の拠点となる公民館を適正に維持管理するとともに、クラブ活動等利用の活発化を図ります。

2 早稲田大学との連携強化

- 早稲田大学との連携を推進し、市民総合大学をはじめとする各種講座において市民に学びの場を提供し、生涯学習講座への参加の拡大・充実及び地域の活性化を図ります。
- 子ども大学ほんじょうでは早稲田大学を中心に実行委員会を組織し、子どもの知的好奇心を刺激する学びの場を提供します。

3 芸術文化活動の推進

- 市民の芸術文化活動の活発化を図るため、芸術文化を発表・鑑賞・創作できる機会の充実

を図ります。

- ・芸術文化活動に積極的に取り組む地域人材の活用を図ります。

4 青少年教育の充実

- ・家庭や地域、青少年育成関係団体と連携し、安全で安心な環境整備に努め、青少年が健やかに成長できる社会づくりを推進します。
- ・青少年が生きることのすばらしさを実感できる教育プログラムの実施を進めます。

5 家庭教育の推進

- ・子育て団体や関係機関と連携し、家庭での教育力、指導力の向上を図る親の学習事業を推進します。

6 図書館の充実

- ・蔵書の充実、読書講座・おはなし会・企画展等の開催、窓口・レファレンスサービス※の充実により、魅力ある環境を整えるとともに、利用の少ない中高生の利用促進に取り組めます。
- ・本市の社会思想家石川三四郎の関連資料を保全・展示するとともに、埴保己一や絹産業遺産関連資料など幅広く収集し、活用を図ります。また、貴重な資料をデジタル化し、利便性の向上を図ります。

協働による取組

- ・早稲田大学や児玉郡市教育委員会を中心に子ども大学ほんじょう実行委員会を組織し、子どもの知的好奇心を刺激する「子ども大学ほんじょう」を開校しています。産・学・公・地域の連携により講座の充実を図ります。
- ・市内の子育て団体や関係機関と連携し、小学校、中学校、保育園、幼稚園及び地域の保護者等を対象に親の力を高め、家庭での教育力の向上を目指す「親の学習」事業を推進します。
- ・家庭・地域・学校・図書館が協働して読書環境を整備するとともに、ボランティアと連携して、おはなし会・ブックスタート※等の事業を実施して子どもの読書活動推進を図ります。

関連計画

計画名	計画期間	概要
本庄市生涯学習推進計画	平成 26 年度～平成 30 年度	本市の生涯学習を総合的・計画的に推進するための基本計画
本庄市子ども読書活動推進計画	平成 30 年度～平成 34 年度（予定）	子どもの読書活動を総合的にかつ計画的に推進するための計画

※ レファレンスサービス：図書館で、利用者が学習・研究・調査を目的として必要な情報や資料などを求めた際に、図書館員が情報や資料そのものを提供したり、情報を得るために必要な書籍や資料を調べて紹介する業務

※ ブックスタート：乳幼児に絵本のプレゼントと読み聞かせを行い、親子の絆を深めながら本に親しむ機会を提供すること

施策大項目)

5 文化財の保護と活用の推進

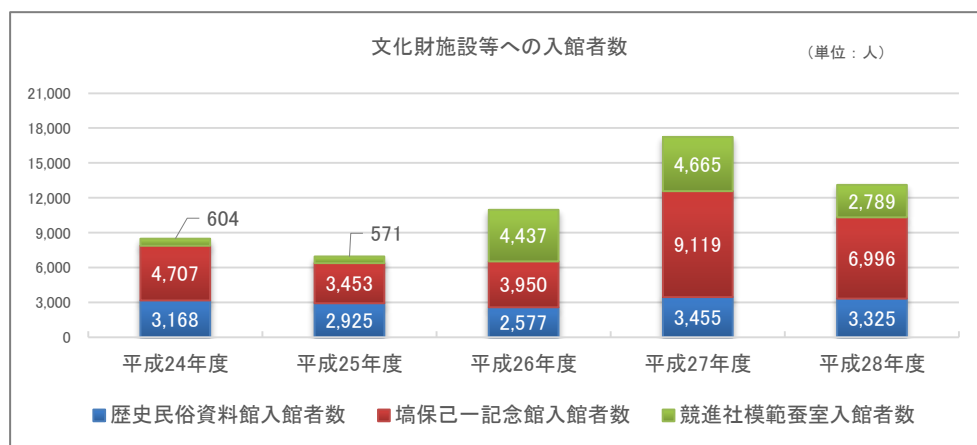
めざす姿

- 文化財が大切に保護され、継承されています。
- 文化財が学校教育や生涯学習の場で活用され、理解が深まっています。
- 文化財が活用され、地域の活性化や市のPRに貢献しています。

成果指標と目標値

成果指標	現状値	目標値
文化財施設等への入館者数 (歴史民俗資料館・塙保己一記念館・競進社模範蚕室の入館者数の合計(年間))	13,110 人	15,000 人

文化財の保護と活用の現状



現況と課題

【施策に係る市民満足度：「文化財の保護と活用の推進」51%】

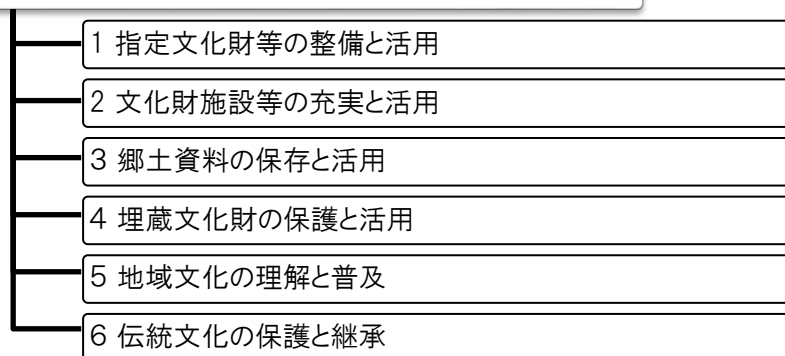
- 平成29年4月1日現在、指定文化財等の数は、国指定1件、県指定20件、市指定110件、国登録有形文化財8件の、計139件となっています。また、指定文化財以外にも郷土資料や考古資料を多数保存しており、市内には500か所以上の埋蔵文化財包蔵地(遺跡)があります。これらの貴重な財産を保護し未来へと継承していくとともに、広く一般に公開し活用していくことが必要です。
- 塙保己一記念館のリニューアルオープン、競進社模範蚕室が「世界文化遺産・富岡製糸場と絹産業遺産群」との関連で注目を集め、入館者が大幅に増加しました。その後、入館者数は落ち着いたものの、堅調に推移しています。はにぼんのモデルになった笑う盾持人物埴輪や国内唯一の完形品のガラス小玉鋳型などを収蔵する歴史民俗資料館も含め、見学可能な三施設の魅力

を発信し、多くの人に見学に訪れてもらうとともに、郷土の偉人の功績や市の歴史について理解を深めてもらう取組も重要です。

- ・歴史民俗資料館と競進社模範蚕室は、明治時代に建築された貴重な建造物で、埼玉県の有形文化財に指定されています。今後も建物の維持保全を図り、安全に見学できる環境を維持していく必要があります。
- ・また、公民館や学校等と連携して、市民の地域文化への興味と理解を深めるとともに、各地域で行われている伝統文化を保護・継承する取組も必要です。

めざす姿の実現に向けた施策体系

2-5 文化財の保護と活用の推進



施策中項目) 施策の取組内容

1 指定文化財等の整備と活用

- ・国指定史跡塙保己一旧宅をはじめ、市内にある県・市指定文化財や、国登録有形文化財等を適切に保護するとともに、それら貴重な財産を広く紹介し、地域の中で活用するための整備を行います。また、価値のある文化財は、積極的に指定をしていきます。

2 文化財施設等の充実と活用

- ・塙保己一記念館、歴史民俗資料館、競進社模範蚕室等の文化財施設とともに郷土の偉人の功績を市内外に広く発信し、入館者の増加と地域の活性化を図ります。歴史的建造物である歴史民俗資料館と競進社模範蚕室については、建物の維持保全のために必要な対策を講じます。

3 郷土資料の保存と活用

- ・市内に残された古文書や行政文書等の歴史的な資料を適切な環境で保存するとともに、それらの整理分類、デジタル化を進めます。また、その成果を『本庄市郷土叢書』等の冊子として刊行するなど、郷土への理解を深めるための活用を図ります。

4 埋蔵文化財の保護と活用

- ・市内にある埋蔵文化財包蔵地の保存に努め、開発者と調整を図ります。やむを得ず取り壊す場合は発掘調査を行い、報告書として刊行します。
- ・出土遺物については、展示・発表の機会を増やし、より多くの人が観賞できるよう取り

組みます。また、収納場所の集約化と適切なスペースの確保を図ります。

5 地域文化の理解と普及

- ・公民館との連携による歴史講座や、学校との連携による出前授業などを行い、地域文化の理解と普及を促進します。また、古い民具や農具に触れたり、実際に使ってみる機会を提供し、昔の生活への理解と郷土愛の醸成を図ります。

6 伝統文化の保護と継承

- ・市内各地域で行われている祭りや伝統行事をはじめとする、地域の中で育まれた伝統文化を保護し、これらの継承活動を支援します。また、実演機会の増加等により後継者の育成を支援するなど、地域の文化遺産として未来へ継承できるよう取り組みます。

協働による取組

- ・地元 NPO 法人との協働で昔の農具を使った農作業の実演をします。
- ・文化財施設等での市民による解説ボランティアを育成・活用します。

施策大項目)

6 生涯スポーツ・レクリエーションの促進

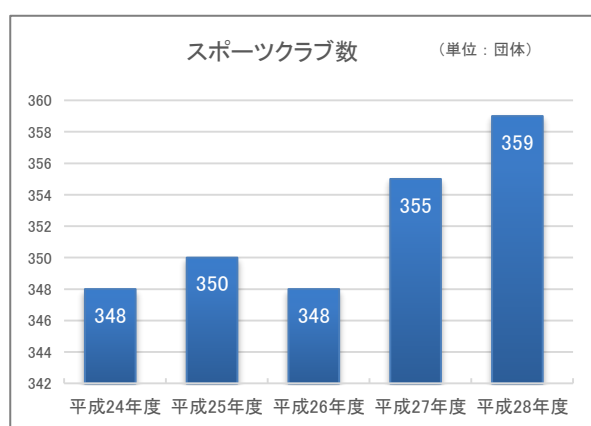
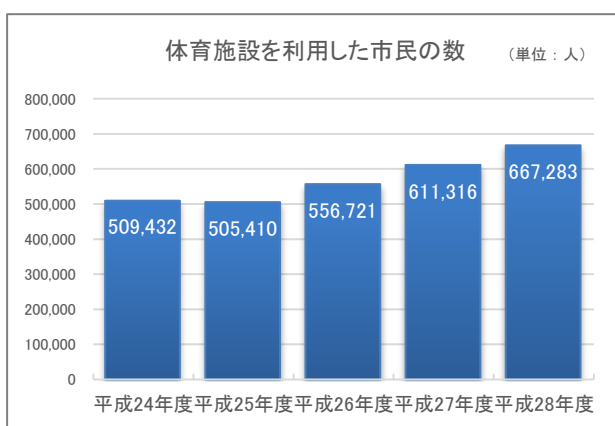
めざす姿

- スポーツ・レクリエーションに取り組み体育施設を利用する市民が増えています。
- スポーツ・レクリエーションに取り組む市民が満足できる施設整備が行われています。

成果指標と目標値

成果指標	現状値	目標値
体育施設を利用した市民の数	667,283 人	797,000 人
スポーツクラブ数 (本庄市体育協会・レクリエーション協会・スポーツ少年団に加入している団体数及び体育施設利用団体数(登録団体数)(年間))	359 団体	381 団体

生涯スポーツの促進の現状



現況と課題

【施策に係る市民満足度:「生涯スポーツの促進」38.4%】

- ・スポーツ・レクリエーションは、だれでもが体力や年齢に応じて取り組むことができ、健全な心と体を維持する上で、重要性和効果が改めて認識されています。市民一人ひとりが健康で生きがいを持って暮らせるよう、生涯にわたってスポーツ・レクリエーション活動に親しめる環境づくりが重要です。
- ・本市ではこれまで、各種体育施設を整備するとともに、「市民一人1スポーツ」を目標に掲げ、心身の健康の保持増進と体力の維持・向上に役立つよう、市民が気軽に参加することができるスポーツ・レクリエーション教室や大会を開催し、スポーツ・レクリエーションの推進に努めてきました。今後は、高齢者などが気軽に参加して健康の増進を図れるよう、内容や運営につ

いて工夫をしていく必要があります。

- ・スポーツ・レクリエーション活動をさらに推進するためには、団体を支援して活動の活発化を図るとともに指導者の養成等を行うことが重要です。また、シルクドームをはじめ、各種体育施設の適正な維持管理を図るため、計画的な改修・修繕に努めるとともに、学校体育施設を有効活用するなど身近な場所で気軽に利用できる体育施設等の整備・充実が求められています。
- ・市内体育施設を活用し、一流選手によるプレーを間近で観戦をしたり、教室などで技術指導を受けることは、参加者に夢や感動を与え、スポーツへの興味や関心を高めて裾野を広げることにつながります。体育施設の有効活用や地域活性化につながるスポーツ振興として、指定管理者と連携して進める必要があります。

めざす姿の実現に向けた施策体系

2-6 生涯スポーツ・レクリエーションの促進

- 1 スポーツ・レクリエーション事業による心身の健康の保持増進
- 2 スポーツ・レクリエーション団体の支援
- 3 スポーツ・レクリエーション指導者の養成・確保
- 4 体育施設の維持管理と利用の促進
- 5 学校体育施設開放の充実

施策中項目) 施策の取組内容

1 スポーツ・レクリエーション事業による心身の健康の保持増進

- ・「市民一人1スポーツ」を目標に掲げ、川淵三郎塾[※]を推進するとともにすべての市民が、生涯にわたってスポーツ・レクリエーションに親しみ、楽しむことができるよう、気軽に参加できる各種スポーツ・レクリエーション教室及び大会等を充実し、心身の健康の保持増進を図ります。

2 スポーツ・レクリエーション団体の支援

- ・体育協会、レクリエーション協会、スポーツ少年団の活動を促進するため、必要な支援を行い、組織の育成、強化を支援していきます。また、総合型地域スポーツクラブについて支援を図ります。

3 スポーツ・レクリエーション指導者の養成・確保

- ・スポーツ・レクリエーションの推進を図るため、体育協会等の各種団体と連携し、競技団体指導資格の取得の研修会、講習会等への参加を促進し、資格者の養成・確保に努めるとともに、スポーツ推進委員活動の充実を図ります。

[※] 川淵三郎塾：本庄市が掲げる「市民一人 1 スポーツ」の理念を実現するため、平成 21 年 4 月に川淵三郎氏が早稲田大学の特命教授に就任されたことを契機として、市内スポーツ・レクリエーション団体等と早稲田大学との協働連携により継続的にスポーツ振興を図る取組の総称

4 体育施設の維持管理と利用の促進

- ・市民が気軽にスポーツ・レクリエーションに親しめるよう、スポーツ施設の安全確保に努めるとともに、計画的な修繕による維持管理を図ります。また、指定管理者と連携を図り、一流選手のプレーを間近で体感できるよう、スポーツ大会や教室の開催に努めます。

5 学校体育施設開放の充実

- ・市民が気軽にスポーツ・レクリエーション活動に親しめるよう、市内の公立小中学校体育館・武道場及びグラウンドを学校教育に支障のない範囲で貸し出すとともに、学校と連携し適切な維持管理を行います。

関連計画

計画名	計画期間	概要
本庄市健康づくり推進 総合計画	平成 28 年度～平成 32 年度	健康づくりの推進に係る「健康増進計画」「食育推進計画」「歯科口腔保健推進計画」という3つの計画を包含し、取組の相乗効果と推進力を高める総合計画

第 3 章 経 済 環 境 分 野

持続可能で活力に満ちた、
にぎわいと魅力のあるまち

- | | |
|---|-----------------------|
| 1 | 農林業の振興 |
| 2 | 商業の振興 |
| 3 | 工業の振興 |
| 4 | 観光の振興 |
| 5 | 勤労者対策の推進と消費者の安全と利益の確保 |
| 6 | 環境対策の充実 |
| 7 | 廃棄物の処理とリサイクル |

施策大項目) 1 農林業の振興

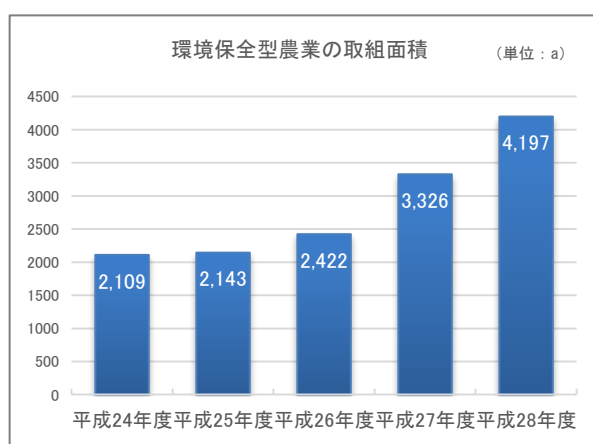
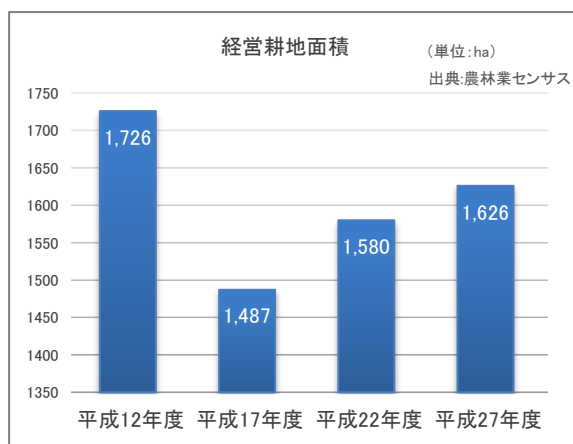
めざす姿

- 農地の利用集積が進むことで、安定的・効率的な農業経営の農家が増加し、農家1戸あたりの生産性の向上が図られています。
- 環境にやさしい農業に取り組む農業者が増加し、安全安心で高品質な農産物の産地育成が図られています。
- 水路・農道・農地等の地域資源が地域共同活動で適正に維持管理され、良好な農村環境や営農の継続が図られています。

成果指標と目標値

成果指標	現状値	目標値
農地中間管理事業の集積面積	3,010a	11,100a
環境保全型農業の取組面積	4,197a	5,100a
農村環境保全活動参加人数	3,300人	5,600人

農林業の現状



現況と課題

【施策に係る市民満足度: 「農林業の振興」 16.7%】

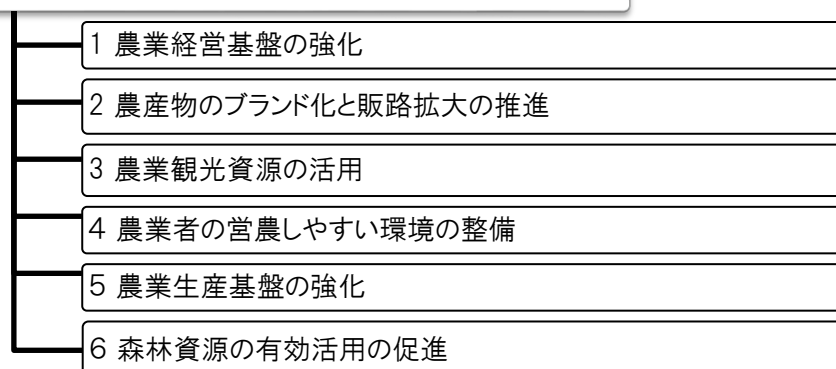
- 本市は肥沃な農地に恵まれ、水稻や麦類などの穀類やキュウリ・ナス・タマネギ・レタス・ブロッコリー・カリフラワー・やまのいも・いちごなどの野菜、ポインセチアなどの花卉栽培、そして畜産業なども盛んで、交通の利便性から首都圏の主要な農産物の産地として重要な役割を果たしています。
- 本市の農業者は高齢化や後継者不足により農家戸数が減少し、遊休農地も増加傾向にあります。効率的かつ安定的農業経営を目指す農業者のさらなる育成と、農地利用集積の拡大及び優良農

地の確保を図る施策を展開するため、新規就農者や女性農業者などに対する支援の充実、農作物被害を防止するための有害鳥獣対策、意欲のある農業者が営農しやすい環境づくりが必要とされています。

- 本市は減農薬、減化学肥料などによる環境に配慮した農業に取り組む農業者への支援を推進しています。農業者の経営所得安定化を図るため、各種団体や農業者と協働で、本庄産農産物のブランド化や契約栽培等の増加による販路拡大を推進することが必要です。
- 本市には、本庄市観光農業センターや本庄市ふれあいの里いずみ亭が立地しています。地域の利点を活かした観光農業の振興を図るため、農業資源の相互作用により、情報提供を行うなど協力して観光農業の魅力を発信する必要があります。
- 本市には、多くの農業用水路、農道や農地等の地域資源があり、効率的な農業のため、適切な維持管理やさらなる整備が必要です。
- 本市は、豊富な森林資源を有しており、森林の持つ多様な機能が発揮できる健全で活力のある林業振興を図るために、伐採・植林・保全などの森林整備やその森林資源の適正な活用を実施することが必要です。

めざす姿の実現に向けた施策体系

3-1 農林業の振興



施策中項目) 施策の取組内容

1 農業経営基盤の強化

- 農業経営の安定化や生産性の向上を図るため、効率的かつ安定的経営を目指す農業者や経営規模の拡大を目的とする農地所有適格法人などを育成し、埼玉県や農地中間管理機構、農業委員会、埼玉ひびきの農業協同組合との連携により、これらの農業者へ農地利用集積・集約や規模拡大が図れるよう施策を推進します。

2 農産物のブランド化と販路拡大の推進

- 減農薬、減化学肥料などによる環境にやさしい環境保全型農業の確立を目的とする有機100倍運動を推進することにより、本庄産農産物ブランド化を目指します。

- ・安全安心で高品質な農産物の知名度アップや農産物 PR 活動の推進を図るとともに販路拡大を推進します。

3 農業観光資源の活用

- ・本庄市観光農業センターや本庄市ふれあいの里いすみ亭等地域の恵まれた農業資源や観光資源を活用し、観光農業の魅力を発信します。

4 農業者の営農しやすい環境の整備

- ・効率的かつ安定的経営を目指す農業者が、農業施設、農業機械等の整備を行う際に、国・県等の補助事業の活用や利子助成などの支援を行います。
- ・新規就農者や女性農業者など多様な農業者に対する支援策として、国・県等の補助事業の活用や各種団体の研修の実施を通して農業に参入しやすい環境づくりを図ります。
- ・農作物被害を防止するため有害鳥獣対策を推進します。

5 農業生産基盤の強化

- ・農業振興地域整備計画の適正な運用により優良農地の確保に努め、水路・農道・農地等の地域資源の維持管理やさらなる整備を推進します。
- ・遊休農地の解消と活用に向けた取組を埼玉県及び農業委員会、埼玉ひびきの農業協同組合と連携して行います。

6 森林資源の有効活用の促進

- ・森林整備計画による適正な森林の保全と活用を図り、森林組合等と連携し地域産木材の利用を推進します。

協働による取組

- ・農業就業人口の減少や高齢化、混住化等の進行に伴い農地・農業施設等の保全管理が年々困難になってきています。このため農業者だけでなく、自治会、PTA 等の地域住民で、水路の浚渫や草刈、花の植栽による景観づくり等に取り組み、農業資源の維持管理や自然豊かな景観の保全活動を行います。これらの取組により、地域住民のコミュニティづくりや農業・農村の有する多面的機能※の維持や管理を図り、地域の協働活動を推進します。
- ・各種団体が行う小学生をはじめとする地域住民への農業体験などに協力し、農業を身近に感じ理解を深める活動を推進します。

関連計画

計画名	計画期間	概要
農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想	平成26年度9月から概ね10年間	農業経営基盤強化促進法に基づき農業経営の基盤を強化し、効率的かつ安定的な農業経営の実現に向けた方策等を定めた構想

※ 多面的機能：国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成など、農業・農村が有する機能を指す

計画名	計画期間	概要
本庄農業振興地域整備計画書	平成 25 年度～	優良な農地を保全するとともに、農業振興のための各種施策を計画的に実施するために定める総合的な農業振興の計画
本庄市市有施設の木造化木質化に関する方針	平成 28 年度～	市有施設の木造化や木質化を図り、地域産木材の有効活用を推進するための方針
本庄市森林整備計画	平成 25 年度～平成 34 年度	森林関連施策の方向や森林所有者が行う伐採や造林等の森林施業に関する指針等を定める計画

施策大項目)

2 商業の振興

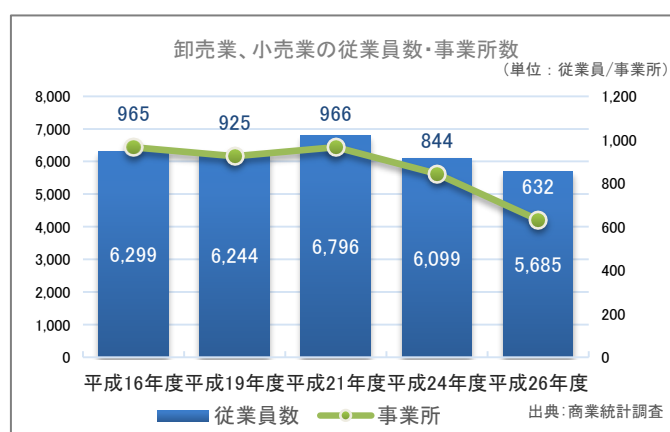
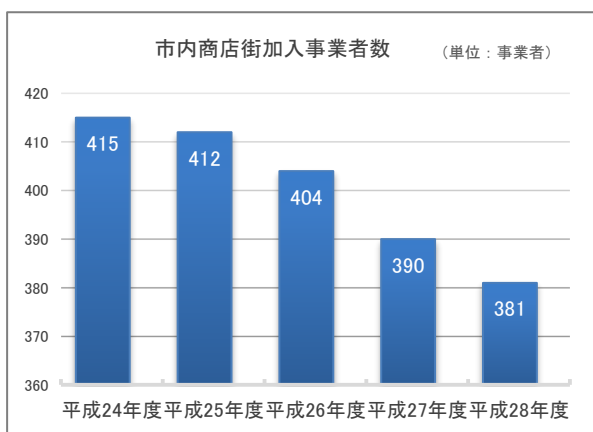
めざす姿

●市内の商業環境の活性化が進み、地域の商業拠点が維持されています。

成果指標と目標値

成果指標	現状値	目標値
市内商店街加入事業者数 (商店街加入者数(累計))	381 事業者	400 事業者
空き店舗を利用して営業している事業者数 (本庄市中心市街地空き店舗対策補助事業を利用して営業を開始した事業者数)	27 事業者	37 事業者

商業の現状



現況と課題

【施策に係る市民満足度：「商業の振興」11.7%】

- 全国的に消費低迷が続く中、郊外大型商業施設の増加をはじめ、消費者のライフスタイルも多様化し、インターネットによる通信販売などが一般化し、消費購買手段は大きく変化しています。商店街が中長期的に発展し、地域住民で賑わう商店街を創出するために、地元商業事業者が一致団結して活性化に取り組む活動を支援するとともに、交通の利便性を活かした観光事業など他分野との連携強化を図り、歴史、文化など地域の特性を活かした商業の振興を支援することが必要です。
- 本庄早稲田の杜地区での商業施設の開業による商業の振興と地域の発展が促進された一方で、かつて賑わいをみせていた市街地商店街の空洞化が進んでいます。市内の商店街では、様々な努力が行われてきましたが、経営者の高齢化、後継者不足などによる廃業で、市内商店街加入事業者数が減少傾向にあります。中心市街地及び商業地域の空洞化を抑制し、商業の活性化を

図り、魅力あるまちづくりを推進するために、創業に対する取組を強化し、創業希望者に対する支援とフォローアップを充実するとともに、空き店舗を利用して営業を開始した事業主に対する支援や中心市街地で開催される商店街活性化の活動支援が求められます。

めざす姿の実現に向けた施策体系

3-2 商業の振興

- 1 魅力のある商業ゾーンづくり
- 2 商店街の活性化
- 3 商業経営の強化
- 4 他分野との連携による商業の振興

施策中項目) 施策の取組内容

1 魅力のある商業ゾーンづくり

- ・商工会議所、商工会、商店街連合会の連携により、市内の商店街の活性化を図り、地域の特性を活かした商業拠点が維持できるよう支援します。また、創業希望者への支援とフォローアップの充実を図るとともに、中心市街地等の空き店舗を利用して営業を開始する事業主に対し、家賃等の助成を行います。本庄早稲田の杜地区は、大型商業施設の進出に合わせ、利便性の高い魅力ある商業環境を創出します。

2 商店街の活性化

- ・商店会等が行うイベント等の販売促進事業又は研修会・講演会や、消費者とのコミュニケーションを図るための各種事業を商工会議所、商工会、商店街連合会と協力し、商店街の活性化を支援します。

3 商業経営の強化

- ・中小企業の経営力の安定と向上を図るため、商工会議所や商工会との連携により、商業診断、経営相談指導、経営革新支援、創業支援を行います。また、中小企業の安定と設備の近代化を促進するために、各種融資制度の拡充に努めます。

4 他分野との連携による商業の振興

- ・観光事業などとの連携を図り、集客力のある回遊ルートの開発を行い、歴史、文化など地域の特性を活かした商業の振興を目指します。

協働による取組

- 大型ショッピングセンターの進出や後継者不足等の影響で、既成市街地商店街は、これまでに以上に疲弊・空洞化する恐れがあります。このため、既成市街地商店街の活性化を目指し、商工会議所、商工会をはじめ関係機関との連携協働により、空き店舗対策、創業支援、販促イベントの開催、オリジナルなふるさと土産品などの魅力と付加価値のある商品の開発を進めます。
- 来訪者へのおもてなしの場である「まちの駅※」等との協働により、既成市街地ならではのきめの細かい地域コミュニティ商店街を目指します。
- 県内でいち早く設立された「彩の国本庄拠点フィルムコミッション※」を基盤として、映画のロケ誘致などを支援し、映像関連の活動を通して地域おこしを推進します。

※ まちの駅：地域住民や来訪者が求める地域情報を提供する機能を備え、人と人との出会いと交流を促進する場所（施設・商店・企業など） トイレや駐車場の案内や地域情報の提供などを行っている

※ フィルムコミッション：映画やテレビドラマのロケーション撮影を誘致し、撮影が円滑に行われるよう支援する組織のこと

施策大項目)

3 工業の振興

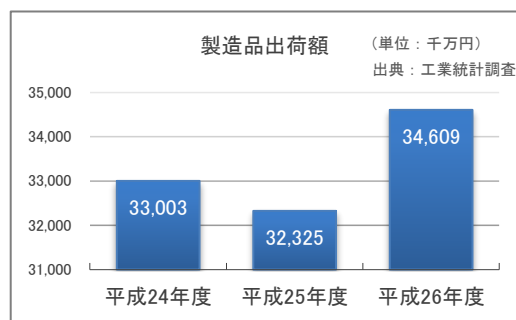
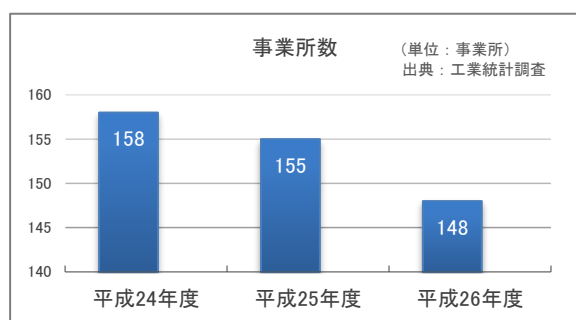
めざす姿

- 良好な定住環境を維持し、新たな産業が誘致、集積され、生産能力を向上させるための定住人口が増加しています。また、職住が調和した地域社会が醸成されています。
- 新たな産業が集積し、同業並びに異業種の企業交流や連携等が図られ、起業へ向けた発展しやすい地域づくりが進んでいます。

成果指標と目標値

成果指標	現状値	目標値
企業の立地件数 (市外からの立地件数及び市内企業の増設件数(平成17年度以降の累計))	47件	57件

工業の現状



現況と課題

【施策に係る市民満足度:「工業の振興」12.4%】

- ・グローバル化の急速な進展により、地域経済も国内外の様々な要因による影響を受け、地方自治体においても企業にとってもこれまで以上に速い変化と対応が求められる時代となっています。こうした中、本市は、新幹線、高速道路といった高速交通網の要衝としての優位性や、産・学・公・地域の連携による本庄早稲田国際リサーチパークなど地域産業の振興を支える高いポテンシャルを有しています。
- ・本市の工業振興を図るためには、こうした優位性を活かし、国が進めるグローバルな社会に適応した革新的な産業の育成や県の先端産業プロジェクトなど、新たな施策に注視しつつ、生産人口や雇用の増加、市内産業全体の振興に資する取組として、既存企業の近代化や省エネ化等の設備投資や事業拡大を支援する施策の推進や優良企業のさらなる誘致がこれまで以上に求められています。

めざす姿の実現に向けた施策体系

3-3 工業の振興

- 1 優良企業の誘致
- 2 工業用地の確保
- 3 工場の適正配置
- 4 企業経営の強化

施策中項目) 施策の取組内容

1 優良企業の誘致

- ・上越新幹線や関越自動車道をはじめとする交通の利便性や操業に適した環境を有する地域の特長を活かし、「本庄千本桜周辺地区産業団地※」等をはじめとした工業用地への優良企業の誘致並びに地元雇用の創出を促進していきます。

2 工業用地の確保

- ・企業誘致を進め、産業業務機能の集積や新たな産業拠点の創造に向けて、高速交通へのアクセス性や企業ニーズが高い、関越自動車道本庄児玉インターチェンジに近接する地域を中心に立地の可能性について検討を進め、あわせて国や県の協力、支援を求めながら早期実現を目指します。

3 工場の適正配置

- ・新たな企業の立地や移転については、企業誘致奨励金制度などを活用しながら、住工混在地区の工場を移転・集約化させることによって、市街地の住環境の向上を図るとともに、工場の安定的な操業環境を確保します。

4 企業経営の強化

- ・中小企業が経済環境の変動に対応しつつ健全な発展を図れるよう、各種融資制度の拡充に努める他、施設・設備の近代化による企業経営の体質強化を支援していきます。
- ・既存の市内中小企業の近代化や技術革新等の強化を図るため、商工会議所・商工会等が開催する公的融資制度の活用セミナーを支援します。

※ 本庄千本桜周辺地区産業団地：本市市児玉町児玉及び秋山地内の約31haのエリアについて、埼玉県が平成23年9月に示した「圏央道以北地域の産業地誘導に関する基本的考え方」に基づき、同年11月に産業集積を先導的に進める地区として県が指定した地区
本市では、「本庄千本桜周辺地区産業団地」と称し、立地企業の開発整備により産業団地化を進める地区のこと

協働による取組

- 中小企業の健全な発展を支援するために、商工会議所、商工会、金融機関との連携による融資制度の充実を図ります。また、ハローワークとの連携による就職相談会等を行うことにより、雇用環境の整備を図ります。

関連計画

計画名	計画期間	概要
本庄市都市計画マスタープラン	平成 25 年 3 月から概ね 20 年間	都市計画法第 18 条の 2 に基づいて定める市町村の都市計画に関する基本的な方針
本庄市農業振興地域整備計画	平成 25 年度 3 月～	優良な農地を保全するとともに、農業振興のための各種施策を計画的に実施するために定める総合的な農業振興の計画

施策大項目)

4 観光の振興

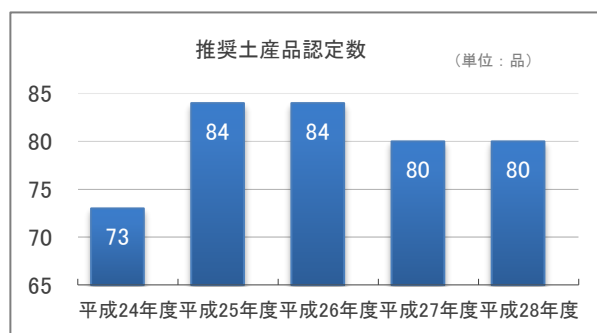
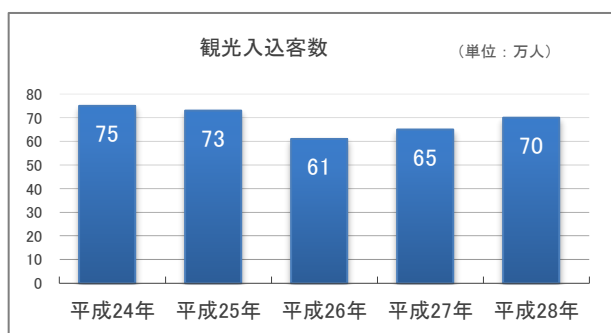
めざす姿

- 本市の地域資源を媒介に訪れる人たちと市民の交流が深まり、「また来たい」と思われる観光地となっています。
- 農業・工業やフィルムコミッション*など、地域の産業と結びついた観光活性化策が繰り広げられています。

成果指標と目標値

成果指標	現状値	目標値
観光入込客数 (各種イベントや、各地区の祭りなどにおける観光客数の合計(年間))	70万人	75万人
推奨土産品認定数 (観光協会が中心となって認定している推奨土産品数(累計))	80品	90品

観光の現状



現況と課題

【施策に係る市民満足度:「観光の振興」16.4%】

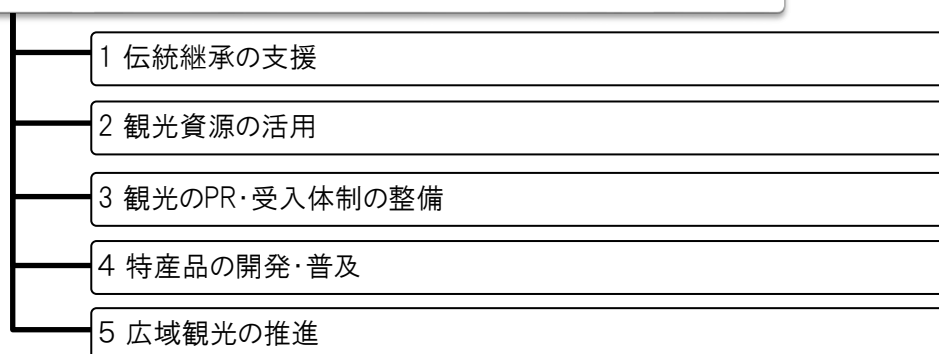
- ・本市には、中山道の宿場町、明治時代の産業の繁栄を伝える産業遺産、埼玉ゆかりの三偉人塙保己一、本庄まつりをはじめ、こだま秋まつり、本庄祇園まつり、こだま夏まつり、利根川・小山川・陣見山、間瀬湖などの豊かな自然など観光資源が豊富です。本市の観光入込客数は、年々増加傾向にある一方、近隣の市と比べると少ない状況です。
- ・本市の知名度アップや交流人口の増加を目指すためには、伝統ある郷土芸能や祭りの継承、歴史的建造物などの観光資源を活かした回遊型観光の充実、農業体験や工場見学など体験型観光の推進、特産品の開発・普及、自治体の圏域を超えた連携の強化などが必要となります。

* フィルムコミッション: 映画やテレビドラマのロケーション撮影を誘致し、撮影が円滑に行われるよう支援する組織のこと

- ・本市は東京と上信越・北陸方面を結ぶ交通の要衝となっており、交通の利便性を生かした観光施策のさらなる推進のために、年々増加している訪日外国人に対する、PRの方法や受入体制の整備などが必要です。
- ・今後、年々増加傾向にある観光入込客数をさらに増加させるため、観光振興計画を基に、一過性でない息の長い観光施策を計画的に推進し、本市にまた来たいと思っていただけるリピーターの増加を目指すことが重要です。

めざす姿の実現に向けた施策体系

3-4 観光の振興



施策中項目) 施策の取組内容

1 伝統継承の支援

- ・山車や獅子舞に代表される、特色があり、地域の文化を感じることのできる伝統ある祭り、行事、郷土芸能などの保存を図るため、維持管理や後継者の育成などや、祭りの品格を高めるための研究などを支援します。

2 観光資源の活用

- ・旧本庄商業銀行煉瓦倉庫、競進社模範蚕室、高窓の里などの歴史的建造物、こだま千本桜やあじさいの小路をはじめとする花の名所などの観光資源の活用を図ります。
- ・工場見学や体験参加型を活用した観光ルートの開設や観光資源の活用を図るほか、本庄ブランド発信のための施設として、道の駅等の整備などを検討します。

3 観光のPR・受入体制の整備

- ・ポスター、パンフレット、ホームページ、ケーブルテレビ等各種媒体を通じて積極的に観光PRを図ります。また、本庄名物「つみっこ」の普及を図ります。さらに、訪日外国人へのPRの推進とともに、受入体制の整備を行います。
- ・観光客の受入体制の整備として、駐車場や観光案内板を整備します。

4 特産品の開発・普及

- ・推奨土産品制度の促進による優良な特産品の開発・ブランド化を進め、あわせて積極的に広報することによって販路拡大を図ります。
- ・市マスコット「はにぼん」のキャラクターグッズの開発及び販売を観光協会、商工会議

所、商工会とともに推進します。

- ・観光施策とあわせて、関係機関と連携し、安全安心な農産物のブランド化のPRを図ります。

5 広域観光の推進

- ・本庄地域広域観光推進協議会を活用し、本市及び児玉郡内の観光情報の共有化と観光ルートの開発、PRを図ります。またDMO※「上武絹の道」を活用し、自治体の圏域を超えて、交通の利便性を生かし広域観光の活性化を図ります。

協働による取組

- ・商工会議所、商工会、観光協会、農協などと、特色あるふるさと土産品などの魅力と付加価値のある商品の開発を進めます。
- ・来訪者へのおもてなしの場である「まちの駅」等との協働により、既成市街地ならではのきめの細かい地域コミュニティ商店街を目指します。
- ・世界文化遺産「富岡製糸場と絹産業遺産群」と連携して、DMO「上武絹の道」運営協議会を推進していくため、関係7市町とNPO産業学習館で連携した地域おこしを推進します。
- ・県内でいち早く設立された「彩の国本庄拠点フィルムコミッション」を基盤として、映画のロケ誘致などを支援し、映像関連の活動を通して地域おこしを推進します。

関連計画

計画名	計画期間	概要
本庄市観光振興計画 (予定)	平成 30 年度～平成 39 年度 (予定)	計画的に観光施策を推進するための計画

※ DMO: Destination Management /Marketing Organization の略語で、地域の「稼ぐ力」を引き出すとともに地域への誇りと愛着を醸成する「観光地経営」の視点に立った観光地域づくりの舵取り役として、多様な関係者と協同しながら、明確なコンセプトに基づいた観光地域づくりを実現するための戦略を策定するとともに、戦略を着実に実施するための調整機能を備えた法人

施策大項目) 5 勤労者対策の推進と消費者の安全と利益の確保

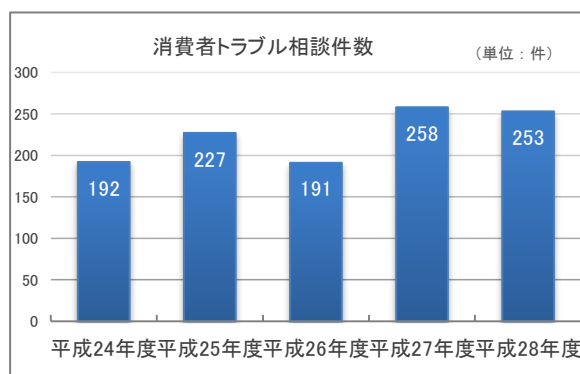
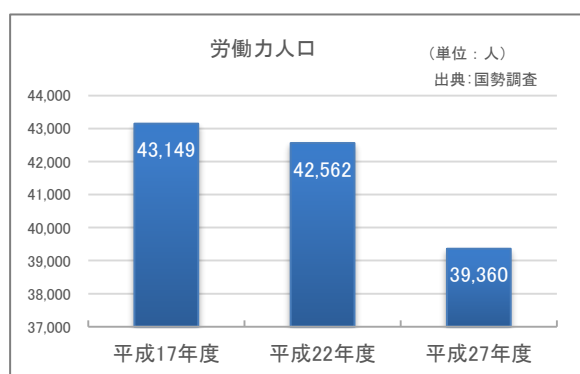
めざす姿

- 関連制度が充実し、中小事業所の勤労者福祉が改善しています。
- 消費者がトラブルに遭った際に、迅速に対応できる体制が整備されています。

成果指標と目標値

成果指標	現状値	目標値
労働者人口 (国勢調査による労働力人口(就業者と完全失業者を合わせた人口))	39,360人 (平成27年度)	39,000人
消費生活相談により、相談者が納得のいく結果となった率	91%	95%

勤労者対策の現状



現況と課題

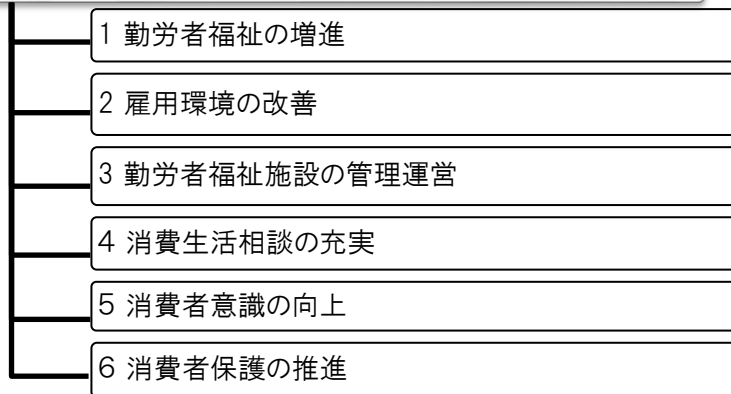
【施策に係る市民満足度: 「勤労者対策の推進と消費者の安全と利益の確保」 4.7%】

- 先行き不透明な社会経済情勢の中、雇用形態は、正社員だけでなく、派遣社員やパートタイム労働者など、多様化が進んでいます。このように、様々な雇用形態が生まれる中で、就労を希望する人たちのニーズに応えるためには、能力開発や正社員化に対する支援を行うとともに、事業所に対する雇用促進協力の呼びかけや、県の施策等の広報を進めることにより、誰もがいきいき働き続けられる環境づくりを推進する必要があります。
- 消費者を取り巻く問題として、近年、高齢者等の社会的弱者を標的にした詐欺や悪質商法など、消費者被害は多様化、複雑化しています。本市でも、消費生活相談件数は年々増加傾向にあります。消費者に対して積極的に情報を提供することにより消費者被害を未然に防止するためには、消費生活サポーターと連携を図り、学校・地域・職場等あらゆる場での啓発活動を積極的に行い消費者の自立を促すとともに、実際に消費者トラブルに巻き込まれた人に対する適切な

措置をするため消費生活相談等の充実が求められます。

めざす姿の実現に向けた施策体系

3-5 勤労者対策の推進と消費者の安全と利益の確保



施策中項目) 施策の取組内容

1 勤労者福祉の増進

- ・労使間のトラブル等、労働諸問題に対処するため、弁護士による労働法律相談を実施します。

2 雇用環境の改善

- ・埼玉県、ハローワーク本庄や本庄地区雇用対策協議会等と連携し、求人企業合同説明会の開催を支援します。
- ・多様な働き方の実践企業の推進と女性が働き続けられる環境づくりのための啓発を行います。

3 勤労者福祉施設の管理運営

- ・勤労者福祉のため、本庄市勤労青少年ホームの維持管理を行います。

4 消費生活相談の充実

- ・消費生活相談員が、商品購入や契約に関するトラブル等の相談に対応します。

5 消費者意識の向上

- ・消費者が被害に遭わないために消費生活サポーターの消費生活講座などにより、消費者の意識啓発を積極的に行います。

6 消費者保護の推進

- ・消費生活サポーターによる消費生活講座、リーフレット・パンフレット・広報ほんじょう等を活用し、消費者が安心して暮らせる情報の提供を行います。

施策大項目)

6 環境対策の充実

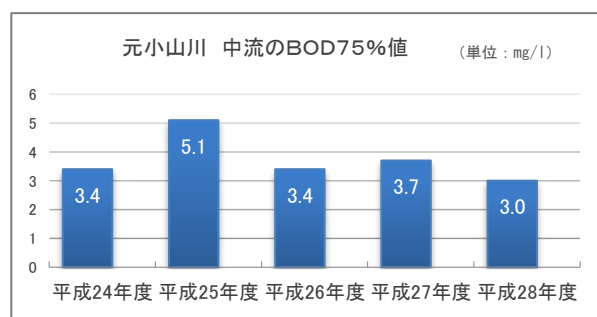
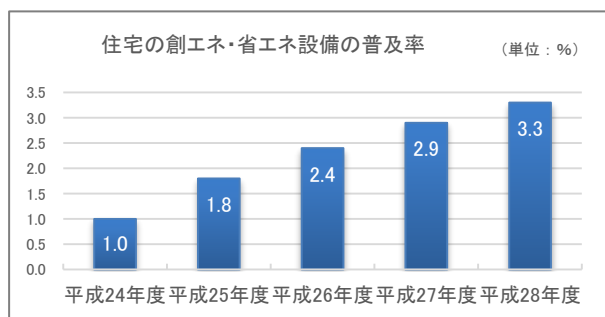
めざす姿

- 環境に配慮した市民・事業者の活動スタイルが定着し、省エネルギー社会が実現しています。
- 市民一人ひとりの環境への意識が高まり、市内のすべての河川で水質が環境基準を達成しています。

成果指標と目標値

成果指標	現状値	目標値
住宅の省エネ・創エネ [※] 設備の普及率 (本庄市エコタウン補助金 [※] 交付件数と世帯数から算出した省エネ・創エネ設備の普及率)	3.3%	7.0%
元小山川 上流、中流、下流のBOD75%値 (水中の有機物が微生物によって分解されるときに消費される酸素の量で、年間計測データを小さい順に並べて全体の3/4番目(75%)の値)	上流 3.0mg/l 中流 3.0mg/l 下流 3.7mg/l	全地点 3.0mg/l

環境対策の現状



現況と課題

【施策に係る市民満足度:「環境対策の充実」18.4%】

- ・20世紀の大量生産・大量廃棄型の消費構造が環境破壊を引き起こしたという反省から、地球規模で「持続可能な発展」を志向する動きが進んでいます。本市では、平成20年に「本庄市環境宣言」を行い、市民・事業者・市が一体となって、環境を守るために「何ができるか」を考え、身近なところから環境にやさしい行動を実践し、その輪を地域全体に広げる取組を行っています。地域における持続可能な発展を実現させるためには、今後も引き続き、市が率先して環境に配慮した行政経営を行うとともに、家庭や学校、職場において環境に配慮した取組を啓

※ 創エネ: 省エネに対する言葉として、エネルギーを節約(省エネ)するだけでなく、再生可能エネルギーなどを利用して、積極的にエネルギーを創り出していくこと

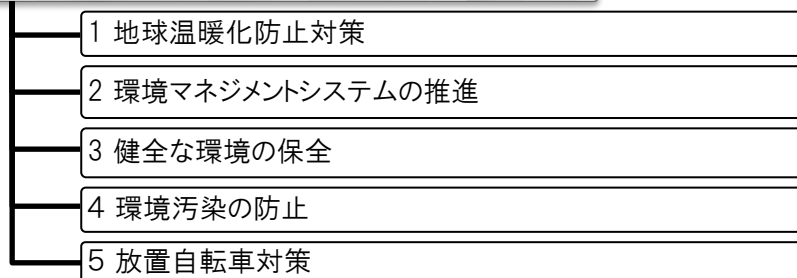
※ 本庄市エコタウン補助金: 本庄市住宅用太陽光発電システム設置補助金、本庄市住宅用エネルギーシステム設置補助金、本庄市住宅省エネ改修補助金の総称

発していく必要があります。

- 平成24年度からの3か年において、本庄市エコタウンプロジェクト基本計画・実施計画に基づいて本庄早稲田の杜周辺地域を中核的エリアとして、創エネ[※]と徹底した省エネによるエネルギーの地産地消の取組を行いました。持続可能で環境にできるだけ負荷をかけない地域社会の実現を目指すために、平成27年度からはこの取組を市内全域へ広める方向へ移行していますので引き続き継続して行う必要があります。
- 市民生活上の環境を巡る問題については、騒音や野焼き、空き地の雑草など、相談件数が依然として多い状況です。また、元小山川をはじめ市内の河川の水質汚濁は、様々な取組の結果改善傾向にあるものの、すべての河川における環境基準の達成には至っておりません。このほか放置自転車問題への対策が引き続き求められています。これらの諸問題を解決し、生活環境の保全のためには、市民一人ひとりが身の回りの環境について考え、改善に向けて取り組むよう啓発していくことが必要です。

めざす姿の実現に向けた施策体系

3-6 環境対策の充実



施策中項目) 施策の取組内容

1 地球温暖化防止対策

- 温室効果ガスを排出する行動を控えながら、再生可能エネルギー[※]等の活用による創エネや省エネ設備等の導入促進により、エネルギーの自給自足を見据えたエネルギー消費の少ない環境共生都市を目指します。

2 環境マネジメントシステム[※]の推進

- 環境配慮活動を率先して推進するため、市の事務事業における独自の環境マネジメントシステムを継続的に改善し、環境負荷の低減や環境汚染の防止に努めます。また、市民・事業者などへ環境に配慮した活動の啓発を行います。

※ 再生可能エネルギー：一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しないエネルギー（太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱）のこと

※ 環境マネジメントシステム：企業・事業所等の組織の環境保全行動に向けた継続的な取組を推進するシステム

3 健全な環境の保全

- ・騒音・振動・悪臭・空き地の雑草及び野焼き等の問題解決に取り組めます。
- ・公共下水道及び農業集落排水の整備区域外で合併処理浄化槽の整備促進を実施することで、公共用水域の水質を改善します。

4 環境汚染の防止

- ・自然環境の保全のため、大気・水質・土壌・有害化学物質などの調査分析を実施し、環境汚染の防止に努めます。

5 放置自転車対策

- ・公共の場で、放置自転車の防止を図り、良好な生活空間を保持します。

協働による取組

- ・健全な環境の保全と創出において、自治会長を中心に設立された元小山川浄化活動推進実行委員会を通して、市民の代表者と協働で川の水質向上に向けた啓発を行っています。
- ・放置自転車対策事業において、放置された自転車に対する市民からの撤去依頼についての連絡や、所有者情報の照会、放置自転車クリーンキャンペーンでの街頭指導等、警察署と協働で取り組んでいます。

関連計画

計画名	計画期間	概要
本庄市環境基本計画	平成30年度～平成39年度	本庄市環境基本条例に基づき、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために定めた計画
本庄市生活排水処理施設整備構想	平成27年度～平成37年度	市民の快適な生活の実現と河川等の水質保全を図ることを目的とした構想

施策大項目)

7 廃棄物の処理とリサイクル

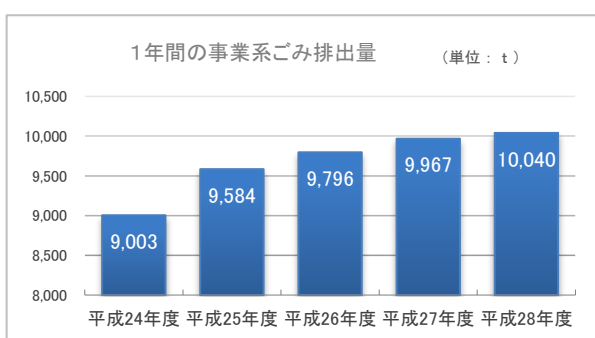
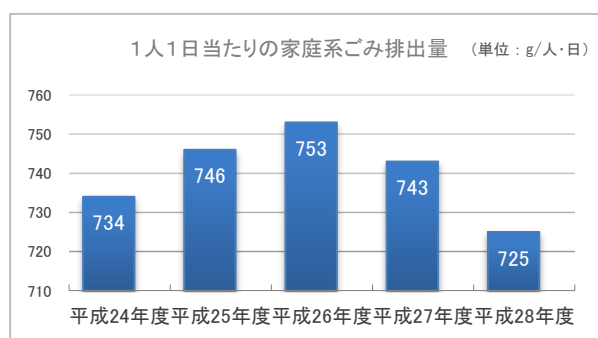
めざす姿

- 廃棄物の処理体制の整備・充実が図られ、廃棄物の適正処理が行われています。
- 3R※を基調とした生活様式や事業活動への転換が図られ、再資源化に対する市民の意識が高まるとともに、廃棄物処理に係る環境負荷が低減された循環型地域社会が構築されています。

成果指標と目標値

成果指標	現状値	目標値
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量 (家庭から排出された廃棄物のうち、分別回収によるびん・缶等の資源ごみを除いた、可燃・不燃・有害・粗大ごみの年間合計量を人口で除した数値をさらに年間日数で除した値)	725 g	689g
1年間の事業系ごみ排出量 (事業所から排出された廃棄物量)	10,040 t	9,337 t

ごみ排出量の現状



現況と課題

【施策に係る市民満足度:「廃棄物の処理とリサイクル」61.6%】

- ・本市の一人1日当たりのごみ排出量は現在、埼玉県平均と比較して著しく多い状況です。そのうち家庭系ごみの一人1日当たりの排出量は、若干の減少傾向に転じたものの、事業系ごみについては引き続き増加傾向となっています。また、認定ごみ袋の中への資源物の混入やルール違反の排出など、不適正処理の事例が引き続き存在する状況です。廃棄物の減量化と適正処理

※ 3R: 環境と経済が両立した循環型社会を形成していくための3つの取組の頭文字をとったもの「Reduce (リデュース): 廃棄物の発生抑制」「Reuse (リユース): 再使用」「Recycle (リサイクル): 再資源化」の順番で取り組むことが求められている

を推進するため、生ごみ水切り運動をはじめとする分かりやすく継続的な啓発活動を実施することで、市民一人ひとりの意識の向上を図るとともに、特にごみ全体の3割を占める事業系ごみについて適正排出を促進し、分別・再資源化の徹底を図る必要があります。

- ・本市では、集団資源回収や資源ごみ分別収集、小型家電の回収など、積極的にリサイクルの取組を進めてきましたが、リサイクル率が埼玉県平均よりも低い状況です。限りある資源を有効活用し、将来にわたって持続可能な循環型社会を構築するためには、引き続き「3R政策（リデュース、リユース、リサイクル）」を推進し、資源ごみ常設回収場所の増設などにより市民が手軽に排出しやすい環境を整備するとともに、リサイクルに取り組む民間事業者と協働し行政主導による多様な資源化ルートを確保するなど、市民がリサイクルしやすい体制を整備する必要があります。

めざす姿の実現に向けた施策体系

3-7 廃棄物の処理とリサイクル

1 廃棄物の減量化の推進

2 廃棄物の適正処理

3 リサイクルの推進

施策中項目) 施策の取組内容

1 廃棄物の減量化の推進

- ・ごみの発生抑制について、市民や事業者に対する啓発活動の充実を図ります。また、事業系ごみの適正排出に向けた取組などを実施することで、ごみの減量化を推進します。

2 廃棄物の適正処理

- ・収集、回収体制の見直しや分別情報の発信など、ごみの適正排出に向けた取組を推進します。また、一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥）処理にかかる社会経済情勢の動向等に注視し適正な処理体制の構築に努めます。

3 リサイクルの推進

- ・自治会の協力により資源ごみの分別回収を実施するとともに、子ども会やPTA等の集団資源回収を実施する団体を支援するなど、地域と協力しながら廃棄物のリサイクルを推進します。また、市民の利便性を考慮し、市民負担の軽減を図りつつ、循環型社会の形成を目指して、分別排出しやすい環境整備を進めます。

協働による取組

- ・効率的かつ安定的な廃棄物処理を行うため、自治会や地域住民、各種団体と連携し、ごみの適正処理を推進するとともに、民間活力の活用も視野に入れた新たなリサイクルルートの構築を進めます。また、県や近隣市町等と連携した災害廃棄物処理体制の構築に努めます。

関連計画		
計画名	計画期間	概要
本庄市環境基本計画	平成30年度～平成39年度	本庄市環境基本条例に基づき、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために定めた計画
本庄市一般廃棄物処理（基本・実施）計画	平成26年度～平成30年度	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定により生活環境の保全と公衆衛生の向上を図りつつ、一般廃棄物の適正な処理を行うための計画
本庄市分別収集計画	平成29年度～平成33年度	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(容器リサイクル法)第8条の規定に基づく容器包装廃棄物を分別収集し、地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース・リユース・リサイクル）を推進するための計画

第4章 都市基盤分野

人にやさしい、
快適で美しく住みやすいまち

- | | |
|---|---------------|
| 1 | 計画的なまちづくり |
| 2 | 居住環境の整備 |
| 3 | 道路・河川の整備と維持管理 |
| 4 | 交通サービスの充実 |
| 5 | 水道水の安定供給 |
| 6 | 下水道施設等の充実 |
| 7 | 都市公園の整備と緑の保全 |

施策大項目)

1 計画的なまちづくり

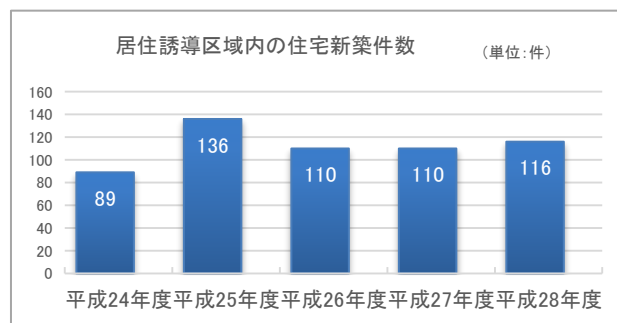
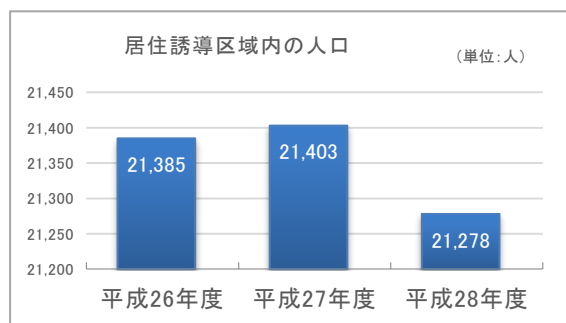
めざす姿

- 基本構想の4つのゾーンの土地利用構想に基づき、それぞれの地域の特色を活かして秩序ある良好な土地利用が図られています。
- 本庄駅及び児玉駅周辺地区では、官民連携によるまちなかの魅力を高める都市機能が誘導され、居住環境の改善が進み、暮らしやすい街並みが形成されています。
- 本庄早稲田駅周辺地区では、豊かな自然と新たなまちとが調和・融合した、次代をリードする街並みが形成されています。

成果指標と目標値

成果指標	現状値	目標値
居住誘導区域※内の人口	(仮) 21,278 人	(仮) 21,560 人
居住誘導区域内の住宅新築件数	(仮) 116 件	(仮) 113 件

まちなかの現状



現況と課題

【施策に係る市民満足度：「計画的なまちづくり」17.4% 「美しい景観の形成」26.9%】

- ・人口減少や少子高齢化の進行など社会を取り巻く状況を踏まえ、本市では、都市づくりの基本的な方針となる都市計画マスタープランを策定し、計画的にまちづくりを進めています。市民の誰もが安全で住みよいと感じる持続可能な都市の実現を目指すためには、良好な住まいの環境を創出し、利便性の高いまちなかや豊かな自然環境に囲まれた田園など、それぞれの地域が持つ特性や多様なライフスタイルに応じた魅力あるまちづくりを推進することが必要です。

※ 居住誘導区域：人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域

- ・本市は、中山道最大の宿場町として栄えた歴史があり、市内には世界文化遺産の「富岡製糸場と絹産業遺産群」との関連が深い競進社模範蚕室や明治時代の文化遺産である旧本庄商業銀行煉瓦倉庫など貴重な建造物が数多く残されています。まちの魅力を高め、にぎわいを創出するためには、歴史的な資源を観光資源としてまちづくりに活かす取組が必要です。
- ・本庄駅や児玉駅周辺の市街地では、人口の減少に伴って空き家や空き店舗が増加し、まちの空洞化や活力の低下が懸念されています。また、多くの通勤通学者や観光客が利用する本庄駅の北口では、駅前広場の利便性が低くまちの玄関口としての魅力を感じられない状況です。市民が快適で住みよいまちをつくるためには、まちなかを再生し、新しい魅力と活力を創出していく必要があります。
- ・本庄早稲田の杜地区では、一部の地区を除いて土地区画整理事業が完了し、都市基盤の整った良好な市街地が形成されています。住宅等の建設が進み人口も増加するなか、今後さらにまちを発展させていくためには、住民参加により魅力と活力のあるまちづくりを推進する必要があります。また、土地区画整理事業が未着手の地区についても、住民と連携しながら地域の特色や実情に応じたまちづくりを進める必要があります。

めざす姿の実現に向けた施策体系

4-1 計画的なまちづくり

- 1 都市計画制度の活用
- 2 都市景観の形成
- 3 まちなかの再生と定住促進
- 4 本庄早稲田の杜づくり

施策中項目) 施策の取組内容

1 都市計画制度の活用

- ・都市計画制度を活用して市民の参加による地区の特性に応じたきめ細やかなまちづくりを進めます。また、開発や建築行為を適正に許可または誘導し、適正な土地利用を促進します。

2 都市景観の形成

- ・無電柱化や歴史的な景観の保存、活用に取り組み、良好な街並みの形成を進めていきます。
- ・幹線道路及び沿道の建築物や屋外広告物等については、周辺の景観との調和に配慮しつつ地域の特性を活かした景観形成を進めます。

3 まちなかの再生と定住促進

- ・本庄駅や児玉駅周辺等の市街地を活性化させるため、住宅等の立地を支援、誘導し、既成市街地への定住を促進します。また、駅周辺の整備を住民等と連携して推進することで駅利用者の利便性の向上を図り、中心市街地の顔にふさわしいまちの形成を進めます。

4 本庄早稲田の杜づくり

- ・次世代の都市づくりのモデルとなるよう、自然環境と調和した新しいまちづくりに地域住民や事業者と連携して取り組み、良好な居住環境の形成、保全を図ります。

協働による取組

- ・本庄駅北口地区（40ha）及び児玉駅周辺地区（20ha）の中心市街地等のまちづくり事業を推進する団体に対し、補助金を交付しています。
- ・本庄市内の高等学校（6校）の生徒による地域活性化（魅力発信等）の提案を促進し、市のPRにつなげています。
- ・本庄早稲田の杜づくりにおいて、地域住民や事業者が主体となるエリアマネジメント組織の自主的な活動を推進します。
- ・土地区画整理事業未着手地区の今後のまちづくりは、各地区の実情に応じて、まちづくり協議会や関係住民とともに進めていきます。

関連計画

計画名	計画期間	概要
本庄市都市計画マスタープラン	平成 25 年 3 月から概ね 20 年間	都市計画法第 18 条の 2 に基づいて定める市町村の都市計画に関する基本的な方針
本庄市中心市街地活性化基本計画	平成 26 年 1 月から 10 年間	本庄駅北口周辺地区（40ha）の市街地の再生・活性化を推進するための計画
本庄市立地適正化計画（予定）	平成 30 年度から概ね 20 年間	都市再生特別措置法第 81 条に基づいて定める住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図る計画

施策大項目)

2 居住環境の整備

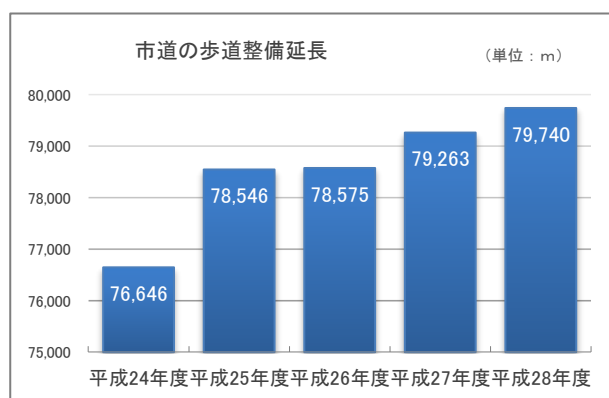
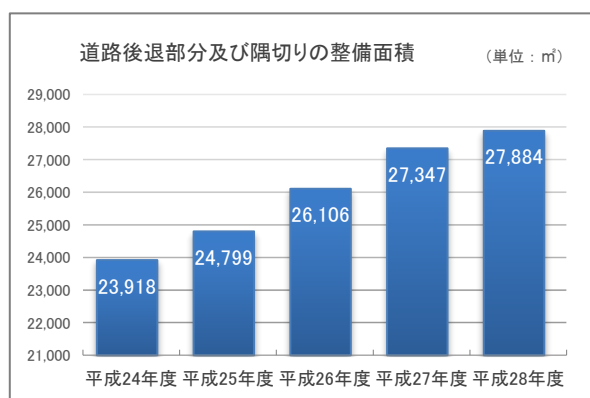
めざす姿

- 生活道路の歩道整備、バリアフリー※化により、市民がより安全に移動できるようになっています。
- 建物の耐震化が進み災害に強いまちが形成されています。

成果指標と目標値

成果指標	現状値	目標値
道路後退部分及び隅切りの整備面積	27,884 m ²	35,220 m ²
市道の歩道整備延長 (市道に歩道が整備されている総距離)	79,740m	83,150m

生活道路の現状



現況と課題

【施策に係る市民満足度:「計画的なまちづくり」17.4% 「美しい景観の形成」26.9%】

- ・市内には、車のすれ違いや緊急車両の通行が困難な道幅の狭い、いわゆる狭あい道路が数多くあります。市民が安全に安心して暮らし、生活の利便性や災害活動の迅速性を向上させるためには、住民の協力を得ながら狭あい道路を減らす取組を推進することが必要です。
- ・歩道のない通学路や、歩道は設置されているものの段差の大きい歩道では、子どもや高齢者等の安全な通行に支障をきたしています。市民生活の基盤となる道路を誰もが安心して快適に利用するためには、歩道の整備やバリアフリー化を進める必要があります。
- ・近年、人口の減少等に伴って空き家や空き地が増加しています。これらの中には、建物の老朽化が進み倒壊の危険があるものや、草木が繁茂し周辺の生活環境を悪化させているものがあり

※ バリアフリー: 障害者や高齢者等の社会的弱者が障壁なく設備やシステムを利用できる状態

ます。市民が安全で安心して暮らせる住みよいまちをつくるためには、管理不全な空き家をなくす取組が必要です。

- ・市内には、昭和56年以前の旧耐震基準で建てられた建物が多数あります。これらの中には、耐震改修が行われていないため、大きな地震で倒壊するなど大きな被害が発生するおそれのある建物が数多くあります。震災から市民の生命と財産を守るためには、建物の耐震改修を促進するなど災害に強いまちづくりを進める必要があります。
- ・本市では、現在15団地（568戸）の市営住宅を運営しています。これらの中には、既に耐用年数を経過し老朽化が進んでいる建物や、設備等が生活水準の向上に対応できていないものがあります。高齢者や障害者等の社会的弱者や子育て世帯の人々が、住み慣れた地域で安心して暮らすためには、家賃を低廉に抑えつつ住まいの環境を改善し効率的で計画的な管理、運営を行うことが必要です。

めざす姿の実現に向けた施策体系

4-2 居住環境の整備

- 1 狭あい道路の解消
- 2 安全な歩行空間の確保の推進
- 3 空き家・空き地等の対策
- 4 耐震改修等の促進
- 5 市営住宅の管理

施策中項目）施策の取組内容

1 狭あい道路の解消

- ・災害活動の迅速性の確保や日常生活の利便性、安全性の向上などといった居住環境の向上を図るため、緊急車両等の通行が困難な狭あい道路の解消を進めます。

2 安全な歩行空間の確保の推進

- ・交通量の多い通学路等には、歩行者が安全に通行できるよう歩道の整備やたまり空間となる隅切りの設置を進めます。また、駅周辺等を中心に歩道のバリアフリー化や自転車レーンの設置等を推進します。

3 空き家・空き地等の対策

- ・特に既成市街地に目立つようになってきた空き家や空き地等の適正な管理や活用を誘導します。

4 耐震改修等の促進

- ・地震による建築物の倒壊等の被害から市民の生命及び財産を保護するため、建築物の耐震改修等を促進します。

5 市営住宅の管理

- ・高齢者や障害者等の社会的弱者や子育て世帯の人々が、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう市営住宅の改善を進めるとともに、効率的で効果的な管理、運営に努めます。

協働による取組

- ・居住環境の向上、災害活動の迅速性の確保、日常生活の利便性と安全性の向上のため、4m未満の狭あい道路は、道路の中心から水平距離2mの線が道路の境界線とみなされ、建築時に道路後退が必要になります。本市では、市民や埼玉県などの関係機関と連携して、こうした狭あい道路の解消を進めます。

関連計画

計画名	計画期間	概要
本庄市中心市街地活性化基本計画	平成26年1月から10年間	本庄駅北口周辺地区(40ha)の市街地の再生・活性化を推進するための計画
本庄市市営住宅長寿命化計画	平成26年度～平成35年度	市営住宅の有効活用と良質な維持保全に向けて管理計画を見直し、保守点検・予防保全的修繕・耐久性向上等を図る事業の実施及びストックの効率的な更新を行う改善計画を定め、市営住宅ストックの長寿命化とライフサイクルコストの縮減につなげることを目的とする計画
改定本庄市建築物耐震改修促進計画	平成28年度～平成32年度	昭和56年5月31日以前に工事に着手された、住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化を促進することにより、災害に強いまちづくりの実現を目指し、地震による建築物の被害・損傷を最低限に止める減災の視点を基本において、市民の生命と財産を保護することを目的とする計画

施策大項目) 3 道路・河川の整備と維持管理

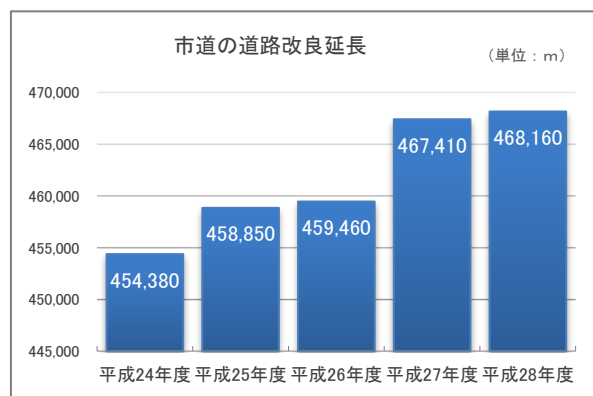
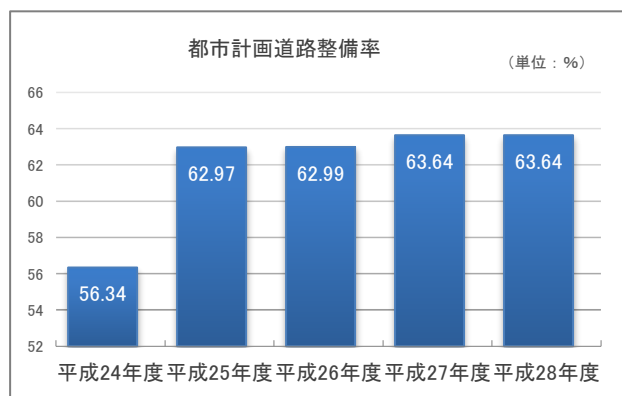
めざす姿

- 幹線道路等の整備が進み、交通渋滞のないスムーズな移動が可能となっています。
- 河川の改修整備や水路整備が進み、水害等に対し安心な生活ができるようになっています。
- 道路施設などの管理が電子化で一元管理され、維持管理水準の保持ができ快適な通行ができるようになっています。

成果指標と目標値

成果指標	現状値	目標値
都市計画道路整備率 (整備済道路÷計画道路)	63.64%	64.08%
市道の道路改良延長 (舗装や拡幅等により整備した市道の総距離)	468,160m	473,940m

道路網の整備の現状



現況と課題

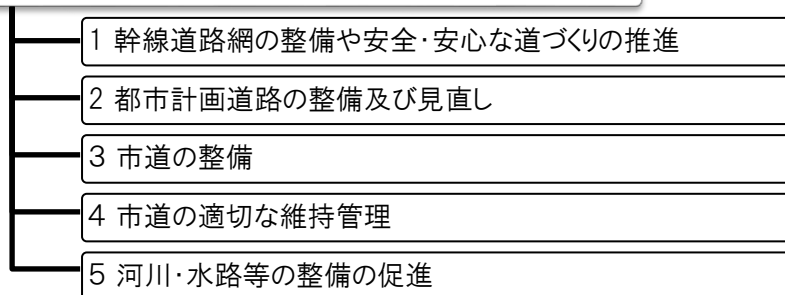
【施策に係る市民満足度:「道路・河川の整備と維持管理」28.6%】

- ・市内には、関越自動車道本庄児玉インターチェンジや、国道 17 号等の地域経済の発展や災害時の緊急輸送機能を担う広域的な幹線道路があり、首都圏と上信越方面を結ぶ交通の要衝となっています。しかし、これらの道路では、慢性的な交通渋滞や痛ましい事故が発生しています。市民の安全や安心を確保し地域を発展させていくためには、国道 17 号本庄道路をはじめとする幹線道路の整備を促進することが必要です。

- ・市街地の骨格を形成する都市計画道路の4割が未整備な状況です。また、地域の幹線となる市道についても、十分な幅員がないため円滑な交通に支障をきたしている道路が数多くあります。安全で円滑な交通を確保するためには、都市計画道路や幹線市道等の整備を推進する必要があります。
- ・本市では、約 1,100km の市道を管理しています。市民生活の基盤となる道路を安全で快適に利用するためには、舗装の傷み具合など道路の状況を日常的に点検し危険箇所の早期発見に努めるとともに、損傷箇所の修繕など維持管理を適切に行う必要があります。また、老朽化する橋等については、計画的に修繕や更新を図るための取組が必要です。
- ・近年、全国的に局地的な大雨が増加するとともに、台風の大型化による被害が懸念されており、これらの大雨により住宅の浸水被害や道路冠水等の被害がたびたび発生しています。浸水被害から市民の暮らしを守るためには、河川の改修や排水路の整備を推進し、これらの機能が十分に発揮できるよう適切に維持管理を行う必要があります。また、雨水の流出を抑制するため、雨水浸透施設の設置についても推進する必要があります。

めざす姿の実現に向けた施策体系

4-3 道路・河川の整備と維持管理



施策中項目) 施策の取組内容

1 幹線道路網の整備や安全・安心な道づくりの推進

- ・国や県と調整しながら国道 17 号本庄道路の整備や、十間通り線を国道 17 号本庄道路まで延伸する事業を促進します。また、国道 462 号や県道花園本庄線等の主要な道路の整備を促進します。

2 都市計画道路の整備及び見直し

- ・都市の重要な基盤となる都市計画道路 36 路線（総延長約 68km）のうち、未整備区間のある 20 路線について、計画的に整備を進めるとともに、長期末整備路線については必要な見直しを行います。

3 市道の整備

- ・地域の幹線となる市道や生活道路の拡幅整備を行い、安全で円滑な交通を確保します。

4 市道の適切な維持管理

- ・道路や橋梁等の点検や維持管理を適切に行い、安全で快適な道路空間を確保します。また、道路台帳の電子化により道路境界等を適正に管理し、窓口業務の迅速化を図ります。

5 河川・水路等の整備の促進

- ・水害から住民の安全を守るため、一級河川女堀川や備前渠川、御陣場川の早期改修を促進します。市管理の排水路や雨水管路等について、順次、浸水被害の解消に向けた整備を進めます。また、開発許可制度の活用等により雨水浸透施設の設置についても推進します。

協働による取組

- ・ロードサポート制度は、道路環境の向上を図るために民間の団体等と提携して、道路の清掃・除草・花等の植栽等を民間の団体等が行い、行政がサポート者名の看板設置や清掃用品の一部を提供して、良好な道路環境を目指して取り組んでいます。また、屋外広告物法及び埼玉県屋外広告物条例の規定に基づき、違反簡易広告物除去推進員と行政が連携して、張り紙、張り札、広告旗及び立て看板等の違反広告物の除却を行っています。

関連計画

計画名	計画期間	概要
橋梁長寿命化修繕計画	平成 24 年度～	本市の管理する橋梁の老朽化に対応するため、橋梁の耐用年数を延ばし、維持管理に係るコストの縮減を図ることを目的とした計画

施策大項目)

4 交通サービスの充実

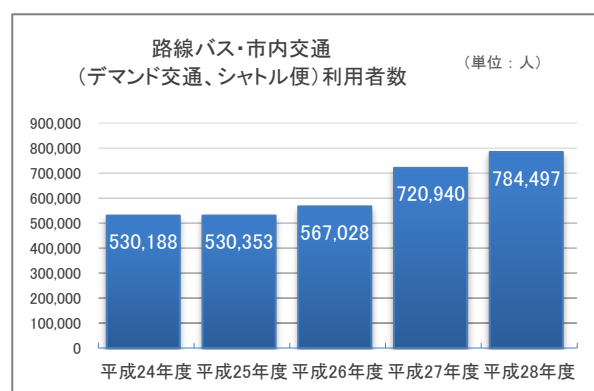
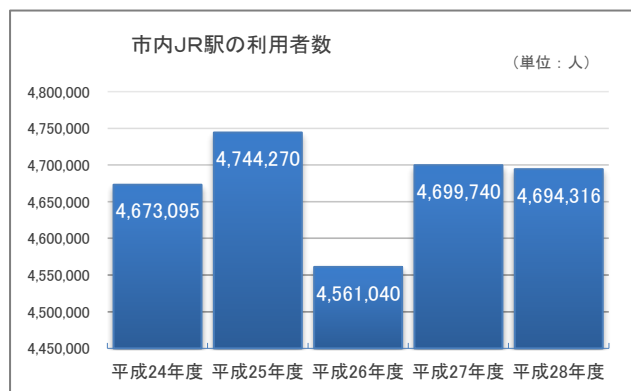
めざす姿

- 公共交通網の充実により、誰もが出歩きやすいまちになっています。
- 高齢者などの交通弱者も、公共交通により安心して移動できるようになっています。

成果指標と目標値

成果指標	現状値	目標値
市内ＪＲ駅の利用者数 (本庄駅、本庄早稲田駅、児玉駅の３駅の利用者数(年間))	4,694,316 人	4,700,000 人
路線バス・市内交通(デマンド交通※、シャトル便※)利用者数 (市内を運行する全民間路線バスと市内交通の利用者数計(年間))	784,497 人	800,000 人

交通機関の利用の現状



現況と課題

【施策に係る市民満足度：「交通サービスの充実」26.5%】

- ・本市には鉄道網として、ＪＲ高崎線・八高線・上越新幹線があり、３駅が設けられているほか、民間事業者が運行する路線バスやタクシーがあります。また、市内交通として、デマンド交通（はにぽん号・もといずみ号）、本庄駅と本庄早稲田駅を結ぶシャトル便（はにぽんシャトル）があります。
- ・公共交通は、自家用車に代わる誰もが使える移動手段として、交通弱者への対応や、環境負荷の軽減等の観点から各公共交通機関の連携強化、利便性・快適性の向上が求められているため、

※ デマンド交通：電話予約など利用者のニーズに応じて柔軟な運行を行う公共交通の一形態

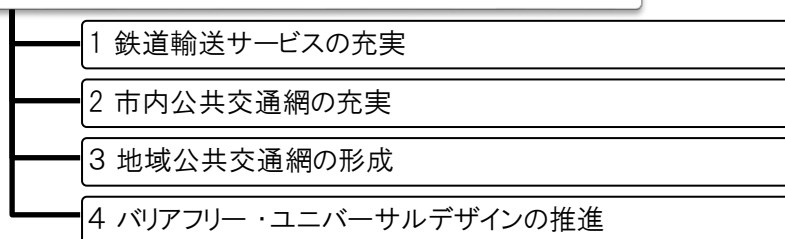
※ シャトル便：特定の経路を定期的に往復する交通機関

市内の公共交通の充実に取り組むとともに、人の交流促進を図る視点から市域を越えた公共交通網の形成を目指すなど、総合的に交通政策を推進していく必要があります。

- ・年齢や国籍を問わず、誰もが快適に利用できる公共交通を実現するために、鉄道駅をはじめとした公共交通環境のバリアフリー※化やユニバーサルデザイン※の視点による整備も必要になってきます。
- ・環境に対する意識の高まりや若者の車離れなど、マイカーに依存しない生活に切り替える機運が高まっていることから、将来にわたり公共交通を利用できる環境を維持していくため、地域で公共交通機関を支えていくという意識を高めていくことが重要です。

めざす姿の実現に向けた施策体系

4-4 交通サービスの充実



施策中項目) 施策の取組内容

1 鉄道輸送サービスの充実

- ・JR高崎線、八高線、上越新幹線の輸送力を活用し、地域経済の発展と市民の利便性・快適性の向上を目指します。他市町等と連携しながら、JR等への要望活動を実施します。

2 市内公共交通網の充実

- ・交通の結節点である各鉄道駅（本庄駅、本庄早稻田駅、児玉駅）の利用環境の整備を推進します。
- ・民間バス事業者が運行する既存のバス路線を地域の幹線交通として位置づけ、維持・確保・充実を図ります。
- ・幹線交通の沿線以外の地域をカバーするデマンド交通、シャトル便等を効果的に運行することで、市内を快適に移動できる公共交通網の充実を目指します。

※ バリアフリー：障害者や高齢者等の社会的弱者が障壁なく設備やシステムを利用できる状態

※ ユニバーサルデザイン：「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障害の有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすること

3 地域公共交通網の形成

- ・バス路線と市内交通のネットワークの充実を図り、本庄市周辺地域の人の交流促進を図る視点から近隣自治体との公共交通網の形成を目指します。

4 バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進

- ・自動車運転免許証を返納するなど自家用車での移動が困難な高齢者や障害のある人等の交通弱者の移動手段の確保を図ります。
- ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく駅の多機能トイレの設置、民間路線バスのノンステップバス※化等、関係機関と連携してバリアフリー化を推進します。
- ・すべての人が利用しやすい環境づくりのため案内表示等へのユニバーサルデザインの使用を推進します。

関連計画

計画名	計画期間	概要
本庄市総合交通計画	平成 25 年 3 月から概ね 10 年間	持続可能な公共交通体系を構築するため、また、今後の公共交通のあり方を示すため、公共交通の充実に向けた計画
本庄市立地適正化計画（予定）	平成 30 年度から概ね 20 年間	都市再生特別措置法第81条に基づいて定める住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図る計画

※ ノンステップバス：出入口の段差を無くし、乗降を容易にした低床バス的一种である 床面高さは概ね 350mm 以下のものを指す また、収納式のスロープ板を操作することで、車いすの乗降も容易になる

施策大項目)

5 水道水の安定供給

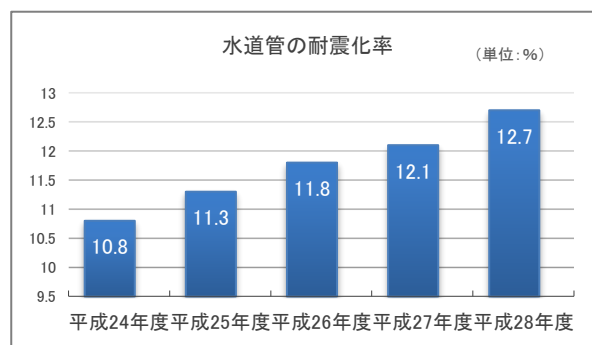
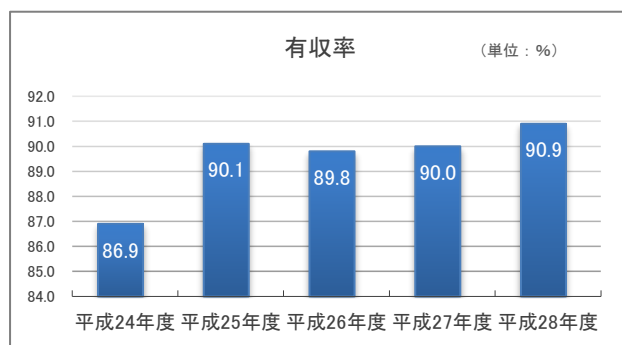
めざす姿

- 良質で安全な水道水の供給により、市民が安心して水道水を使用しています。
- 効率的で健全な事業経営により、水道水が安定的に供給され、市民が安心して水道水を使用しています。

成果指標と目標値

成果指標	現状値	目標値
有収率 (どれだけ漏水が少なく無駄がないかを表す比率(水道料金に換算された水量÷供給した配水量))	90.9%	92%
水道管の耐震化率 (耐震性能に優れた水道管がどれだけ布設されているかを表す比率)	12.7%	15%

上水道の整備の現状



現況と課題

【施策に係る市民満足度:「上水道の整備」51.9%】

- 本市の上水道の普及率は、ほぼ100%となっていますが、高度経済成長期に建設した水道施設の老朽化対策が課題となっています。また、近年は「安全でおいしい水」へのニーズなど水道の水質への関心が高まっています。今後も安全で安心な水道水を安定的に供給していくためには、引き続き水源から給水栓までの水質管理を行うとともに老朽化した水道施設の更新が必要となりますが、水道施設の更新にあたっては将来需要を的確に把握し、アセットマネジメント※を活用するなどにより計画的に進めて行く必要があります。
- 上水道は、市民生活や都市活動に欠かすことのできないライフラインのひとつであり、東日本

※ アセットマネジメント: 持続可能な水道事業を実現するために、中長期的な視点に立ち、水道施設のライフサイクル全体にわたって効率的かつ効果的に水道施設を管理運営する体系化された実践活動のこと

大震災等を契機として水道施設の重要性が再認識されています。今後も安全で安心な水道水を安定的に供給していくためには、地震に強い配水管の布設や浄水場等の施設の耐震化を進めていく必要があります。

- 人口減少に伴う給水人口の減少等により、水道水の需要は減少傾向にありますが、これに伴い水道事業収益の減少も見込まれています。将来にわたって持続可能な水道事業を運営していくために、健全で安定した経営に努めていく必要があります。

めざす姿の実現に向けた施策体系

4-5 水道水の安定供給

1 安全な水道水の供給

2 水道施設の整備

3 健全な水道経営

施策中項目) 施策の取組内容

1 安全な水道水の供給

- 常に、安全で安心して飲むことができる水道水を供給するため、取水から浄水処理、配水に至るまでの水質管理を適正に行います。

2 水道施設の整備

- 水道水を安定的に供給するため、取水から浄水処理、配水に至るまでの水道施設の維持管理や更新等に努めます。
- 災害等に強い水道施設の構築に努めます。

3 健全な水道経営

- 健全で将来にわたり持続可能な水道事業を運営するため、業務の効率化、合理化を推進するとともに、水道料金収入の確保に努め、安定した経営基盤の構築に努めます。

関連計画

計画名	計画期間	概要
本庄市水道事業ビジョン	平成30年度～平成41年度	厚生労働省が公表した新水道ビジョンに示された「安全」、「強靱」、「持続」を踏まえ、平成20年度に策定した「本庄市水道ビジョン」の達成度を評価し、耐震化計画やアセットマネジメントを含めた水道事業運営における基本となる計画

施策大項目)

6 下水道施設等の充実

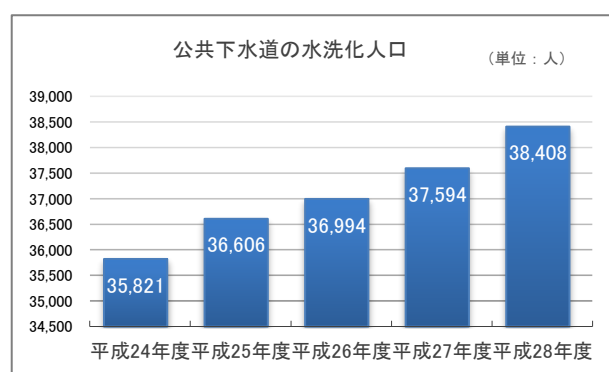
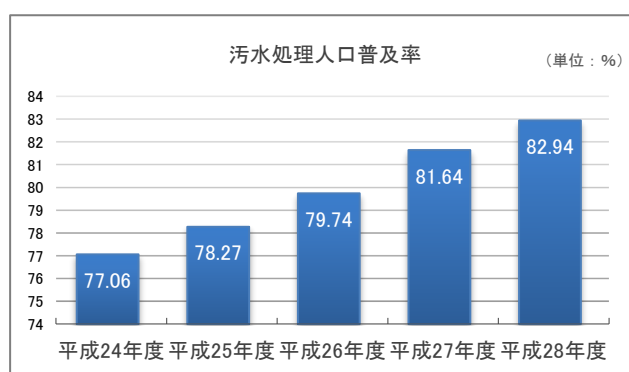
めざす姿

●下水道等の整備が進み、快適な市民生活が送れるとともに、河川等の水質改善が図られています。

成果指標と目標値

成果指標	現状値	目標値
汚水処理人口普及率 (総人口に対する公共下水道整備人口、農業集落排水整備人口、浄化槽*設置人口の合計の割合)	82.94%	92.77%
公共下水道の水洗化人口 (整備区域内人口のうち公共下水道に接続している人口)	38,408 人	44,218 人

下水道等の整備の現状



現況と課題

【施策に係る市民満足度:「下水道等の整備」41.6%】

- 公共下水道(汚水)の整備状況は、平成28年度末現在、認可区域1,266haのうち約79%が整備済ですが、未整備地区では水路や側溝等に雑排水が流入することで悪臭や害虫が発生しているところがあります。公衆衛生の向上と河川等の水質改善を図り、安全で快適な生活環境を維持していくためには地域の特性に応じた汚水処理が必要であり、計画的な整備を進めています。
- 雨水幹線等が未整備の地域では集中豪雨や台風により浸水被害に見舞われる場所があります。このような被害に対応するため、浸水防除や被害軽減を図ることが求められています。このた

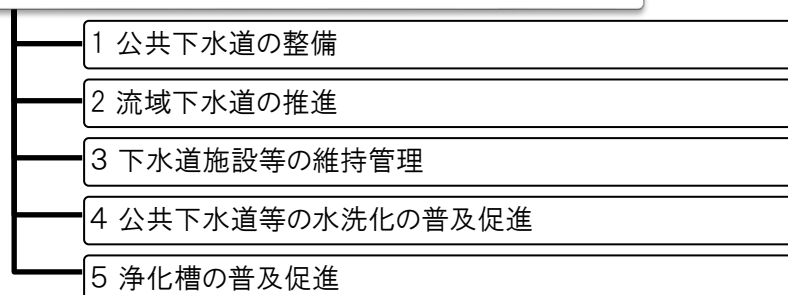
* 浄化槽: し尿のみを処理する単独処理浄化槽については、平成13年4月1日以降の新設が禁止され、現行の法律では、し尿と併せて生活雑排水を処理する合併処理浄化槽のみが設置可能になっており、これを「浄化槽」と定義している

め雨水排水施設について関係機関と連携し、計画的な整備を進めていく必要があります。

- ・利根川右岸流域下水道として埼玉県が污水处理場と流域下水道幹線を、市では利根川右岸流域関連公共下水道の管渠等について、それぞれに役割を分担して整備と維持管理を行っています。安全で快適な生活環境の維持を図るため、今後も引き続き協力しながら未整備地区の整備と既存施設の維持管理を効率的かつ計画的に進めていきます。
- ・農業集落排水は6処理区の整備が完了しています。地域の特性に応じた污水处理により、安全で快適な生活環境を維持し、農村集落地域の公衆衛生の向上と水路等の水質改善を図るものです。このため既存施設の維持管理を効率的かつ計画的に進めて行く必要があります。
- ・公共下水道区域及び農業集落排水区域以外では浄化槽等によって排水処理がされています。これは生活環境の向上と河川等の自然環境への影響の軽減、水循環に伴う下流域の環境への負担軽減を図るためです。今後も浄化槽の普及と各区域ごとの適正な排水処理について、新たな整備手法の検討を図るとともに啓発活動等の推進に努めていきます。

めざす姿の実現に向けた施策体系

4-6 下水道施設等の充実



施策中項目)

施策の取組内容

1 公共下水道の整備

- ・市民が良好な居住環境の下で安全で快適な生活が送れるよう、公共下水道の整備を計画的に進めます。
- ・污水管渠の整備による公衆衛生の向上、河川等の水質改善、雨水幹線の整備による市街地の浸水防除に努めます。

2 流域下水道の推進

- ・利根川右岸流域下水道事業として、污水幹線・污水处理場の整備及び維持管理を埼玉県と関係町とともに推進します。

3 下水道施設等の維持管理

- ・公共下水道、農業集落排水の施設を、良好かつ適切に維持していくため、管渠や污水处理施設の効率的な管理に努めます。
- ・農業集落排水の一部の処理区については、処理施設の老朽化対策として公共下水道との

統合を検討します。

4 公共下水道等の水洗化の普及促進

- ・公共下水道と農業集落排水の供用開始区域内における水洗化（接続）普及のため、啓発活動に努めます。

5 浄化槽の普及促進

- ・河川等の保全や水質改善を図るため、公共下水道、農業集落排水の区域外においては、浄化槽の普及促進に努めます。
- ・効果的で効率的な普及促進に向けて、検討を行います。

関連計画

計画名	計画期間	概要
本庄市生活排水処理施設整備構想	平成27年度～平成37年度	市民の快適な生活の実現と河川等の水質保全を図ることを目的とした構想

施策大項目)

7 都市公園の整備と緑の保全

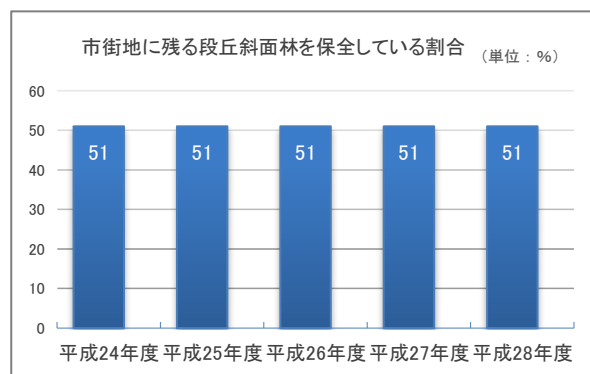
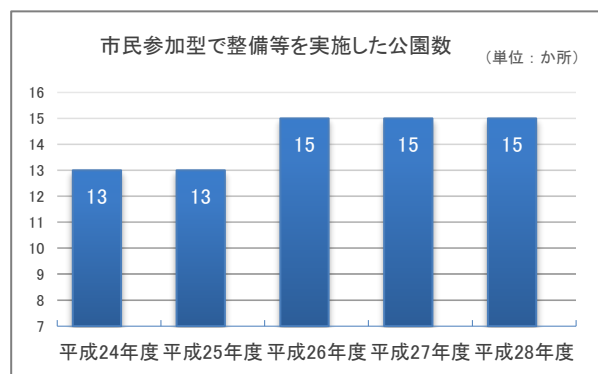
めざす姿

- 市民のニーズに応じて、安全で安心して利用できる都市公園が整備されています。
- 人と環境にやさしい貴重な自然や緑が保全されています。

成果指標と目標値

成果指標	現状値	目標値
市民参加型で整備等を実施した公園数	15 か所	20 か所
市街地に残る段丘斜面林を保全している割合 (段丘斜面林が存する面積のうち、市が保全を実施している面積の割合)	51%	53%

都市公園の整備と緑の保全の現状



現況と課題

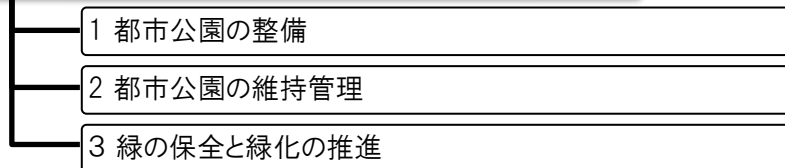
【施策に係る市民満足度：「都市公園の整備と緑化推進」40.3%】

- 本市では、139箇所、面積約77haの公園を管理しており、運動や散策、交流の場等として多くの人に利用されています。また、これらの公園は災害時の避難場所としての機能や、貴重な緑の空間として重要な役割も担っています。今後、公園利用者の多様化するニーズや、子育て支援、定住促進といった社会的な課題に対応していくためには、市民の協力を得ながら計画的に公園の整備を進めていく必要があります。
- 公園数の増加に伴って維持管理に要するコストが増え、運動施設や遊具等の老朽化が進んでいます。誰もが安全に安心して利用するためには、施設を計画的に修繕や更新を進めていく必要があります。また、日常の維持管理についても、利用しやすい環境の整備を図りながら経費の節減に努めていく必要があります。

- ・森林や平地林といった緑は、憩いや潤いを実感できる豊かな生活環境を創出し、自然環境の保持や防災の観点からも大切な役割を担っています。しかし、森林の伐採や市街化の進展等によって身近な多くの緑が失われてきました。貴重な緑や自然を守るためには、市民の協力を得ながら緑を保全し計画的に緑化を推進していく必要があります。

めざす姿の実現に向けた施策体系

4-7 都市公園の整備と緑の保全



施策中項目) 施策の取組内容

1 都市公園の整備

- ・公園利用者の多様化するニーズや、子育て支援・定住促進、災害時の避難場所等といった社会的課題や役割に対応していくため、公園規模や地域特性に応じた役割・施設機能のあり方を見直し、快適で魅力的な公園づくりを進めます。

2 都市公園の維持管理

- ・誰もが安全に安心して公園を利用できるよう施設の長寿命化やコストの平準化を図りながら、計画的に修繕や更新を進めます。また、指定管理者制度※の活用や住民参加により、利用しやすい環境を整備するとともにコスト縮減にも努めます。

3 緑の保全と緑化の推進

- ・貴重な自然や緑を守り、失われた緑を回復していくための取組を検討し、市民の協力を得ながら緑の保全と緑化の推進を行います。

協働による取組

- ・公園管理における住民参加を推進します。(公園愛護奨励制度※)
- ・住民参加による公園再整備の計画策定を進めます。

※ 指定管理者制度：住民サービスの向上・民間経営ノウハウの活用・経費削減などを目的として、公の施設の管理運営を民間等に広げた制度のこと

※ 公園愛護奨励制度：公園の軽易な管理等の奉仕活動を行う団体等に対し、報奨金を交付する制度のこと

関連計画		
計画名	計画期間	概要
本庄市緑の基本計画 (本庄地域)	平成 14 年度～平成 37 年度	都市公園の整備とその他保全すべき緑地の確保を図る基本計画
本庄市環境基本計画	平成 30 年度～平成 39 年度	本庄市環境基本条例に基づき、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために定めた計画
本庄市子ども・子育て支援事業計画	平成 27 年度～平成 31 年度	子ども・子育て支援法に基づき策定した5年を一期とする子育て支援サービスの確保方策等の計画

第5章 市民生活分野

市民だれもが活躍し、
安全に生活できるまち

- | | |
|---|-------------------|
| 1 | 市民との協働によるまちづくりの推進 |
| 2 | 人権を尊重する社会の実現 |
| 3 | 危機管理体制の強化 |
| 4 | 防犯対策の推進 |
| 5 | 交通安全対策の推進 |
| 6 | 市民サービスの向上 |

施策大項目) 1 市民との協働によるまちづくりの推進

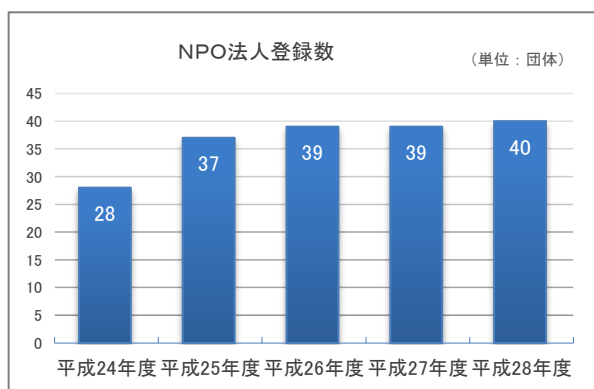
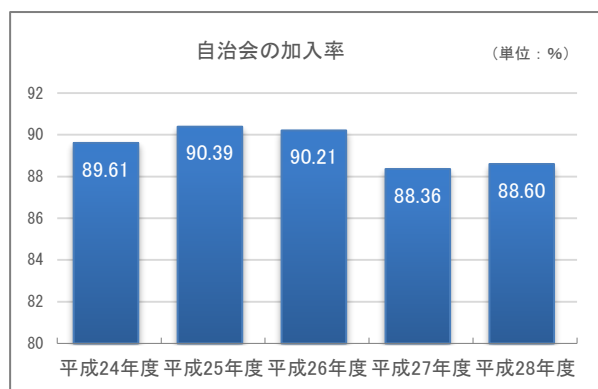
めざす姿

- 地域コミュニティの中心である自治会への加入率が上昇し自治会活動が活発化しています。
- 地域のニーズや課題に対応するボランティア団体、NPO 法人等の活動が活発化しています。

成果指標と目標値

成果指標	現状値	目標値
自治会の加入率 (全世帯のうち自治会に加入している世帯の割合)	88.6%	93%
NPO 法人登録数 (県に登録された本庄市内にある NPO 団体の数)	40 団体	45 団体

協働の現状



現況と課題

【施策に係る市民満足度:「市民との協働によるまちづくりの推進」27.4%】

- 社会経済情勢の変化による市民ニーズの多様化や、少子高齢化等により、行政サービスだけでは解決できない身近な課題が発生しています。そのため市では、自治会やボランティア団体、NPO 法人等を中心とした各種市民団体と協働して、福祉や教育、防犯・防災をはじめ、地域の課題を解決するための事業や、地域の特性を活かした事業など様々な活動を推進してきましたが、今後一層の協働を進めていくには、市民等の理解と協力、そして参加を得られるような方策とともに、少子高齢化の進行と地域コミュニティの希薄化によるコミュニティ活動等への参加者の減少、主体となる人材の高齢化などが課題となっています。

- ・自治会、ボランティア団体、NPO 法人や企業等は、行政にとってまちづくりの重要なパートナーです。今後さらに市民との協働を推進するためには、新たな課題への対応と、市民団体等がそれぞれの特性を活かした役割を担えるよう支援していくことが求められています。

めざす姿の実現に向けた施策体系

5-1 市民との協働によるまちづくりの推進

- 1 自治会の支援
- 2 コミュニティ活動団体の支援
- 3 ボランティア団体・NPO法人等との協働
- 4 市民・企業との協働

施策中項目）施策の取組内容

1 自治会の支援

- ・地域コミュニティの中心であり、行政の重要なパートナーである自治会による地域における様々な活動や、また、その集合体である自治会連合会の活動を支援します。

2 コミュニティ活動団体の支援

- ・地域活動を行う自治会以外のコミュニティ団体との協働によるまちづくりの推進のため、活動の場の提供や事業活動を支援します。

3 ボランティア団体・NPO 法人等との協働

- ・ボランティア団体や NPO 法人等との協働により、各種イベントや研修会等を開催するとともに、積極的にまちづくりへ参画する様々な市民活動を活発化させるための支援を行います。

4 市民・企業との協働

- ・地域の課題解決や公共サービスのさらなる充実、地域コミュニティの推進に寄与する事業を、市民や企業からも取り入れ、協働による取組を推進していきます。

協働による取組

- ・自治会及び自治会連合会の活動を支援し地域コミュニティの醸成と地域の課題の解決を図ります。
- ・地域の課題や行政課題を自ら解決しようとする市民団体、NPO 法人等による専門性、柔軟性等を活かした公益的な取組について協働して取り組みます。

施策大項目)

2 人権を尊重する社会の実現

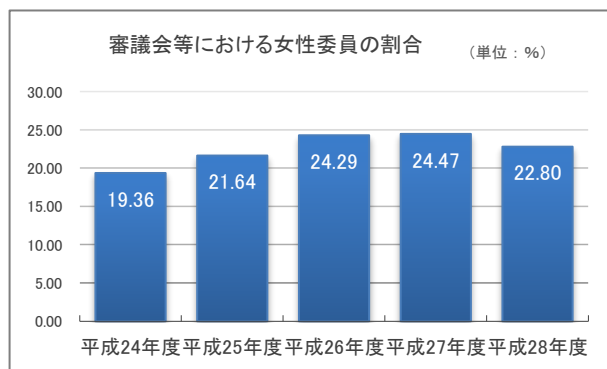
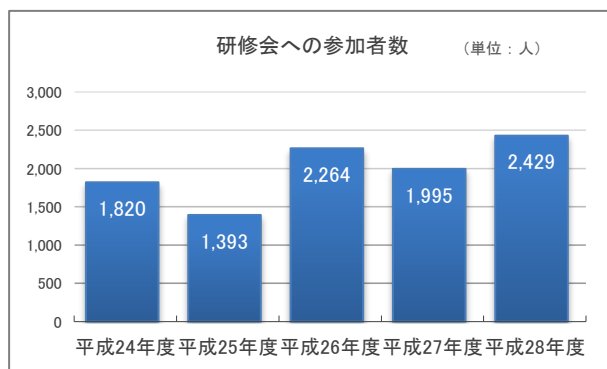
めざす姿

- 人権尊重の精神が正しく身について、市民一人ひとりの人権が尊重されています。
- 人権問題についての悩みを持った市民が気軽に相談できる環境が整っています。
- 性別、国籍や障害の有無に関係なく、すべての市民の個性と能力が発揮されています。
- DVなどに苦しむ市民に対して、行政や関係機関が横断的に連携されて、相談や支援の体制が機能しています。
- 多文化共生の社会が実現しています。

成果指標と目標値

成果指標	現状値	目標値
研修会への参加者数 (人権教育研修会への参加者数(年間))	2,429 人	2,672 人
審議会等における女性委員の割合 (法律・条例で設置されている附属機関の委員総数のうちの女性委員の占める割合)	22.80%	30%
国際交流事業への参加率 (外国人世帯のうち国際交流協会で行っている事業に参加している世帯の割合)	4.1%	10%

人権を取り巻く環境の現状



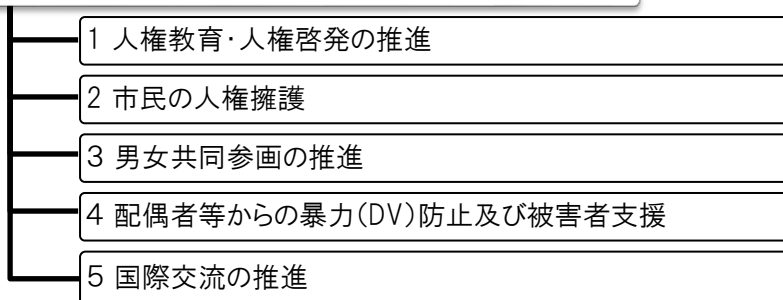
現況と課題

【施策に係る市民満足度：「人権を尊重する社会の実現」20.9%】

- 女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、外国人等の人権問題は依然として存在し、特に近年では ICT※社会の進展によるインターネットへの差別的な書き込みの増加や、新たにヘイトスピーチ※による人権侵害が発生するなど複雑多岐にわたっています。市民一人ひとりの人権が尊重され、ともにいきいきと暮らすことのできる豊かなまちづくりを実現するために、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき、あらゆる人権問題の解決のため、教育及び啓発を中心とした取組を進める必要があります。
- 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」といった固定的な性別役割分担意識は、今までの取組により変化はしているもののいまだ根強く残っており、男女間や世代間による意識の差も大きく、女性や男性の多様な生き方の選択を妨げています。男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることができる社会、また、男女が個性と能力を発揮することによる、多様性に富んだ活力ある社会を実現するために、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現、女性のキャリア形成支援や意識改革などを一体的に行う必要があります。
- 本市にも様々な国籍の人が居住している現状から、地域の生活習慣を慣れ親しんでいただくための取組を進めるとともに、言語や生活習慣等をお互いに理解しあえる多文化共生社会の実現が求められています。

めざす姿の実現に向けた施策体系

5-2 人権を尊重する社会の実現



施策中項目) 施策の取組内容

1 人権教育・人権啓発の推進

- すべての人々の人権が尊重された社会を目指し、市民の人権意識を高め、人権尊重の精神が正しく身に付くよう、様々な場を通じ人権教育研修会等を開催するとともに、人権啓発活動を行います。

※ ICT：Information and Communication Technology の略語で、情報処理や通信に関連する技術、産業、設備、サービスなどの総称

※ ヘイトスピーチ：特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動のこと

2 市民の人権擁護

- ・市民の日常生活において生じる人権に関する様々な悩みに対して、気軽に相談できる体制の充実を図るとともに、市民の間に広く人権尊重の思想が普及するよう啓発に努めます。

3 男女共同参画の推進

- ・女性と男性がともに家庭生活と社会生活を両立できる社会を目指し、男女平等に基づく教育の推進や男女共同参画意識の啓発を図ります。

4 配偶者等からの暴力（DV）防止及び被害者支援

- ・被害者の早期発見や適切な保護に努め、自立支援の充実を図るとともに、市民一人ひとりがDVは身近にある重大な人権侵害であることを理解し、DVを許さない社会の実現を目指します。

5 国際交流の推進

- ・多文化共生社会の実現のため、在住外国人と市民との交流事業や、市民の国際理解を高めるための事業や公共刊行物等の多言語化の取組を推進します。

協働による取組

- ・女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、外国人等あらゆる人権問題を解決するため、地域に密着した自治会や老人会、PTA、婦人会、企業などと連携して研修会を開催し、人権が尊重される社会を目指します。
- ・多文化共生社会の実現に向けて、国際交流協会との協働により取り組みます。

関連計画

計画名	計画期間	概要
第3次本庄市男女共同参画プラン	平成30年度～平成34年度	「ともに支えあい男（ひと）と女（ひと）がかがやくまち本庄」を推進イメージに、市民の皆さんが男女共同参画について十分な理解と意識を持ち、男女ともにあらゆる社会的な活動に意欲をもって活動することができる魅力的なまちづくりを進め、男女がお互いに人権を尊重し、自分らしく輝けるまちづくりを目指すことを目的とした計画

施策大項目)

3 危機管理体制の強化

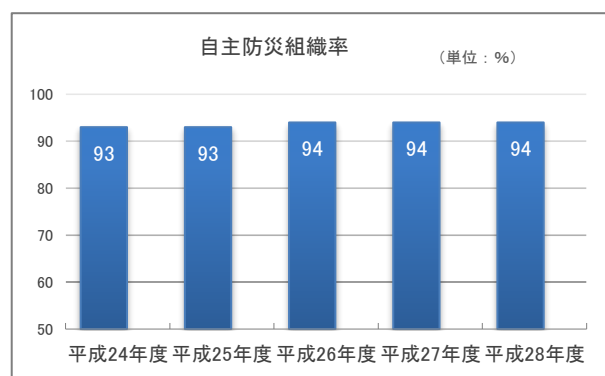
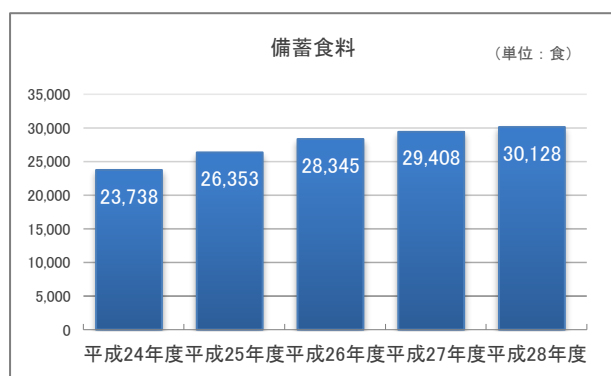
めざす姿

- 市民の防災意識が高揚し、日常的に災害に対する備えができています。
- 行政と市民が協力して危機管理体制を整え、万一の災害時には迅速な対応が取れるようになっています。

成果指標と目標値

成果指標	現状値	目標値
備蓄食料 (災害発生時に備えて蓄えておく食料)	30,128 食	45,000 食
自主防災組織率 (自主的に地域の防災活動を行う組織が各自治会に組織化されている割合)	94%	100%

危機管理体制の現状



現況と課題

【施策に係る市民満足度:「危機管理体制の充実」26.2%】

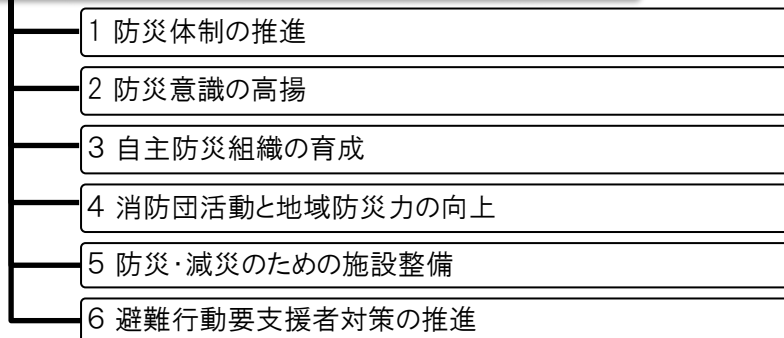
- ・東日本大震災や熊本地震をはじめ、台風等による豪雨など、毎年全国各地で大きな被害をもたらす災害が発生しています。災害が少ないと思われていた本市においても、雪害の発生などにより被害が出ています。万一に備え、各種ハザードマップ※や、避難行動要支援者の避難支援プラン、防災マニュアルの作成・活用、総合防災訓練や土砂災害防災訓練などを行っていますが、今後も、災害時の行動などを市民に周知するためのPRや自助・共助を促すための防災に関する研修会等を開催し、意識啓発や市民の自主的な災害準備をさらに充実させるとともに、被害を軽減させるための災害時の助け合い体制のさらなる強化が必要です。

※ ハザードマップ: 地震や洪水による被害の危険度や発生予測を地図上に表示したもの 具体的には、建物の倒壊危険度、液状化危険度、想定浸水区域などを表示している

- ・山間地域では、土砂災害などにより道路が途絶する可能性があります。孤立集落となるのを防ぐため、避難路の安全確保や避難場所の確保が必要となります。
- ・避難生活に必要な物資を確保する必要があることから、食料や生活必需品、防災用資器材の備蓄を図るとともに、災害時において迅速かつ確実に物資を調達する体制の確保、強化を図る必要があります。

めざす姿の実現に向けた施策体系

5-3 危機管理体制の強化



施策中項目) 施策の取組内容

1 防災体制の推進

- ・市民の生命及び財産を守るため、本庄市地域防災計画による防災訓練を行います。
- ・防災情報の伝達手段としての防災行政無線やメール配信、データ放送等を充実するとともに、食料や仮設トイレなどの防災資機材等の備蓄を計画的に進めます。

2 防災意識の高揚

- ・迅速な避難行動が行えるよう地震・風水害等のハザードマップを利用した研修会、防災訓練などを通じて、市民の防災意識の高揚を図ります。また、家庭での食料、飲料水等の備蓄や家具の転倒防止などの自助意識の啓発に努めます。

3 自主防災組織の育成

- ・市全域にわたり自主防災組織を育成し、その活動を支援します。

4 消防団活動と地域防災力の向上

- ・消防団員の確保や、消防団が活動しやすい環境を整えるとともに、地域の人々と連携して地域防災力向上のための活動や体制の整備に努めます。

5 防災・減災のための施設整備

- ・防災・減災のために、耐震性貯水槽等の計画的な整備の推進や避難所における非常電源等の確保など避難施設の充実を図ります。

6 避難行動要支援者対策の推進

- ・避難行動要支援者の避難支援を迅速かつ的確に行うため、要支援者に関する情報の把握に努めるとともに、防災情報の伝達手段や避難誘導等の支援体制の充実を図ります。

協働による取組

- ・災害時等に迅速な行動が行えるよう防災訓練や啓発活動などを通じて危機管理意識の高揚を図ります。また、市全域にわたり自主防災組織の育成及び活動の支援を行い、防災体制の強化を図り安全性の高いまちづくりを進めます。

関連計画

計画名	計画期間	概要
本庄市地域防災計画	平成30年3月～	災害対策基本法第42条の規定に基づき、本市において防災上必要な諸施策の基本を定め、本市における災害予防対策、災害応急対策、災害復旧を実施することにより、地域、住民のかけがえない生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とした計画

施策大項目) 4 防犯対策の推進

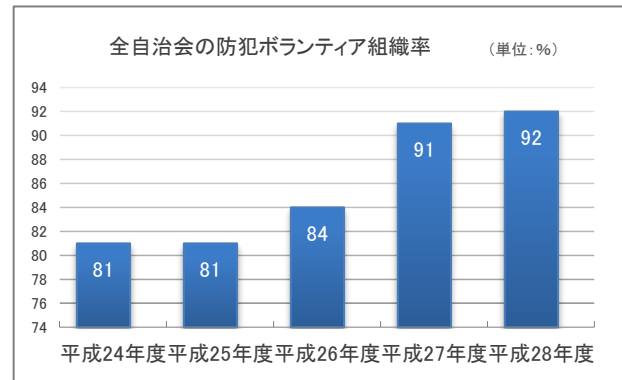
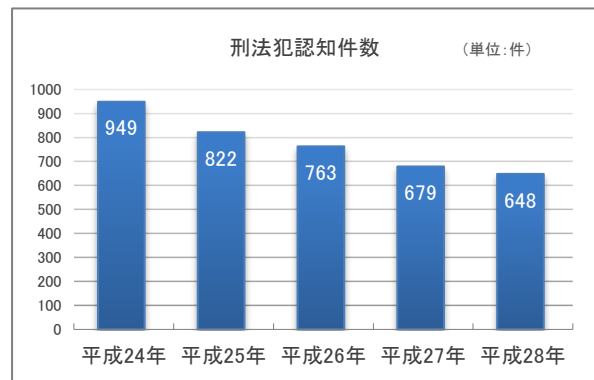
めざす姿

- 防犯パトロールなど、地域の自主的な防犯活動が進み、犯罪が発生しにくいまちとなっています。
- 防犯組織活動の活発化に伴い、住民相互のコミュニティが確立された住み良いまちとなっています。

成果指標と目標値

成果指標	現状値	目標値
刑法犯認知件数 (刑法に定められている窃盗などの犯罪行為による被害者届件数 (年間))	648 件	580 件
全自治会の防犯ボランティア組織率 (自主的に防犯活動に取り組む組織が各自治会に組織化されている 割合)	92%	100%

防犯体制の現状



現況と課題

【施策に係る市民満足度:「防犯体制の充実」25.4%】

- 本市では、犯罪を未然に防ぐことを目的として、地域で自主的に活動を行うパトロール隊や防犯ボランティアの結成・組織化を呼びかけてきました。その結果、防犯ボランティア連絡協議会加入団体数は、87 団体（平成 23 年）から、104 団体（平成 28 年）の登録となりました。また、平成 23 年の刑法犯認知件数は、1,018 件（人口千人あたり 12.48 件）で県内ワースト 40 位でしたが、平成 28 年には、648 件（人口千人あたり 8.32 件）と改善しましたが県内ワースト 37 位となっています。また、市民の身近なところで起こる自転車盗が多く発生し、高齢者を狙った特殊詐欺も増えてきています。

- ・今後も引き続き、本庄警察署、児玉警察署、本庄地方防犯協会、本庄地方暴力排除推進協議会等の関係機関・団体と連携し、さらに強力な防犯体制を構築するために、自主的な防犯パトロール隊等の活動支援と未組織な自治会の解消を目指すとともに、防犯に関する環境整備を図り、市民と行政が連携して、犯罪のないまちづくりを進める必要があります。

めざす姿の実現に向けた施策体系

5-4 防犯対策の推進

- 1 防犯活動団体の組織の強化
- 2 地域防犯体制の充実
- 3 犯罪の起きにくいまちづくり
- 4 暴力団排除活動の推進

施策中項目）施策の取組内容

1 防犯活動団体の組織の強化

- ・地域で自主的に防犯活動を行う団体は、団体組織化の推進により104団体の登録が達成できました。引き続き未組織自治会などの防犯ボランティアの組織化に努めるとともに、団体の育成と連携を図ります。

2 地域防犯体制の充実

- ・犯罪を未然に防ぐため、自治会を主体とした市民や企業（事務所）に向けた防犯研修会を積極的に展開します。
- ・犯罪被害の実態の把握や身を守るための方法の学習など、地域における防犯体制の見直しとコミュニケーションを図ることで、防犯体制を充実させます。

3 犯罪の起きにくいまちづくり

- ・自主防犯組織の充実強化、地域の施設ごとの防犯設備の充実と防犯に配慮した施設づくりを推進し、犯罪の減少を図り、犯罪の起きにくいまちづくりを進めます。

4 暴力団排除活動の推進

- ・警察と地域住民・企業・行政が協力して暴力団等の排除活動を推進します。

協働による取組

- ・市内各地で行われている、自治会、ボランティア団体、PTA等諸団体による児童生徒の見守り活動や防犯パトロールなどを通じて、地域住民による犯罪に対する認識の共有化を推進し、犯罪の撲滅に向けた活動を充実させるなど、犯罪の起きにくいまちづくりを進めます。

施策大項目) 5 交通安全対策の推進

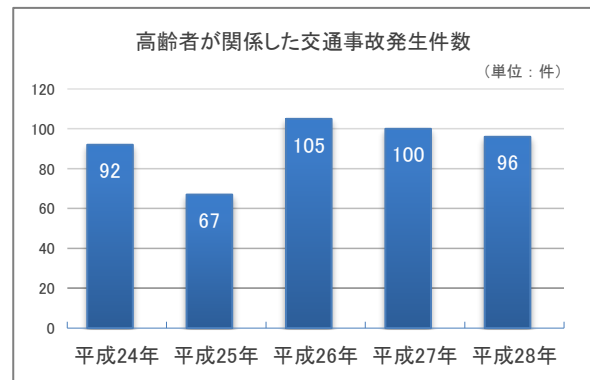
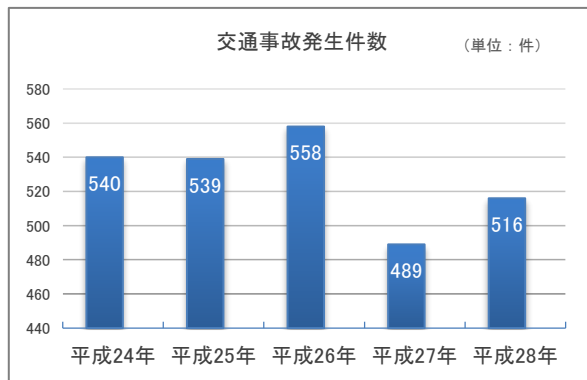
めざす姿

- 交通安全施設が適切に設置され、市民が安心して生活できる交通環境が整備されています。
- 交通安全に対する意識が高まり、高齢者や障害のある人、子どもなどの交通弱者への配慮がなされています。

成果指標と目標値

成果指標	現状値	目標値
交通事故発生件数 (市内における交通事故発生件数(年間))	516 件	391 件
高齢者が関係した交通事故発生件数 (交通事故発生件数のうち 65 歳以上の人が、当事者となった件数(年間))	96 件	57 件

交通事故の現状



現況と課題

【施策に係る市民満足度:「交通安全対策」27.4%】

- 本市の交通人身事故発生件数は、年々減少傾向にありますが、平成 28 年の交通人身事故発生件数は 516 件、人口千人当たりの人身事故発生率は 6.53 件で、県下全体の 3.80 件と比較しても 1.72 倍で県下ワースト 1 位と、依然として事故発生割合が多い状況です。特に、事故死者数に占める高齢者の割合が高く、今後の高齢化の進行により、さらに高齢者が関係する事故が増えることが予測されます。そのため、引き続き、運転に不安を感じる高齢者の人々に運転免許証の自主返納を促す啓発活動等を実施していくとともに、安全で円滑な運行を確保するため、道路交通環境の一層の整備を行う必要があります。また、自動車運転者のみならず、歩行

者や自転車利用者などを含む、道路利用者全体の交通安全に対するルールの徹底とマナーの向上のため、学校、家庭、企業及び地域での交通安全教育や交通事故防止に対する意識の高揚、生涯を通じた交通安全思想の普及などに取り組む必要があります。

めざす姿の実現に向けた施策体系

5-5 交通安全対策の推進

1 交通安全施設などの道路交通環境の整備

2 交通安全意識の高揚

施策中項目) 施策の取組内容

1 交通安全施設などの道路交通環境の整備

- ・安全で円滑な道路交通の確保のため、カーブミラー、区画線、ガードレール、道路照明灯などの交通安全施設の整備を図るとともに、適正な管理を行います。また、交通安全のための道路の環境整備を順次行い、交通事故の防止を図ります。

2 交通安全意識の高揚

- ・高齢者や子どもなど交通弱者の交通事故防止及び自転車の安全利用の促進を重点施策として、高齢者の自動車運転免許証の返納を促していくとともに、自治会、老人会、学校など、成長過程に応じた段階的かつ体系的な安全教育を推進し、安全意識の高揚を図ります。

協働による取組

- ・市内各地で行われている、自治会、ボランティア団体、PTA 等諸団体による児童生徒の見守り活動などを通じて、地域住民の交通事故に対する認識の共有化を推進し、地域の交通安全教育や交通事故に対する意識の高揚、交通安全思想の普及などに取り組めます。

関連計画

計画名	計画期間	概要
第10次本庄市交通安全計画	平成28年度～平成32年度	陸上交通の安全に係る5か年計画

施策大項目) 6 市民サービスの向上

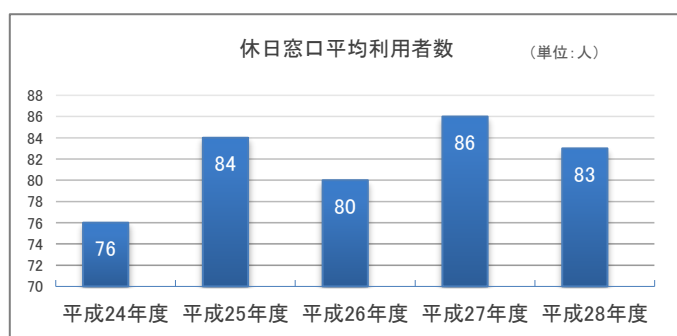
めざす姿

- 市民のライフスタイルに合わせ、時間や場所に制約されない市民サービスが提供されています。
- 市民サービスの効率化により、市民が快適なサービスを受けることができます。

成果指標と目標値

成果指標	現状値	目標値
休日窓口平均利用者数 (日曜窓口における、1日あたりの利用者数)	83人	109人

市民サービスの現状



現況と課題

【施策に係る市民満足度:「市民サービスの向上」36.9%】

- 窓口サービスについては社会経済情勢の変化や市民のライフスタイルの多様化に対応し、日曜開庁により住民票の写しや、戸籍謄抄本、印鑑証明書、パスポートの交付などを行っており、利用者も年々増加しています。また、電話予約による住民票の写し、印鑑証明書、税務証明書の休日交付や、郵送請求による各種証明書の交付も行っています。今後も市民サービス向上のため、窓口業務の在り方やICT※の活用などについて、費用対効果も勘案しつつ市民のニーズに対応していく必要があります。
- 市民相談は、事前予約制で法律相談、行政相談、不動産相談、税務相談、年金・労働相談を行っており、特に法律相談は希望者が多く相談日を増やして対応していますが、それでも希望に応じられないケースも見られるため、今後はさらに多くの相談希望者に対応できる相談体制を構築していく必要があります。

※ ICT: Information and Communication Technology の略語で、情報処理や通信に関連する技術、産業、設備、サービスなどの総称

- ・市公共施設においては、市民ニーズの多様化に対応するため、より市民の立場に立った使いやすい施設にすることが求められています。

めざす姿の実現に向けた施策体系

5-6 市民サービスの向上

- 1 市民相談の充実
- 2 窓口サービスの向上
- 3 職員の資質の向上
- 4 市民ニーズに合った使いやすい市庁舎等の実現

施策中項目) 施策の取組内容

1 市民相談の充実

- ・社会経済情勢の変化に伴い、複雑・多様化した市民の相談に対応します。より多くの相談希望者に対応できるような体制の構築を図ります。

2 窓口サービスの向上

- ・市民の利便性を高めるため、日曜開庁や電話予約による証明書の休日交付などのサービスを提供します。また、市民ニーズの変化に対応した窓口業務等の改善に努めます。

3 職員の資質の向上

- ・市民サービスの向上を図るため、職場での研修や各種業務の専門研修の活用により、市民の多様な要望に応えられるよう、職員の資質の向上に努めます。

4 市民ニーズに合った使いやすい市庁舎等の実現

- ・多様化する市民ニーズを把握することで、より市民の立場に立った使いやすい市庁舎等の実現に努めます。

協働による取組

- ・市民団体や NPO 法人等による作品やパネルの展示、コンサートなど、多種多様な活動の場所として、市民活動交流センターはにほんプラザやアスピアこだま、旧本庄商業銀行煉瓦倉庫をはじめとした様々な公共施設を市民活動の拠点として活用します。

第 6 章 行財政経営分野

市民の信頼に応える 行財政経営を進めるまち

- 1** 市政情報の提供の充実と市政に対する市民参加の推進
- 2** 効率的・効果的な行政経営の推進
- 3** 早稲田大学との基本協定に基づく施策の推進
- 4** 電子自治体の推進
- 5** 自主性・自立性の高い財政運営の確立

施策大項目) 1 市政情報の提供の充実と市政に対する市民参加の推進

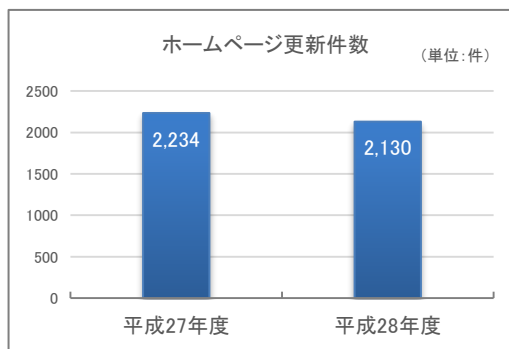
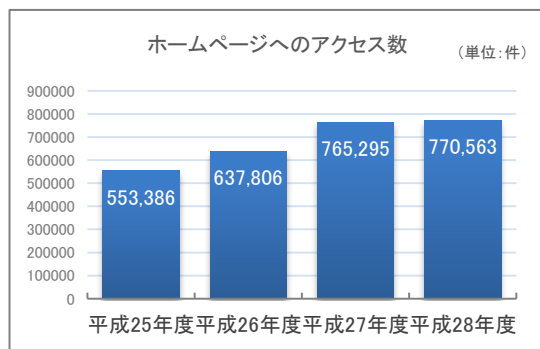
めざす姿

- すべての市民に開かれた行政となり、意見や意向を述べられる市民参加型の行政経営が行われています。行政情報が公開され、計画策定や施策の実施に市民が積極的に参加しています。
- 公文書等の情報提供が一層充実し、市政の公正な執行と市民の信頼の確保が図られています。

成果指標と目標値

成果指標	現状値	目標値
ホームページへのアクセス数	770,563 件	800,000 件
ホームページ更新件数	2,130 件	2,400 件
市民の意見を聴く場の実施回数 (市民との対話集会等)	84 回	100 回

市政情報の提供の現状



現況と課題

【施策に係る市民満足度: 「市民参加と透明性の高い行政経営の推進」 26.2%】

- ・広報ほんじょう、市ホームページなど様々な媒体を通じて、市政に関する情報発信を行っています。市民への適切な行政情報の周知や市政への積極的な参画を促進するため、有効で分かりやすい情報発信を心がける必要があります。また、インターネットを利用した広報の必要性がますます高まる一方で、若者から高齢者まで、必要な情報を誰もが、簡単に入手できるように広報の充実を図っていく必要があります。

- ・「市長への手紙」や「市長との対話集会」により、市民からの意見・提言を広く求め、市政に反映しています。市民ニーズの複雑化・多様化、さらなる少子高齢化社会に対応するために、市民からの意見を聴く場の充実を図っていく必要があります。
- ・各審議会委員の公募や市民アンケート調査、パブリックコメント、ワークショップなどを行い、市民からの意見を広く聴取し、市民ニーズを把握しています。市民の理解と信頼を深め、開かれた市政を推進するため、市の政策等の策定過程において公正の確保と透明性の向上を図るとともに、市民の市政への積極的な参画を促進することが重要です。
- ・市政に対する市民参加を進めていくには、行政の透明性を高めることで市民の理解と信頼を深めることが強く求められます。行政が行う業務の根拠や手続を市民がいつでも容易に把握できるようにするため、市民の利便性向上に向けた情報化に取り組むとともに、これまでの行政情報に加え、職員の給与や定員管理など、行政の内部管理に関する情報も積極的に発信していくことが重要です。

めざす姿の実現に向けた施策体系

6-1 市政情報の提供の充実と市政に対する市民参加の推進

- 1 広報広聴活動の充実
- 2 市民参加の促進
- 3 情報公開・情報提供の推進

施策中項目)

施策の取組内容

1 広報広聴活動の充実

- ・広報紙（広報ほんじょう・広報ほんじょうお知らせ版）、市ホームページなど様々な媒体を活用し、有効でわかりやすい情報発信を行います。
- ・「市民と市長の対話集会」や「市長への手紙」などを通じて、市政に対する要望や意見などを広く聴取します。
- ・広報紙、市ホームページは、文字やレイアウトに配慮して誰もが見やすい紙面（画面）構成に努めます。

2 市民参加の促進

- ・すべての市民に開かれた行政となり、本庄市の未来の舵取りを市民と行政とで共に行っていく協働の行政経営に努めます。
- ・市の政策等の策定にあたっては、各種審議会等の委員公募、ワークショップ、パブリックコメント等を充実させ、市政への市民参加を促進させます。

3 情報公開・情報提供の推進

- ・公文書管理の適正な運用に努め、公文書を的確に把握するとともに、市民への情報提供を積極的に推進します。

- 職員の任用、勤務条件、研修など、人事行政の運営等の状況を公表し、市政に対する理解と信頼を深めます。

協働による取組

- 広報紙に親しみを持っていただくために、市民カメラマンによる写真の提供に取り組んでいましたが、より多くの人に参加いただくために「街こい写真」として公募しています。また、市民参加の紙面構成を心がけていきます。
- 市の政策等の策定にあたり、各種審議会等の委員公募、パブリックコメントを実施しています。市民との協働のまちづくりを促進させるためには、市政情報の迅速な提供が求められます。
- 広報紙をはじめホームページ、SNS※の活用により、情報提供を行いながら各種審議会等の委員公募、パブリックコメント、市民説明会、ワークショップ等を推進し、市民からの意見を市政に反映させていきます。

※ SNS : Social Networking Service の略語で、人と人とのつながりを促進・支援する、コミュニティ型の Web サイトおよびネットサービスの総称

施策大項目)

2 効率的・効果的な行政経営の推進

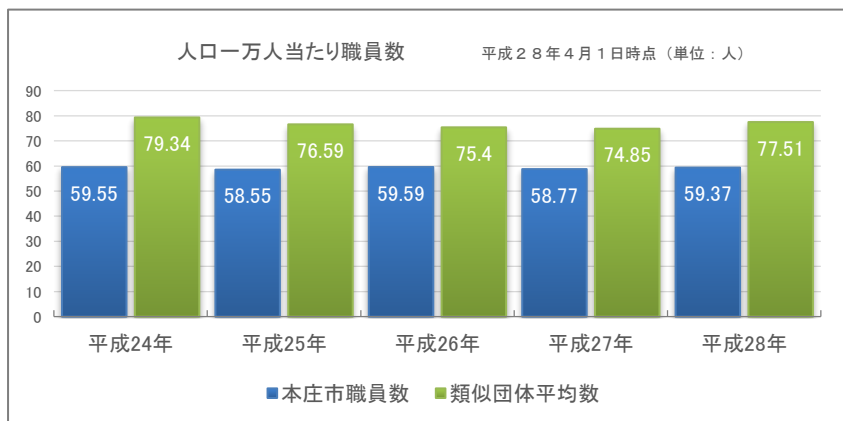
めざす姿

- 住民に分かりやすい組織が構築されています。
- 全職員が性別にかかわらず能力を発揮し、いきいきと活躍する職場環境が整備され、市内事業所のモデルとなっています。
- 近隣の地方自治体や民間とあらゆる分野での相互連携が図られ、効率的かつ効果的な行政経営が行われています。

成果指標と目標値

成果指標	現状値	目標値
職員提案制度※件数	4件	10件
高ストレスと判定される職員の割合 (厚生労働省の判定基準 10%)	8.24%	8%

効率的・効果的な行政経営の現状



類似団体：全国の市を人口と産業別就業人口の構成比を基準に16に類型区分し、その類型に属した団体を「類似団体」という。
本庄市は人口5万人～10万人、Ⅱ次、Ⅲ次産業が90%未満でかつⅢ次産業が55%未満であるⅡ-0という区分(19市)に含まれる。

現況と課題

【施策に係る市民満足度：「効率的・効果的な行政経営の推進」12.7%】

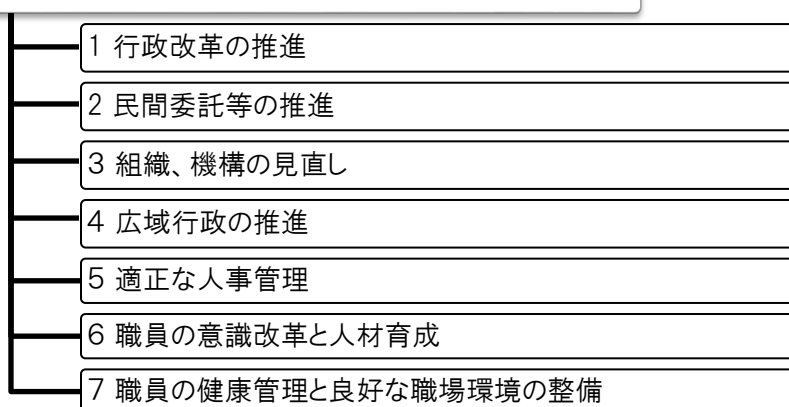
- ・近年の多様化する市民ニーズ、地方圏から三大都市圏への人口流出や人口減少社会の到来による生産年齢人口の減少などが招く厳しい財政状況に備え、効率的・効果的な行政経営による健全な財政基盤の確立が、今まで以上に強く求められています。

※ 職員提案制度：本庄市職員提案規程に基づき、市職員から提案された建設的な発明、創意工夫、着想等の実施により、市行政の一層の充実を図るための制度

- ・簡素で効率性の高い行政体制と自立した健全な財政体制を確立し、時代の変化に的確に対応していくため、行政改革などにより、事務手法の見直し・改善、費用対効果等の検証、行政が行うことの妥当性の点検等を行うとともに、民間委託や広域行政の推進などによる経費の削減や市民サービスの向上を図る必要があります。
- ・重複事務の解消、事務処理や意思決定の迅速化、決定後の即時対応、縦割り意識や縄張り意識の排除などの組織改革を継続的に行うとともに、全職員が適材適所で自らの能力を十分に発揮し、健康でいきいきと活躍できる仕組みづくりと良好な職場環境の整備が重要となります。

めざす姿の実現に向けた施策体系

6-2 効率的・効果的な行政経営の推進



施策中項目)

施策の取組内容

1 行政改革の推進

- ・本庄市行政改革大綱及び本庄市行政改革大綱実施計画により、行政改革を推進します。計画の推進期間は、平成30年度から平成34年度までの5年間とします。

2 民間委託等の推進

- ・事務事業について、妥当性・必要性・有効性等を総点検し、経費の削減やサービスの向上が図られるものは積極的に民間委託を図ります。
- ・公共施設の管理運営について、利用者の増加、サービスの向上及び経費の削減が見込まれるものは指定管理者制度※の活用等を図るとともに、PPP/PFI※の活用を研究します。

3 組織、機構の見直し

- ・刻々と変化する社会経済情勢や市民ニーズの多様化に対し、迅速かつ柔軟に対応できる組織を目指し、スクラップ・アンド・ビルド※を基本にスリム化された組織編成を行います。また、意思決定の迅速化と責任の明確化のため、市長権限の事務委任や事務決裁規定の見直しを進める

※ 指定管理者制度：住民サービスの向上・民間経営ノウハウの活用・経費削減などを目的として、公の施設の管理運営を民間等に広げた制度のこと

※ PPP/PFI：Public Private Partnershipの略語で、公共施設等の設計・建設・維持管理・運営等を行政と民間が連携・分担して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、資金の効率的な活用を図るもの 一般的に「公民連携」の手法の総称／Private Finance Initiativeの略語で、民間の資金・経営能力・技術的能力を活用し、より効率的で効果的に公共サービスを提供する事業手法でPPPの代表的な手法のひとつとされる

※ スクラップ・アンド・ビルド：既存の組織における業務内容や仕事の効率性を精査して、組織目標の達成に向け費用対効果が低い場合はその組織を廃止（スクラップ）して、代わりに費用対効果の高い組織を立ち上げる（ビルド）のこと

ことにより庁内分権を推進します。

4 広域行政の推進

- ・多様化する市民ニーズへの対応や財源の確保等から、市域を超えた広域連携や民間活力の導入を推進します。
- ・消防・救急やごみ処理をはじめとした市民生活に身近な取組の充実を図ります。
- ・本庄地域定住自立圏をリードする中心的な役割を果たし、圏域市町の相互発展を目指します。

5 適正な人事管理

- ・職員が職務を行うに当たり発揮した能力や挙げた業績を適正かつ客観的に評価し、任用、給与、分限、その他の人事管理の基礎として活用します。
- ・女性管理職登用率の向上に、目標を持って取り組みます。
- ・再任用制度を踏まえ、組織に則した「定員適正化計画」を作成し、機能的な組織を維持するための定員管理を計画的に推進します。

6 職員の意識改革と人材育成

- ・職員の意識改革を促すとともに専門的な知識を習得させるため、外部団体が開催する専門性の高い研修に参加させるなど様々な機会を捉えて職員研修を行い、人材の育成を図ります。
- ・定年退職者を再任用することで、職員が長年培った知識、経験、能力などを組織の中で有効に活用します。
- ・業務の改善や効率化などについて職員自ら提案することで、業務に対する意識を高め、提案を実施することにより、市行政の一層の充実を図ります。

7 職員の健康管理と良好な職場環境の整備

- ・質の高い安定した行政サービスを継続的に提供するために、職員が健康で安心して業務が行えるよう、自らのストレスの気づきを促す取組や良好な職場環境の整備に努めます。

関連計画

計画名	計画期間	概要
本庄市行政改革大綱	平成 30 年度～平成 34 年度	本庄市総合振興計画・基本構想において掲げた市の将来像の実現のため、簡素で効率性の高い行政体制や自立した健全な財政体制の確立に向けた方針を定めた大綱
本庄地域定住自立圏共生ビジョン	平成 27 年度～平成 31 年度 (毎年度所要の変更を行う)	定住自立圏形成協定に基づき、圏域の将来像や人口定住のために必要な生活機能の確保に向けて連携して推進する具体的な取組など定めた構想
人材育成基本方針 (平成 19 年 4 月)	平成 29 年 5 月改定	限られた予算・人員で質の高い住民サービスを継続的に提供するために、目指すべき職員像や求められる能力を明確にし、その様な人材を育成するための方策を定めた方針

第6章 行財政経営分野

市民の信頼に応える行財政経営を進めるまち

計画名	計画期間	概要
本庄市職員研修計画	平成 28 年度～平成 32 年度	本庄市人材育成基本方針に基づき、職員研修の基本方針を定めた計画
本庄市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画	平成 28 年度～平成 32 年度	女性職員の活躍を推進するため数値目標を掲げ、特定事業主としての取組を規定する計画
本庄市次世代育成支援特定事業主行動計画（第3期計画）	平成 28 年度～平成 31 年度	職員が安心して仕事と子育ての両立が図れるように数値目標を掲げ、特定事業主としての取組を規定する計画

施策大項目) 3 早稲田大学との基本協定に基づく施策の推進

めざす姿

- 早稲田大学とのまちづくりに関する連携事業によって、活力と魅力あるまちづくりが進められています。
- 早稲田大学との人材育成に関する連携事業によって、次代を担う人材が育成されています。
- 早稲田大学と連携した取組を実施している「知的資源に恵まれた都市」というブランドイメージが構築され、移住・定住者が増加しています。

成果指標と目標値

成果指標	現状値	目標値
市内の小学生が早稲田大学との人材育成連携事業に参加した割合(年間)	28.8%	40%
早稲田大学との協働事業数	51 事業	60 事業

早稲田大学との協働の現状

《 早稲田大学と本庄市との協働連携に関する基本協定の概要 》

1 目的

早稲田大学と本庄市は、包括的な相互連携の下、活力ある地域づくりや人材育成を図り、地域社会の発展に寄与することを目的とします。

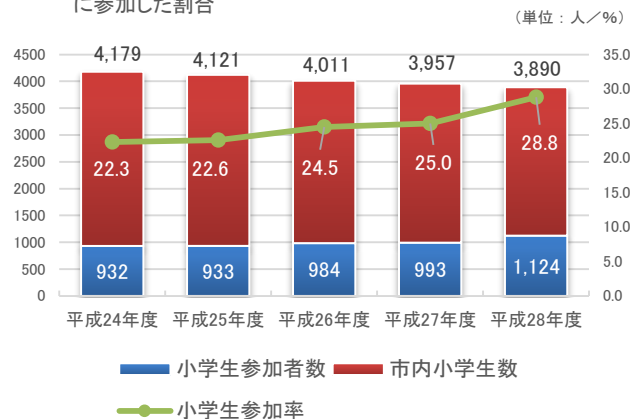
2 協力事項

- | | |
|----------------|-------------------|
| (1)まちづくりに関する事項 | (2)産業振興に関する事項 |
| (3)人材育成に関する事項 | (4)文化の育成・発展に関する事項 |
| (5)研究・開発に関する事項 | (6)その他本協定の目的に沿う事項 |

3 協定締結後の取り組み

基本協定締結後の具体的な取り組みについては、本庄市と早稲田大学が組織的に協定書の「協力事項」で掲げたように、総合的な分野にわたって協働・協力を行うものであることから、双方の担当者による定期的な会議を開催し、その中で課題を協議していきます。

市内の小学生が早稲田大学との人材育成連携事業に参加した割合



現況と課題

【施策に係る市民満足度：「早稲田大学との包括協定に基づく施策の推進」24.2%】

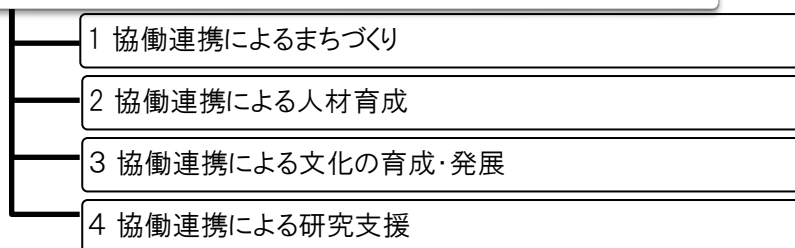
- 早稲田大学と本市は、昭和 30 年代から今日まで長年にわたり、様々な分野において連携・協働によるまちづくりを行ってきました。平成 17 年には、双方の保有する資源を使って新たな関係を構築し、広

く地域社会の発展に資することを目的とした基本協定を締結しました。

- ・本市の活力ある地域づくりや人材育成を図り、地域社会発展のため、早稲田大学の持つ多分野にわたる知的資源を本市の地域資源と組み合わせ、協働連携による魅力的なまちづくりや人材育成、文化の育成・発展、研究・開発に関し、相互に必要な支援と協力を行っていくことが必要です。

めざす姿の実現に向けた施策体系

6-3 早稲田大学との基本協定に基づく施策の推進



施策中項目) 施策の取組内容

1 協働連携によるまちづくり

- ・大学の保有する知的資源と市の地域資源を組み合わせることで、活力と魅力あるまちづくりを進めます。

2 協働連携による人材育成

- ・小学生を対象とした環境学習への支援、市民総合大学や子ども大学での協力講座の実施、市職員を対象とした研修などを通して、多様化する社会的課題の解決に貢献できる、次代を担う人材の育成に取り組みます。

3 協働連携による文化の育成・発展

- ・留学生と小学生による文化交流や文化教室への講師派遣等を通じて、大学と地域の人々がお互いの理解を深めながら、文化水準の向上と市民の知的好奇心の充足を図ります。

4 協働連携による研究支援

- ・地域資源を活かした教育研究への支援により、先端的な研究成果の創出と新たな地域資源の発掘に取り組みます。

協働による取組

- ・継続して取り組んでいる事業については、実績もあり、本市の文化水準の向上や人材育成に寄与しています。今後は、知的資源・人的資源のさらなる活用と、市内外へ本施策をPRすることによって、市内外から本市のまちづくりに対する関心を集め、市民のまちづくりへの意識の向上や本施策がまちの魅力の一つとなるよう努めます。

施策大項目) 4 電子自治体の推進

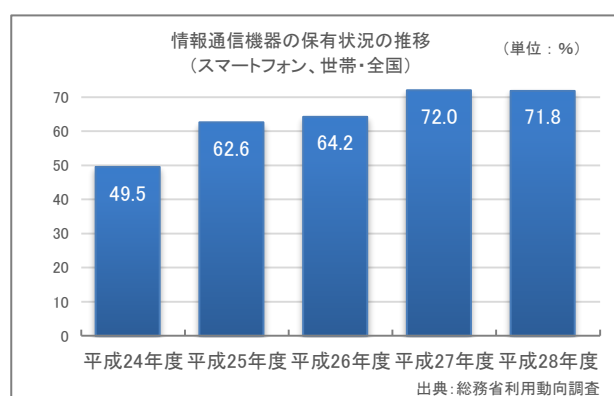
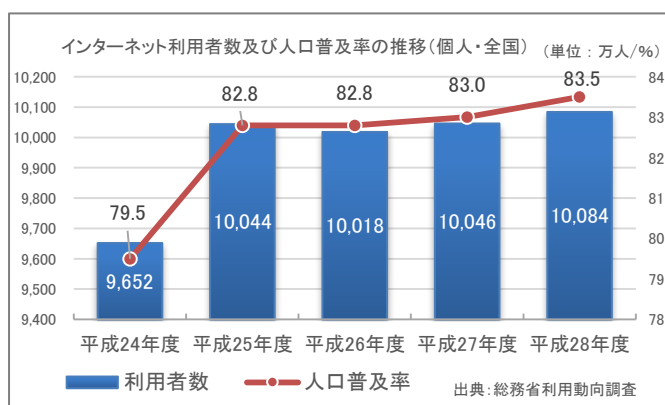
めざす姿

- インターネットを活用した行政サービスが充実しています。
- 情報の保護や保全のためのセキュリティ対策がより強化されています。

成果指標と目標値

成果指標	現状値	目標値
電子申請システム利用手続数	16 手続	50 手続
公衆 Wi-Fi 環境の整備施設数	2 施設	10 施設

高度情報化の現状



現況と課題

【施策に係る市民満足度: 「電子自治体の推進」 18.8%】

- ・スマートフォンやタブレット端末を利用したモバイル通信の拡大やクラウドコンピューティング※の発達をはじめとして ICT※が飛躍的に進展しています。市民の利便性の向上や効率的・安定的な行政事務を推進していくために、これまでも市民窓口対応用のタブレット端末、ペーパーレス会議システム※、統合型 GIS※等の導入を進めてきましたが、さらに新しい技術動向やマイナンバー制度をはじめとする国等の施策を的確に把握しながら、ICT 環境の充実を図っていく必要があります。
- ・ホームページ改ざんや標的型攻撃※などのサイバー攻撃による情報セキュリティに対する脅威が増大し

※ クラウドコンピューティング: 庁舎などの外部に構築された情報システムの機能を「サービス」としてネットワークを介して利用するシステム利用形態のこと

※ ICT: Information and Communication Technology の略語で、情報処理や通信に関連する技術、産業、設備、サービスなどの総称

※ ペーパーレス会議: 紙の資料で会議を行うのではなく、デジタルデータをタブレット端末で表示・閲覧しながら行う会議のこと

※ 統合型 GIS: Geographic Information System の略語で、地理情報システムのこと 地理的位置を手がかりに、位置に関する情報を持ったデータを総合的に管理・加工し、視覚的に表示し、高度な分析や迅速な判断を可能にする技術 統合型 GIS は様々なシステムが共通で利用できる GIS のこと

※ 標的型攻撃: 特定の個人や組織、情報を狙ったサイバー攻撃のこと

ています。市民の個人情報保護するとともに適切な行政事務を運営していくために、情報セキュリティ対策をさらに強化していく必要があります。

- ・東日本大震災発生の際には、電子メール不達やインターネットの障害、情報システム及びデータの消失などにより、市民生活に深刻な影響が生じました。大規模災害発生時の ICT 環境の利用確保や早期復旧のために大規模災害に備えた対策を強化していくことが必要です。

めざす姿の実現に向けた施策体系

6-4 電子自治体の推進

- 1 ICTの利活用による市民の利便性の向上
- 2 ICTの利活用による効率的・安定的な行政事務の推進
- 3 情報セキュリティ対策の強化
- 4 行政システムにおける大規模災害に対する対策の強化

施策中項目) 施策の取組内容

1 ICTの利活用による市民の利便性の向上

- ・インターネットやマイナンバーカードをはじめとした ICT の利活用により市民ニーズに対応した行政サービスを推進し、市民の利便性の向上を図ります。

2 ICTの利活用による効率的・安定的な行政事務の推進

- ・クラウドコンピューティングや仮想化※などの新しい ICT 技術を活用し、より効率的・安定的な行政事務の推進を図っていきます。
- ・ペーパーレス会議システムの効果的な運用方法を確認し、紙資源の削減や、職員の事務負担の軽減を図ります。また、統合型 GIS のさらなる活用により庁内各部署が保有する空間情報を共有し、①地図データ作成の重複投資削減②地図を利用する業務の効率化③利便性の高い住民向けサービスへの活用④政策判断などへの活用を図っていきます。

3 情報セキュリティ対策の強化

- ・最新の ICT 技術の動向の把握・分析に努めるとともに、「本庄市情報セキュリティポリシー」に則して、物理的・技術的・人的な情報セキュリティ対策と情報セキュリティ監査を引き続き実施し、情報セキュリティマネジメントの強化を図ります。

4 行政システムにおける大規模災害に対する対策の強化

- ・大規模災害に対して、行政システムの業務継続性を確保するための対策の強化を図ります。

関連計画

計画名	計画期間	概要
本庄市電子自治体推進指針	平成30年度～	本市の電子自治体推進の理念や基本的な方向性を示す指針

※ 仮想化：コンピュータシステムを構成する機器やソフトウェアなどをシステム上に擬似的に構成すること

施策大項目) 5 自主性・自立性の高い財政運営の確立

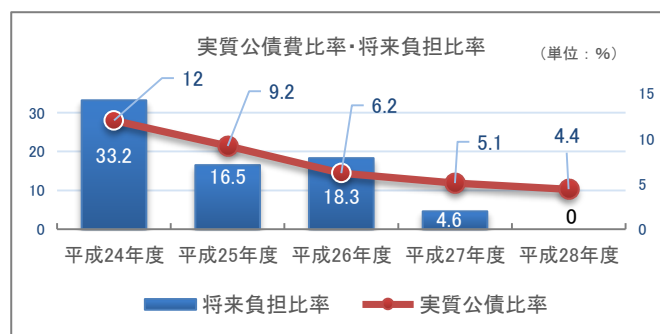
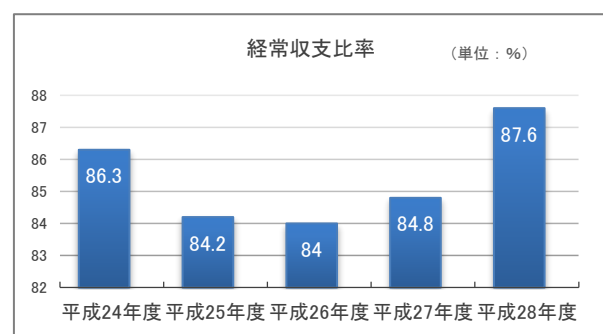
めざす姿

- 安定した財源確保により、健全な財政運営が行われています。
- 各種サービスにおける受益者負担の見直しが行われ、負担の適正化が図られています。
- 公共施設等について総量の削減や長寿命化を推進し、維持管理・運営の効率化等に計画的に取り組むことで財政負担を縮減し、安全で持続可能な施設整備が行われています。

成果指標と目標値

成果指標	現状値	目標値
経常収支比率※ (財政運営の弾力性を示す指標(比率が高いほど、財政運営の硬直化が進んでいることを表す))	87.6%	90%以内
実質公債費比率※ (公債費のうち交付税により措置されるものを除いた正味の公債費の占める割合)	4.4%	6.1%以内
将来負担比率※ (標準的な収入に対して、一般会計等が抱える実質的な負債の占める割合)	0.0%	19.5%以内
20歳代・30歳代の転入超過人口 (転入人口ー転出口)	-43人	0人 (移動均衡)

財政基盤の強化の現状



現況と課題

【施策に係る市民満足度:「自主性・自立性の高い財政運営の確立」16%】

- ・本市の財政状況は、少子高齢化社会の進行に伴う生産年齢人口の減少により、経済活動の縮小や停滞が懸念され、市税収入の減少が見込まれる一方で、社会保障経費の増大や老朽化する公共施設の維持管理・更新費用等の歳出の増加が見込まれており、厳しい状況が続くことが予想されています。

※ 経常収支比率: 人件費・扶助費・公債費等の義務的な性格の強い経常経費に、市税や地方交付税等の一般財源がどの程度充当されているかを示す比率 この比率が高いと財政の弾力性がないとみなされる

※ 実質公債費比率: 地方自治体の収入に対する実質的な借金の比率のこと 実質公債費比率が 18%以上となると、地方債発行に県知事の許可が必要になる

※ 将来負担比率: 一般会計等の地方債残高など、将来支払う債務の残高が、標準的な収入に対してどのくらいの割合になるかを示す指標

- ・活力ある、持続可能なまちづくりの実現のためには、財政健全化の根幹である自主財源を確保するとともに、まちの魅力を発信・創造し、市内外の人や企業から「選ばれるまち」となる必要があります。
- ・「選択と集中」の考えのもと、効率的・効果的な行政経営の推進に努めるとともに、公共施設等の整備については、中長期的な視点により計画的な事業の実施に取り組んでいく必要があります。
- ・課税の適正化に努め、一層の納税意識の向上や収納体制の強化などにより、債権の適正な管理を行う必要があります。また、企業誘致やふるさと納税による寄附者の増加を図るとともに、各種行政サービスの受益者負担の見直しを行う必要があります。

めざす姿の実現に向けた施策体系

6-5 自主性・自立性の高い財政運営の確立

- 1 自主財源の確保
- 2 計画的な財政運営
- 3 財産管理の効率化
- 4 事業コストの縮減
- 5 公共施設等の適正な配置
- 6 まちの魅力創造

施策中項目) 施策の取組内容

1 自主財源の確保

- ・適正な課税と納税・納付への意識啓発を促進し、納税・納付秩序の維持を図るとともに収納率の向上を目指し、安定的な自主財源の確保に努めます。
- ・優良な企業の誘致や地元雇用の創出、ふるさと納税制度による寄附者の増加を図り、また、広告収入やネーミングライツなどの多様な財源の確保に取り組みます。

2 計画的な財政運営

- ・中長期的な視点に立ち、市財政が健全に運営されるよう、財政収支の見通しを作成し、計画的・効率的な財政運営に努めます。
- ・地方公会計による財務諸表の整備活用により、市民に分かりやすい情報の開示を行うとともに、財政運営の効率化・適正化を図ります。

3 財産管理の効率化

- ・公共施設の効率的、効果的な運営ができるよう適正な施設管理を行います。
- ・公共施設の跡地等について、地域の特性や将来の利用可能性等を検討し、将来的に利用計画のないものについては、積極的に公売に付し、自主財源を確保するとともに、財産管理のスリム化を進めます。

4 事業コストの縮減

- ・市民ニーズに即した、「選択と集中」による計画的な市政運営を実施します。
- ・事務事業評価※を実施し、事業の有効性や効率性を検証します。

5 公共施設等の適正な配置

- ・市の保有するすべての公共施設等について、中長期的な視点から施設総量の削減や長寿命化の推進、維持管理・運営の効率化等に取り組み、財政負担を縮減するとともに安全安心な施設を通じた行政サービスを提供します。

6 まちの魅力創造

- ・まちの魅力が向上し、市内外の人や企業に「選ばれるまち」になることが必要です。魅力ある地域資源を掘り起こし、積極的な情報発信に取り組みます。

協働による取組

- ・まちのイメージの向上のため、ワークショップ等を開催し、市民の積極的な参加を求め、あわせて市民自らが地域への愛着と誇りを高め、「選ばれるまち」に向けたシティプロモーションを協働で作り上げていきます。

関連計画

計画名	計画期間	概要
本庄市公共施設再配置計画	平成27年度から概ね30年間	公共施設（ハコモノ施設）の更新や維持管理に関する財政負担の縮減・平準化、施設全体の最適化を図るための基本的な考え方や全体目標、取組方針等を定めた計画
本庄市公共施設等総合管理計画（インフラ編）	平成28年度から概ね30年間	道路や橋梁、上下水道など社会基盤施設（インフラ施設）に関して、将来にわたり安全に安心して利用するための維持管理・運営に係る基本的な方針を定めた計画
本庄市公共施設維持保全計画	平成29年度から概ね30年間 ※概ね5年毎に見直し検討	公共施設（ハコモノ施設）の今後の長期的な改修や更新について定めた計画

※ 事務事業評価：事務事業を対象とした行政評価のこと 成果や経済性などを評価し、事務事業の効果や効率を高めようとする仕組みのこと

第 7 章 政策連携プラン

- 1 本庄版ネウボラプラン
- 2 まちなか再生プラン
- 3 本庄ブランド確立プラン
- 4 健康・安全・安心プラン
- 5 埴保己ープラン

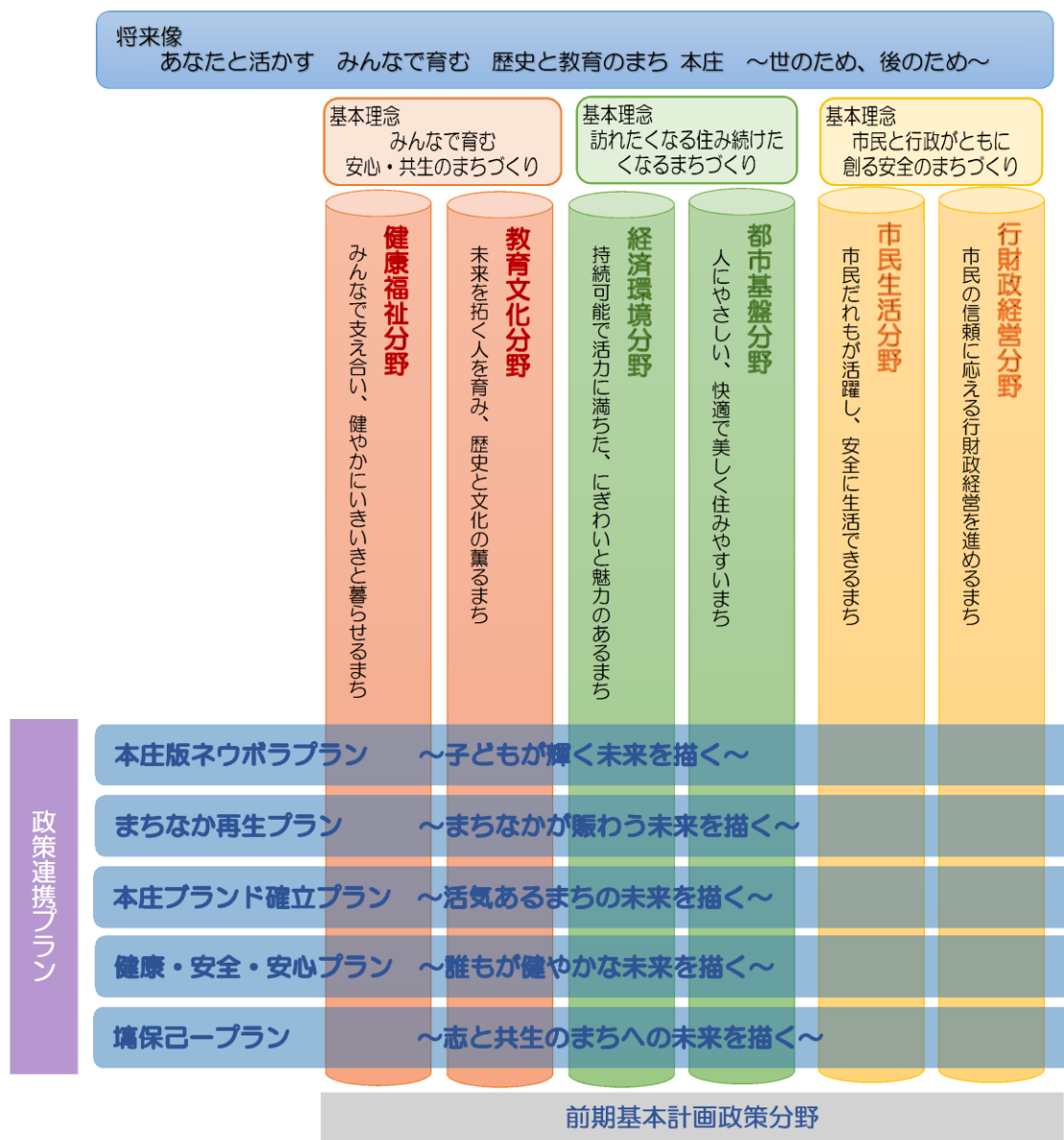
政策連携プラン

政策連携プランの考え方

前期基本計画における政策連携プランとは、基本構想の将来像「あなたと活かす みんなで育む 歴史と教育のまち 本庄 ～世のため、後のため～」を実現するために、単独の「具体的な施策」の推進だけでは解決することが難しい課題に対し、個々の施策を分野にとらわれずに抽出し、それぞれの施策を連携させながら、分野横断的に取り組んでいくことにより、総合的な成果を目指すもので5つのプランから構成されます。

取組にあたり、関連する部局が常に連携し、効率的・効果的な推進を図るため、PDCAのサイクルの進行管理を毎年行い、改善や充実を図ります。

※施策体系と政策連携プランの関係図



1 本庄版ネウボラ※ プラン

～子どもが輝く未来を描く～

プランの概要

結婚へとつながる、出会いの機会を創出し、妊娠・出産から子育てにわたる切れ目のない支援を行うことで、本市の未来を拓く子どもを安心して生み育てる環境を整えます。

子育てへの経済的支援のほか、子どもや母親の健康のための健診事業や相談体制のさらなる充実、支援体制の効果的な情報発信に努め、出産・育児にかかる不安の解消を図ります。

子育てしている親や将来親となる世代を対象に、家庭の教育力を高め、親が親として成長するための「親の学習」を推進します。

子どもたちに遊びの場、学びの場を提供するとともに、子育て支援グループ、NPO 法人、ボランティア団体等との協働により、親子の交流の場の提供や子育て相談、子育て教室、講演会等を実施し、地域に密着した安全安心の子育て支援体制を整えます。

市内企業と連携して子育て世代が仕事と子育ての両立ができる環境の実現を支援します。

プランのめざす姿

- 妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援により、安心して生み育てることができるまちになっています。

プランを推進するための取組

- 出会い・妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援

主な取組内容	施策 No	施策名称
・出会いの場の創出・結婚相談	1-4-1	地域福祉の推進体制づくり
・妊娠期・子どもの健やかな成長・発達のための健診・相談の充実	1-2-4	母子保健の推進
・切れ目のない支援体制の整備	1-1-1	子育て支援サービスの充実
・家庭での教育力、指導力の向上	2-4-5	家庭教育の推進
・子どもに関する専門的な知識や技術を要する支援	1-2-5	発達障害児等への支援の充実
	1-1-6	児童虐待防止対策の充実
	1-1-3	ひとり親家庭等の支援体制の充実
・関係団体での協働による支援	1-1-5	子育て支援のネットワークの充実
	1-4-1	地域福祉の推進体制づくり
・安全で安心な保育環境の整備	1-1-7	保育環境の整備
・放課後学童クラブの運営体制整備		

※ ネウボラ：フィンランドで制度化されている妊娠・出産・子育てに関する支援のこと 妊娠・出産・育児まで切れ目なく継続的に支援するのが特徴 ネウボラとはフィンランド語で「アドバイス (neuvo) の場所(1a)」という意味

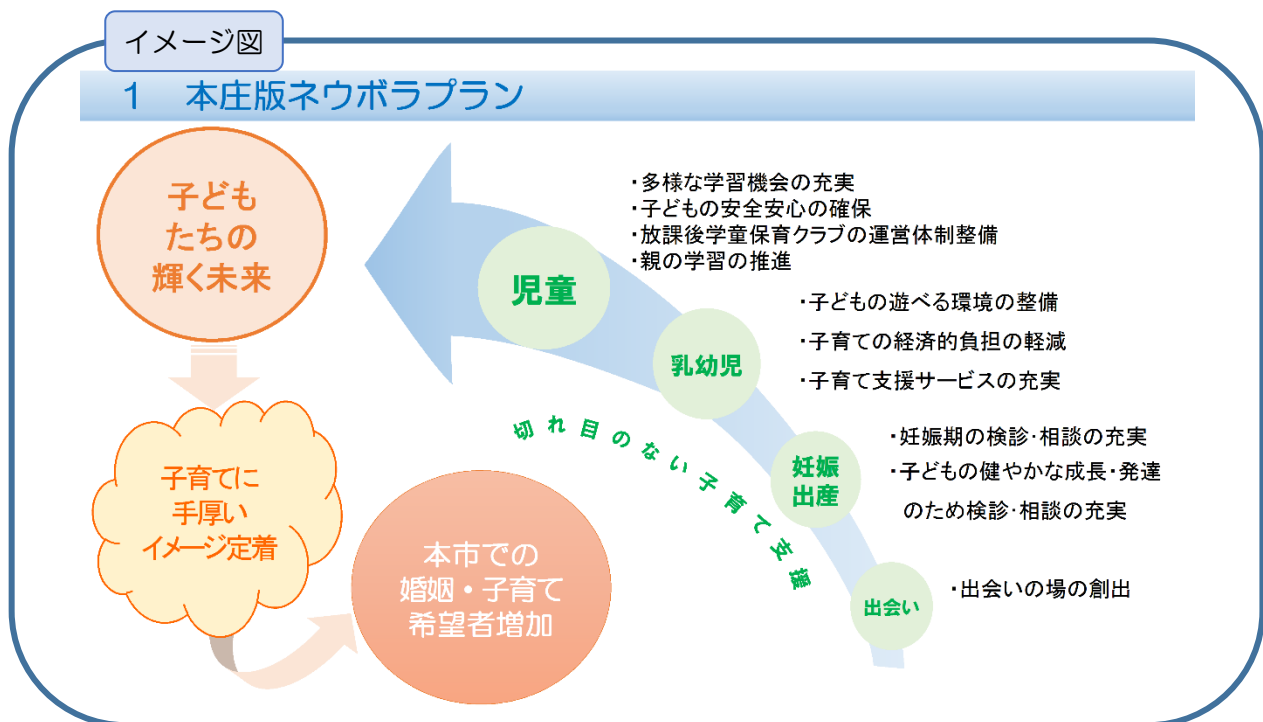
主な取組内容	施策 No	施策名称
・医療費の支給や保育料の軽減	1-1-2	子育てに係る経済的負担の軽減
・保護者の就労支援	1-1-4	子育てと仕事の両立支援
	3-5-2	雇用環境の改善
	5-2-3	男女共同参画の推進

●健やかな心身を育む環境づくり

主な取組内容	施策 No	施策名称
・子どもの読書活動推進	2-4-6	図書館の充実
・子どもの遊び・学びの場の提供	4-7-1	都市公園の整備
	1-1-1	子育て支援サービスの充実
	2-4-1	生涯学習の推進
	2-4-2	早稲田大学との連携強化
・子どもの安全安心の確保	5-4-2	地域防犯体制の充実
	5-5-2	交通安全意識の高揚
	2-2-2	学校教育相談体制の充実
	2-3-2	児童生徒の安全確保
	2-4-4	青少年教育の充実

イメージ図

1 本庄版ネウボラプラン



2 まちなか再生 プラン

～まちなかが賑わう未来を描く～

プランの概要

駅前を整備し、市民が誇りを持てる、市外の人が再訪したくなる、市の「顔」づくりを進めます。賑わいを創出するために、既成市街地で増えている空き家や空き店舗への対策・利活用を進めるとともに、都市機能の誘導や居住環境の整備を行います。市内関係団体と連携して商業拠点の維持・活性化を図り、市民生活の利便性を向上します。また、市民と協働しながら、まちへ愛着を持てる良好な市街地整備を推進します。

生活拠点や商業的な賑わいの再興のみならず、歴史・文化の薫るまちとしての魅力を際立たせ、旧本庄商業銀行煉瓦倉庫、競進社模範蚕室などの歴史的建造物を活用し、市内外の交流を促進する拠点性の向上を図ります。

また、このような賑わいを創出する横断的な取組により、市民や来訪者の交流を促進し、定住につながる、まちなか再生を推進します。

プランのめざす姿

- 本庄駅や児玉駅周辺のまちなかでは、本市の「顔」となる駅周辺の整備や空き店舗等の利活用が進み、明るく人が行き交う賑わいが創出され定住人口が増加しています。
- 商業拠点が活性化し観光資源と良好に融合することで、地域の経済に好影響をもたらすとともに、まちの魅力が向上し、市民・来訪者双方との交流が創出されています。

プランを推進するための取組

- 賑わいのあるまちなかづくり

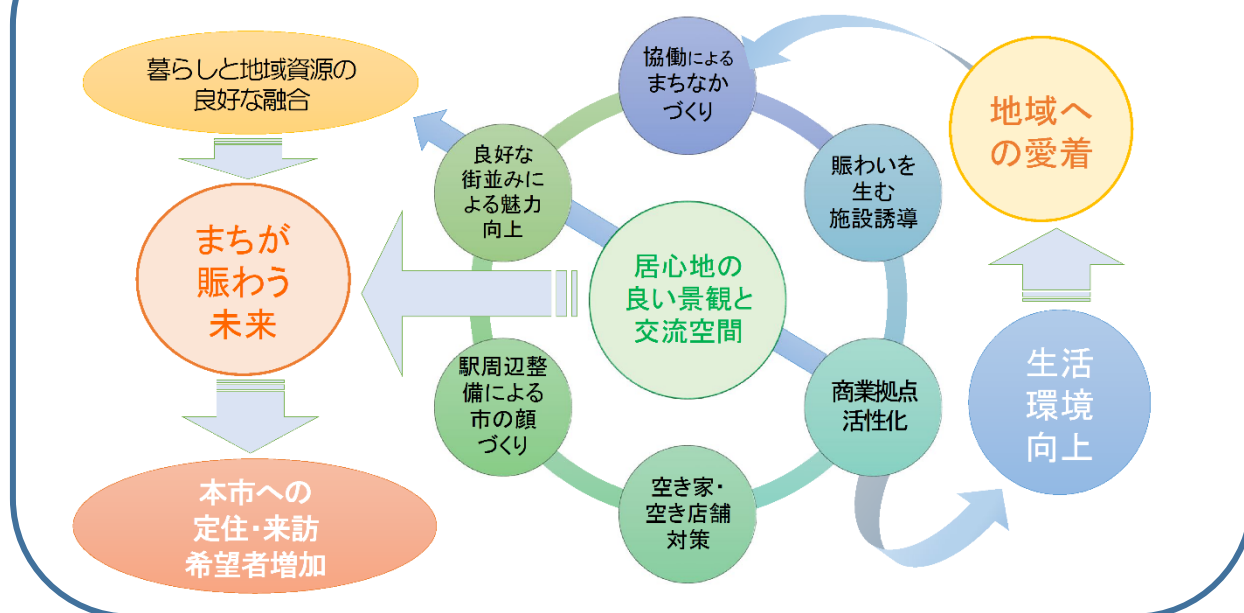
主な取組内容	施策 No	施策名称
・まちなか再生のための施設誘導 ・駅周辺整備による中心市街地の顔づくり	4-1-3	まちなかの再生と定住促進
・空き家対策	4-2-3	空き家・空き地等の対策
・空き店舗対策・商業集積促進 ・創業支援	3-2-1	魅力のある商業ゾーンづくり
・商店街イベントへの支援	3-2-2	商店街の活性化
・観光資源を活用した回遊ルート開発	3-2-4	他分野との連携による商業の振興

●快適な生活環境の整備

主な取組内容	施策 No	施策名称
・良好な街並み形成	4-1-2	都市景観の形成
	2-5-2	文化財施設等の充実と活用
・生活利便性確保のための道路整備	4-2-1	狭あい道路の解消
・公共交通による移動環境改善	4-4-2	市内公共交通網の充実
	4-4-3	地域公共交通網の形成
・関係団体との協働によるまちなかづくり	4-1-3	まちなかの再生と定住促進
	5-1-2	コミュニティ活動団体の支援
	5-1-3	ボランティア団体・NPO 法人等との協働
	6-3-1	協働連携によるまちづくり
・自然環境の維持・改善	3-6-3	健全な環境の保全
	4-7-3	緑の保全と緑化の推進

イメージ図

2 まちなか再生プラン



3 本庄ブランド確立 プラン

～活気あるまちの未来を描く～

プランの概要

交流人口の増加と経済の活性化を図るため、豊かな自然、歴史、文化、産業の地域資源の中から観光、産品、都市イメージなどの魅力を高め、愛着や誇りを持つことができる本庄ブランド確立に向けた取組を推進します。

本市は塙保己一記念館や旧本庄商業銀行煉瓦倉庫、活気と伝統ある祭りなど市内のいたるところで歴史と文化の薫りを感じることができる施設・行事等があり、それらの地域資源を活用することでまちの魅力は高まります。あわせて、市内には、若泉公園やこだま千本桜など花の名所や豊かな自然環境の観光資源もあります。これらの歴史的・文化的資源と自然環境を結びつけ回遊型の観光の充実を図ります。また、広域観光として世界文化遺産「富岡製糸場と絹産業遺産群」と連携し、DMO※「上武絹の道」を活用し、知名度向上への取組を推進します。

観光地域づくりとともに、まちなかの魅力向上、本庄早稲田の杜づくりなどにより総合的なまちのイメージアップを図り、本市へ移住・定住につながるように住宅取得支援や新幹線駅等の活用・PRも進めていきます。

また、本市の農産物のブランド化を推進し、販路拡大を進めるとともに本市の魅力を発信する拠点として、道の駅の整備を検討し、地域の活性化を図ります。

さらに、子どもたちが本庄ブランドに対する愛着と誇りを感じるように、本市の歴史・文化資源を学ぶ機会を増やします。

プランのめざす姿

- 本庄ブランドの確立により、交流人口が増加し、経済が活性化しています。
- まちの魅力が向上し、定住人口が増加しています。

プランを推進するための取組

●本庄ブランドの構築

主な取組内容	施策 No	施策名称
・農産物・特産品のブランド化	3-1-2	農産物のブランド化と販路拡大の推進
	3-4-4	特産品の開発・普及
・歴史的・文化的資源の活用 ・回遊型観光の充実	3-4-1	伝統継承の支援
	3-4-2	観光資源の活用
	2-5-2	文化財施設等の充実と活用
	3-4-5	広域観光の推進

※ DMO: Destination Management /Marketing Organization の略語で、地域の「稼ぐ力」を引き出すとともに地域への誇りと愛着を醸成する「観光地経営」の視点に立った観光地域づくりの舵取り役として、多様な関係者と協同しながら、明確なコンセプトに基づいた観光地域づくりを実現するための戦略を策定するとともに、戦略を着実に実施するための調整機能を備えた法人

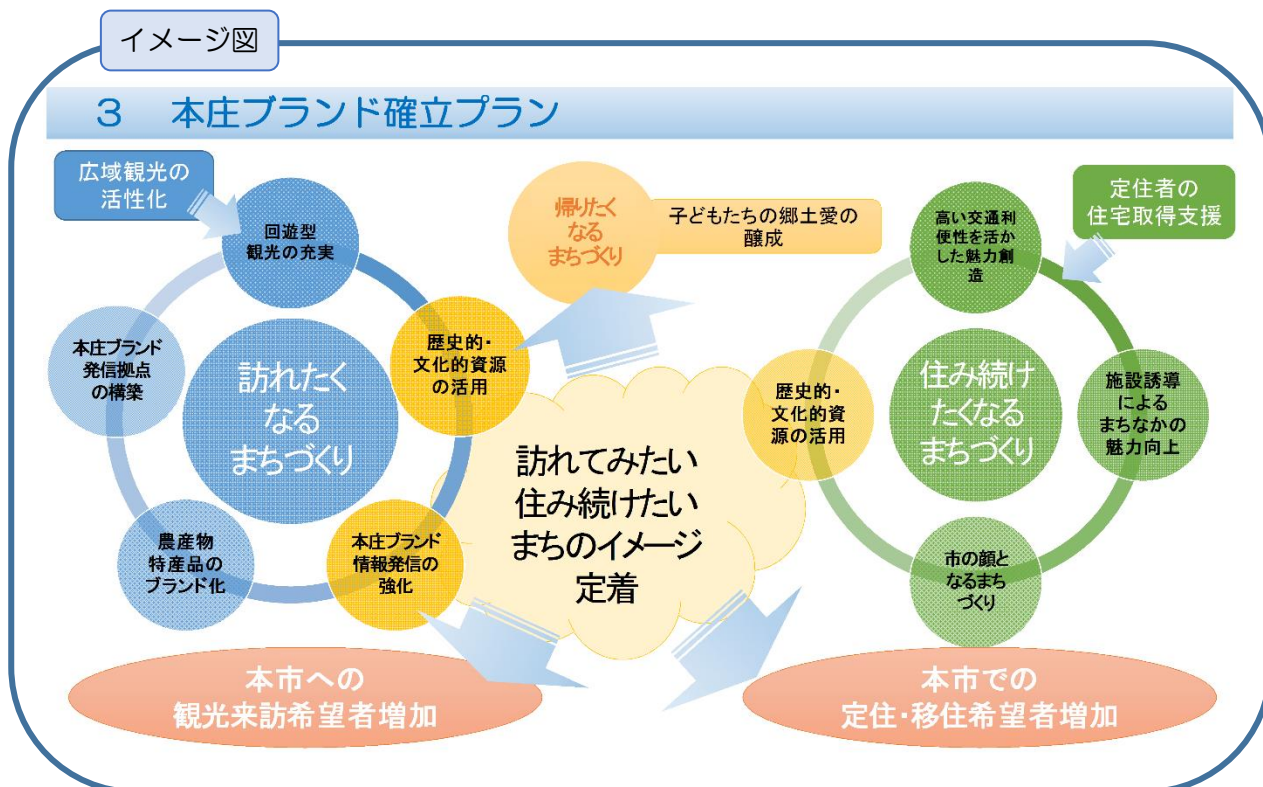
主な取組内容	施策 No	施策名称
・市の顔となるまちづくり	4-1-3	まちなかの再生と定住促進
	4-1-4	本庄早稲田の杜づくり

●魅力発信と定住促進

主な取組内容	施策 No	施策名称
・本庄ブランドの情報発信の強化	3-4-3	観光のPR・受入体制の整備
	6-5-6	まちの魅力創造
	3-1-3	農業観光資源の活用
・本庄ブランド発信拠点の構築	3-4-2	観光資源の活用
	4-3-1	幹線道路網の整備や安全・安心な道づくりの推進
・定住者の住宅取得支援	4-1-3	まちなかの再生と定住促進
・子どもたちの郷土愛の醸成	2-2-4	道德教育の充実
	2-5-5	地域文化の理解と普及

イメージ図

3 本庄ブランド確立プラン



4 健康・安全・安心 プラン

～誰もが健やかな未来を描く～

プランの概要

住み慣れた地域でいつまでも安心していきいきと暮らすことができるように、健康の維持増進を図る取組と生活基盤の整備を進めます。

健全な身体を維持するには、食生活や生活習慣の質を高めることが重要です。子どものころから食育の考えを導入することや、適度な運動習慣を身に付けるために、スポーツ・レクリエーションの取組を推進し、心身の健康の保持増進を支援します。高齢者になっても社会参加や生きがいを感じられる場の提供は、健康を維持するために必要です。年齢にかかわらず誰もが社会で活躍できる仕組みを整備します。

また、安心できる住みよい生活環境を形成するために高齢者に限らず、誰にとっても安全な歩行空間の整備や増加が見込まれる自動車運転免許返納者にも対応した市内公共交通網の充実を図ります。また、地域で防犯防災体制の強化に努め、犯罪や災害が起きた場合にも安全と安心を確保できるように共助の取組を支援します。

そして、高齢になっても自立した生活を送れるように、医療や介護などを必要としている人が、確実に利用できる地域医療、福祉サービスや地域でのケアの体制を構築していきます。

プランのめざす姿

- 健康維持増進に係る取組により健康的な心身を備えた市民が増加しています。
- 安全な歩行空間が実現するとともに、交通手段が充実し生活利便性が向上しています。また、交通安全意識の普及・浸透が図られ、交通ルールの遵守と正しいマナーが実践され、安全なまちが実現しています。
- 共助や包括的なケアの仕組みが地域に行き渡り、安心な暮らしが保たれています。

プランを推進するための取組

●健やかな心身の確保

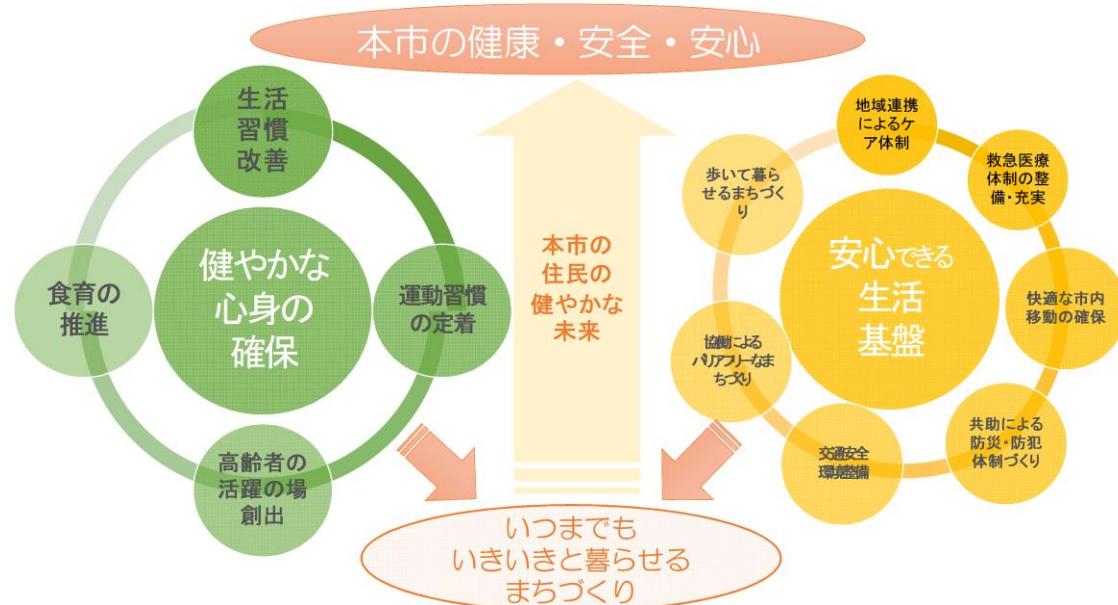
主な取組内容	施策 No	施策名称
・生活習慣病予防・食育の推進	1－2－2	体の健康づくりの推進
	1－2－1	健診・検診体制の充実
・運動習慣の定着	1－5－1	介護予防の推進
	2－2－6	体力向上と健康づくりの推進
	2－6－1	スポーツ・レクリエーション事業による心身の健康の保持増進
・高齢者の活躍の場の創出	1－5－3	社会参加・生きがいづくりの促進
・こころの健康づくり	1－2－6	心の健康づくりの推進

●安心できる生活基盤

主な取組内容	施策 No	施策名称
・協働によるバリアフリーなまちづくり	1－5－4	ともに生きる豊かな地域社会づくり
・歩いて暮らせるまちづくり	4－2－2	安全な歩行空間の確保の推進
・快適な市内移動の確保	4－4－2	市内公共交通網の充実
	4－4－4	バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進
・交通安全環境整備	5－5－1	交通安全施設などの道路交通環境の整備
	5－5－2	交通安全意識の高揚
・共助による防災防犯体制づくり	5－3－3	自主防災組織の育成
	5－4－3	犯罪の起きにくいまちづくり
・地域で連携したケア体制の確立	1－4－1	地域福祉の推進体制づくり
	1－5－2	介護・福祉のサービスの連携と充実
	1－5－4	ともに生きる豊かな地域社会づくり
・救急医療体制の整備・充実	1－3－1	初期救急医療の充実
	1－3－2	地域医療の充実

イメージ図

4 健康・安全・安心プラン



5 塙保己一 プラン

～志と共生のまちへの未来を描く～

プランの概要

本市は、盲目の国学者塙保己一の生誕の地です。塙保己一は、高い志を持ち、盲目という障害や様々な困難を乗り越え、群書類従の編纂や和学講談所の創設などの偉業を成し遂げるとともに、文化の継承や発展に尽力されました。その生き方は、夢や志を持ち、困難にくじけずにたゆまぬ努力を重ねることの大切さを、今を生きる我々に指し示してくれています。また、偉業である群書類従の編纂や和学講談所の創設は、塙保己一を支えてくれた人々への感謝や世のため、後のための人への思いから成し遂げられたものです。その無私で清廉な人柄と偉大な業績は、「奇跡の人」ヘレンケラー女史をはじめ多くの人々に尊敬されています。

塙保己一生誕の地である本市は、塙保己一の生き方を学び、誰もが夢や志を持ち、困難にくじけず、生涯にわたり自分らしく生きられる社会の実現を図ります。

さらに障害の有無にかかわらず、地域で共に支え合い、安心していきいきと暮らしていける共生社会の実現を目指して、障害ある人の自立と社会参加を促進する取組を展開し、みんなが輝くことができる共生のまちづくりを推進します。

プランのめざす姿

- 誰もが夢や志を持ち、生涯にわたり自分らしく生きられる社会が実現しています。
- 障害の有無にかかわらず、地域で共に支え合い、安心していきいき暮らしていける共生社会が実現しています。

プランを推進するための取組

- 塙保己一の生き方に学ぶ

主な取組内容	施策 No	施策名称
・夢や志を持つ子どもの育成	2-1-1	指導方法の工夫改善と確かな学力の育成
	2-1-3	進路指導・キャリア教育の推進
	2-2-4	道徳教育の充実
	2-5-2	文化財施設等の充実と活用
・様々なハンディキャップがあっても自分らしく輝く生活を支援	2-4-1	生涯学習の推進
	2-4-3	芸術文化活動の推進
	1-6-1	社会参加と交流の推進
	2-6-1	スポーツ・レクリエーション事業による心身の健康の保持増進

● 埴保己一の偉業を今に活かす

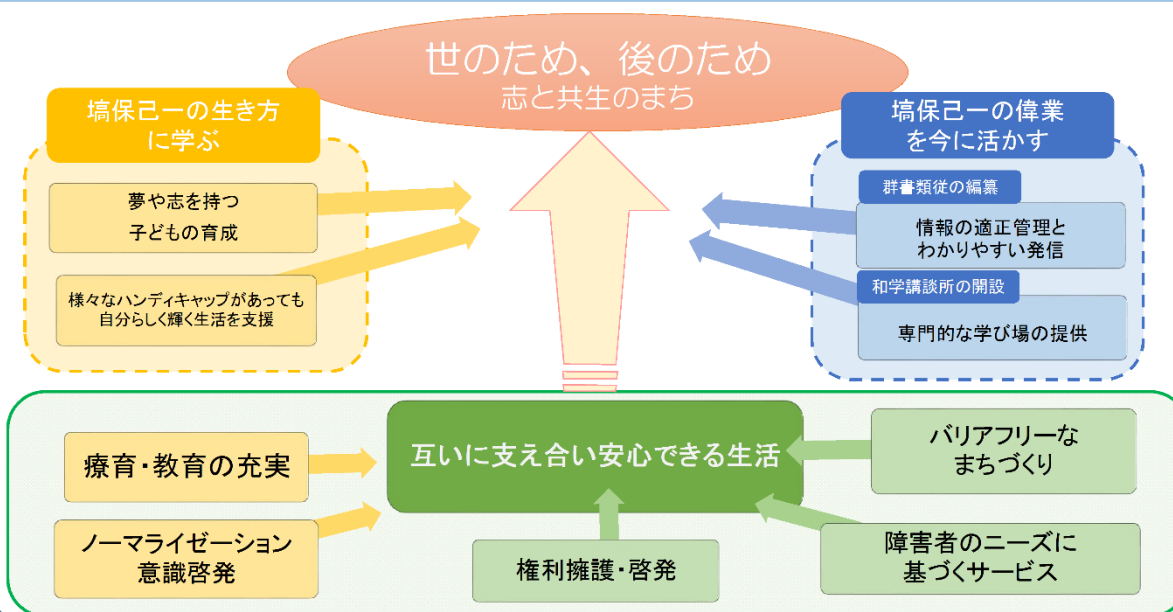
主な取組内容	施策 No	施策名称
・「群書類従の編纂」の精神を今に活かした情報の適正管理とわかりやすい発信	6-1-1	広報広聴活動の充実
	6-1-3	情報公開・情報提供の推進
・「和学講談所の創設」の精神を今に活かした学びの場の提供	2-4-1 ～6	生涯学習の活発化
	2-5-1 ～6	文化財の保護と活用の推進

● 互いに支え合い、誰もが安心できる生活

主な取組内容	施策 No	施策名称
・療育・教育の充実	1-2-5	発達障害児等への支援の充実
	2-1-5	特別支援教育の推進
・権利擁護の推進	1-4-3	権利擁護の推進
・自立支援サービスの充実	1-6-2	自立支援給付等の充実
・日常生活の充実	1-6-3	地域生活支援の充実
	1-6-4	関係機関等との連携
・ノーマライゼーション意識啓発促進	1-4-2	地域福祉意識の醸成と活動の促進
・相談・情報提供の充実	1-4-1	地域福祉の推進体制づくり
	1-6-3	地域生活支援の充実
	6-1-1	広報広聴活動の充実
・バリアフリーなまちづくり	4-2-2	安全な歩行空間の確保の推進
	4-4-2	市内公共交通網の充実
	4-4-4	バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進

イメージ図

5 埴保己ープラン



資料編

資料Ⅰ 基本計画 主な事業一覧

資料Ⅰ

基本計画 主な事業一覧

【第1章 健康福祉分野】 みんなで支え合い、健やかにいきいきと暮らせるまち

1-1 子ども・子育て支援

主な事業	概 要
①ファミリー・サポート・センターの運営	・子どもを預けたい人と預かる人との調整を行い、子育てをサポートします。
②児童手当の支給	・中学校修了前の子どもを対象に、児童手当を支給します。
③子どもの医療費の助成	・中学校修了前の子どもを対象に、医療費の自己負担分を助成します。
④児童扶養手当の支給	・ひとり親家庭等の経済的支援を目的として児童扶養手当を支給します。
⑤ひとり親家庭等医療費の助成	・ひとり親家庭の子ども及び親等を対象に、医療費の自己負担分を助成します。
⑥母子家庭等への支援	・母（父）子家庭の母（父）に対し、高等職業訓練促進給付金等を支給することにより修業訓練中における生活の負担の軽減を図ります。
⑦民間保育所等委託事業	・保育の実施を推進し、児童の健全育成と保護者の就労支援を図ります。
⑧放課後児童健全育成事業	・民間学童保育所への委託を行い、児童の健全育成と保護者の就労支援を図ります。
⑨子育て支援センターの運営	・子育て不安の相談や情報提供、保護者同士・子ども同士の交流や情報交換のための環境整備の充実と実施施設の拡大を図ります。
⑩家庭児童相談室の運営	・育児相談、悩み受付、情報紹介、専門機関への取次などを支援します。
⑪要保護児童対策地域協議会の運営	・関係機関と情報を共有し、虐待通報に対し速やかに対応できる体制を整え、子どもを虐待から守ります。
⑫民間保育所等運営助成事業	・児童及び保育士等の処遇改善や保育所等運営の充実を図ります。
⑬多子世帯の保育料の軽減	・子どもを3人以上養育している家庭の3子以降の保育料を無償とします。
⑭すくすくメールの配信	・メール配信による出産・育児に関する支援情報や予防接種スケジュール情報を提供します。

1-2 健康づくりの推進

主な事業	概 要
①健康診査の推進	・特定健診・健康診査、肝炎検診、骨粗鬆症検診、歯周疾患検診等を実施します。また、検診方法の見直しを行い、受診率向上を図ります。
②がん検診の推進	・ABC検診（胃がんリスク検診）・大腸がん検診・前立腺がん検診・子宮頸がん検診・乳がん検診・肺がん検診を実施します。また、検診方法の見直しを行い、受診率向上を図ります。また、若者への知識の普及啓発を行い、健診受診率の向上につなげます。
③乳幼児健診・健康相談を通じた支援	・4か月児・10か月児・1歳6か月児・2歳児・3歳児・5歳児の健診や健康相談を行います。また、健診後の相談等の充実を図り、継続した支援を行います。
④乳幼児への訪問支援・健康教育の推進	・赤ちゃん全戸訪問のほか、家庭訪問・両親学級・育児学級・健康教育などを行います。 ・すくすくメールの周知を図り、いつでもどこでも活用出来る子育て支援を提供し、子育て環境の整備に努めます。
⑤予防接種の推進	・予防接種ナビの周知を図り、未接種者への接種勧奨に活用し、接種率の向上を目指します。
⑥発達障害児等への支援	・療育的相談・親子教室・個別相談・機関への巡回支援・コンサルテーション・事例検討会・研修会などを行います。 ・各関係機関と連携をとり一人ひとりに合わせた支援を行います。

1-2 健康づくりの推進

主な事業	概 要
⑦心の健康づくりの推進	・改正自殺対策基本法に基づき、平成30年に市の自殺対策計画を策定し、本市の実態に合わせた、若者からの心の健康づくりを進めます。
⑧健康づくりへの動機づけの強化	・健康づくり活動に対しポイントを付与し、ポイントを貯めると賞品と交換できる事業で、市民の自主的な健康づくり意識の高揚を促します。
⑨体の健康づくりの推進	・効果が認められている健康長寿埼玉モデル※事業の導入を行い、広く市民の健康づくりを推進します。 ・様々な教室や講座、健診、相談事業などを通して各ライフステージに応じた食育を推進していきます。
⑩生活習慣病重症化予防	・健診やレセプト※のデータから保健指導対象者を選定し、啓発活動、受診勧奨、保健指導を実施し、生活習慣病の重症化を予防します。

1-3 医療体制の充実

主な事業	概 要
①休日急患診療所の運営支援	・本庄市休日急患診療所において本庄市児玉郡医師会により実施されている診療を支援しています。主に内科・小児科系の初期救急に関し、休日の昼間と夜間に診療を実施しています。また、週1回の平日の夜間診療を実施しています（平成29年7月より実施）。
②在宅当番医制の支援	・本庄市児玉郡医師会の会員による在宅当番医制を支援しています。主に外科系の初期救急に関し休日の午前中対応しています。
③病院群輪番制病院の支援	・児玉郡市内の病院輪番制による夜間と休日の昼間の救急対応を支援します。また、北部医療圏（県北8市町）の三次救急体制充実に向け取り組みます。
④北部医療圏で実施する小児救急医療の支援	・北部医療圏の小児の休日・夜間の二次救急を深谷赤十字病院・行田総合病院・熊谷総合病院の3病院で対応しています。県北8市町合同で、この3病院を支援しています。
⑤小児救急医療における初期救急の県外後方支援病院の確保	・児玉郡4市町で公立藤岡総合病院および伊勢崎市民病院と協定を結び、各病院の小児二次救急輪番日に、初期救急の後方支援を依頼します。
⑥啓発の実施	・かかりつけ医・かかりつけ歯科医の必要性についての周知啓発を図るとともに、ほんじょう健康相談ダイヤル事業の周知を図り、市民の病気についての不安解消に努めることで不要な救急病院への受診を減らすよう努めます。
⑦医療費適正化の推進	・レセプト※点検、重複・頻回受診者への指導、ジェネリック医薬品の普及を進め、医療費の適正化に努めます。また、セルフメディケーション税制※の普及・啓発に努めます。

1-4 地域福祉の推進

主な事業	概 要
①権利擁護の推進	・市民後見人の育成及び後見相談事業を実施します。また、権利擁護の推進拠点を整備します。
②社会福祉協議会運営補助事業	・地域福祉活動事業など地域福祉の拠点としての役割を果たしている社会福祉協議会へ運営費の補助を行います。
③民生委員活動事業	・地域住民の身近な相談者であり、障害のある人、高齢者、生活困窮者及び子育て世帯の支援活動を行っている民生委員・児童委員協議会の活動

※ 健康長寿埼玉モデル：健康寿命の延伸や医療費の抑制を目指し、毎日1万歩運動や筋力アップトレーニングなどを推奨プログラムとして、県内の市町村の健康づくりを促す取組

※ レセプト：医療機関が治療費などを健保組合に請求するための書類のことで、処置や薬剤などの医療費の明細が記されている

※ セルフメディケーション税制：健康の維持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組を行う個人が、スイッチ OTC 医薬品（要指導医薬品及び一般用医薬品のうち、医療用から転用された医薬品）を購入した際に、その購入費用について所得控除を受けることができるもの

1-4 地域福祉の推進

主な事業	概 要
	支援を推進します。
④地域支え合いの推進	・市や関係機関、団体、地域住民が互いに支え合いながら、誰もが安心して暮らすことができる地域づくりを推進します。

1-5 高齢者福祉の充実

主な事業	概 要
①介護予防の推進	・筋力アップトレーニング、口腔ケア、脳の健康教室などの多彩な介護予防事業を充実し、高齢者の心身の健康増進を図ります。
②地域包括支援センターの充実	・地域包括ケアシステムの中核施設である地域包括支援センターの高齢者の総合相談、介護予防、権利擁護、認知症支援、在宅医療・介護連携、地域ケア会議などの機能をさらに充実します。
③介護予防・日常生活支援総合事業の充実	・高齢者がいつまでも住み慣れた地域で暮らすために、地域の固有の状況に対応した多様な担い手による新たな日常生活支援サービスの充実を図ります。
④高齢者の権利擁護の推進	・認知症高齢者への支援、高齢者虐待への速やかな対応、市民後見人育成を通じた成年後見の利用拡大などに努め、高齢者の権利擁護を推進します。
⑤生きがいづくりの推進	・シルバー人材センター等の就業機会の充実、自発的な学習活動としての生涯学習、生きがいスポーツ活動の支援を進めます。
⑥老人クラブ活動への支援	・高齢者の社会参加や地域活動等が健康増進や地域住民との交流に役立つため補助を行い、活動の支援を進めます。
⑦在宅医療・介護連携の推進	・医療が必要な高齢者が可能な限り住み慣れた居家で生活できるように、医療・介護・福祉のサービスを連携して提供します。
⑧認知症高齢者の支援	・認知症初期集中支援チームによる早期対応、認知症カフェの開催、認知症地域生活推進員による生活支援、地域が連携しての見守りネットワークの構築などにより認知症の人を総合的に支援します。
⑨高齢者支え合いの推進	・高齢者が地域の中で孤立することなく安心して暮らせるよう、「見守り活動」や「サロン」による地域福祉活動の充実を図るため、事業主体となる社会福祉協議会への支援を進めます。
⑩在宅の要介護者を介護している家族等へのサービスの充実化	・在宅の要介護者を抱える家庭の負担を軽減するためサービスの充実を図ります。

1-6 障害者福祉の推進

主な事業	概 要
①障害者の社会参加を促進	・障害のある人の社会参加を促進するため、活動場所の提供や障害者団体への活動支援を行います。
②ふれ愛祭の開催を支援	・障害のある人の日頃の活動成果発表と交流を目的に開催しており、約 50 団体の代表者が実行委員として主催します。
③障害者との意思疎通を支援	・聴覚及び音声・言語障害のある人のコミュニケーション手段を確保するために、タブレットの設置や手話通訳者、要約筆記者の派遣を行います。
④自立支援給付の実施	・居宅介護や生活介護、施設入所支援などの介護給付や自立訓練や就労移行支援、共同生活援助などの訓練等給付を行います。
⑤障害者地域活動支援センター活動の促進	・障害のある人がいきいきとした生活ができるように、創作的活動や生産活動の機会を提供するとともに、地域との交流を図ります。
⑥障害者相談支援の推進	・障害のある人の相談支援事業を社会福祉法人（指定相談支援事業者）へ委託し、相談支援体制を整え、必要な情報提供等の支援を行います。
⑦日常生活用具給付等の実施	・障害のある人の利便を図るため、必要に応じて特殊寝台や聴覚障害者用通信装置（FAX 等）などの日常生活用具の給付や貸与を行います。
⑧重度心身障害者医療費支給の実施	・重度の心身障害のある人が医療機関等に受診したときに、医療費等の自己負担分を助成します。
⑨障害者就労支援の促進	・NPO 法人児玉郡市障害者就労支援センターへの事業委託により、広く企

1-6 障害者福祉の推進

主な事業	概 要
	業に対する障害者雇用促進の働きかけを行うとともに、障害のある人の適性に応じた就労と職場での定着を支援します。
⑩障害者権利擁護の推進	・虐待・差別事象への速やかな対応を図るとともに、精神障害者や知的障害者への後見支援を行い、障害者の権利擁護を推進します。

1-7 生活困窮者等の支援

主な事業	概 要
①生活困窮者自立支援の実施	・生活に困窮する人や困窮するおそれのある人の相談をワンストップで受け付けるとともに、潜在的な支援対象者の早期に発見に努め、相談者に寄り添う自立相談支援や社会復帰を後押しする住居確保給付や就労準備支援、さらには、「貧困の連鎖」の予防のための学習支援など、地域と連携した積極的な支援に取り組みます。
②生活保護制度の適正な運営	・「必要な人に必要な保護」を基本として、市民の安心を守る、市民に信頼される制度運営のもと、被保護者の安定した生活の維持への支援や稼働能力のある被保護者の自立を促す就労支援、さらには、子どものいる世帯への養育・就学支援に取り組みます。
③地域支え合いの推進	・市や関係機関、団体、地域住民が互いに支え合いながら、誰もが安心して暮らすことができる地域づくりを推進します。

【第2章 教育文化分野】 未来を拓く人を育み、歴史と文化の薫るまち

2-1 確かな学力と自立する力の育成

主な事業	概 要
①学力向上の推進	・自ら考え判断し行動するとともに、仲間と話し合い協力し、課題を解決する授業へと授業改善を進めます。また、ICT*の活用を積極的に推進するとともに、ALT（外国語指導助手）等を活用し英語教育の充実や、放課後・長期休業等を活用して個に応じた指導の充実を図ります。さらに、児童生徒の学びの連続性を重視した小中連携を推進します。
②学習補助教員の配置	・教員免許を取得している学習補助教員を必要に応じて小中学校に配置し、少人数指導やチームティーチング*など、担任とともに個に応じた学習指導を行い、学力向上を進めます。
③学校・家庭・地域の連携	・各学校に学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の設置を進め、校長の経営方針の地域への浸透や地域等が参画した学校運営を推進します。
④進路指導・キャリア教育の推進	・市内の中学校 1 年生全員を対象に、市内の事業所等での職業体験を実施し、職業には貴賤がないことや働く上では規範の遵守や責任を伴うこと、社会の一員としての役割を果たす意義があることなどの望ましい勤労観や職業観を育成します。また、ふれあい講演会や立志式などの夢や志を育む教育活動を進めます。
⑤教職員研修	・学力向上や授業改善に関わる研修会や様々な教育課題に対応するための研修会を開催し、教職員の資質の向上を図ります。
⑥特別支援教育の推進	・各小中学校の特別支援学級における教育の充実を図ります。また、就学・進学相談等を充実させます。さらに、通常学級においても、どの子にも分かりやすい特別支援教育の手法を活かした教育を普及・推進します。

* ICT：Information and Communication Technology の略語で、情報処理や通信に関連する技術、産業、設備、サービスなどの総称

* チームティーチング：複数の教師が指導計画の作成・授業の実施・教育評価などに協力してあたること

2-2 豊かな心と健やかな体の育成

主な事業	概 要
①交流教育の推進	・児童生徒と高齢者や障害のある人との交流活動や自然体験、社会体験等を進めるとともに、特別支援学校を含めた学校間の連携・交流を推進します。
②さわやか相談員等の配置	・各中学校に配置している「さわやか相談員」を小学校へも派遣するなど、小中学校で連携し、児童生徒及び保護者等からの相談に対応します。また、「子どもの心の相談員」による電話相談を実施します。組織的な不登校の未然防止の取組を充実します。
③いじめ・不登校問題の解消	・「学校生活アンケート（学級集団アセスメント）」等を実施し、診断をもとに、いじめ・不登校の未然防止や解消に取り組みます。また、「ふれあい教室」の運営や、いじめの防止に向け学校と関係機関が連携して取組を進めます。
④人権教育の推進	・毎年市内2校を「人権教育推進校」として指定し、研究発表会を開催するなど、人権教育の推進を図ります。また、人権感覚育成プログラムの活用を図ります。
⑤道徳教育の推進	・特別な教科「道徳」の時間を核として、全教育活動をととして、道徳教育を推進するとともに、考え、議論する道徳へ授業の改善を図ります。また、地域教材の開発を進め、埼玉一の生き方に学ぶ学習を充実させます。
⑥体力向上及び健康教育の推進	・市内2校を「体力向上推進校」として指定し、研究発表会を開催するなど、体力向上、指導方法の工夫改善の推進を図ります。また、家庭と連携して、基本的な生活習慣の確立を図ります。

2-3 教育環境の整備

主な事業	概 要
①遠距離通学の支援	・本泉地区児童生徒や上仁手地区児童の通学を、スクールバスの運行、デマンド交通※乗車券の補助、タクシーの借上等により支援します。
②小中学校施設整備の推進	・学校施設の維持管理に努めるとともに、校舎内のトイレ改修工事を計画的に進めます。
③ICT環境の整備	・パソコン教室に配置の教育機器を計画的に入れ替えるとともに、グループ学習等で利用できるタブレット型コンピュータを計画的に導入します。
④各種の支援員等の配置	・支援員等を各学校の実態に応じて配置し、学習環境の充実を図ります。

2-4 生涯学習の活発化

主な事業	概 要
①市民総合大学の推進	・市民の生きがいを増進し、自己が高められるよう市民総合大学の充実を図ります。また、子どもから大人まで、生涯学習活動を通じて地域の結びつきが強められるよう異学年・世代間交流の促進を図ります。
②公民館各種講座の開催	・専門講座、青少年講座など、幅広いニーズに対応した講座を開催します。夜間の講座など魅力ある講座や工夫を凝らした講座を開催します。
③青少年の健全育成	・青少年育成市民会議を中心に、青少年健全育成のつどい等を実施するとともに、パトロール活動、インターネットの適正利用と有害情報から青少年を守る施策の普及啓発に取り組みます。 ・子どもの健やかな成長のため、青少年育成関係団体の活動を支援し、体験活動や交流活動等の事業を推進します。
④家庭教育の支援	・親の学習講座を学校、保育園、幼稚園、地域の保護者等を対象に実施し、家庭での教育力、指導力の向上を図ります。
⑤公民館の管理運営	・生涯学習活動の拠点として気軽に立ち寄れるような施設運営を目指す

※ デマンド交通：電話予約など利用者のニーズに応じて柔軟な運行を行う公共交通の一形態

2-4 生涯学習の活発化

主な事業	概 要
	し、適正な施設の維持管理に努めます。
⑥児玉文化会館自主文化事業	・児玉文化会館の特性を活かし、ピアノ試弾会、映画上映会などを実施し、地域の人々や各種団体と連携して文化・芸術とふれあう機会の創出を図ります。
⑦総検校塙保己一先生遺徳顕彰事業	・生涯学習のシンボルである塙保己一の事績を顕彰するため、総検校塙保己一先生遺徳顕彰会の活動を支援し、塙保己一の子孫と事績の普及事業の推進を図ります。
⑧図書館サービスの充実	・幅広い資料の収集・整備や講座等催し物、窓口・レファレンスサービス※を充実し、小学生への読書支援を行うとともに中高生の利用促進を図ります。

2-5 文化財の保護と活用の推進

主な事業	概 要
①雉岡城跡公園の維持管理	・身近に地域の歴史に親しめる市民の憩いの場として利用できるように、雉岡城跡公園として環境整備を進め維持管理を行います。
②歴史民俗資料館の管理運営	・県指定建造物としての旧本庄警察署の建物を維持管理するとともに、本市の歴史を総合的に市内外に発信していきます。
③塙保己一記念館の管理運営	・郷土の偉人である塙保己一の業績を広く紹介し、その業績の理解を促進するとともに、市の内外に発信します。
④競進社模範蚕室の管理運営	・県指定建造物としての競進社模範蚕室を維持管理するとともに、同施設と木村九蔵が養蚕技術の発展に果たした功績を広く発信していきます。
⑤遺跡発掘調査	・埋蔵文化財包蔵地の周知を図り、その保存に努めるとともに、市内の開発と埋蔵文化財の保護との調整を行います。

2-6 生涯スポーツ・レクリエーションの促進

主な事業	概 要
①各種スポーツ・レクリエーション大会等の実施・充実	・誰もが気軽に参加できる各種スポーツ・レクリエーション大会等を実施し、充実を図ります。
②各種スポーツ・レクリエーション教室等の実施・充実	・体育協会・レクリエーション協会加盟団体については、各競技団体による教室の開催に向け必要な支援を行います。また、その他の種目やニュースポーツの教室等について、実施団体やスポーツ推進委員と連携し実施します。
③体育協会・レクリエーション協会・スポーツ少年団への支援	・体育協会・レクリエーション協会・スポーツ少年団の活動を促進するため、必要な支援を行います。
④スポーツ・レクリエーション指導者の確保	・スポーツ・レクリエーションの推進に重要な役割を果たす指導者を確保するため、各種団体と連携します。また、スポーツ推進委員の活動内容を周知し、活動を推進します。
⑤ウォーキングの推進	・川淵三郎塾※事業としてのウォーキングを推進し、マップの利便性を向上させる改訂を行います。また、マップを利用した事業を推進します。
⑥体育施設の管理運営	・市民が気軽に安心して利用できるよう、体育施設の適切な維持管理と貸し出しを行います。
⑦学校体育施設の開放	・市内の小中学校体育館・武道場及びグラウンドを学校教育に支障のない範囲で貸し出すとともに、適切な維持管理を行います。

※ レファレンスサービス：図書館で、利用者が学習・研究・調査を目的として必要な情報や資料などを求めた際に、図書館員が情報や資料そのものを提供したり、情報を得るために必要な書籍や資料を調べて紹介する業務

※ 川淵三郎塾：本庄市が掲げる「市民一人 1 スポーツ」の理念を実現するため、平成 21 年 4 月に川淵三郎氏が早稲田大学の特命教授に任されたことを契機として、市内スポーツ・レクリエーション団体等と早稲田大学との協働連携により継続的にスポーツ振興を図る取組の総称

【第3章 経済環境分野】 持続可能で活力に満ちた、にぎわいと魅力のあるまち

3-1 農林業の振興

主な事業	概 要
①意欲ある農業者の育成と産地育成	・営農規模の大小や性別にかかわらず意欲ある農業者の育成や競争力を有する産地育成を行います。農地の利用集積を図り、農業の生産性と販売力を高め、安定的経営に繋がる支援を行います。
②環境にやさしい農業と販売促進の支援	・緑肥作付や有機農業、生態系（エコ）農業、耕畜連携による堆肥利用等、減農薬・減化学肥料による環境にやさしい農業を推進する農業者への支援を行います。 ・安全安心で高品質な農産物の産地育成と本庄産農産物のブランド化、6次産業化※の推進を図り、販売促進を支援します。 ・関係団体や本庄産農産物を使って事業展開している事業者などと連携し、販路拡大にも繋がる地産地消を推進します。
③観光農業を活用した農産物のPRの推進	・本庄市観光農業センター及び本庄市ふれあいの里いすみ亭、地域活性化に取り組んでいる NPO 法人等の相互作用を活用し、農業体験講座等を行うなど、この地域を拠点とした観光農業の魅力を発信するとともに本庄産農産物 PR 活動を推進します。
④農作物被害の防除対策	・イノシシやシカなど野生鳥獣の特性を把握し農作物被害の防除対策を行います。
⑤農業近代化資金利子補給	・農業者等の資本整備の高度化及び農業経営の近代化に資するため、融資機関から借り入れた際、利子助成を行います。
⑥農業資源の維持管理団体への支援	・良好な営農条件を整えた農業基盤の整備を推進し、水路、農道や農地等の地域資源の維持管理を行う団体に多面的機能支払交付金※を活用して支援を行います。将来の農業を担う子どもたちに農業への理解を深める活動を推進します。
⑦遊休農地の解消	・農地パトロールなどによる遊休農地の状況調査を農業委員会が行います。また、関係機関と連携を図り、国の補助事業を活用し、遊休農地の解消や活用に向けた取組を支援します。
⑧森林資源の適切な管理と活用	・森林組合等との連携により適正な森林管理の促進を図ります。市有施設の木造化・木質化を図り地域産木材の積極的な利用を推進します。

3-2 商業の振興

主な事業	概 要
①商工会議所・商工会への支援	・商工会議所・商工会に補助し、魅力ある商店街づくりのための企画・事業を支援します。
②中心市街地空き店舗対策の推進	・中心市街地の空き店舗の利用を促して営業を開始した事業主に対する支援を行います。 ・商工会議所・商工会等と連携して、空き店舗の活用を促進させる「空き店舗ゼロプロジェクトチーム」を結成します。
③商店街振興支援	・各商店街が活性化のために行うイベント等や商店街街路灯の改修等に対し支援を行うなど、商店街の活性化とイメージアップを図ります。 ・埼玉県や商工会議所・商工会と連携して、経営革新に取り組む事業者を支援します。 ・創業支援事業計画により、商工会議所・商工会・本庄早稲田国際リサーチパークと連携し、創業希望者への支援、フォローアップを継続します。 ・商工会議所・商工会・金融機関等と連携し「クラウドファンディング

※ 6次産業化：農業者が農産物の生産（1次産業）に加え、加工（2次産業）や流通・販売（3次産業）にも主体的に関わり、農業経営に新たな付加価値を取り込むこと

※ 多面的機能支払交付金：農村地域の過疎化、高齢化、混住化等により、集落機能の低下が進行しており地域の共同活動に支障が生じつつある このため地域の共同活動に係る支援を行うもの

3-2 商業の振興

主な事業	概 要
	※活用事例セミナー」等を開催し、先進的な取組を推進します。
④中小企業融資の実施	・商業経営の安定のため各種融資を行います。 ・経営向上に意欲的なモデル事例の発信を行います。

3-3 工業の振興

主な事業	概 要
①企業誘致に向けたPRの推進	・立地企業への優遇制度の充実を図りつつ、「本庄千本桜周辺地区産業団地※」をはじめとした工場適地に、市の優位性などをアピールして、新たな優良企業の誘致を推進します。
②工業用地の確保	・企業誘致を円滑に進めるため、優良な工業用地の確保に努めるとともに、環境分野などの次世代産業の集積のベースとなる新たな産業拠点の創造にも取り組みます。
③工場の適正配置	・住宅地に隣接する工場の騒音等の諸問題を解決し、住工混在地区内の工場を移転・集約化させることによって、市街地の住環境の向上を図るとともに、工場の安定的な操業環境を確保します。
④企業融資の拡充	・中小企業が経済環境の変動に対応しつつ健全な発展を図れるよう、各種融資制度の拡充に努め、企業経営の基盤強化を図る支援をします。 ・既存の市内中小企業の近代化や技術革新等の強化を図るため、商工会議所・商工会等が開催する公的融資制度の活用セミナーを支援します。

3-4 観光の振興

主な事業	概 要
①観光協会への支援	・観光協会を支援することにより、祭り、行事、郷土芸能の継承・発展を図ります。
②回遊型・体験型観光の推進	・「七福神めぐり」、「駅からハイキング」、「児玉三十三霊場めぐり」などの回遊型観光の推進を図ります。 ・農業体験や工場見学など体験型観光を推進します。
③観光案内の充実	・本市及び児玉郡内で連携し、広域観光情報の共有化と観光ルート開発を進め、広く情報発信を行います。 ・観光客の受入体制の整備として、わかりやすいサイン標識の設置を推進します。さらに訪日外国人に対し、観光パンフレットや案内板の多言語化を推進するとともに、SNS※を活用して観光情報の発信を行います。
④推奨土産品制度の推進	・観光協会と協力し、推奨土産品制度を推進し、品数の増加とPR及び販売促進を進めます。
⑤上武絹の道の推進	・DMO※「上武絹の道」の推進のため、7市町とNPO 産業観光学習館で連携し、絹産業遺産群を活用し、広域的な観光PRに努めます。

※ クラウドファンディング：インターネットを通じて、不特定多数の人々から資金調達を行い、商品開発や事業などを達成する仕組み

※ 本庄千本桜周辺地区産業団地：本市市児玉町児玉及び秋山地区内の約31haのエリアについて、埼玉県が平成23年9月に示した「圏央道以北地域の産業地誘導に関する基本的考え方」に基づき、同年11月に産業集積を先導的に進める地区として県が指定した地区。本市では、「本庄千本桜周辺地区産業団地」と称し、立地企業の開発整備により産業団地化を進める地区のこと

※ SNS：Social Networking Serviceの略語で、人と人とのつながりを促進・支援する、コミュニティ型のWebサイトおよびネットサービスの総称

※ DMO：Destination Management/Marketing Organizationの略語で、地域の「稼ぐ力」を引き出すとともに地域への誇りと愛着を醸成する「観光地経営」の視点に立った観光地域づくりの舵取り役として、多様な関係者と協働しながら、明確なコンセプトに基づいた観光地域づくりを実現するための戦略を策定するとともに、戦略を着実に実施するための調整機能を備えた法人

3-5 勤労者対策の推進と消費者の安全と利益の確保

主な事業	概 要
①労働法律相談の実施	・弁護士による労働法律相談を実施します。
②労働セミナーの実施	・児玉郡市内の企業を対象に、商工会議所等による労働セミナーを推進します。
③求人企業合同説明会	・非正規雇用者対策としてハローワーク本庄や本庄地区雇用対策協議会が行う求人企業合同説明会を後援します。
④退職者共済掛金一部補助	・小規模事業者の育成及びその従業員の福祉の増進を図るために、中小企業退職者共済掛金の一部を補助します。
⑤本庄市勤労青少年ホーム管理運営	・勤労者福祉のため、本庄市勤労青少年ホームの維持管理を行います。
⑥消費者相談の充実	・消費生活相談員が、商品購入や契約に関するトラブル等の相談に対応します。
⑦消費生活サポーター活動の推進	・消費者被害に遭わないよう、消費生活サポーターによる、消費者の意識啓発活動を積極的に行います。
⑧消費者被害防止の強化	・消費生活講座、リーフレット・パンフレット・広報ほんじょう等を活用し、消費者が安心して暮らせる情報の提供を行います。
⑨多様な働き方の推進	・企業が取り組む「働き方の見直し」を支援するため、商工会議所・商工会等と共同で多様な働き方企業を認定します。 ・女性起業家等によるプレゼンテーションイベントや交流会を開催し、女性の起業気運の醸成と活躍の場の拡大を促進します。

3-6 環境対策の充実

主な事業	概 要
①環境共生都市の推進	・再生可能エネルギー※を中心とした創エネルギー※と徹底した省エネルギーに取り組み、エネルギーの地産地消を推進します。
②環境マネジメントシステム※の継続・改善	・環境に配慮した自治体として、環境マネジメントシステムの継続的な改善に取り組みます。
③環境啓発イベントの推進	・環境教室や環境パネル展の開催、河川の浄化活動などを通じ、環境保全対策を推進します。
④環境分析調査の推進	・環境の現状を把握するため、大気・水質・土壌などの各種分析調査を実施します。
⑤放置自転車の減少	・啓発活動や駅周辺などの公共の場で定期的な街頭指導を実施し、公共の場所における自転車等の放置の防止に努めるとともに、放置された自転車等の撤去を行い、良好な生活空間を保持します。
⑥生活排水処理施設の整備の推進	・公共下水道整備区域外及び農業集落排水整備区域外において、合併処理浄化槽の整備促進を実施し、排水施設の整備を推進します。

3-7 廃棄物の処理とリサイクル

主な事業	概 要
①広報紙等による啓発	・広報ほんじょう「ECO ガイド」やホームページなどで、生ごみの水切りや食品ロスの削減など、ごみ減量化・再資源化及び適正処理に向けたあらゆる取組について、多くの市民が知識を深め環境意識の向上が図られるよう普及啓発を実施します。
②生ごみ水切り運動	・㈱カインズとの共同開発により作成した生ごみ水切り器を使って水切

※ 再生可能エネルギー：太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱などのエネルギーのこと 一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、石油等に代わるクリーンなエネルギーとして期待されている

※ 創エネルギー：省エネルギーに対する言葉として、エネルギーを節約（省エネ）するだけではなく、再生可能エネルギーなどを利用して、積極的にエネルギーを創り出していくことをいう

※ 環境マネジメントシステム：企業・事業所等の組織の環境保全行動に向けた継続的な取組を推進するシステム

3-7 廃棄物の処理とリサイクル

主な事業	概 要
	りを実践していただくことで、生ごみの減量意識を高めるとともに、ごみ減量化の普及啓発を進めます。
③レジ袋削減キャンペーン	・ごみの減量、地球温暖化防止対策の一つとして、レジ袋の削減、マイバッグ・マイバスケツト利用促進の啓発活動を実施します。
④資源ごみ分別回収の推進	・自治会の協力により、市民が排出しやすい環境整備を進めながら、びん・缶等の資源ごみの分別回収を実施し、廃棄物の再資源化を推進します。
⑤集団資源回収の推進	・子ども会や PTA 等が実施する、紙類を中心とする集団資源回収に対して回収量に応じて報奨金を交付し、廃棄物の再資源化を推進します。
⑥使用済小型家電回収の推進	・使用済小型家電には、レアメタルなど多くの有用金属が含まれており、これらの貴重な資源を再利用するため、家庭で使われていた使用済小型家電を回収します。
⑦廃食用油リサイクルの推進	・家庭からの廃食用油を随時公民館等で拠点回収し、再資源化を図ります。

【第4章 都市基盤分野】 人にやさしい、快適で美しく住みやすいまち

4-1 計画的なまちづくり

主な事業	概 要
①用途地域や地区計画等の見直し	・地域の特性や実情に合わせ、用途地域や地区計画、建築協定制度※の活用、見直しを検討します。
②開発許可事務の適正な運用	・地域の特性と実情にあった開発誘導を行い、無秩序な開発による居住環境の悪化を防止し、適正な開発指導を行います。
③都市景観の整備・誘導	・住民等の協力を得ながら無電柱化を推進します。また、本庄市幹線道路景観指導要綱及び景観法に基づく一定規模を超える建築物等の届出や地区計画等により、外壁の色彩や位置等を誘導します。
④既成市街地の整備	・まちなか再生となる施設の誘導や民間活力を活用した住宅供給促進への支援、狭あい道路の拡幅等により居住環境の整備を行います。また、市街地の活性化に取り組む市民団体等の活動を支援します。
⑤地籍調査の推進	・市街地の土地活用を促進するため、土地の実態が登記と異なる区域について、関係権利者の協力を得ながら土地境界の確定を進めるための地籍調査を推進します。
⑥本庄駅北口駅前周辺地区の整備	・本庄駅北口の駅前広場を整備するとともに、地域住民や事業者と連携して周辺のまちづくりを進めます。
⑦児玉駅周辺の整備	・競進社模範蚕室等の歴史的な建造物を観光資源として活用しながら、基盤整備を推進するなど周辺のまちづくりを進めます。
⑧本庄早稲田の杜地区の整備	・市民や企業等のまちづくり活動を支援します。また、土地地区画整理事業が未着手である地区については、地区計画制度を活用するなど住民参加によるまちづくりに取り組みます。
⑨定住者への住宅取得支援	・定住人口の増加及び地域の活性化を図るため、定住者の住宅取得等に係る支援制度の充実を図ります。

4-2 居住環境の整備

主な事業	概 要
①道路後退用地の整備	・本庄市道路後退用地整備要綱の規定により、道路後退した部分の分筆費用の補助金の交付や舗装工事等の整備を行います。
②生活道路の整備	・快適で安全に通行するために、狭あい道路の拡幅や隅切りの設置、排

※ 地区計画、建築協定制度：地域住民の合意に基づき、それぞれの地区の特性にふさわしいまちづくりを誘導する制度

4-2 居住環境の整備

主な事業	概 要
	水路の整備等を進めます。また、児童が安全に通学できるように歩道の整備やグリーンベルトの設置等を進めます。
③道路のバリアフリー化推進	・駅周辺等を中心に歩行者の多い市道について、歩道の段差を解消し自転車レーンの整備や点字ブロックの設置を進めるなどバリアフリー化を進めます。
④空き家・空き地等の管理と活用の促進	・老朽化し特に危険な状態にある空き家については、建物の解体、撤去に対する補助金による支援を行い、除却を促進します。また、空き家バンクを利用して空き家の活用を促進します。
⑤住宅等の耐震化の啓発と支援	・旧耐震基準の木造住宅を対象に無料耐震診断や、耐震改修等に対する補助金による支援を行い、住宅の耐震化を促進します。
⑥市営住宅の長寿命化と効率的・効果的な管理と活用	・市営住宅の計画的な改修、修繕を行います。また、管理代行制度の活用や民間賃貸住宅の借上方式の導入について検討するとともに、子育て世帯の支援に向けた施策の展開についても検討します。

4-3 道路・河川の整備と維持管理

主な事業	概 要
①国道17号本庄道路の整備促進	・国道17号本庄道路の早期開通を目指して、事業の推進や未事業化区間の早期着手を国に要望します。また、地域の活性化にもつながる道の駅の設置について検討します。
②十間通り線の整備促進	・国道17号本庄道路の進捗に合わせ、埼玉県と調整し、早期事業着手を要望します。
③都市計画道路の整備	・小島中通り線、新田原通り線等の幹線道路網の早期整備を行い、主要な道路のネットワーク形成の推進を図ります。
④都市計画道路の見直し	・長期間未整備となっている都市計画道路について、道路の構造や必要性などを再検証し必要な見直しを行います。
⑤道路改良の推進	・安全で円滑な交通を確保するため、地域の主要道路や生活道路の拡幅など整備を推進します。
⑥道路利用環境の整備	・舗装の修繕や側溝の清掃、街路樹の剪定、道路除草等を行うとともに、ロードサポート制度を活用し道路の適切な維持管理を行います。また、違反した屋外広告物の除去を行うことで景観の向上に努めます。
⑦橋梁の計画的な維持・更新	・老朽化した橋梁を長寿命化計画に則り計画的に補修・補強し、安全を確保するとともに、コストの低減を図ります。
⑧道路台帳の整備	・児玉地域において道路管理のための基準点を整備します。道路台帳や道路施設等の各種台帳をデジタル化し、GIS※による一元的な維持管理を図ります。
⑨河川改修の促進	・女堀川・備前渠川・御陣場川について、埼玉県による改修事業の推進を要望します。
⑩水路改修や雨水対策事業の推進	・浸水被害を減らすため、水路の改修など雨水対策を推進します。

4-4 交通サービスの充実

主な事業	概 要
①高崎線沿線地域活力維持向上推進協議会	・高崎線沿線地域活力維持向上推進協議会の活動を通して他の関係市町と連携し、JR等に対する要望活動を実施します。
②八高線電化促進要望活動	・八高線電化促進期成同盟会の活動を通して他の関係市町と連携し、JR等に対する要望活動を実施します。
③民間路線バス維持対策事業	・市内を運行する民間路線バスについて、運行事業者と協力して維持充実を図ります。
④本庄市デマンド交通※等運行補助	・デマンド交通等と他の公共交通サービスとの連携の充実を図ること

※ GIS: Geographic Information System の略語で、地理情報システムのこと 地理的位置を手がかりに、位置に関する情報を持ったデータを総合的に管理・加工し、視覚的に表示し、高度な分析や迅速な判断を可能にする技術

※ デマンド交通: 電話予約など利用者のニーズに応じて柔軟な運行を行う公共交通の一形態

4-4 交通サービスの充実

主な事業	概 要
事業	で、地域住民の利便性を確保します。
⑤交通バリアフリー※推進事業	・駅への多機能トイレの設置、ノンステップバス※の導入等、鉄道・バス事業者と連携して推進します。

4-5 水道水の安定供給

主な事業	概 要
①老朽管の更新	・老朽化した管路を、計画的に耐震性のある管路に布設替えします。
②埼玉県水の受水	・水源の複数確保のため、質・量ともに安定した埼玉県水の受水を行います。また給水需要に応じた受水量の見直しを図ります。
③浄・配水場の耐震化	・二次耐震診断結果をもとに、経済性や施工性等から耐震補強又は施設更新の方向性を検討した上で将来必要な施設能力にあわせた耐震補強又は施設の更新を行います。
④漏水の調査	・水道水の安定供給及び健全な水道経営のため、本庄及び児玉地域を各2ブロックに分けて隔年で調査し、配水管等の漏水修繕を実施します。
⑤水道料金収入の確保	・口座振替の推進を図るとともに、収納取扱金融機関の拡大を検討します。また、導入コストや手数料負担等の費用対効果を踏まえ、クレジットカード等による支払方法の導入を検討します。
⑥水質の検査	・安全・安心な水道水を供給するため、水質検査を適正に実施します。

4-6 下水道施設等の充実

主な事業	概 要
①公共下水道の築造	・汚水及び雨水管渠の整備を計画的に進めます。
②利根川右岸流域下水道事業費負担	・流域下水道事業（幹線管渠及び処理場等の整備・更新等）に対し、関係市町が事業費の一部を負担し、事業の推進を図ります。また、汚水処理の費用についても負担します。
③管渠等の計画的な維持・更新	・管渠や処理施設の維持管理のため、更新、修繕、保守点検等を効率的に推進します。
④水洗化の普及促進	・水洗化（接続）人口を増やすため、融資あっせん制度の利用促進等についての広報紙への掲載、戸別訪問、高齢者世帯等の対策等を行い、水洗化の普及に努めます。
⑤浄化槽設置の普及促進	・河川等の保全や水質改善を図るため、公共下水道、農業集落排水の区域外で、既存単独処理浄化槽や汲み取り便槽から合併処理浄化槽に転換する世帯に補助金を交付し、浄化槽の普及促進に努めます。

4-7 都市公園の整備と緑の保全

主な事業	概 要
①計画的な公園整備	・本庄総合公園、若泉運動公園については、基本計画による整備を進めます。その他の公園についても、住民参加による計画策定を行い、公園の役割や機能に応じた整備を進めます。
②公園の適切な維持管理	・長寿命化計画を策定し、計画的な維持保全に努めます。また、指定管理者制度※の活用や住民参加により、利用しやすい環境の整備とサービス向上、コスト削減を図ります。
③緑化の推進	・市民との協働により緑の基本計画を見直し、緑化を推進します。また、緑の募金を活用して苗木の配布等を行い、環境への意識を高めながら

※ バリアフリー：障害者や高齢者等の社会的弱者が障壁なく設備やシステムを利用できる状態

※ ノンステップバス：出入口の段差を無くし、乗降を容易にした低床バス的一种である 床面高さは概ね 350mm 以下のものを指す また、収納式のスロープ板を操作することで、車いすの乗降も容易になる

※ 指定管理者制度：住民サービスの向上・民間経営ノウハウの活用・経費削減などを目的として、公の施設の管理運営を民間等に広げた制度のこと

4-7 都市公園の整備と緑の保全

主な事業	概 要
	緑化を推進します。
④段丘斜面の保全	・ほんじょう緑の基金の充実に努め、市街地の北側にある段丘斜面林の樹木の保全・管理を行います。

【第5章 市民生活分野】 市民だれもが活躍し、安全に生活できるまち

5-1 市民との協働によるまちづくりの推進

主な事業	概 要
①自治会運営への支援	・自治会連合会及び各自治会の活動に対する補助金の交付や、自治会連合会の運営を支援します。
②自治会施設整備への助成	・地域コミュニティ活動の拠点である自治会館等の整備・改修に対し補助金を交付します。
③コミュニティ団体への活動支援	・コミュニティ団体の活動に対して補助金を交付し、活動を支援します。
④地域コミュニティへの助成	・地域コミュニティ醸成のため、(財)自治総合センターの助成金を受けて、地域コミュニティ活動に必要な物品等の整備を行います。
⑤市民及び市内企業への研修支援	・自治会や地元企業の実施する防犯・防災等の研修に対し、講師の派遣、啓発用品の配布等の支援・協力を行います。
⑥全市一斉清掃	・コミュニティ協議会との協働により、ゴミゼロ運動の一環として全市一斉清掃を実施します。
⑦児玉地域ボランティア連絡協議会への参加	・児玉郡市内のボランティア団体の集まりである児玉地域ボランティア連絡協議会に参加し、イベントや研修会などを協働して開催します。
⑧ボランティア団体・NPO法人の設立・育成支援	・ボランティア団体・NPO法人の設立や活動に関する制度・事業の情報提供など、団体の育成と支援を図ります。
⑨市民提案事業	・地域の課題や行政課題を自ら解決しようとする市民活動団体、NPO法人等の専門性、柔軟性等を生かした公益的な事業の提案を支援し、市民との協働のまちづくりを展開します。

5-2 人権を尊重する社会の実現

主な事業	概 要
①人権教育研修会等の実施	・市民のライフサイクルに合わせた様々な機会をとらえ、幅広い年齢層に合わせた各種研修会や講演会などを開催します。
②人権擁護委員による人権相談等の実施	・法務大臣から委嘱された人権擁護委員による人権相談を毎月2回実施するとともに、委員自らも人権思想の普及啓発活動を行います。
③男女共同参画啓発の推進	・男女共同参画基本計画の進行管理を踏まえて、地域活動における男女共同参画の推進を図ります。
④配偶者暴力相談支援センターによる被害者支援	・DV被害者にとって最も身近な相談窓口となり、警察等の関係機関との連携を図るとともに、DV被害者の速やかな安全確保に努めます。
⑤本庄市国際交流協会活動補助事業	・在住外国人の地域社会への参加を促すため、本庄市国際交流協会が行っている在住外国人との交流活動や語学講座等の研修、広報活動、翻訳・通訳等のボランティア活動を支援します。

5-3 危機管理体制の強化

主な事業	概 要
①大規模災害等を想定した防災訓練の実施	・災害時等における救助活動を円滑にするための実践的な実務の習得と関係機関との連携強化を図るため、市民参加による防災訓練を実施し、意識の高揚を図ります。
②防災行政無線の整備等情報通信基盤の拡充	・災害時に正確な情報を迅速に伝達するために、情報通信基盤の拡充を図ります。

5-3 危機管理体制の強化

主な事業	概 要
③備蓄食料等の確保	・災害等の発生に備えて、保存食や毛布等の生活必需物資の備蓄や飲料水の確保のための整備を計画的に進めます。
④自主防災組織の設立促進と活動の支援	・市全域に自主防災組織を育成し、その活動を支援するため「本市市消防施設等整備費補助金交付要綱」により、補助金を交付します。
⑤消防団員の確保	・自治会、企業等の協力により団員の確保に努めます。また、事業所単位での防火・防災体制づくりを支援します。
⑥消防施設や機械器具の整備	・消防施設は災害時における救助活動の最前線となるため、施設及び機械器具の整備を計画的に実施します。
⑦消防水利の整備	・災害等の発生に備えて、耐震性貯水槽の整備を計画的に実施します。
⑧防災施設の整備	・災害時に対応できる環境に配慮した機能（エコ機能）をもった避難施設の整備を推進します。また、土砂災害により避難経路が交通途絶となる可能性が非常に高い地域への対策として、避難場所の確保を図ります。
⑨避難行動要支援者支援の充実	・全体計画の更新や福祉避難所の確保のため、福祉施設との協定の締結等を図るとともに、段階的に訓練を実施します。
⑩業務継続計画の推進	・必要資源の確保に努めた結果や訓練等によって得られた情報や知見等について、内容に反映させ、計画を見直し・更新するという継続的改善に取り組むことで、その実効性を向上させます。

5-4 防犯対策の推進

主な事業	概 要
①防犯ボランティア団体の組織の強化	・自治会中心の防犯ボランティア団体の組織化をさらに進めるため、未組織自治会の解消とともに、各種団体との連携による組織の拡充を図ります。
②防犯団体の支援	・防犯活動に必要とされるベスト、帽子等を提供します。また、犯罪情報の共有化を図ります。
③防犯研修会の実施	・防犯ボランティア連絡協議会加入団体への研修会及び自治会単位での研修会を警察署や関連機関と合同で実施します。
④広報紙・ホームページ等による啓発	・市広報紙やホームページ、防災行政無線などを通じて、犯罪に関する情報や防犯に対する取組の啓発を実施します。
⑤防犯環境の整備	・防犯に配慮した環境を整備するため、自治会からの申請に基づき、予算の範囲内で防犯灯の設置費用及び電気料金の助成を実施します。また、必要に応じ公共空間への防犯カメラなどの整備を促進します。
⑥防犯パトロールの実施	・青色回転灯積載車による小学校単位ごとの巡回、地域防犯団体による巡回の実施を推進します。また、警察官によるパトロール強化を依頼します。
⑦市民参加の防犯対策	・地域防犯意識の高揚と併せ、地域内の防犯対策が必要な場合の措置を講じるよう呼びかけます。
⑧暴力排除・暴力追放活動の推進	・巧妙化する暴力団等の犯罪追放と地域が一体となった犯罪防止活動推進のため、関係機関と連携して、暴力排除活動を推進します。

5-5 交通安全対策の推進

主な事業	概 要
①交通安全施設の整備	・カーブミラー、区画線、ガードレール、道路照明灯の設置など、地域の状況を的確に捉えた安全施設整備を実施します。
②交通環境の整備	・事故が多発している道路・交差点など緊急に交通安全の確保が必要な場所について、重点的に整備を行います。
③交通安全運動の推進	・季節ごとに行われる交通安全運動期間において、啓発活動への各関係団体の参加を促進し、交通安全に関する啓発を推進します。
④交通安全教育	・高齢者や児童生徒、園児などを対象とした各年齢層に応じて、交通事故当事者等の体験談や交通事故を再現した実演等を取り入れるなど、効果的な交通安全教室を随時開催し、交通事故の減少を図ります。

5-5 交通安全対策の推進

主な事業	概 要
⑤交通安全協力団体への支援	・交通安全母の会等の交通安全協力者への支援を行い、事故防止活動を推進します。

5-6 市民サービスの向上

主な事業	概 要
①市民相談事業	・市民相談をより利用しやすく変更し、市民の悩みの解消に努めます。
②休日窓口開庁業務	・休日窓口開庁の業務内容の拡大を図り、市民の利便性向上に努めます。
③職員研修	・各種職員研修や職場内研修により専門知識を深めるとともに、より良い接遇を習得し、職員の資質の向上を図り、窓口サービスの充実に努めます。

【第6章 行財政経営分野】 市民の信頼に応える行財政経営を進めるまち

6-1 市政情報の提供の充実と市政に対する市民参加の推進

主な事業	概 要
①広報活動の充実	・広報ほんじょう、市ホームページ、テレビ埼玉データ放送、本庄ケーブルテレビデータ放送、SNS※など様々な媒体を活用し、有効でわかりやすい情報発信を行います。
②市民と市長の対話集会	・市内で活動する団体やグループの皆さんからのご意見を市政に活かすことを目的に対話集会を実施します。また、まちづくりへの関心や理解を深めて頂くことを目的とした中学生まちづくり議会の開催をはじめ、次代を担う小中学生、高校生との対話集会も実施します。
③市長への手紙	・「市長への手紙」により、市政に関する意見や提言などを聴取し、回答を通して市政に反映します。
④パブリックコメント※の推進	・市の政策等の策定にあたり原案を市民に公表し、原案に対する意見等の提出を受け付けて、市民の意見の政策への反映を進めます。
⑤行政情報の提供推進	・窓口でのトラブルを未然に防ぐため、行政手続きに係る事前説明を丁寧に行うとともに、情報公開制度によらなくても取得できるよう行政情報を積極的に提供します。
⑥職員給与、定員管理等人事行政の運営等の状況公表	・市職員の採用、退職、給与、勤務時間その他の勤務条件、研修など、人事行政の運営等の状況を公表します。

6-2 効率的・効果的な行政経営の推進

主な事業	概 要
①行政評価※の推進	・行政評価の適切な活用により、所期の目的を達成した事業の廃止や費用対効果の低い事業の見直しを進めます。
②行政改革大綱実施計画の進捗管理	・行政改革大綱実施計画に示された取組内容の目標達成に向けて、進捗状況を管理するとともに、成果の公表を行います。
③民間委託の検証・推進	・既に実施している民間委託の検証を行うとともに、新たに対象となる事務事業を選定し、民間委託を推進します。
④指定管理者制度※の活用	・公共施設について、サービス水準の向上や経費の削減を検討し、効果

※ SNS : Social Networking Service の略語で、人と人とのつながりを促進・支援する、コミュニティ型の Web サイトおよびネットサービスの総称

※ パブリックコメント：計画策定時に原案を公表し、市民から幅広い意見を受け付けて、最終的な計画内容を検討していく制度のこと

※ 行政評価：行政の政策・施策・事務事業に対して、一定の指標により成果やコストを評価し、行政活動の効率性を高めていく仕組み

※ 指定管理者制度：住民サービスの向上・民間経営ノウハウの活用・経費削減などを目的として、公の施設の管理運営を民間等に広げた制度のこと

6-2 効率的・効果的な行政経営の推進

主な事業	概 要
	の見込めるものは指定管理者制度*の活用を推進します。
⑤組織の見直し・定員適正化の推進	・事務事業の効率的な推進体制の整備を行うため、組織の見直しを行うとともに、新たな「定員適正化計画」を策定し、定員の適正化を推進します。
⑥庁内分権の推進	・意思決定の迅速化と責任の明確化のため、施策における権限の強化や予算編成権限等について、各部への権限移譲を図ります。
⑦給与の適正化	・国や県の動向を踏まえ給料・手当の見直しを行います。
⑧人事評価制度の活用	・職員が職務を行うに当たり発揮した能力や挙げた業績を適正に評価し、任用、給与、分限、その他の人事管理の基礎として活用します。
⑨人材の育成	・「人材育成基本方針」及び「職員研修計画」により、職員の人材育成を進めます。
⑩定住自立圏構想の推進	・圏域の構成市町との連携により、各分野への取組を推進します。
⑪市域を超えた連携の推進	・共通の課題を抱えた自治体同士の連携により、課題解決に向けた事業を協働で行います。
⑫ワーク・ライフ・バランスの推進	・職員の心身の健康を維持するとともに、性別を問わず活躍でき、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）や子育てしやすい職場環境を整備するための取組を行います。
⑬ストレスチェックの実施・活用	・ストレスチェックを実施し職員自身のストレスへの気づきを促すとともに、結果を分析することで、不調となることを未然に防止するための職場改善につなげます。
⑭再任用制度の活用	・定年退職者の雇用と年金との連携を図るとともに、職員の定員管理との調整を図りつつ再任用制度を運用し、職員が長年培った知識、経験、能力などを組織の中で有効に活用します。
⑮職員昇任選考の実施	・職員の勤労意欲を良好に維持し、組織の活性化を図るために、職員昇任選考を実施します。

6-3 早稲田大学との基本協定に基づく施策の推進

主な事業	概 要
①各種計画策定への参画	・計画策定時の審議会や懇談会などの委員の委嘱を通じ、早稲田大学の知的資源の活用によるまちづくりを進めます。
②産・学・公・地域の連携	・公益財団法人本庄早稲田国際リサーチパークを活用し、産・学・公・地域の連携と交流を促進します。
③知的資源を生かした人材育成	・大学の人的・知的資源を活用し、次代を担う人材の育成を進めます。
④留学生と小学生との交流	・小学校へ講師として留学生を派遣し、母国紹介や文化体験交流等を通して、相互理解を深めます。
⑤小学校との連携による環境学習支援	・河川での魚類調査や、総合的な学習の中で環境問題を考える授業を、大学の協力を得ながら進めます。
⑥実証実験支援	・地域で大学が展開する各種実証実験を支援し、大学の知的資源をまちづくりのために活かします。

6-4 電子自治体の推進

主な事業	概 要
①電子申請システム事業	・インターネットの利用により手続きができる市の各種申請や届出等の充実を図ります。
②施設予約システム事業	・インターネットの利用による体育施設の空き状況の確認や利用申込みなどができるシステムについて、文化施設等への拡充を図ります。
③公衆Wi-Fi環境の整備	・市内の主要施設に公衆 Wi-Fi 環境を整備し、市民や本市への来訪者の利便性の向上と災害発生時の通信手段の確保を図ります。
④行政システムの効果的な運用の推進	・より効率的・安定的な行政事務を推進するために、最新の ICT 技術を踏まえるとともに、費用対効果を検証しながら、行政システムの効果

6-4 電子自治体の推進

主な事業	概 要
	的な運用の推進を図ります。
⑤情報セキュリティ対策の強化	・最新の ICT 技術の動向の把握・分析に努めるとともに、「本庄市情報セキュリティポリシー」の適正な運用により、情報セキュリティ対策を強化します。
⑥大規模災害に対する業務継続性の向上	・行政システムのバックアップ体制の強化、リスクの軽減、復旧手順の明確等に努め、大規模災害に対する対策の強化を図ります。

6-5 自主性・自立性の高い財政運営の確立

主な事業	概 要
①市税等収入の増加	・口座振替の推進及びマルチペイメントネットワーク※等を利用した納税・納付方法の多様化を図るとともに、税や料金の滞納者対策を進め適正な債権管理に努めます。
②受益者負担の適正化	・使用料や手数料について、サービス提供にかかるコストなどを検証し、利用者の負担割合、減免となる条件や減免割合を見直します。
③財政収支の見通しの策定	・財政状況を確認した上で、財政を健全化するための計画として、中長期的視点により、財政的な数値目標を掲げた財政収支の見通しを策定します。
④公共施設の効率的・効果的な運営	・公共施設の相互利用を促進し、施設の有効利用を図るとともに、計画的な管理やスリム化など効率的・効果的な運営を進めます。
⑤事務事業の見直しによる経常経費の縮減	・事務事業評価※を通じて、事業の目的や効果コストを明確にするとともに、事業の見直しにより経常経費の縮減に努めます。
⑥長期化・固定化した補助金等の見直し	・目的が達成されたものや効果が薄れた補助金等について、廃止などの見直しを行います。また、新規事業については「本庄市補助金等適正化委員会」において、客観的に判断します。
⑦シティプロモーションの推進	・市民とともに地域資源や魅力を見直し、発見・想像し、地域への誇りや愛着など住民意識を高め、あわせて人、モノ、企業を呼び込み、選ばれる本庄市として認知度や好感度、関心を高めることを目指して、関係機関と連携し周知、情報発信活動を推進します。

※ マルチペイメントネットワーク：税金や公共料金、各種料金などの支払いを、金融機関やコンビニエンスストアの窓口に並ぶことなく、パソコンや携帯電話、金融機関のＡＴＭから支払うことができるサービスのこと

※ 事務事業評価：事務事業を対象とした行政評価のこと。成果や経済性などを評価し、事務事業の効果や効率を高めようとする仕組みのこと

本庄市総合振興計画

発 行：本庄市

編 集：企画財政部企画課

〒367-8501 埼玉県本庄市本庄3-5-3

TEL：0495-25-1111（代表）

FAX：0495-21-8499

URL：<http://www.city.honjo.lg.jp>